年　報

や　ま　び　こ　３３

――― ２０２１年度情報公開・個人情報保護・会議公開制度運用実績報告書 ―――

町田市総務部市政情報課

目　　次

第１章　情報公開請求の状況
１　２０２１年度の経過…… － 7 －
２　２０２１年度情報公開請求・決定の内容…… － 9 －
３　年度・実施機関別情報公開請求の件数…… － 94 －
第２章　個人情報開示等請求の状況
１　２０２１年度の経過…… － 97 －
２　２０２１年度個人情報開示等請求・決定の内容…… － 99 －
３　年度・実施機関別個人情報開示等請求の件数…… － 130 －
第３章　行政不服審査会の状況
１　行政不服審査会…… － 133 －
２　２０２１年度　行政不服審査会の開催状況…… － 133 －
３　不服申立て（審査請求）の状況…… － 135 －
４　答申の状況…… － 135 －
５　２０２１年度審査会事件一覧…… － 135 －
第４章　情報公開・個人情報保護運営審議会の状況
１　情報公開・個人情報保護運営審議会…… － 213 －
２　２０２１年度　情報公開・個人情報保護運営審議会の開催状況…… － 213 －
第５章　審議会等の会議公開の状況
１　２０２１年度の経過…… － 227 －
２　２０２１年度審議会等の会議の開催状況…… － 228 －
第６章　市長の資産等公開の状況
１　２０２１年度の経過…… － 233 －
第７章　情報提供の状況
１　情報公開と情報提供…… － 237 －
２　刊行物の販売…… － 238 －
３　インターネットによる案内…… － 241 －
４　複写サービス…… － 242 －
第８章　その他
１　予算執行状況…… － 245 －
２　個人情報の漏えいについて…… － 246 －
３　職員等を対象とした研修会・説明会等の開催…… － 246 －
４　ＰＩニュースの発行…… － 247 －
５　出資等団体の情報公開・個人情報保護制度化の取り組み状況…… － 247 －
６　他の自治体等からの視察…… － 248 －

第１章　情報公開請求の状況

第１章　情報公開請求の状況

１　２０２１年度の経過

１年間の請求件数は９９件でした。その内訳及び決定の状況は以下のとおりです。

（１）２０２１年度実施機関別情報公開請求件数

実施機関	主管部課		件数	小計
市長	政策経営部	企画政策課	３７	８２ （内取下げ２）
	総務部	職員課	1	
	財務部	資産税課	4	
		納税課	1	
		営繕課	1	
	防災安全部	防災課	1	
	市民部	市民課	1	
	文化スポーツ振興部	文化振興課	2	
		スポーツ振興課	2	
	いきいき生活部	保険年金課	1	
		介護保険課	2	
	保健所	保健総務課	2	
		保健予防課	5 （内取下げ１）	
	経済観光部	産業政策課	1	
	環境資源部	環境保全課	2	
		資源循環型施設整備課	1	
	道路部	道路管理課	1	
		道路整備課	1 （内取下げ１）	
	都市づくり部	交通事業推進課	1	
		建築開発審査課	１１	
		公園緑地課	4	
教育委員会	学校教育部	教育総務課	1	１４
		指導課	5	
		保健給食課	4	
		教育センター	3	
	生涯学習部	図書館	1	
選挙管理委員会			0	0
監査委員			0	0
農業委員会			0	0
固定資産評価審査委員会			0	0
病院事業管理者			1	1
議会			2	2
合計			９９ （内取り下げ２）	９９ （内取り下げ２）

（２）請求者区分別請求件数

請求者区分	市内に住所を有する個人	市内に事務所または事業所を有する法人その他の団体	市外に住所を有する個人	市外に事務所または事業所を有する法人その他の団体	合計
請求者数	１７人	４人	２人	１５人	３８人
請求件数	３１件	１２件	２１件	３５件	９９件

※１人当たりの請求件数約１．５５件、１人最大請求件数６件（市内に住所を有する個人）

（３）請求に対する決定区分別件数

決　定　区　分					合計
公　開	部分公開	非公開	不存在	存否応答拒否	
３６件	６２件	９件	１６件	１件	１２４件

※１件の請求に対して複数の決定があるため、請求件数の合計と決定件数の合計は一致しません。

（４）非公開（部分公開を含む）情報の適用除外事項別内訳

適　用　除　外　事　項						合計
１号 個人情報	２号 法人情報	３号 意思決定過程情報	４号 行政執行情報	５号 公共の安全維持情報	６号 法令秘情報	
６０件	１１件	１件	１１件	４件	１件	８８件

※１件の非公開（部分公開）決定に複数の適用除外事項が該当する場合があります。

適用除外事項

情報公開制度では、実施機関の保有している公文書は原則としてすべて公開します。ただし、例外として、公開しないことができる情報の範囲（適用除外事項）を定めています。

情報公開条例第５条第１項

１号　個人情報　→　個人に関する情報
２号　法人情報　→　企業等の法人に関する情報
３号　意思決定過程情報　→　行政上の意思が最終決定されていない情報
４号　行政執行情報　→　行政の事務・事業の運営に関する情報
５号　公共の安全維持情報　→　人の生命、財産等の保護に関する情報
６号　法令秘情報　→　法令上の秘密にあたる情報

２　２０２１度情報公開請求・決定の内容

表 記 内 容 の 説 明

整理番号　請求年月日　……（主管部課名）

■請求内容　・・・・・・・・

決定年月日　**決定内容**

・対象公文書の件名　・・・・・・・・

理由：（部分公開、非公開、不存在、存否応答拒否、決定延期の理由）　・・・・・・・・

※備考・・・・・・・・

2021-１　2021 年４月１日　……（都市づくり部建築開発審査課）

■町田市〇〇町〇〇-〇〇の土地を含む道路協定書（法 43 条但し書適用）（ただし協定図及び登記簿謄本は除く）

2021 年４月 15 日　**部分公開決定**

・町田市〇〇町〇〇-〇〇の土地を含む道路協定書

・誓約書

・確約書

・土地登記簿調書

・案内図

理由：町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当

〇個人に関する情報であって特定個人が識別され、又は識別され得るものであるため

・誓約書のうち、誓約者（土地所有者）の氏名、住所、印影

・確約書のうち、関係者の氏名

・土地登記簿調書のうち、土地所有者の住所、氏名

：町田市情報公開条例第５条第１項第２号に該当

〇「印影」の部分は法人が実印として使用している印鑑の印影であり、公開し、情報が流通することによって印鑑偽造等により不正使用される恐れがあり、印影を公開すると法人等の財産の保護に著しい支障が生じると認められるため

・確約書のうち、法人代表者の印影

2021-２　2021 年４月 13 日　……（防災安全部防災課）

■町田市消防団第一分団第５部の、2019 年７月分と 2016 年 10 月分の「出張旅費等支給明細表」

2021 年４月 22 日　**公開決定**

・出張旅費等支給明細書　2016 年 10 月分 第１分団第５部　１号　出動人員報告　水火災等

・出張旅費等支給明細書　2019 年７月分　第１分団第５部　１号　出動人員報告　水火災等

・出張旅費等支給明細書　2019 年７月分　第１分団第５部　１号　出動人員報告　応急救護訓練

2021-３　2021 年４月 13 日　……（議会事務局）

■①平成 28 年 10 月 11 日～10 月 13 日の町田市議会文教社会常任委員会の「行政視察報告書」一式

②2019 年７月 22 日～24 日の議会運営委員会委員による「行政視察報告書」一式

2021 年４月 23 日　**公開決定**

・行政視察報告書　文教社会常任委員会

平成 28 年 10 月 11 日（火）～平成 28 年 10 月 13 日（木）

・行政視察報告書　議会運営委員会

令和元年７月 22 日（月）～令和元年７月 24 日（水）

2021-４　2021 年４月 21 日　……（総務部職員課）

■町田市職員（部長職～係長職）の氏名（2021 年４月役職者一覧）

2021 年４月 22 日　**公開決定**

・2021 年４月役職者一覧

2021-５　2021 年４月 22 日　……（財務部営繕課）

■（１）（仮称）国際工芸美術館整備工事に伴う地盤調査業務委託

（３）（仮称）小山田中学校区子どもクラブ新築工事に伴う地盤調査業務委託

上記（１）、（３）の金入設計書

2021 年５月６日　**公開決定**

・（仮称）小山田中学校区子どもクラブ新設工事に伴う地盤調査業務委託

①委託設計書

②変更委託設計書

・（仮称）国際工芸美術館整備工事に伴う地盤調査業務委託

①委託設計書

②変更委託設計書

2021-６　2021 年４月 22 日　……（道路部道路整備課）

■（４）鶴川駅北口広場地質調査業務委託その２

上記（４）の金入設計書

2021 年４月 30 日　**取下げ**

2021-７　2021 年４月 22 日　……（都市づくり部公園緑地課）

■（２）（仮称）成瀬鞍掛スポーツ施設整備地盤調査業務委託

（５）芹ヶ谷公園地盤調査業務委託

上記（２）、（５）の金入設計書

2021 年５月６日　**公開決定**

・（仮称）成瀬鞍掛スポーツ施設整備地盤調査業務委託

①委託設計書

②委託変更設計書

・芹ヶ谷公園地盤調査業務委託

①委託設計書

②委託変更設計書

2021-８　2021 年４月 26 日　……（保健所保健予防課）

■令和３年１月～３月末の間に町田市内の精神科病院で発生した新型コロナウイルス感染症のクラスターについて、

〇経事記録など、感染対策指導・報告に関する一切の文書・メール

〇対象者一覧など、陽性者・濃厚接触者・死者に関する一切の文書・メール

〇令和３年１月～３月末の間にクラスターが発生した町田市内の精神科病院に関する過去５年間の精神科病院実地指導についての報告書

2021 年４月 30 日　**決定延期**

理由：・請求内容が多岐にわたり、文書の特定に期間を要するため

・特に慎重な取扱いを要する情報（センシティブデータ）等を含んでおり、公開についての精査に期間を要するため

2021 年５月 18 日　**取下げ**

2021-９　2021 年４月 28 日　……　（環境資源部環境保全課）

■町田市〇〇町〇〇-〇〇　〇〇〇〇に関わる土壌汚染状況調査報告書　一式　18 ページ（平成 30 年１月 12 日付）

2021 年５月 11 日　**部分公開決定**

・土壌汚染状況調査報告書
平成 30 年１月 12 日付
事業の名称：〇〇〇〇株式会社
所在地：町田市〇〇町〇〇-〇〇

理由：町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
〇個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又識別されうるものであるため
・報告書担当者氏名
・電子メールアドレス
・土壌汚染調査技術管理者氏名

：町田市情報公開条例第５条第１項第２号に該当
〇法人が実印として使用している印鑑の印影であり、公開し、情報が流通することによって、印鑑偽造等により不正使用されるおそれがあり、法人等の財産の保護に著しい支障が生じると認められるため
・法人の印影

2021-10　2021 年５月 13 日　……（環境資源部環境保全課）

■土壌汚染状況調査報告書一式　平成 30 年１月 12 日付
所在・町田市〇〇町〇〇-〇〇　〇〇〇〇

2021 年５月 14 日　**部分公開決定**

・土壌汚染状況調査報告書
平成 30 年１月 12 日付
事業の名称：〇〇〇〇株式会社
所在地：町田市〇〇町-〇〇-〇〇

理由：町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
〇個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又識別されうるものであるため。
・報告書担当者氏名
・電子メールアドレス
・土壌汚染調査技術管理者氏名

：町田市情報公開条例第５条第１項第２号に該当
〇法人が実印として使用している印鑑の印影であり、公開し、情報が流通することによって、印鑑偽造等により不正使用される恐れがあり、法人等の財産の保護に著しい支障が生じると認められるため。
・法人の印影

2021-11　2021 年５月 21 日　……（都市づくり部建築開発審査課）

■道路調査書　№18-５

2021 年５月 28 日　**公開決定**

・道路調査書　18-５

2021-12　2021 年６月２日　……（保健所保健予防課）

■町田市及び町田市保健所が保有する、町田市内のボウリング場にて新型コロナウイルス感染症（COVID-19）のクラスター（集団感染）が発生した事実が記載された文書

2021 年６月 16 日　**不存在決定**

理由：町田市保健所が所管する町田市内のボウリング場にて新型コロナウイルス感染症

(COVED-19)のクラスター（集団感染）が発生した事実がないため。また、町田市保健所が保有していないので、他の町田市の組織も保有していないため。

2021-13　2021年６月２日　……（保健所保健予防課）

■下記町田市ホームページに感染者数の記載があるが、感染者数はPCR検査の陽性者数か？またPCR検査の陽性者数を感染者数として計算する場合の理由を示す議事録や根拠とする論文の開示

2021年６月16日　**不存在決定**

理由：町田市ホームページにおける感染者数は、PCR検査（LAMP法含む）の陽性者数に加え、抗原検査（定量）の陽性者数、抗原検査（定性）の陽性者数を公表している。これに関する会議は開催されていないため、議事録は作成していない。また、根拠となる論文も保有していない。

2021-14　2021年６月２日　……（保健所保健予防課）

■感染経路の記載が下記町田市のホームページにあるが、感染経路の記載用紙のフォーマットの開示。またフォーマットが選択形式ならば各累計値の開示。

2021年６月16日　**公開決定**

・ＣＯＶＩＤ-19疫学調査票ver. ４【ＰＣ入力用】

2021年６月16日　**不存在決定**

理由：「ＣＯＶＩＤ-19疫学調査票ver. ４」のうち、「感染した経路」の内訳ごとの集計を行っていないため。

2021-15　2021年６月10日　……（財務部納税課）

■東京地方裁判所令和３年１月29日判決（差押債権取立請求事件）に係る判決書

2021年６月23日　**部分公開決定**

・令和２年（ワ）第27507号にかかる、第２回口頭弁論調書（判決）

理由：町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当

○個人に関する情報であって、特定個人が識別され、または識別され得るものであるため。

・別紙添付の令和２年10月29日付訴状のうち、１頁、第１の１の１行目に記載の滞納者住所及び滞納者氏名。

・２頁、２（１）の２行目後段から３行目前段まで。

・３頁、第２の２（１）の２行目後段から３行目前段まで。

2021-16　2021年６月11日　……（保健所保健予防課）

■町田市及び町田市保健所が保有している新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染者への積極的疫学調査の結果としてボウリング場へ行ったことが感染原因ではないかとの内容が記載されている報告書・ヒアリングシートなどの文書。

2021年６月24日　**決定延期**

理由：文書量が膨大であり、文書の精査に時間を要するため。

2021年８月10日　**部分公開決定**

・①ウイルス感染症疫学調査票ver. ３(PC入力用)

・②COVID-19 疫学調査票ver. ４【PC入力用】３－②

理由：町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであるため。

・①のうち、感染患者に関する情報（HERSYS-ID、氏名（フリガナ）、年齢、生年月日、性別、国籍、言語、勧告日、検体採取日、結果判明日、診断日、発症日、接触

歴、渡航歴、同居者、その他所属する集団、感染源情報、自由記入欄の日付、療養場所）
・②のうち、氏名、感染患者に関する情報（HERSYS-ID）、本患者を感染源とする濃厚接触者
・②のうち、日付、出勤アルバイト、登校、会食、行動状況の中で、個人が識別され、又は識別され得る情報

2021-17　2021年６月14日　……（いきいき生活部保険年金課）

■１．2014年４月２日プレスリリースに記載の東京地裁平成22年（ワ）第14358号の判決文及び控訴の判決文
２．平成22年６月11日付け22福保保国第228号「国民健康保険事務に関する疑義について（回答）」
３．平成22年６月10日付け保国発0610第２号「国民健康保険事務に関する疑義について（回答）」

2021年６月28日　**公開決定**
・１.平成22年６月11日付け22福保保国第228号「国民健康保険事務に関する疑義について（回答）」
２.平成22年６月10日付け国保発0610第２号「国民健康保険事務に関する疑義について（回答）」

2021年６月28日　**部分公開決定**
・2014年４月２日プレスリリースに記載の東京地裁平成22年（ワ）第14358号の判決文及び控訴の判決文
理由：町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
〇個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであると認められるため。
・被告及び控訴人の住所、被告及び控訴人の氏名、加害車両のナンバー、被害者の氏名、被害車両のナンバー、被害者を診療した医師の氏名、証人の氏名

2021-18　2021年６月16日　……（学校教育部教育センター）

■2019年度、2020年度の町田市立小中学校全校の学校ごと、学年ごとの不登校児童、生徒数の分かる資料。

2021年６月25日　**決定延期**
理由：本件情報は、国が実施する一般統計である「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の調査票であることから、公開の決定には統計法第33条に基づく文部科学省の提供を得る必要があり、現在、同省に対し申出の手続きを実施しているため。

2021年８月６日　**非公開決定**
・『児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査等について』
理由：町田市情報公開条例第５条第１項第６号に該当
・本件対象文書は、国が実施する一般統計である「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」の調査票であることから、公開の決定には統計法第33条に基づく文部科学省の承諾を得る必要があり、同省に対し申出の手続きをしているが、公文書公開決定期限である2021年８月13日までに回答を得られる見込みがないため。

2021-19　2021年６月23日　……（文化スポーツ振興部文化振興課）

■（仮称）国際工芸美術館基本設計業務委託　設計定例議事録及び配布資料一式（カラー版）
（仮称）国際工芸美術館基本設計業務委託　アートステージ分科会議事録及び配布資料一式（カラー版）

2021年７月２日　**公開決定**

・（仮称）国際工芸美術館基本設計業務　アートステージ分科会打合せ資料
2021 年７月２日　**部分公開決定**
・①（仮称）国際工芸美術館基本設計業務委託　設計定例打合せ資料
・②（仮称）国際工芸美術館基本設計業務委託　設計定例議事録
・③（仮称）国際工芸美術館基本設計業務委託　アートステージ分科会議事録
理由：町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別され得るため。
・②、③のうち、会議出席者及び議事録作成者のうちち市職員以外の氏名
町田市情報公開条例第５条第１項第４号に該当
○収蔵庫エリアの構造が明らかにされることにより、セキュリティ対策に著しい支障が生じ、市の事業の公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるため。
・①のうち、収蔵庫エリアのおける平面図及び立面図

2021-20　2021 年６月 28 日　……（都市づくり部建築開発審査課）
■１　20 町都開第 473 号の２
２　１の基となった問い合わせ（文章）
2021 年７月 12 日　**部分公開決定**
・１、『宅地の安全対策について（通知）』の見送りについて（送付）
・２、『宅地の安全対策について（通知）』について問合せ
理由：町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
○個人に関する情報で、特定の個人が識別され又は識別されうるものであるため。
・１（１）起案書のあて先　（２）文書のあて先　（３）送付文中の対象地　及び２、（１）相手　（２）電話番号　（３）対象地　（４）所有者　（５）問合せの内容
：町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
○個人の財産に関する情報で、他の情報と照合することにより特定の個人が識別され又は識別されうるものであるため。
・１（３）送付中の対象地　及び２、（３）対象地　（４）所有者　（５）問合せの内容
：町田市情報公開条例第５条第１項第４号に該当
○問い合わせに対する個別案件の回答であり公開することにより事業の公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるため。
・１（４）送付文中の内容　及び２、（６）問合せに対する内容

2021-21　2021 年６月 29 日　……（道路部道路管理課）
■当該地：町田市原町田４－７-17　ペデストリアンデッキに関する協定書
2021 年７月８日　**部分公開決定**
・①ペデストリアンデッキ設置に関する覚書の締結報告について
②「ペデストリアンデッキ設置に関する覚書」の締結及び道路占用について（許可）
理由：町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るため。
・①の覚書のうち、個人の氏名・住所
①の付属図面のうち、個人の印影、借地人（個人）の氏名
・②の起案書のうち、個人の氏名・住所
②の許可書のうち、個人の氏名・住所
②の付属図面のうち、借地人（個人）の氏名
：町田市情報公開条例第５条第１項第５号に該当
○個人が使用している印鑑であり、公開し、情報が流通することによって、印鑑偽造等により不正使用される恐れがあり、個人の財産保護に著しい支障が生じると認められるた

め。
・①の覚書のうち、個人の印影

2021-22　2021 年 7 月 13 日　……（文化スポーツ振興部スポーツ振興課）

■2014 年度から 2017 年度の町田総合体育館の施設利用状況が一覧で判る資料

2021 年 7 月 21 日　**公開決定**

・１、平成 28 年度　事業報告書
町田市立総合体育館　三輪みどり山球場
成瀬クリーンセンターテニスコートの内、町田市立総合体育館
２．施設利用状況報告③大会・専用利用報告

・２、平成 29 年度　事業報告
町田市立総合体育館　三輪みどり山球場
成瀬クリーンセンターテニスコートの内、町田市立総合体育館
２．施設利用状況報告③大会・専用利用報告

2021 年 7 月 21 日　**不存在決定**

理由：平成 26 年度事業報告書及び平成 27 年度事業報告書の文書は町田市文書管理規程第 33 条に定める５年保存文書として 2020 年３月及び 2021 年３月まで保存していましたが、５年が経過したので、同条の規定により廃棄したため。

2021-23　2021 年 7 月 13 日　……（市民病院事務部総務課）

■2014 年度から 2017 年度の間で市議会議員を委員とする会議の開催記録（開催日、出席者、開催時間）

2021 年 7 月 26 日　**不存在決定**

理由：2014 年度から 2017 年度の間で市議会議員を委員とする会議は無く、従って会議の開催記録も存在しないため。

2021-24　2021 年 7 月 13 日　……（都市づくり部公園緑地課）

■2014 年度から 2017 年度のサン町田旭体育館の施設利用状況が一覧で判る資料

2021 年 7 月 26 日　**公開決定**

・2017 年度　下期　事業報告書　町田中央公園グループ
２－①利用者数報告・２－④前年度比較、２－⑤利用単位報告
２－⑧市の指定する事業報告書、２－⑧指定管理者自主事業報告

2021 年 7 月 26 日　部分公開決定

・2014 年度　下期　事業報告書　町田中央公園グループ
２－①利用者数報告・前年度比較、２－④利用単位報告　２－⑦市の指定する事業報告

・2015 年度　下期　事業報告書　町田中央公園グループ
２－①利用者数報告・２－④前年度比較、２－⑤利用単位報告
２－⑧市の指定する事業報告、２－⑧指定管理者自主事業報告

・2016 年度　事業報告　町田中央公園グループ
２－①利用者数報告・２－④前年度比較、２－⑤利用単位報告
２－⑧市の指定する事業報告書、２-⑧指定管理者自主事業報告

理由：町田市情報公開条例第５条第１項第２号に該当
○法人が代表者印として使用している印鑑の印影で、公開することにより印鑑偽造等の不正使用の恐れがあり、法人等の財産の保護に著しい支障が生じると認められるため。
・事業報告書の表紙に押印してある、チーム町田（共同企業体）代表者の印影

2021-25　2021 年７月 15 日　……（都市づくり部建築開発審査課）

■１、2021 年３月 19 日の電話のもととなる「宅地の安全対策について（通知）」
２、2020 年 10 月下旬から 2021 年２月 24 日までに〇〇町〇〇の現地調査依頼の要望ならびに市長要望について全て

2021 年７月 29 日　**部分公開決定**

・１、19 町都開第 196 号 2020 年２月 28 日『宅地の安全対策について（通知）』

理由：町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
〇個人に関する情報で、特定の個人が識別され又は識別されうるものであるため。
・住所及び氏名

：町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
〇個人の財産に関する情報及び個別案件の内容であり、他の情報と照合することにより特定の個人が識別され又は識別されうるものであるため。
・宅地等の所在地、安全対策

：町田市情報公開条例第５条第１項第４号に該当
〇個別案件の内容であり公開することにより事業の公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるため。
・安全対策

2021 年７月 29 日　**不存在決定**

・２、2020 年 10 月下旬から 2021 年２月 24 日までに〇〇町〇〇の現地調査依頼の要望ならびに市長要望について全て

理由：2020 年 10 月下旬から 2021 年２月 24 日までの間の〇〇町〇〇の現地調査に関する記録・メモは残していないため。

※2021 年 10 月１日　**審査請求**

2021-26　2021 年７月 26 日　……（学校教育部教育センター）

■「2021 年１月 12 日（火）に案件公表となりました、町田市学校教育部教育センターで開催された、適応指導教室学習支援等業務受託プロポーザルにおいて選定された事業者の提案書」

2021 年８月６日　**部分公開決定**

・プロポーザル提案書
契約件名：適応指導教室学習支援等業務委託（長期継続契約）
参加者番号５の
１　提案書
２　見積書
３　企画書
４　業務実施体制及び責任者（本部担当者）実績書

理由：町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
〇個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであると認められるため。
・１提案書　担当者氏名、メールアドレス
・３企画書　運営体制の氏名、氏名に記載がある欄の経歴、資格等
・４業務実施体制及び責任者（本部担当者）実績書　業務実施体制の表中、氏名、所属、役職欄中の氏名

：町田市情報公開条例第５条第１項第２号に該当
〇法人が実印として使用している印鑑の印影であり、公開し、情報が流通することによって、印鑑偽造等により不正使用される恐れがあり、法人等の財産の保護に著しい支障が生じると認められるため。
・１提案書　印影
・２見積書　印影

2021-27　2021 年 7 月 29 日　……（環境資源部循環型施設整備課）

■ゴミ焼却場建設についての確認書すべての書類一式
町田都市計画ごみ焼却場関係資料綴り　53 年度の書類図面すべて一式
昭和 42 年度町田都市計画　ごみ焼却事業承認申請書類に係るすべての書類図面一式

2021年８月12日　**部分公開決定**

・１．町田都市計画ごみ焼却場関係書類綴　53年度
・２．昭和42年度町田都市計画ごみ焼却事業承認申請書類

理由：町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
〇個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別され得るものであると認められるため。
・１のうち、確認書、意見書および取り下げ書への署名者の氏名、住所および印影
・２のうち、公図写しの土地所有者の氏名

2021-28　2021 年８月６日　……（都市づくり部建築開発審査課）

■令和２年４月１日以降、本書受理日までに提出された、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 10 条第１項（建設リサイクル法）の規定による解体等の届出書（様式第一号）のうち、別紙「対象住所一覧」の住所を工事の場所とするもの。なお、「対象住所一覧」の全てにおいて届出書が提出されているとは限りません。届出のあるものを請求するものです。また、対象物件の「工事の種類」は全て、「建築物の解体」です。公開請求の対象は様式第一号の「届出書」、いわゆる頭紙の A4 用紙１枚です。付随する別表や様式第２号の工程表などは不要です。

2021 年８月 20 日　**部分公開決定**

・令和２年４月１日以降、本書受理日までに提出された、建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律第 10 条第１項（建設リサイクル法）の規定による解体等の届出書（様式第一号）のうち、下記「対象住所一覧」の住所（２件）を工事の場所とするもの。

物件住所

東京都町田市〇〇-〇〇-〇〇
東京都町田市〇〇-〇〇〇〇番地

理由：町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
〇個人に関する情報で、特定の個人が識別され、又は識別されうるため。
・発注者名または自主施工者の氏名、郵便番号、電話番号、住所、転居予定先の郵便番号、電話番号、住所
・１．工事の概要の①工事の名称のうち個人名

2021 年８月 20 日　**不存在決定**

令和２年４月１日以降、本書受理日までに提出された、建設工事に係る資源の再資源化等に係る法律第 10 条第１項（建設リサイクル法）の規定による解体等の届出書（様式第一号）のうち、下記「対象住所一覧」の住所（11 件）を工事の場所とするもの。

理由：下記の住所（11 件）については届出がないため。

物件住所

東京都町田市〇〇-〇〇-〇〇
東京都町田市〇〇町-〇〇-〇〇-〇〇
東京都町田市〇〇-〇〇-〇〇
東京都町田市〇〇-〇〇-〇〇
東京都町田市〇〇町〇〇〇〇番地
東京都町田市〇〇町〇〇〇〇番地
東京都町田市〇〇町〇〇〇〇番地
東京都町田市〇〇-〇〇-〇〇

東京都町田市〇〇-〇〇-〇〇
東京都町田市〇〇町〇〇〇〇番地
東京都町田市〇〇町〇〇〇〇番地

2021-29　2021 年８月 11 日　……（都市づくり部建築開発審査課）

■〇〇町〇〇〇〇番地「19 町都開第 196 号 2020 年２月 28 日の通知」の前にあると考えるかかわる文書、電話等の問い合わせの記録

2021 年８月 25 日　**不存在決定**

理由：「19 町都開第 196 号 2020 年２月 28 日の通知」前の本通知に関する文書及び電話等の問い合わせの記録は存在しないため。

2021-30　2021 年８月 13 日　……（都市づくり部建築開発審査課）

■１、昭和 53 年以降 19 町都開第 196 号に関係する〈安全対策の勧告又は通知〉

２、昭和 53 年から、昭和 60 年迄〇〇町〇〇〇〇番地の安全対策を求める基礎となる〈問い合わせ〉又は〈文書〉

３、19 町都開第 196 号の起案者と決裁者がわかる文書

2021 年８月 27 日　**公開決定**

・宅地造成等規制法第 16 条第２項に基づく勧告書及び同条第 1 項に基づく注意書の送付について

2021 年８月 27 日　**部分公開決定**

・18 町都開第 303 号 2018 年 12 月 17 日『宅地の安全対策について（通知）』

・17 町都開第 372 号 2018 年３月 16 日『宅地の安全対策について（通知）』

・16 町都開第 171 号 2016 年９月８日『宅地の安全対策について（通知）』

理由：町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当

〇個人に関する情報で、特定の個人が識別され又は識別されうるものであるため。

・住所及び氏名

：町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当

〇個人の財産に関する情報及び個別案件の内容であり、他の情報と照合することにより特定の個人が識別され又は識別されうるものであるため。

・１宅地等の所在地　２安全対策

：町田市情報公開条例第５条第１項第４号に該当

〇個別案件の内容であり公開することにより事業の公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるため。

・２安全対策

2021 年８月 27 日　**不存在決定**

理由：昭和 53 年から昭和 60 年迄〇〇町〇〇番地の安全対策を求める基礎となる問い合わせに関わる文書は存在しないため。

2021-31　2021 年８月 19 日　……（都市づくり部建築開発審査課）

■１．2021 年７月５日発〈21 町都開第 88 号の 4〉の起案書

2021 年９月１日　**部分公開決定**

・【回答】要望書への回答について

理由：町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当

〇個人に関する情報で、特定の個人が識別され又は識別されうるものであるため。

・あて先

2021-32　2021 年８月 23 日　……（財務部資産税課）

■町田市の地番が載った図面（公図、地籍図、地番参考（現況）図等、図面種類・精度は問わない）

で、2020 年中の登記異動修正済の shape データ。
※地番の他、字界・字名・家屋（外形・家屋番号）の情報も付加可能であればお願いします。
※次回最新版に更新される予定時期と、測地成果（ＪＧＤ2000，ＪＧＤ2011 等）についてご回答をお願いします。
※コード表記等を行っている場合は、コード表等の資料もお願いします。
2021 年８月 27 日　**公開決定**
・電子地番図（2021 年１月１日現在）
（町田市全域における、2021 年１月１日現在の土地の現況図で、「登記異動修正済データ」の複製物。）
・地番、字名を含み、字界、家屋（外形・家屋番号）は含みません。
・電子地番図更新時期は、毎年４月初旬頃となります。
・測地成果については、ＪＧＤ2000、ＪＧＤ2011、日本測地系、任意座標系の混在になります。
・コード表記等による読み替えは行っていません。

2021-33　2021 年８月 24 日　……（経済観光部産業政策課）
■町田市原町田一丁目駐車場及び原町田一丁目第２駐車場の指定管理者募集における現指定管理者の事業計画書及び収支計画書（2020 年度契約分）
2021 年９月１日　**部分公開決定**
・町田市原町田一丁目駐車場及び原町田一丁目第２駐車場事業計画書（収支計画書含む）
理由：町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
〇個人に関する情報であって、特定個人が識別され、又は識別され得るものであるため。
・法人担当者の電子メールアドレス
・法人担当者の氏名

2021-34　2021 年８月 26 日　……（文化スポーツ振興部文化振興課）
■町田市民ホールの現指定管理者「一般財団法人　町田市文化・国際交流財団（指定期間 2019 年４月１日～2022 年３月 31 日）」の指定管理者募集時における事業計画書及び収支予算書一式
2021 年９月３日　**部分公開決定**
・事業計画書及び収支予算書（様式５－１～５－25）
理由：町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
〇個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるため。
・様式５－１中、担当者の氏名

2021-35　2021 年９月２日　……（都市づくり部公園緑地課）
■薬師池公園西園運営に係る資料
カフェ運営に係る収支関連資料（モニタリング結果等）
カフェ運営に係る運営計画資料（町田市公園緑地課へ提出されたもの）
2021 年９月 15 日　公開決定
・薬師池西公園 2020（令和二）年度　年度報告書　Ｖ管理業務経理の収支状況
２．レストラン・カフェ
2021 年９月 15 日　**部分公開決定**
・薬師池西公園自主事業の実施について（協議）
理由：町田市情報公開条例第５条第１項第２号に該当
〇法人が代表者として使用している印鑑の印影で、公開されることにより印鑑偽造等の不正使用の恐れがあり、法人の財産の保護に著しい支障が生じると認められるため。
・代表者の印影

2021-36　2021 年９月９日　……（都市づくり部建築開発審査課）

■１、18 町都開第 303 号　2018 年 12 月 17 日「宅地の安全対策について（通知）」の起案書の表紙
２、17 町都開第 372 号　2018 年 3 月 16 日「同上名」の起案書の表紙
３、16 町都開第 171 号　2016 年９月８日の起案書の表紙
４、○○町○○○○○番地及び○○町○○○○○番地の「宅地の安全対策（通知）」と起案書の表紙

2021 年９月 22 日　**公開決定**

・18 町都開第 303 号
宅地造成等規制法第 16 条第２項に基づく勧告書及び同条第１項に基づく注意書の送付について

・17 町都開第 372 号
宅地造成等規制法第 16 号第 2 項に基づく勧告書及び同条第 1 項に基づく注意書の送付について

・16 町都開第 171 号
宅地造成等規制法第 16 号第２項に基づく勧告書及び同条第１項に基づく注意書の送付について

2021 年９月 22 日　**存否応答拒否**

・○○町○○○○、○○○○及び○○○○番地の『宅地の安全対策について（通知）』と起案書の表紙

理由：本件請求に基づき対象土地にかかる情報の存否について明らかにすることにより、対象者に不利益が生ずると認められるため。

※2021 年 10 月１日　**審査請求**

2021-37　2021 年９月 14 日　……（学校教育部指導課）

■令和２年 11 月に発生した小学６年女子児童の自死に関する市政情報一式（収受・起案・稟議・合議・決裁にかかるものを含む）

2021 年９月 27 日　**決定延期**

理由：本請求に関する資料の精査に時間を要するため。

2021 年 11 月 11 日　**公開決定**

・町田市いじめ問題対策委員会の開催起案、次第（13 点）

2021 年 11 月 11 日　**部分公開決定**

・教育委員会から理事者への報告（４点）
　１　2020 年 11 月 30 日　理事者報告資料
　２　2021 年 1 月 13 日　副市長報告資料
　３　2021 年 1 月 29 日　副市長報告資料
　４　2021 年２月 15 日　市長報告資料

理由：町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別されうるため。また、他の情報と照合することにより特定の個人が識別され、または識別されうるため。

対象文書：１　2020 年 11 月 30 日　理事者報告資料

頁	項目	開示しない部分
１頁目	表題	学校名
１頁目	１　学校名	学校名と校長名
１頁目	２　児童名	内容すべて
１頁目	３　事故発生の概要	内容すべて
１頁目	４　経緯	内容すべて

対象文書：２　2021 年 1 月 13 日　副市長報告資料

頁	項目	開示しない部分
１頁目	表題	学校名

１頁目	１　学校名	学校名と校長名
１頁目	２　児童名	内容すべて
１頁目	３　事故発生の概要	内容すべて
１頁目	４　経緯(2020 年 12 月４日以降)	１行目から 21 行目
２頁目	４　経緯(2020 年 12 月４日以降)	１行目から 13 行目
２頁目	４　経緯(2020 年 12 月４日以降)	16 行目から 39 行目
３頁目	４　経緯(2020 年 12 月４日以降)	１行目から６行目

対象文書：３　2021 年 1 月 29 日　副市長報告資料

頁	項目	開示しない部分
１頁目	表題	学校名
１頁目	１　学校名	学校名と校長名
１頁目	２　児童名	内容すべて
１頁目	３　事故発生の概要	内容すべて
１頁目	４　経緯(2021 年１月 14 日以降)	２行目後半から３行目
１頁目	４　経緯(2021 年１月 14 日以降)	16 行目から 19 行目
２頁目	４　経緯(2021 年１月 14 日以降)	１行目から６行目

対象文書：４　2021 年 2 月 15 日　市長報告資料

頁	項目	開示しない部分
１頁目	１　経緯	１行目後半から２行目前半
１頁目	１　経緯	４行目から 19 行目
１頁目	２　世帯構成(2021 年 2 月現在)	内容すべて
２頁目	３　事案の概要	「日付・時間」の欄の記載
２頁目	３　事案の概要	「いじめの内容」の欄の記載
２頁目	３　事案の概要	「保護者の言い分や様子」の欄の記載
２頁目	３　事案の概要	「学校、教育委員会の対応」の欄の記載
２頁目	４　重大事態の認定	４行目後半から６行目前半

2021 年 11 月 11 日　**非公開決定**

理由：①町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当

個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別されうるため。また、他の情報と照合することにより特定の個人が識別され、または識別されうるため。

：②町田市情報公開条例第５条第１項第４号に該当

いじめ問題の調査のため公開を前提とせず、関係者から聞き取りを行った内容であり、公開することにより、調査に対し萎縮的になるなど、今後のいじめ問題の調査業務の実施を著しく困難にすると認められるため。

：③町田市情報公開条例第５条第１項第４号に該当

非公開とされた会議の資料であり、公開することにより、会議における率直な意見交換や意思決定の中立性を保てなくなるなど、会議の適正かつ公正な運営を著しく困難にすると認められるため。

公文書の件名	資料数	公開しない理由
学校及び教育委員会と遺族とのやりとりに関する文書	26 点	①
学校から教育委員会へ報告文書		
・学校と保護者との対応記録	12 点	①
・教員聞き取り	２点	①・②
・児童の聞き取り、面談記録	５点	①・②
・事実確認・調査資料	17 点	①
町田市教育委員会いじめ問題対策委員会で使用した資料	54 点	①・②

2021-38　2021 年９月 30 日　……（学校教育部教育センター）

■「適応指導教室学習支援等業務委託（長期継続契約）」公募型プロポーザルに関して、以下の情報の公開を請求いたします。

・決定事業者様のご提案資料一式

・評価員の採点結果明細一覧

2021 年 10 月 14 日　**公開決定**

・採点結果明細

・最終集計表

2021 年 10 月 14 日　**部分公開決定**

・プロポーザル提案書

契約件名：適応指導教室学習支援等業務委託（長期継続契約）

参加番号　５の

１提案書

２見積書

３企画書

４業務実施体制及び責任者（本部担当者）実績書

理由：①町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当

〇個人に関する情報であって、特定の個人が識別され又は識別され得るものであると認められるため。

・提案書　担当者氏名、メールアドレス

・企画書　運営体制の氏名、氏名に記載がある欄の経歴、資格等

・業務実施体制及び責任者（本部担当者）実績書　業務実施体制の表中、氏名・所属・役職欄中の氏名

②町田市情報公開条例第５条第１項第２号に該当

〇法人が実印として使用している印鑑の印影であり、公開し、情報が流通することによって、印鑑偽造等により不正使用されるおそれがあり、法人等の財産保護に著しい支障が生じると認められるため。

・提案書　印影

・見積書　印影

2021-39　**欠番**

2021-40　2021 年 10 月 15 日　……（議会事務局）

■議長日程表　令和３年１月から同 10 月 15 日までのもの

この日程表と副議長に渡している議長日程表

2021 年 10 月 28 日　**公開決定**

・議長日程表　令和３年１月１日から令和３年 10 月 15 日

・議長日程表（副議長用）令和３年１月１日から令和３年 10 月 15 日

2021-41　2021 年 10 月 18 日　……（学校教育部指導課）

■過去三年間の市立中学校における学校評価の際の、保護者アンケートの自由記述欄の全て。（個人情報を除く）

2021 年 11 月 12 日　**不存在決定**

・2018 年度学校評価における保護者アンケート自由記述全て（個人情報を除く）

理由：保存年限経過のため

2022 年３月 30 日　**部分公開決定**

・2020 年度学校評価における保護者アンケート自由記述のうち電子によるアンケートを実施した学校のデータ全て（個人情報を除く）

理由：町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別されうるため。また、他の情報と照合することにより特定の個人が識別され、又は識別されうるため。

2021-42　2021 年 10 月 19 日　……（市民部市民課）

■2017 年以降「栃木県行政書士会所属　行政書士　〇〇〇〇」の名で請求されている戸籍、住民票等職務上請求書　〇〇〇〇の追加情報

登録番号　14121101

事務所名　〇〇〇〇行政書士

所在地　　栃木県〇〇市〇〇町〇〇〇〇

2021 年 10 月 25 日　**決定延期**

理由：対象文書が大量で検索に時間を要するため（窓口請求書と職務上請求書が一体となって日付別に綴られている保存文書を、戸籍請求は３年分、住民票請求は１年分検索するので時間を要するため

2021 年 12 月 10 日　**部分公開決定**

・「岩崎総合法務行政書士事務所行政書士〇〇〇〇」よりの職務上請求書

①2019 年 10 月 11 日付け、2019 年 10 月 15 日受付分

②2019 年 10 月 29 日付け、2019 年 10 月 30 日受付分

③2020 年１月 27 日付け、2020 年１月 28 日受付分

④2020 年２月７日付け、2020 年２月 10 日受付分

⑤2020 年６月 24 日付け、2020 年６月 26 日受付分

⑥2020 年 10 月 29 日付け、2020 年 11 月２日受付分

理由：町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当

○個人に関する情報であって、個人が特定され、また、他の情報と結びつけることにより個人が識別される情報であるため。

：町田市情報公開条例第５条第１項第２号に該当

○公開されることにより印鑑偽造等の不正使用の恐れがあるなど、個人事業主の事業運営上の地位が、著しく損なわれると認められるため。

文書番号 公開しない部分	①	②	③	④	⑤	⑥	公開しない理由
本籍・住所（１）	○	○	○	○	○	○	（１）
筆頭者の氏名 世帯主の氏名（２）	○	○	○	○	○	○	（１）

請求に係る者の氏名・範囲（３）	○	○	○	○	○	○	（１）
戸籍法第１０条の２第１項等、住民基本台帳法第１２条の３第１項等による業務を遂行するために必要な場合（５）	○	○	○	○	○	○	（１）
提出先又は提出先がない場合の処理（６）	○	○	○	○	○	○	（１）
請求者欄の職印	○	○	○	○	○	○	（２）
請求書の添付書類の内、個人が判別できる部分		○	○	○			（１）
伝言メモの内、個人が判別できる部分		○					（１）

2021 年 12 月 10 日　**不存在決定**

・「岩崎総合法務行政書士事務所行政書士○○○○」よりの職務上請求書

①2017 年 12 月 18 日受付分

②2018 年 11 月 1 日受付分

③2019 年６月 17 日受付分

④2019 年 12 月 23 日受付分

⑤2020 年１月９日受付分

理由：住民票の写し等交付請求書は、町田市文書管理規程上１年保存の公文書あり、そのため 2017 年１月１日から 2020 年３月 31 日の間の住民票の写し等交付請求書は、保存年限が終了したため、同規程第 39 条に基づき廃棄済みであり、現在は存在いたしません。

2021-43　2021 年 10 月 25 日　……（都市づくり部建築開発審査課）

■道路協定書の№44 誓約書

2021 年 11 月４日　**部分公開決定**

・（法第 43 条但し書適用）道路協定書（№44）

理由：町田市情報公開条例第５条第１項第５号に該当

○個人が使用している印鑑の印影であり、公開することにより偽造等による不正使用のおそれがあるため。

・表紙決裁欄の印影

・公図写しのうち、建築士の印影

・現況実測図のうち、建築士の印影

・誓約書のうち、誓約者（土地所有者）の印影

：町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであるため。

・誓約書のうち、誓約者（土地所有者）の氏名、住所

・土地謄記簿調書のうち、土地所有者の住所、氏名

・確約書のうち、関係者の氏名

：町田市情報公開条例第５条第１項第２号に該当

○「印影」の部分は、法人が実印として使用している印鑑の印影であり、公開し、情報

が流通することによって印鑑偽造等により不正使用される恐れがあり、印影を公開すると法人等の財産の保護に著しい支障が生じると認められるため。

・確約書のうち、法人代表者の印影

2021-44　**欠番**

2021-45　2021 年 10 月 26 日　……（いきいき生活部介護保険課）

■介護保険要介護認定調査委託料について

１．2000 年（介護保険発足時）以降の改正状況について

（１）改正年度

（２）改定額

（３）その他・・・返信用郵送料等委託料以外の対応等。

２．委託料単価（令和３年４月１日現在）

①事務委託法人との委託契約書（写し）

②居宅介護支援事業所（在宅・施設別）

③住所地特例等で市外の法人に委託する場合の考え方、委託料等

④市外　の保険者から市内の住所地特例施設入所者等への認定調査依頼への対応・考え方

2021 年 11 月９日　**公開決定**

・要介護認定調査委託料請求書等の送付について【４月合格分】
・要介護認定調査委託料請求書等の送付について【５月合格分】
・要介護認定調査委託料請求書等の送付について【６月合格分】
・要介護認定調査委託料請求書等の送付について【７月合格分】
・要介護認定調査委託料請求書等の送付について【８月合格分】
・要介護認定調査委託料請求書等の送付について【９月合格分】
・要介護認定調査委託料請求書等の送付について【10 月合格分】
・別紙１

2021 年 11 月９日　**部分公開決定**

・調査料金価格改定のお知らせ
・認定調査委託マニュアル【2021. ４】

理由：①町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであるため。

・調査料金価格改定のお知らせのうち、担当者氏名

：②町田市情報公開条例第５条第１項第４号に該当

○市又は国等の事務又は事業の運営に関する情報であって、公開することにより当該事務又は事業の実施の目的を失わせ、又は公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるものであるため。

・認定調査委託マニュアル【2021. ４】のうち、５頁３行目から４行目、８頁 11 行目から 17 行目、８頁 19 行目、８頁 22 行目から 25 行目、８頁 27 行目、８頁 29 行目

2021-46　2021 年 10 月 27 日　……（政策経営部企画政策課）

■直近で教育委員会から受領したいじめ問題対策委員会報告書

2021 年 11 月４日　**部分公開決定**

・「重大事態調査経過報告書」

理由：町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るため。また、他の情報と照合することにより特定の個人が識別され、または識別されうるため。

No.	公開しない部分		公文書を公開しない理由
	ページ	行	
1	2	3	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
2	2	3	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
3	2	5	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
4	2	5～6	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
5	4	25～26	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
6	4	28	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
7	4	29	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
8	4	33	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
9	4	43	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
10	5	2	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
11	5	16	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
12	5	17	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
13	5	18～20	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
14	5	24	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
15	5	25	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
16	5	26	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
17	5	28	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
18	5	31	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
19	5	32	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
20	5	35	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
21	5	35	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
22	5	36	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
23	5	39	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
24	5	41	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
25	5	43	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
26	5	43	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
27	5	44	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当

28	5	49	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
29	5	50	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
30	6	1	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
31	6	4	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
32	6	4	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
33	6	7	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
34	6	10	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
35	6	11～12	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
36	6	12	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
37	6	18	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
38	6	20	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
39	6	23	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
40	6	27	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
41	6	32	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
42	6	48	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
43	6	48	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
44	6	49	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
45	7	1	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
46	7	1	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
47	7	5	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当

2021-47　2021 年 10 月 27 日　……（政策経営部企画政策課）

■直近で教育委員会から受領したいじめ問題対策委員会報告書

2021 年 11 月４日　**部分公開決定**

・「重大事態調査経過報告書」

理由：町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当

〇個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別されうるため。また、他の情報と照合することにより特定の個人が識別され、又は識別されうるため。

No.	公開しない部分		公文書を公開しない理由
	ページ	行	
1	2	3	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
2	2	3	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当

3	2	5	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
4	2	5～6	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
5	4	25～26	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
6	4	28	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
7	4	29	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
8	4	33	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
9	4	43	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
10	5	2	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
11	5	16	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
12	5	17	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
13	5	18～20	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
14	5	24	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
15	5	25	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
16	5	26	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
17	5	28	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
18	5	31	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
19	5	32	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
20	5	35	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
21	5	35	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
22	5	36	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
23	5	39	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
24	5	41	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
25	5	43	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
26	5	43	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
27	5	44	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
28	5	49	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
29	5	50	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
30	6	1	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
31	6	4	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当

32	6	4	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
33	6	7	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
34	6	10	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
35	6	11～12	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
36	6	12	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
37	6	18	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
38	6	20	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
39	6	23	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
40	6	27	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
41	6	32	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
42	6	48	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
43	6	48	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
44	6	49	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
45	7	1	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
46	7	1	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
47	7	5	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当

2021-48　2021 年 10 月 27 日　……（政策経営部企画政策課）

■直近で教育委員会から受領したいじめ問題対策委員会報告書

2021 年 11 月 4 日　**部分公開決定**

・「重大事態調査経過報告書」

理由：町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別されうるため。また、他の情報と照合することにより特定の個人が識別され、または識別されうるため。

No.	公開しない部分		公文書を公開しない理由
	ページ	行	
1	2	3	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
2	2	3	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
3	2	5	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
4	2	5～6	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
5	4	25～26	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
6	4	28	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当

7	4	29	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
8	4	33	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
9	4	43	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
10	5	2	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
11	5	16	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
12	5	17	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
13	5	18～20	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
14	5	24	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
15	5	25	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
16	5	26	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
17	5	28	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
18	5	31	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
19	5	32	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
20	5	35	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
21	5	35	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
22	5	36	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
23	5	39	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
24	5	41	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
25	5	43	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
26	5	43	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
27	5	44	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
28	5	49	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
29	5	50	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
30	6	1	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
31	6	4	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
32	6	4	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
33	6	7	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
34	6	10	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
35	6	11～12	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当

36	6	12	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
37	6	18	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
38	6	20	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
39	6	23	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
40	6	27	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
41	6	32	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
42	6	48	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
43	6	48	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
44	6	49	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
45	7	1	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
46	7	1	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
47	7	5	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当

2021-49　2021 年 10 月 27 日　……（政策経営部企画政策課）

■直近で教育委員会から受領したいじめ問題対策委員会報告書

2021 年 11 月４日　**部分公開決定**

・「重大事態調査経過報告書」

理由：町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別されうるため。また、他の情報と照合することにより特定の個人が識別され、または識別されうるため。

No.	公開しない部分		公文書を公開しない理由
	ページ	行	
1	2	3	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
2	2	3	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
3	2	5	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
4	2	5～6	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
5	4	25～26	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
6	4	28	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
7	4	29	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
8	4	33	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
9	4	43	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
10	5	2	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当

11	5	16	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
12	5	17	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
13	5	18～20	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
14	5	24	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
15	5	25	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
16	5	26	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
17	5	28	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
18	5	31	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
19	5	32	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
20	5	35	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
21	5	35	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
22	5	36	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
23	5	39	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
24	5	41	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
25	5	43	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
26	5	43	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
27	5	44	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
28	5	49	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
29	5	50	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
30	6	1	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
31	6	4	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
32	6	4	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
33	6	7	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
34	6	10	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
35	6	11～12	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
36	6	12	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
37	6	18	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
38	6	20	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
39	6	23	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当

40	6	27	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
41	6	32	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
42	6	48	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
43	6	48	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
44	6	49	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
45	7	1	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
46	7	1	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
47	7	5	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当

2021-50　2021 年 11 月 1 日　……（政策経営部企画政策課）

■直近で町田市教育委員会から受領したいじめ問題対策委員会報告書

2021 年 11 月 4 日　**部分公開決定**

・「重大事態調査経過報告書」

理由：町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当

〇個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別されうるため。また、他の情報と照合することにより特定の個人が識別されまたは識別されうるため。

No.	公開しない部分		公文書を公開しない理由
	ページ	行	
1	2	3	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
2	2	3	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
3	2	5	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
4	2	5～6	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
5	4	25～26	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
6	4	28	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
7	4	29	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
8	4	33	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
9	4	43	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
10	5	2	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
11	5	16	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
12	5	17	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
13	5	18～20	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
14	5	24	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当

15	5	25	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
16	5	26	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
17	5	28	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
18	5	31	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
19	5	32	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
20	5	35	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
21	5	35	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
22	5	36	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
23	5	39	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
24	5	41	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
25	5	43	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
26	5	43	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
27	5	44	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
28	5	49	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
29	5	50	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
30	6	1	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
31	6	4	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
32	6	4	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
33	6	7	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
34	6	10	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
35	6	11～12	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
36	6	12	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
37	6	18	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
38	6	20	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
39	6	23	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
40	6	27	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
41	6	32	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
42	6	48	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
43	6	48	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当

44	6	49	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
45	7	1	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
46	7	1	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
47	7	5	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当

2021-51　2021 年 11 月５日　……（政策経営部企画政策課）

■直近で教育委員会から受領したいじめ問題対策委員会報告書

2021 年 11 月８日　**部分公開決定**

・「重大事態調査経過報告書」

理由：町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別されうるため。また、他の情報と照合することにより特定の個人が識別されまたは識別されうるため。

No.	公開しない部分		公文書を公開しない理由
	ページ	行	
1	2	3	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
2	2	3	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
3	2	5	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
4	2	5～6	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
5	4	25～26	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
6	4	28	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
7	4	29	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
8	4	33	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
9	4	43	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
10	5	2	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
11	5	16	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
12	5	17	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
13	5	18～20	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
14	5	24	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
15	5	25	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
16	5	26	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
17	5	28	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
18	5	31	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当

19	5	32	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
20	5	35	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
21	5	35	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
22	5	36	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
23	5	39	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
24	5	41	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
25	5	43	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
26	5	43	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
27	5	44	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
28	5	49	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
29	5	50	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
30	6	1	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
31	6	4	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
32	6	4	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
33	6	7	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
34	6	10	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
35	6	11～12	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
36	6	12	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
37	6	18	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
38	6	20	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
39	6	23	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
40	6	27	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
41	6	32	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
42	6	48	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
43	6	48	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
44	6	49	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
45	7	1	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
46	7	1	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
47	7	5	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当

2021-52　2021 年 11 月５日　……（政策経営部企画政策課）

■市立小に通う小６自死に関するいじめ問題対策委員会の報告書。本年 10 月に市長に交付されたもの

2021 年 11 月８日　**部分公開決定**

・「重大事態調査経過報告書」

理由：町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当

〇個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別されうるため。また、他の情報と照合することにより特定の個人が識別され、または識別されうるため。

No.	公開しない部分		公文書を公開しない理由
	ページ	行	
1	2	3	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
2	2	3	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
3	2	5	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
4	2	5～6	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
5	4	25～26	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
6	4	28	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
7	4	29	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
8	4	33	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
9	4	43	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
10	5	2	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
11	5	16	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
12	5	17	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
13	5	18～20	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
14	5	24	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
15	5	25	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
16	5	26	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
17	5	28	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
18	5	31	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
19	5	32	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
20	5	35	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
21	5	35	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
22	5	36	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当

23	5	39	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
24	5	41	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
25	5	43	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
26	5	43	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
27	5	44	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
28	5	49	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
29	5	50	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
30	6	1	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
31	6	4	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
32	6	4	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
33	6	7	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
34	6	10	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
35	6	11～12	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
36	6	12	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
37	6	18	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
38	6	20	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
39	6	23	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
40	6	27	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
41	6	32	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
42	6	48	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
43	6	48	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
44	6	49	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
45	7	1	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
46	7	1	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
47	7	5	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当

2021-53　2021 年 11 月８日　……（政策経営部企画政策課）

■2021 年９月 22 日に町田市長の記者会見で設置の表明があった、町田市立小学校の元児童（2020 年 11 月に自殺、当時小学６年）のいじめについての「町田市教育委員会いじめ問題対策委員会」による「重大事態調査経過報告書」の全文。

2021 年 11 月 10 日　**部分公開決定**

・「重大事態調査経過報告書」

理由：町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
〇個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別されうるため。また、他の情報と照合することにより特定の個人が識別され、または識別されうるため。

No.	公開しない部分		公文書を公開しない理由
	ページ	行	
1	2	3	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
2	2	3	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
3	2	5	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
4	2	5～6	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
5	4	25～26	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
6	4	28	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
7	4	29	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
8	4	33	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
9	4	43	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
10	5	2	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
11	5	16	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
12	5	17	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
13	5	18～20	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
14	5	24	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
15	5	25	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
16	5	26	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
17	5	28	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
18	5	31	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
19	5	32	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
20	5	35	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
21	5	35	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
22	5	36	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
23	5	39	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
24	5	41	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
25	5	43	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
26	5	43	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当

27	5	44	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
28	5	49	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
29	5	50	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
30	6	1	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
31	6	4	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
32	6	4	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
33	6	7	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
34	6	10	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
35	6	11～12	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
36	6	12	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
37	6	18	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
38	6	20	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
39	6	23	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
40	6	27	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
41	6	32	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
42	6	48	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
43	6	48	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
44	6	49	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
45	7	1	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
46	7	1	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
47	7	5	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当

2021-54　2021 年 11 月８日　……（政策経営部企画政策課）

■直近で教育委員会から受領した、「いじめ問題対策委員会報告書」（教育委・対策委員会から市長部局が受け取った、28 条調査委員会の最終報告書）

2021 年 11 月 10 日　**部分公開決定**

・「重大事態調査経過報告書」

理由：町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当

〇個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別されうるため。また、他の情報と照合することにより特定の個人が識別され、または識別されうるため。

No.	公開しない部分		公文書を公開しない理由
	ページ	行	
1	2	3	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当

2	2	3	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
3	2	5	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
4	2	5～6	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
5	4	25～26	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
6	4	28	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
7	4	29	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
8	4	33	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
9	4	43	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
10	5	2	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
11	5	16	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
12	5	17	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
13	5	18～20	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
14	5	24	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
15	5	25	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
16	5	26	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
17	5	28	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
18	5	31	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
19	5	32	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
20	5	35	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
21	5	35	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
22	5	36	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
23	5	39	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
24	5	41	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
25	5	43	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
26	5	43	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
27	5	44	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
28	5	49	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
29	5	50	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
30	6	1	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当

31	6	4	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
32	6	4	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
33	6	7	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
34	6	10	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
35	6	11～12	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
36	6	12	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
37	6	18	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
38	6	20	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
39	6	23	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
40	6	27	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
41	6	32	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
42	6	48	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
43	6	48	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
44	6	49	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
45	7	1	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
46	7	1	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
47	7	5	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当

2021-55　2021 年 11 月 9 日　……（政策経営部企画政策課）

■いじめ問題対策委員会が、10 月 13 日付でとりまとめた「重大事態調査経過報告書」

2021 年 11 月 15 日　**部分公開決定**

・「重大事態調査経過報告書」

理由：町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当

〇個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであるため。
また、他の情報と照合することにより特定の個人が識別され、または識別されうるため。

No.	公開しない部分		公文書を公開しない理由
	ページ	行	
1	2	3	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
2	2	3	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
3	2	5	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
4	2	5～6	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
5	4	25～26	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当

6	4	28	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
7	4	29	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
8	4	33	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
9	4	43	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
10	5	2	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
11	5	16	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
12	5	17	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
13	5	18～20	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
14	5	24	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
15	5	25	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
16	5	26	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
17	5	28	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
18	5	31	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
19	5	32	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
20	5	35	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
21	5	35	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
22	5	36	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
23	5	39	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
24	5	41	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
25	5	43	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
26	5	43	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
27	5	44	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
28	5	49	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
29	5	50	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
30	6	1	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
31	6	4	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
32	6	4	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
33	6	7	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
34	6	10	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当

35	6	11～12	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
36	6	12	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
37	6	18	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
38	6	20	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
39	6	23	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
40	6	27	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
41	6	32	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
42	6	48	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
43	6	48	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
44	6	49	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
45	7	1	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
46	7	1	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
47	7	5	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当

2021-56　2021 年 11 月 9 日　……（政策経営部企画政策課）

■町田市教育委員会の第三者委員会「いじめ問題対策委員会」が今年 10 月に市長などに提出した「重大事態調査経過報告書」

2021 年 11 月 15 日　**部分公開決定**

・「重大事態調査経過報告書」

理由：町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別されうるため。また、他の情報と照合することにより特定の個人が識別され、または識別されうるため。

No.	公開しない部分		公文書を公開しない理由
	ページ	行	
1	2	3	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
2	2	3	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
3	2	5	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
4	2	5～6	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
5	4	25～26	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
6	4	28	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
7	4	29	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
8	4	33	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
9	4	43	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当

10	5	2	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
11	5	16	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
12	5	17	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
13	5	18～20	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
14	5	24	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
15	5	25	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
16	5	26	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
17	5	28	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
18	5	31	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
19	5	32	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
20	5	35	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
21	5	35	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
22	5	36	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
23	5	39	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
24	5	41	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
25	5	43	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
26	5	43	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
27	5	44	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
28	5	49	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
29	5	50	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
30	6	1	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
31	6	4	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
32	6	4	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
33	6	7	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
34	6	10	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
35	6	11～12	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
36	6	12	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
37	6	18	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
38	6	20	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当

39	6	23	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
40	6	27	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
41	6	32	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
42	6	48	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
43	6	48	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
44	6	49	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
45	7	1	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
46	7	1	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
47	7	5	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当

2021-57　2021 年 11 月 10 日　……（政策経営部企画政策課）

■町田市居住の小学児童死亡事案（2020 年 11 月発生）に係る 2021 年 10 月に作成された、町田市いじめ問題対策委員会における「重大事態調査経過報告書」について

2021 年 11 月 15 日　**部分公開決定**

・「重大事態調査経過報告書」

理由：町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当

〇個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別されうるため。また、他の情報と照合することにより特定の個人が識別され、または識別されうるため。

No.	公開しない部分		公文書を公開しない理由
	ページ	行	
1	2	3	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
2	2	3	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
3	2	5	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
4	2	5～6	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
5	4	25～26	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
6	4	28	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
7	4	29	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
8	4	33	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
9	4	43	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
10	5	2	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
11	5	16	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
12	5	17	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
13	5	18～20	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当

14	5	24	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
15	5	25	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
16	5	26	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
17	5	28	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
18	5	31	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
19	5	32	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
20	5	35	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
21	5	35	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
22	5	36	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
23	5	39	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
24	5	41	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
25	5	43	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
26	5	43	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
27	5	44	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
28	5	49	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
29	5	50	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
30	6	1	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
31	6	4	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
32	6	4	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
33	6	7	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
34	6	10	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
35	6	11～12	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
36	6	12	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
37	6	18	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
38	6	20	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
39	6	23	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
40	6	27	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
41	6	32	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
42	6	48	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当

43	6	48	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
44	6	49	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
45	7	1	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
46	7	1	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
47	7	5	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当

2021-58　2021 年 11 月 10 日　……（政策経営部企画政策課）

■直近で教育委員会から受領したいじめ問題対策委員会報告書

2021 年 11 月 15 日　**部分公開決定**

・「重大事態調査経過報告書」

理由：町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別されうるため。また、他の情報と照合することにより特定の個人が識別され、または識別されうるため。

No.	公開しない部分		公文書を公開しない理由
	ページ	行	
1	2	3	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
2	2	3	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
3	2	5	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
4	2	5～6	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
5	4	25～26	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
6	4	28	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
7	4	29	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
8	4	33	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
9	4	43	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
10	5	2	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
11	5	16	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
12	5	17	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
13	5	18～20	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
14	5	24	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
15	5	25	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
16	5	26	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
17	5	28	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当

18	5	31	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
19	5	32	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
20	5	35	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
21	5	35	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
22	5	36	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
23	5	39	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
24	5	41	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
25	5	43	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
26	5	43	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
27	5	44	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
28	5	49	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
29	5	50	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
30	6	1	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
31	6	4	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
32	6	4	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
33	6	7	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
34	6	10	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
35	6	11～12	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
36	6	12	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
37	6	18	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
38	6	20	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
39	6	23	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
40	6	27	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
41	6	32	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
42	6	48	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
43	6	48	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
44	6	49	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
45	7	1	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
46	7	1	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当

47	7	5	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当

2021-59　2021 年 11 月 10 日　……（政策経営部企画政策課）

■教育庁より受け取っている去年 11 月に自死した女子児童の遺書のコピー。

2021 年 11 月 24 日　**決定延期**

理由：決定内容の精査に時間を要するため。

2021 年 12 月 7 日　**部分公開決定**

・「遺書の写し」

理由：町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別されうるため。また、他の情報と照合することにより特定の個人が識別され、または識別されうるため。

No.	公開しない部分		公文書を公開しない理由
	ページ	行	
1	1	5	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
2	1	7～8	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
3	1	8	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
4	1	16	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
5	1	17	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
6	1	19	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
7	1	20	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
8	1	20	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
9	1	21	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
10	1	21	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
11	1	21	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
12	1	23	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
13	1	24	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
14	1	25	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
15	1	27	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
16	2	1	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
17	2	1	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
18	2	3	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
19	2	3	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
20	2	4	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当

20	2	5	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
21	2	7	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
22	2	8	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
23	2	8	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
24	2	9	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
25	2	9	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
26	2	10	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
27	2	11	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
28	2	11	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
29	2	23	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
30	2	25	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
31	2	25	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
32	2	25	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
33	2	25	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
34	3	5	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
34	3	7	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
35	3	9	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
36	3	9	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
37	3	10	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
38	3	11	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
39	3	14	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
39	3	20	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当

2021-60　2021 年 11 月 10 日　……（政策経営部企画政策課）

■2021 年の町田市教育委員会における、いじめ問題対策委員会で作成された報告書

2021 年 11 月 15 日　**部分公開決定**

・「重大事態調査経過報告書」

理由：町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当

〇個人に関する情報であって、特定の個人が識別され又は識別されうるため。また、他の情報と照合することにより特定の個人が識別されまたは識別されうるため。

No.	公開しない部分		公文書を公開しない理由
	ページ	行	

1	2	3	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
2	2	3	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
3	2	5	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
4	2	5～6	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
5	4	25～26	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
6	4	28	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
7	4	29	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
8	4	33	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
9	4	43	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
10	5	2	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
11	5	16	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
12	5	17	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
13	5	18～20	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
14	5	24	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
15	5	25	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
16	5	26	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
17	5	28	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
18	5	31	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
19	5	32	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
20	5	35	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
21	5	35	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
22	5	36	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
23	5	39	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
24	5	41	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
25	5	43	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
26	5	43	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
27	5	44	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
28	5	49	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
29	5	50	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当

30	6	1	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
31	6	4	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
32	6	4	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
33	6	7	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
34	6	10	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
35	6	11～12	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
36	6	12	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
37	6	18	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
38	6	20	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
39	6	23	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
40	6	27	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
41	6	32	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
42	6	48	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
43	6	48	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
44	6	49	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
45	7	1	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
46	7	1	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
47	7	5	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当

2021-61　2021 年 11 月 16 日　……（政策経営部企画政策課）

■直近で教育委員会から受領したいじめ問題対策委員会報告書

2021 年 11 月 24 日　**部分公開決定**

・「重大事態調査経過報告書」

理由：町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当

〇個人に関する情報であって、特定の個人が識別され又は識別されうるため。また、他の情報と照合することにより特定の個人が識別され、または識別されうるため。

No.	公開しない部分		公文書を公開しない理由
	ページ	行	
1	2	3	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
2	2	3	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
3	2	5	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
4	2	5～6	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当

5	4	25～26	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
6	4	28	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
7	4	29	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
8	4	33	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
9	4	43	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
10	5	2	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
11	5	16	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
12	5	17	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
13	5	18～20	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
14	5	24	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
15	5	25	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
16	5	26	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
17	5	28	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
18	5	31	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
19	5	32	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
20	5	35	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
21	5	35	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
22	5	36	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
23	5	39	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
24	5	41	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
25	5	43	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
26	5	43	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
27	5	44	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
28	5	49	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
29	5	50	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
30	6	1	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
31	6	4	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
32	6	4	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
33	6	7	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当

34	6	10	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
35	6	11～12	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
36	6	12	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
37	6	18	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
38	6	20	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
39	6	23	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
40	6	27	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
41	6	32	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
42	6	48	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
43	6	48	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
44	6	49	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
45	7	1	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
46	7	1	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
47	7	5	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当

2021-62　2021 年 11 月 18 日　……（政策経営部企画政策課）

■2020 年 11 月東京都町田市の市立小学校に通っていた女子児童が自殺した問題で、それに関わる以下の文書の公開を求める。

①女子児童が 2020 年９月に心のアンケートでいじめを訴えた時のアンケート（女子児童が提出したもの）

②女子児童の殺し方が書かれたノート

③女子児童がチャットでいじめを受けていたとされているチャットの画面のスクリーンショット

④自死後学校がいじめに関する調査を行った、その際のアンケートと教育委員会に提出した調査報告書

2021 年 11 月 30 日　**非公開決定**

・「９月 10 日実施　心のアンケート」

・「アンケート調査結果集計」

・「調査報告書」

理由：町田市情報公開条例第５条第１項第４号に該当

〇町田市いじめ問題調査委員会の会議に関する情報であって、公開することにより町田市いじめ問題調査委員会の公正かつ適正な運営を著しく困難にすると認められるため。

2021 年 11 月 30 日　**不存在決定**

・女子児童の殺し方が書かれたノート

・女子児童がチャットでいじめを受けていたとされているチャット画面のスクリーンショット

理由：町田市いじめ問題調査委員会として取得していないため。

2021-63　2021 年 11 月 19 日　……（政策経営部企画政策課）

■１．直近に教育委員会から受領したいじめ問題対策委員会の報告書

２．2020 年 11 月 30 日に町田市立小学校の児童が自死した件について、町田市いじめ問題調査委員会を設置することを決定したプロセスが分かる文書の一切

2021 年 11 月 30 日　**公開決定**

・「起案書　町田市いじめ問題調査委員会の設置について【方針決定】」

2021 年 11 月 30 日　**部分公開決定**

・「重大事態調査経過報告書」

理由：町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され又は識別されうるため。また、他の情報と照合することにより特定の個人が識別されまたは識別されうるため。

No.	公開しない部分		公文書を公開しない理由
	ページ	行	
1	2	3	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
2	2	3	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
3	2	5	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
4	2	5～6	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
5	4	25～26	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
6	4	28	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
7	4	29	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
8	4	33	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
9	4	43	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
10	5	2	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
11	5	16	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
12	5	17	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
13	5	18～20	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
14	5	24	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
15	5	25	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
16	5	26	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
17	5	28	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
18	5	31	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
19	5	32	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
20	5	35	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
21	5	35	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
22	5	36	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当

23	5	39	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
24	5	41	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
25	5	43	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
26	5	43	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
27	5	44	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
28	5	49	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
29	5	50	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
30	6	1	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
31	6	4	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
32	6	4	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
33	6	7	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
34	6	10	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
35	6	11～12	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
36	6	12	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
37	6	18	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
38	6	20	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
39	6	23	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
40	6	27	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
41	6	32	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
42	6	48	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
43	6	48	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
44	6	49	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
45	7	1	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
46	7	1	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
47	7	5	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当

2021-64　2021年11月22日　……(政策経営部企画政策課)

■直近で教育委員会から受領したいじめ問題対策委員会報告書

2021年11月26日　**部分公開決定**

・「重大事態調査経過報告書」

理由：町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当

〇個人に関する情報であって、特定の個人が識別され又は識別されうるため。また、他

の情報と照合することにより特定の個人が識別され、または識別されうるため。

No.	公開しない部分		公文書を公開しない理由
	ページ	行	
1	2	3	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
2	2	3	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
3	2	5	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
4	2	5～6	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
5	4	25～26	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
6	4	28	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
7	4	29	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
8	4	33	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
9	4	43	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
10	5	2	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
11	5	16	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
12	5	17	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
13	5	18～20	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
14	5	24	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
15	5	25	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
16	5	26	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
17	5	28	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
18	5	31	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
19	5	32	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
20	5	35	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
21	5	35	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
22	5	36	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
23	5	39	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
24	5	41	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
25	5	43	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
26	5	43	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
27	5	44	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当

28	5	49	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
29	5	50	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
30	6	1	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
31	6	4	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
32	6	4	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
33	6	7	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
34	6	10	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
35	6	11～12	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
36	6	12	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
37	6	18	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
38	6	20	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
39	6	23	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
40	6	27	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
41	6	32	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
42	6	48	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
43	6	48	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
44	6	49	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
45	7	1	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
46	7	1	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
47	7	5	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当

2021-65　2021 年 12 月 1 日　……（都市づくり部交通事業推進課）

■町田市交通事業者運行継続支援金申請の際取得している乗り合いバス事業者、貸し切りバス事業者車検証写し。（表面のみ）

2021 年 12 月 10 日　**非公開決定**

・2021 年度町田市交通事業者運行継続支援金交付申請書に添付されている、自動車検査証の写し。

理由：町田市情報公開条例第５条第１項第５号に該当

○道路運送車両法では、犯罪への悪用等の不正な行為を防止するため、自動車検査証の内容を記載した「登録事項等証明書」の交付に際しては、自動車登録番号・請求理由の明示や身分証明書の提示を求めている。これに倣い、公開することによる財産の保護への著しい支障を防ぐため。

2021-66　2021 年 12 月 14 日　……（いきいき生活部介護保険課）

■介護保険の短期入所生活介護について（特に必要があると認められる場合には、認定の有効期間のおおむね半数を超えたサービスの利用を位置付けることも可能とホームページ等で明記し

ている自治体もあります。）
件名にかかる町田市での関係文書について関係する文書すべて（厚生省・東京都からの指示、市作成の申出書・要綱・指針・内規等も含めて全て）
半数超えを認めた件数・その理由（過去５年間）
2021 年 12 月 24 日　**公開決定**
１．令和３年４月版　介護報酬の解釈　指定基準編　社会保健研究所発行の内
834 ページ　指定居宅介護支援等（人員、運営の基準）及び
853 ページ「㉒短期入所生活介護及び短期入所療養介護の居宅サービス計画への位置づけ（第二十一号）」の解説ページ
２．様式
短期入所サービス利用日数が有効期間の半数を超える理由書
３．介護給付適正化情報誌きゅうふさぷりＶｏｌ．２
2016．６　町田市介護保険課給付係　発行の内、ショートステイ半数超えについて
2021 年 12 月 24 日　**部分公開決定**
・ショートステイ半数経過　確認者一覧（2017～2021 年度分）
理由：町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
○個人に関する情報、及び他の情報と照合する事により特定の個人が識別され得る情報であるため。
・表頭、表側、可否欄を除く項目の全て

2021-67　2021 年 12 月 23 日　……（財務部資産税課）
■電子地番図（2021 年１月１日現在）　令和３年度固定資産税路線価図 shape データ
2021 年 12 月 24 日　**公開決定**
・電子地番図（2021 年１月１日現在）
令和３年度固定資産税路線価図（2021 年１月１日現在）

2021-68　2022 年１月 13 日　……（政策経営部企画政策課）
■①2020 年 11 月 30 日に自死した町田市内の公立小学校に通っていた小学 6 年生の女子児童の遺書。
②教育委員会から受領したいじめ問題対策委員会報告書。
2022 年１月 17 日　**部分公開決定**
・「遺書の写し」
・「重大事態調査経過報告書」
理由：町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別されうるため。また、他の情報と照合することにより特定の個人が識別され、または識別されうるため。

「遺書の写し」

No.	公開しない部分		公文書を公開しない理由
	ページ	行	
1	1	5	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
2	1	7～8	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
3	1	8	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
4	1	16	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当

5	1	17	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
6	1	19	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
7	1	20	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
8	1	20	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
9	1	21	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
10	1	21	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
11	1	21	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
12	1	23	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
13	1	24	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
14	1	25	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
15	1	27	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
16	2	1	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
17	2	1	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
18	2	3	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
19	2	3	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
20	2	4	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
20	2	5	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
21	2	7	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
22	2	8	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
23	2	8	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
24	2	9	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
25	2	9	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
26	2	10	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
27	2	11	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
28	2	11	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
29	2	23	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
30	2	25	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
31	2	25	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
32	2	25	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当

33	2	25	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
34	3	5	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
34	3	7	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
35	3	9	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
36	3	9	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
37	3	10	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
38	3	11	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
39	3	14	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
39	3	20	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当

「重大事態調査経過報告書」

No.	公開しない部分		公文書を公開しない理由
	ページ	行	
1	2	3	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
2	2	3	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
3	2	5	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
4	2	5～6	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
5	4	25～26	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
6	4	28	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
7	4	29	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
8	4	33	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
9	4	43	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
10	5	2	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
11	5	16	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
12	5	17	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
13	5	18～20	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
14	5	24	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
15	5	25	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
16	5	26	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
17	5	28	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当

18	5	31	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
19	5	32	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
20	5	35	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
21	5	35	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
22	5	36	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
23	5	39	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
24	5	41	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
25	5	43	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
26	5	43	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
27	5	44	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
28	5	49	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
29	5	50	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
30	6	1	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
31	6	4	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
32	6	4	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
33	6	7	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
34	6	10	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
35	6	11～12	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
36	6	12	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
37	6	18	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
38	6	20	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
39	6	23	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
40	6	27	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
41	6	32	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
42	6	48	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
43	6	48	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
44	6	49	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
45	7	1	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
46	7	1	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当

47	7	5	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当

2021-69　2022 年 1 月 18 日　……（政策経営部企画政策課）

■町田市いじめ問題調査委員会において、2022 年 1 月 12 日市ホームページにて更新がなされ、諮問書に係る、諮問理由の中で（21 町政企第 1353 号）「当該児童の自死の原因については、いじめだけが原因ではない可能性があったとする言及があり、また、報告書に添付された資料の中には、いじめ以外の原因を強く示唆する資料がありました」とあり、この強く示唆する資料（遺書等と推察される）について

2022 年 1 月 26 日　**部分公開決定**

・「遺書の写し」

理由：町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別されうるため。また、他の情報と照合することにより特定の個人が識別され、または識別されうるため。

No.	公開しない部分		公文書を公開しない理由
	ページ	行	
1	1	5	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
2	1	7～8	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
3	1	8	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
4	1	16	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
5	1	17	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
6	1	19	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
7	1	20	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
8	1	20	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
9	1	21	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
10	1	21	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
11	1	21	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
12	1	23	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
13	1	24	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
14	1	25	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
15	1	27	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
16	2	1	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
17	2	1	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
18	2	3	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
19	2	3	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当

20	2	4	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
20	2	5	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
21	2	7	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
22	2	8	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
23	2	8	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
24	2	9	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
25	2	9	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
26	2	10	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
27	2	11	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
28	2	11	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
29	2	23	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
30	2	25	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
31	2	25	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
32	2	25	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
33	2	25	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
34	3	5	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
34	3	7	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
35	3	9	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
36	3	9	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
37	3	10	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
38	3	11	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
39	3	14	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
39	3	20	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当

2021-70　2022 年１月 18 日　……（政策経営部企画政策課）

■令和２年 11 月に発生した町田市立小学校における女児の自死（以下「本件」という）に関して

・女児の「遺書」とされる文書（以下「遺書」という）

・令和４年１月 13 日付で、渋谷区に対し、資料を提供したプロセスの全てが分かる一切の文書。

・遺書の取得の経緯が分かる一切の文書

2022 年１月 27 日　**公開決定**

・公文書に係る情報提供依頼について（収受及び送付）（21 町政企第 1651 号）

2022 年１月 27 日　**部分公開決定**

・「遺書の写し」

理由：町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別されうるため。また、他の情報と照合することにより特定の個人が識別され、または識別されうるため。

No.	公開しない部分		公文書を公開しない理由
	ページ	行	
1	1	5	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
2	1	7～8	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
3	1	8	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
4	1	16	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
5	1	17	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
6	1	19	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
7	1	20	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
8	1	20	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
9	1	21	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
10	1	21	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
11	1	21	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
12	1	23	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
13	1	24	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
14	1	25	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
15	1	27	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
16	2	1	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
17	2	1	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
18	2	3	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
19	2	3	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
20	2	4	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
20	2	5	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
21	2	7	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
22	2	8	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
23	2	8	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
24	2	9	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
25	2	9	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当

26	2	10	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
27	2	11	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
28	2	11	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
29	2	23	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
30	2	25	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
31	2	25	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
32	2	25	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
33	2	25	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
34	3	5	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
34	3	7	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
35	3	9	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
36	3	9	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
37	3	10	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
38	3	11	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
39	3	14	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
39	3	20	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当

2022 年１月 27 日　**非公開決定**

・「議事録【2021 年度　町田市教育委員会いじめ問題対策委員会（第４回）】」

理由：町田市情報公開条例第５条第１項第４号に該当

○非公開で行われた会議の資料であり、公開することにより、会議における率直な意見交換や意思決定の中立性が保てなくなるなど、会議の適正かつ公正な運営を著しく困難にすると認められるため。

2021-71　2022 年１月 18 日　……（政策経営部企画政策課）

■令和２年９月から本日まで町田市立〇〇小学校について、または〇〇前校長について

１、渋谷区から町田市へ送付された全ての文書

２、町田市から渋谷区へ送付された全ての文書

３、１と２の全ての供覧と起案文書

2021 年１月 27 日　**公開決定**

・他自治体教育委員構成変更について（中野区、渋谷区、東久留米市、東大和市、八王子市、府中市、武蔵村山市、武蔵野市、福生市）

・公文書に係る情報提供依頼について（収受及び送付）（21 町政企第 1651 号）

2021-72　2022 年１月 18 日　……（政策経営部企画政策課）

■令和４年１月 13 日に町田市から渋谷区へ送付された文書について（町田市立〇〇小学校のいじめ事件）

１、渋谷区から町田市へ送付された全ての文書

２、町田市から渋谷区へ送付された全ての文書

2022年１月27日　**公開決定**
・公文書に係る情報提供依頼について（収受及び送付）（21町政企第1651号）

2021-73　2022年１月19日　……（財務部資産税課）
■固定資産税において、平成30年度及び令和3年度の評価替えに関して土地評価事務（鑑定）を委託するに際し、委託料（鑑定料）の予定価格設定から委託先の選定を経て業務契約に至る下記の資料。
（１）委託先との業務委託契約書及び仕様書。
（２）貴市における予定価格設定の根拠資料（内訳書、積算書）等。
（３）委託先選定方法（入札の種類、随意契約の等）
（４）随意契約の場合の委託先選定理由。
（５）委託先の見積書及びその内訳書等の資料。委託先は東京都不動産鑑定士協会か、又は不動産鑑定士個人との契約による見積書等の資料なのか。
（６）随意契約における見積書の報酬総額及び単価の裏付けとなる「内訳書」又は「積算資料」が無い場合の理由。
（７）指名（一般）競争入札の場合の「入札書き取り書」
（８）指名（一般）競争入札における落札者（又は会社）の落札価格の「内訳書」又は「積算資料」。無い場合はその理由。
（９）その他、貴市における最初の見積書、内訳書から最終の業務委託契約に至る過程が解る資料。
（注１）随意契約の場合、上記の（７）及び（８）は省いていただいて結構です。
（注２）今回の開示請求は委託鑑定料の調査につき、標準宅地の一覧表及び評価替えにおける鑑定評価書の見本等は省いていただきたいです。
固定資産税の評価替えにおける委託鑑定料の実態調査。
2022年２月１日　**公開決定**
・標準宅地鑑定業務委託業者選定書（平成30年度）７件
・随意契約理由書（令和３年度）７件
・契約事務のフロー
2022年２月１日　**部分公開決定**
１．【平成30年度】
（１）標準宅地鑑定業務委託（その１）単価契約書・見積書
（２）標準宅地鑑定業務委託（その２）単価契約書・見積書
（３）標準宅地鑑定業務委託（その３）単価契約書・見積書
（４）標準宅地鑑定業務委託（その４）単価契約書・見積書
（５）標準宅地鑑定業務委託（その５）単価契約書・見積書
（６）標準宅地鑑定業務委託（その６）単価契約書・見積書
（７）標準宅地鑑定業務委託（その７）単価契約書・見積書

２．【令和３年度】
（１）標準宅地鑑定業務委託単価契約（その１）単価契約書・見積書
（２）標準宅地鑑定業務委託単価契約（その２）単価契約書・見積書
（３）標準宅地鑑定業務委託単価契約（その３）単価契約書・見積書
（４）標準宅地鑑定業務委託単価契約（その４）単価契約書・見積書
（５）標準宅地鑑定業務委託単価契約（その５）単価契約書・見積書
（６）標準宅地鑑定業務委託単価契約（その６）単価契約書・見積書
（７）標準宅地鑑定業務委託単価契約（その７）単価契約書・見積書
理由：町田市情報公開条例第５条第１項第２号に該当
○法人が代表者印として使用している印鑑の印影で、公開し、情報が流通することによって印鑑偽造等により不正使用される恐れがあり、法人の財産の保護に著しい支障が生じる

と認められるため。
・単価契約書・見積書に押印してある、不動産鑑定事務所代表者の印影
１のうち、（２）、（３）、（４）、（５）
２のうち、（２）、（３）、（４）
：町田市情報公開条例第５条第１項第５号に該当
〇個人が使用している印鑑の印影で、公開し、情報が流通することによって印鑑偽造等により不正使用される恐れがあり、個人の財産の保護に著しい支障が生じると認められるため。
・単価契約書・見積書に押印してある、不動産鑑定士個人の印影
１のうち、（１）、（６）、（７）
２のうち、（１）、（５）、（６）、（７）

2022 年２月１日　**不存在決定**

・随意契約における見積書の報酬総額及び単価の裏付けとなる「内訳書」又は「積算資料」が無い場合の理由。

理由：報酬総額及び単価については、近隣自治体の価格を参考に決定しているが、参考とした資料は文書の保存年限経過により廃棄したため。

2021-74　2022 年１月 24 日　……（政策経営部企画政策課）

■１、過去１ヵ月以内に町田市から渋谷区に情報提供があった全ての文書と資料。
２、2022 年１月 17 日に渋谷区長が会見を行い町田市もしくは市長から情報提供をうけたと、そのすべての資料と文書。

2022 年２月２日　**公開決定**

・公文書に係る情報提供依頼について（収受及び送付）（21 町政企第 1651 号）

2021-75　2022 年１月 27 日　……（学校教育部保健給食課）

■①暫定的給食センターを金井Ｔ．Ｃ及び金井フレンズＴ．Ｃ利用地について
Ⓐ金井Ｔ．Ｃ及び金井フレンズＴ．Ｃ利用運動広場一部に、暫定的給食センターを設置されるとのことですが、他の未利用地とのイニシャルコスト並びにランニングコストを比較検討した経過を示す文書Ａ´他の所管理の未利用地について検討されたかを示す文書
Ⓑ今年１月５日運動広場にて給食センター設置担当〇〇課長、保健給食課〇〇課長、お二人との会合が持たれましたが（市長への手紙、〇〇、〇〇によるもの）市長へはどのような報告がなされたのか、また市長からはどの様な見解、意見、指示がなされたのか、書面での報告質疑がなされたかの文書の開示。
Ⓒ公共施設マネジメント委員会で金井Ｔ．Ｃ、フレンズ利用の用地を暫定的給食センターとする決定に基づいた経過を示す文書の開示。

2022 年２月８日　**公開決定**

・鶴川地区給食センターの建設地について　給食センター建設案比較表（2021 年４月５日学校教育部長説明資料）
・給食センター建設候補地（随時更新）
・給食センター建設候補地（2022 年１月 12 日情報提供資料）
・2021 年５月 18 日付け起案書（町田市公共施設等マネジメント委員会の付議依頼について）

2022 年２月８日　**部分公開決定**

・2022 年１月４日付け起案書（市政要望への対応について（依頼）№1099（中学校給食センターについて_金井_２件目）
・2022 年１月５日付け起案書（市政要望への対応について（依頼）№1099-2　※中学校給食センターに係る要望（金井_２件目）の追加分）
・2022 年１月 13 日付け起案書（市政要望への対応について（中間報告）№1099-2　※中学校給食センターに係る要望（金井_２件目）

理由：町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
○個人に関する情報であり、特定の個人が識別され、又は識別され得るため。
・要望者の団体名、氏名、電話番号及びメールアドレス

2021-76　2022 年 1 月 27 日　……（文化スポーツ振興部スポーツ振興課）

■金井運動広場より提出されている 2021 年度利用実績報告書（但しテニスコートは除く）
①登録団体、一般受付団体サッカー・野球、他団体野球、サッカー他の利用日数並びに利用人数（参加人数）等が解る報告書の開示
②各団体に於ける年齢構成（例　社会人、中学生、高校生等）が解る資料の開示をお願いします。
③実行委員会方式の貸し出し方法の解るもの。

2022 年２月 10 日　**部分公開決定**
①スポーツ広場利用状況報告書（第１回目）
〔2021 年度金井スポーツ広場分〕
スポーツ広場利用状況報告書（第２回目）
〔2021 年度金井スポーツ広場分〕
③町田市行政財産目的外使用許可書及びスポーツ広場関係書類の送付について（送付）
〔2021 年度金井スポーツ広場分〕
理由：町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
○個人に関する情報であり、特定の個人が識別され、又は識別され得るため。
・①代表者（委員長）氏名、担当者氏名、担当者電話番号
スポーツ広場月別利用状況内訳書の作成者、電話
・③使用者　委員長名

2022 年２月 10 日　**不存在決定**
・金井運動広場より提出されている 2021 年度利用実績報告書（但しテニスコートは除く）②各団体に於ける年齢構成（例　社会人、中学生、高校生、等）が解る資料
理由：金井スポーツ広場管理運営委員会　委員長宛に送付した「町田市行政財産目的外使用許可書及びスポーツ広場関係書類の送付について（送付）」で請求された内容の書類提出を依頼しておらず、収集もしていないため。

2021-77　2022 年 1 月 31 日　……（政策経営部企画政策課）

■2020 年 11 月 30 日に、町田市立小学校に当時在籍していた児童が自宅で自死した重大事態について、町田市教育委員会いじめ問題対策委員会が取りまとめた「重大事態調査経過報告書」

2022 年２月７日　**部分公開決定**
・「重大事態調査経過報告書」
理由：町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別されうるため。また、他の情報と照合することにより特定の個人が識別され、または識別されうるため。

No.	公開しない部分		公文書を公開しない理由
	ページ	行	
1	2	3	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
2	2	3	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
3	2	5	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
4	2	5～6	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
5	4	25～26	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当

6	4	28	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
7	4	29	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
8	4	33	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
9	4	43	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
10	5	2	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
11	5	16	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
12	5	17	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
13	5	18～20	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
14	5	24	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
15	5	25	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
16	5	26	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
17	5	28	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
18	5	31	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
19	5	32	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
20	5	35	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
21	5	35	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
22	5	36	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
23	5	39	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
24	5	41	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
25	5	43	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
26	5	43	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
27	5	44	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
28	5	49	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
29	5	50	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
30	6	1	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
31	6	4	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
32	6	4	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
33	6	7	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
34	6	10	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当

35	6	11～12	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
36	6	12	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
37	6	18	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
38	6	20	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
39	6	23	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
40	6	27	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
41	6	32	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
42	6	48	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
43	6	48	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
44	6	49	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
45	7	1	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
46	7	1	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
47	7	5	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当

2021-78　2022 年２月８日　……（政策経営部企画政策課）

■〇〇〇〇が作成した遺書に関する行政文書開示決定通知書
〇〇〇〇に関して作成された行政文書に関する行政文書開示決定通知書

2022 年２月 22 日　**決定延期**
理由：決定内容の精査に時間を要するため。
2022 年３月１日　**非公開決定**
理由：町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
〇個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るため。

2021-79　2022 年２月８日　……（学校教育部指導課）

■〇〇〇〇が作成した遺書に関する行政文書開示決定通知書
〇〇〇〇に関して作成された行政文書に関する行政文書開示決定通知書

2022 年２月 22 日　**決定延期**
理由：決定内容の精査に時間を要するため。
2022 年３月１日　**非公開決定**
理由：町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
〇個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るため。

2021-80　2022 年２月７日　……（都市づくり部建築開発審査課）

■令和２年４月１日以降、本書受理日までに提出された、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 10 条第１項（建設リサイクル法）の規定による解体等の届出書（様式第一号）のうち、別紙「対象住所一覧」の住所を工事の場所とするもの。なお、「対象住所一覧」の全てにおいて届出書が提出されているとは限りません。届出のあるものを請求するものです。また、対象物件の「工事の種類」は全て、「建築物の解体」です。公開請求の対象は様式第一号の「届出書」、いわゆる頭紙のＡ４用紙１枚です。付随する別表や様式第２号の工程表などは不要。

2021 年２月 17 日　**部分公開決定**

・令和２年４月１日以降、本書受理日までに提出された、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 10 条第１項（建設リサイクル法）の規定による解体等の届出書（様式第１号）のうち、別紙「対象住所一覧」の住所（５件）を工事の場所とするもの。

別紙

東京都町田市○○町○○○○
東京都町田市○○－○○－○○
東京都町田市○○－○○－○○
東京都町田市○○町－○○－○○
東京都町田市○○－○○－○○

理由：町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当

○個人に関する情報で、特定の個人が識別され、又は識別されうるため。

・発注者又は自主施工者の氏名、郵便番号、電話番号、住所、転居予定先の郵便番号、電話番号、住所

・１.工事の概要の①工事の名称のうち個人名

2022 年２月 17 日　**不存在決定**

理由：別紙の住所（12 件）については届出がないため。

別紙

東京都町田市○○－○○－○○
東京都町田市○○町－○○－○○
東京都町田市○○－○○－○○
東京都町田市○○－○○－○○
東京都町田市○○町○○○○－○○
東京都町田市○○町○○○○－○○
東京都町田市○○－○○－○○
東京都町田市○○町○○
東京都町田市○○町－○○－○○
東京都町田市○○－○○－○○
東京都町田市○○－○○－○○
東京都町田市○○－○○－○○

2021-81　2022 年２月９日　……（財務部資産税課）

■地番図情報の公開申請　町田市全域　土地　地番図　令和３年１月１日　シェープデータ

2022 年２月 17 日　**公開決定**

・電子地番図（2021 年１月１日現在）

（町田市全域における、2021 年１月１日現在の土地の現況図で、「登記異動修正済データ」の複製物。）

2021-82　2022 年２月 10 日　……（政策経営部企画政策課）

■2020 年 11 月 30 日に自死した町田市内の公立小学校に通っていた女子児童の遺書

2022 年２月 24 日　**決定延期**

理由：文書の公開の方針決定に時間を要するため。

2022 年３月３日　**部分公開決定**

・「遺書の写し」

理由：町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別されうるため。また、他の情報と照合することにより特定の個人が識別されまたは識別されうるため。

No.	公開しない部分		公文書を公開しない理由
	ページ	行	
1	1	5	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
2	1	7～8	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
3	1	8	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
4	1	16	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
5	1	17	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
6	1	19	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
7	1	20	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
8	1	20	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
9	1	21	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
10	1	21	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
11	1	21	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
12	1	23	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
13	1	24	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
14	1	25	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
15	1	27	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
16	2	1	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
17	2	1	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
18	2	3	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
19	2	3	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
20	2	4	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
20	2	5	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
21	2	7	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
22	2	8	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
23	2	8	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
24	2	9	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
25	2	9	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
26	2	10	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当

27	2	11	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
28	2	11	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
29	2	23	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
30	2	25	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
31	2	25	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
32	2	25	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
33	2	25	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
34	3	5	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
34	3	7	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
35	3	9	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
36	3	9	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
37	3	10	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
38	3	11	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
39	3	14	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
39	3	20	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当

2021-83　2022年２月10日　……(学校教育部保健給食課)

■小学校、中学校においてコロナに感染した児童数の統計 2021-2022/2 にかけて。および、小中学校が、学級閉鎖、学校閉鎖を決定する基準に関してわかる資料。及び、2021/10-2022/2 にかけて学級閉鎖を検討した及びその内容が分かる全ての資料

2022年２月22日　**公開決定**

・2021年以降小中学生感染者数
・新型コロナウイルス感染症による臨時休業の取り扱いについて（2021年９月10日付通知（21町教学保第353号））
・新型コロナウイルス感染症による臨時休業の取り扱いについて（2022年２月８日付通知（21町教学保第634号））
・新型コロナウイルス感染症に伴う学級閉鎖等状況一覧

2021-84　2022年２月10日　……（学校教育部指導課）

■「マスク着用推奨を決めた根拠となる文書」「マスク着用が新型コロナウイルス感染防止に効果があるという文書」学校等でマスク着用が強く推奨されている。行政文書ガイドラインに沿い行政文書が作成、指示されているのであれば行政機関における経緯を含めた意思決定に至る過程、実績が検証できるよう作成された文書開示。マスク着用の推奨にあたり、新型コロナウイルス感染防止に効果があるなど合理的に裏付けできるような文書開示。

2022年２月22日　**決定延期**

・「マスク着用推奨を決めた根拠となる文書」
・「マスク着用が新型コロナウイルス感染防止に効果があるという文書」

理由：文書の検索範囲が広く、精査に時間を要するため。

2022年３月７日　**公開決定**

・件名「オミクロン株の急速拡大に伴う緊急対応」について（依頼）
文書番号　21 町教学指第 4660 号
・件名　緊急事態宣言の解除に伴う対応について（依頼）
文書番号　21 町教学指第 3129 号
・件名　緊急事態宣言期間の延長に伴う新型コロナウイルス感染症対策の一層の徹底について（依頼）
文書番号　21 町教学指第 2897 号
・件名　緊急事態宣言延長に伴う新型コロナウイルス感染症対策の一層の徹底について（依頼）
文書番号　21 町教学指第 2491 号

2021-85　2022 年２月 10 日　……（学校教育部保健給食課）

■「マスク着用推奨を決めた根拠となる文書」「マスク着用が新型コロナウイルス感染防止に効果があるという文書」学校等でマスク着用が強く推奨されている。行政文書ガイドラインに沿い行政文書が作成、指示されているのであれば行政機関における経緯を含めた意思決定に至る過程、実績が検証できるよう作成された文書開示。マスク着用の推奨にあたり新型コロナウイルス感染防止に効果があるなど合理的に裏付けできるような文書開示。

2022 年３月７日　**公開決定**
・【20 町教学保第 159 号】感染防止に留意した統一献立の実施について
・【20 町教学保第 182 号】分散登校時の給食の配膳方法等について
・【20 町教学保第 210 号】６月 15 日以降の小学校給食の実施について
・【20 町教学保第 265 号】７月、８月の小学校給食の実施について
・【20 町教学保第 362 号】９月の小学校給食実施について
・【20 町教学保第 525 号】10 月の小学校給食実施について
・【20 町教学保第 577 号】今後の小学校給食実施について
・【21 町教学保第 55 号】小学校給食における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について
・【21 町教学保第 86 号】小学校給食のおける新型コロナウイルス感染症対策の徹底について

2021-86　2022 年２月 10 日　……（保健所保健総務課）

■「マスク着用推奨を決めた根拠となる文書」「マスク着用が新型コロナウイルス感染防止に効果があるという文書」学校等でマスク着用が強く推奨されている。行政文書ガイドラインに沿い行政文書が作成、指示されているのであれば行政機関における経緯を含めた意思決定に至る過程、実績が検証できるよう作成された文書開示。マスク着用の推奨にあたり新型コロナウイルス感染防止に効果があるなど合理的に裏付けできるような文書開示。

2022 年２月 22 日　**決定延期**
理由：文書の検索範囲が広く、精査に時間を要するため。
2022 年３月７日　**公開決定**
・令和２年２月２５日付事務連絡
「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針の策定について(周知)」

2021-87　2022 年２月８日　……(政策経営部企画政策課)

■2021 年 2 月 23 日付町田市立◯◯小学校いじめ対策チーム「調査報告書」

2022 年２月 22 日　**非公開決定**
理由：町田市情報公開条例第５条第１項第４号に該当
町田市いじめ問題調査委員会の会議に関する情報であって、公開することにより町田市いじめ問題調査委員会の公正かつ適切な運営を著しく困難にすると認められるため。

2021-88　2022年２月８日　……（政策経営部企画政策課）

■2021年10月13日付町田市教育委員会いじめ問題対策委員会「重大事態調査経過報告書」

2020年２月22日　**部分公開決定**

・「重大事態調査経過報告書」

理由：町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当

個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別されうるため。また、他の情報と照合することにより特定の個人が識別され、または識別されうるため。

別紙

No.	公開しない部分		公文書を公開しない理由
	ページ	行	
1	2	3	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
2	2	3	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
3	2	5	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
4	2	5～6	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
5	4	25～26	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
6	4	28	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
7	4	29	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
8	4	33	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
9	4	43	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
10	5	2	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
11	5	16	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
12	5	17	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
13	5	18～20	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
14	5	24	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
15	5	25	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
16	5	26	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
17	5	28	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
18	5	31	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
19	5	32	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
20	5	35	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
21	5	35	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
22	5	36	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当

23	5	39	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
24	5	41	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
25	5	43	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
26	5	43	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
27	5	44	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
28	5	49	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
29	5	50	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
30	6	1	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
31	6	4	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
32	6	4	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
33	6	7	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
34	6	10	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
35	6	11～12	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
36	6	12	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
37	6	18	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
38	6	20	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
39	6	23	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
40	6	27	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
41	6	32	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
42	6	48	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
43	6	48	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
44	6	49	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
45	7	1	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
46	7	1	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
47	7	5	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当

2021-89　2022 年２月７日　……（政策経営部企画政策課）

■2020 年 11 月に自死した町田市立小学校児童の心のアンケート 2018 年度から 2020 年度分

2022 年２月 22 日　**非公開決定**

理由：町田市情報公開条例第５条第１項第４号に該当

町田市いじめ問題調査委員会の会議に関する情報であって、公開することにより町田市いじめ問題調査委員会の公正かつ適切な運営を著しく困難にすると認められるため。

2021-90　2022年２月７日　……（政策経営部企画政策課）

■2020年11月に町田市立小学校の児童が自死した件について

本件児童の両親から提出された本件児童自筆メモ(2020年9月から11月17日付日記様のものを含むが、それ以外のものを排除しない)

2022年２月22日　**決定延期**

理由：文書の公開の方針決定に時間を要するため

2022年３月３日　**部分公開決定**

・「遺書の写し」

理由：町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別されうるため。また、他の情報と照合することにより特定の個人が識別され、または識別されうるため。

別紙

No.	公開しない部分		公文書を公開しない理由
	ページ	行	
1	1	5	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
2	1	7～8	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
3	1	8	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
4	1	16	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
5	1	17	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
6	1	19	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
7	1	20	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
8	1	20	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
9	1	21	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
10	1	21	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
11	1	21	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
12	1	23	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
13	1	24	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
14	1	25	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
15	1	27	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
16	2	1	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
17	2	1	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
18	2	3	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
19	2	3	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
20	2	4	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当

20	2	5	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
21	2	7	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
22	2	8	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
23	2	8	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
24	2	9	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
25	2	9	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
26	2	10	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
27	2	11	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
28	2	11	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
29	2	23	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
30	2	25	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
31	2	25	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
32	2	25	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
33	2	25	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
34	3	5	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
34	3	7	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
35	3	9	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
36	3	9	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
37	3	10	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
38	3	11	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
39	3	14	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
39	3	20	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当

2021-91　2022 年２月 17 日　……（政策経営部企画政策課）

■町田市が渋谷区に提供した文書で、「2021 年 10 月 18 日に町田市教育委員会から受け取った町田市教育委員会いじめ問題対策委員会の報告書」及び「遺書と呼ばれている文書の写し」

2022 年３月３日　**部分公開決定**

・「重大事態調査経過報告書」

・「遺書の写し」

理由：町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別されうるため。また、他の情報と照合することにより特定の個人が識別され、または識別されうるため。

（重大事態調査経過報告書）

No.	公開しない部分		公文書を公開しない理由
	ページ	行	
1	2	3	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
2	2	3	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
3	2	5	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
4	2	5～6	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
5	4	25～26	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
6	4	28	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
7	4	29	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
8	4	33	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
9	4	43	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
10	5	2	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
11	5	16	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
12	5	17	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
13	5	18～20	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
14	5	24	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
15	5	25	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
16	5	26	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
17	5	28	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
18	5	31	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
19	5	32	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
20	5	35	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
21	5	35	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
22	5	36	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
23	5	39	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
24	5	41	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
25	5	43	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
26	5	43	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当

27	5	44	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
28	5	49	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
29	5	50	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
30	6	1	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
31	6	4	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
32	6	4	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
33	6	7	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
34	6	10	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
35	6	11～12	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
36	6	12	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
37	6	18	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
38	6	20	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
39	6	23	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
40	6	27	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
41	6	32	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
42	6	48	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
43	6	48	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
44	6	49	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
45	7	1	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
46	7	1	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
47	7	5	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当

別紙（遺書の写し）

No.	公開しない部分		公文書を公開しない理由
	ページ	行	
1	1	5	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
2	1	7～8	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
3	1	8	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
4	1	16	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
5	1	17	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当

6	1	19	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
7	1	20	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
8	1	20	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
9	1	21	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
10	1	21	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
11	1	21	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
12	1	23	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
13	1	24	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
14	1	25	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
15	1	27	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
16	2	1	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
17	2	1	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
18	2	3	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
19	2	3	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
20	2	4	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
20	2	5	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
21	2	7	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
22	2	8	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
23	2	8	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
24	2	9	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
25	2	9	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
26	2	10	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
27	2	11	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
28	2	11	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
29	2	23	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
30	2	25	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
31	2	25	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
32	2	25	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
33	2	25	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当

34	3	5	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
34	3	7	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
35	3	9	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
36	3	9	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
37	3	10	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
38	3	11	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
39	3	14	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
39	3	20	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当

2021-92　2022 年２月 24 日　……（政策経営部企画政策課）

■2021 年 11 月 30 日、町田市立小学校に在籍していた女子児童の自死事案に関連する、「遺書」と呼ばれる記録

2022 年３月３日　**部分公開決定**

・「遺書の写し」

理由：町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当

〇個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別されうるため。また、他の情報と照合することにより特定の個人が識別され、または識別されうるため。

別紙

No.	公開しない部分		公文書を公開しない理由
	ページ	行	
1	1	5	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
2	1	7～8	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
3	1	8	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
4	1	16	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
5	1	17	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
6	1	19	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
7	1	20	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
8	1	20	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
9	1	21	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
10	1	21	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
11	1	21	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
12	1	23	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
13	1	24	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当

14	1	25	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
15	1	27	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
16	2	1	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
17	2	1	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
18	2	3	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
19	2	3	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
20	2	4	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
20	2	5	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
21	2	7	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
22	2	8	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
23	2	8	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
24	2	9	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
25	2	9	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
26	2	10	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
27	2	11	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
28	2	11	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
29	2	23	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
30	2	25	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
31	2	25	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
32	2	25	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
33	2	25	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
34	3	5	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
34	3	7	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
35	3	9	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
36	3	9	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
37	3	10	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
38	3	11	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
39	3	14	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
39	3	20	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当

2021-93　2022年３月２日　……（政策経営部企画政策課）

■2020年11月30日に自死した、町田市内の公立小学校に通っていた女子児童の遺書

2022年３月８日　**部分公開決定**

・「遺書の写し」

理由：町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当

〇個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別されうるため。また、他の情報と照合することにより特定の個人が識別され、または識別されうるため。

別紙

No.	公開しない部分		公文書を公開しない理由
	ページ	行	
1	1	5	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
2	1	7～8	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
3	1	8	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
4	1	16	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
5	1	17	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
6	1	19	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
7	1	20	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
8	1	20	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
9	1	21	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
10	1	21	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
11	1	21	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
12	1	23	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
13	1	24	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
14	1	25	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
15	1	27	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
16	2	1	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
17	2	1	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
18	2	3	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
19	2	3	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
20	2	4	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
20	2	5	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
21	2	7	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当

22	2	8	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
23	2	8	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
24	2	9	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
25	2	9	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
26	2	10	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
27	2	11	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
28	2	11	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
29	2	23	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
30	2	25	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
31	2	25	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
32	2	25	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
33	2	25	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
34	3	5	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
34	3	7	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
35	3	9	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
36	3	9	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
37	3	10	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
38	3	11	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
39	3	14	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
39	3	20	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当

2021-94　2022 年３月３日　……（政策経営部企画政策課）

■いじめ調査委員会の対象児童の作成した遺書に関する行政文書開示決定通知書
いじめ調査委員会の対象児童に関して作成された行政文書に関する行政文書開示決定通知書

2022 年３月 10 日　**部分公開決定**

理由：町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当

〇個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別されうるため。また、他の情報と照合することにより特定の個人が識別され、または識別されうるため。

別紙

No.	公文書の件名	公開しない部分 行	公文書を公開しない理由
1	公文書部分公開決定通知書 21 町政企第 1195 の 2 号	4	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
2	公文書部分公開決定通知書 21 町政企第 1196 の 2 号	4	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
3	公文書部分公開決定通知書 21 町政企第 1197 の 2 号	4	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
4	公文書部分公開決定通知書 21 町政企第 1198 の 2 号	4	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
5	公文書部分公開決定通知書 21 町政企第 1233 の 2 号	4	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
6	公文書部分公開決定通知書 21 町政企第 1252 の 2 号	4	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
7	公文書部分公開決定通知書 21 町政企第 1253 の 2 号	4	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
8	公文書部分公開決定通知書 21 町政企第 1280 の 2 号	4	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
9	公文書部分公開決定通知書 21 町政企第 1282 の 2 号	4	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
10	公文書部分公開決定通知書 21 町政企第 1293 の 2 号	4	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
11	公文書部分公開決定通知書 21 町政企第 1294 の 2 号	4	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
12	公文書部分公開決定通知書 21 町政企第 1295 の 2 号	4	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
13	公文書部分公開決定通知書 21 町政企第 1298 の 2 号	4	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
14	公文書公開決定延期通知書 21 町政企第 1299 の 2 号	4	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
15	公文書部分公開決定通知書 21 町政企第 1299 の 3 号	4	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
16	公文書部分公開決定通知書 21 町政企第 1300 の 2 号	4	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
17	公文書部分公開決定通知書 21 町政企第 1346 の 2 号	4	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
18	公文書非公開決定通知書 21 町政企第 1352 の 2 号	4	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
19	公文書不存在決定通知書 21 町政企第 1352 の 3 号	4	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当

20	公文書部分公開決定通知書 21 町政企第 1380 の 2 号	4	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
21	公文書公開決定通知書 21 町政企第 1380 の 3 号	4	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
22	公文書部分公開決定通知書 21 町政企第 1381 の 2 号	4	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
23	公文書部分公開決定通知書 21 町政企第 1641 の 2 号	4	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
24	公文書部分公開決定通知書 21 町政企第 1663 の 2 号	4～5	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
25	公文書部分公開決定通知書 21 町政企第 1667 の 2 号	4	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
26	公文書公開決定通知書 21 町政企第 1667 の 3 号	4	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
27	公文書非公開決定通知書 21 町政企第 1667 の 4 号	4	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
28	公文書公開決定通知書 21 町政企第 1668 の 2 号	4	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
29	公文書公開決定通知書 21 町政企第 1669 の 2 号	4	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
30	公文書公開決定通知書 21 町政企第 1713 の 2 号	4	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
31	公文書部分公開決定通知書 21 町政企第 1756 の 2 号	4	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
34	公文書部分公開決定通知書 21 町政企第 1837 の 2 号	4	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
35	公文書部分公開決定通知書 21 町政企第 1837 の 3 号	4	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
32	公文書非公開決定通知書 21 町政企第 1849 の 2 号	4	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
36	公文書部分公開決定通知書 21 町政企第 1850 の 2 号	4	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
33	公文書非公開決定通知書 21 町政企第 1851 の 2 号	4	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
37	公文書部分公開決定通知書 21 町政企第 1852 の 2 号	4	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
38	公文書部分公開決定通知書 21 町政企第 1852 の 3 号	4	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
39	公文書部分公開決定通知書 21 町政企第 1859 の 2 号	4	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
40	公文書部分公開決定通知書 21 町政企第 1929 の 2 号	4	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当

2021-95　2022 年３月３日　……（学校教育部指導課）

■いじめ調査委員会の対象児童の作成した遺書に関する行政文書開示決定通知書
いじめ調査委員会の対象児童に関して作成された行政文書に関する行政文書開示決定通知書

2022 年３月 10 日　**部分公開決定**

・公文書公開決定通知書　　21 町教学指第 3754 号
・公文書部分公開決定通知書　21 町教学指第 3755 号
・公文書非公開決定通知書　　21 町教学指第 3758 号

理由：町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
〇個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別されうるため。また、他の情報と照合することにより特定の個人が識別され、または識別されうるため。
・通知先氏名、肩書

2021-96　2022 年３月９日　……（政策経営部企画政策課）

■2020 年 11 月 30 日に自死した、町田市内の公立小学校に通っていた女子児童の遺書

2022 年 3 月 16 日　**部分公開決定**

・「遺書の写し」

理由：町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
〇個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別されうるため。また、他の情報と照合することにより特定の個人が識別され、または識別されうるため。

別紙

No.	公開しない部分		公文書を公開しない理由
	ページ	行	
1	1	5	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
2	1	7～8	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
3	1	8	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
4	1	16	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
5	1	17	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
6	1	19	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
7	1	20	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
8	1	20	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
9	1	21	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
10	1	21	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
11	1	21	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
12	1	23	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
13	1	24	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
14	1	25	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
15	1	27	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当

16	2	1	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
17	2	1	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
18	2	3	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
19	2	3	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
20	2	4	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
20	2	5	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
21	2	7	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
22	2	8	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
23	2	8	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
24	2	9	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
25	2	9	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
26	2	10	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
27	2	11	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
28	2	11	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
29	2	23	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
30	2	25	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
31	2	25	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
32	2	25	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
33	2	25	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
34	3	5	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
34	3	7	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
35	3	9	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
36	3	9	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
37	3	10	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
38	3	11	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
39	3	14	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
39	3	20	町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当

2021-97　2022 年３月 10 日　……（学校教育部教育総務課）

■①令和４年１月 12 日に公表された南第一小学校建替え基本計画策定支援業務委託プロポーザルに関する企画書
②令和３年８月３日に公表された「本町田地区・南成瀬地区・鶴川地区」統合新設小学校建設基本計画策定支援業務委託プロポーザルに関する企画書

2022 年３月 18 日　**公開決定**

・１南第一小学校建替え基本計画策定支援業務受託候補者選定のためのプロポーザル　企画書
・２「本町田地区・南成瀬地区・鶴川地区」統合新設小学校建設基本計画策定支援業務委託契約候補者選定のためのプロポーザル　企画書（参加者番号５、10、20）

2022 年３月 18 日　**部分公開決定**

「本町田地区・南成瀬地区・鶴川地区」統合新設小学校建設基本計画策定支援業務委託契約候補者選定のためのプロポーザル　企画書（参加者番号 15）

理由：町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別され得るため。
・企画書内の担当者顔写真

2021-98　2022 年３月９日　……（都市づくり部公園緑地課）

■芹ヶ谷公園“芸術の社”パークミュージアムに関する基本協定書　2022 年１月 31 日付
21 町政聴要第 1083 号の２「新しい公共の形を目指した『芹ヶ谷公園“芸術の社”プロジェクトパークミュージアム』についての要望書」について

2022 年３月 23 日　**部分公開決定**

（１）芹ヶ谷公園“芸術の杜”パークミュージアムに関する協定書 2022 年１月 31 日付
（２）21 町政聴要第 1083 号の２
「新しい公共の形を目指した『芹ヶ谷公園“芸術の杜”プロジェクトパークミュージアム』についての要望」について

理由：町田市情報公開条例第５条第１項第１号に該当
○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであるため。
・（１）のうち乙の代表者名・印影
・（２）のうち宛先の代表者名

2021-99　2022 年３月 11 日　……（生涯学習部図書館）

■「しんぶん赤旗」の購読中止を決定した経緯が分かる会議録、起案書などの文書一切

2022 年３月 24 日　**公開決定**

2020 年度雑誌担当者会議議事録 2021 年６月４日起案
①起案書
②雑誌担当者会議議事録 2021 年１月 29 日
③2021 雑誌購入リスト(Excel ファイル)
④2021 年度購入雑誌選定会議の開催について(依頼)

2021-100　2022 年３月 23 日　……（学校教育部保健給食課）

■令和元年仕様書一式小中学校尿検査一次単価、二次単価、総合計数
令和２年仕様書一式小中学校尿検査一次単価、二次単価、総合計数
令和３年仕様書一式小中学校尿検査一次単価、二次単価、総合計数

2022 年３月 31 日　**公開決定**

・2020 年度町田市立小中学校児童生徒尿検査委託　仕様書一式
・2021 年度町田市立小中学校児童生徒尿検査委託　仕様書一式
・2022 年度町田市立小中学校児童生徒尿検査委託　仕様書一式

2021-101　2022 年３月 25 日　……（保健所保健総務課）

■１.新型コロナウイルスの存在を証明する科学的根拠、論文等

２.新型コロナウイルスワクチンがコロナウイルス感染症予防に効果があるという科学的根拠、論文等

３.マスクの着用が新型コロナウイルスの感染防止に効果があるという科学的根拠、論文等

４.PCR 陽性判定の無症状者が、他者に新型コロナウイルスを感染させるという科学的根拠、論文等

2022 年４月５日　**不存在決定**

理由：市では該当する内容の研究を行っておらず、当該内容の科学的根拠または論文は所持していないため。

３　年度・実施機関別情報公開請求の件数（2012 年度以降、括弧内は取下げ件数）

実施機関	年度／種別	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	計
市　長	請　求	162(16)	70(5)	18(2)	44(2)	63	54(4)	110(8)	40(4)	32(3)	82(2)	675(46)
	不服申立て			1		5	4(1)	3		1	4	18(1)
教育委員会	請　求	17	1	6(1)	4	6	5	6(2)	2	22(6)	14	83(9)
	不服申立て											0
選挙管理委員会	請　求					1			1			2
	不服申立て											0
監査委員	請　求	1			1	2						4
	不服申立て											0
農業委員会	請　求											0
	不服申立て											0
固定資産評価審査委員会	請　求											0
	不服申立て											0
病院事業管理者	請　求	5	1(1)	1		2	3				1	13(1)
	不服申立て					1						1
議　会	請　求				7	12		1	2	1	2	25
	不服申立て				1	3				1		5
計	請　求	185(16)	72(6)	25(3)	56(2)	86	62(4)	117(10)	45(4)	55(9)	99(2)	802(56)
	不服申立て	0	0	1	1	9	4(1)	3	0	2	4	24(1)

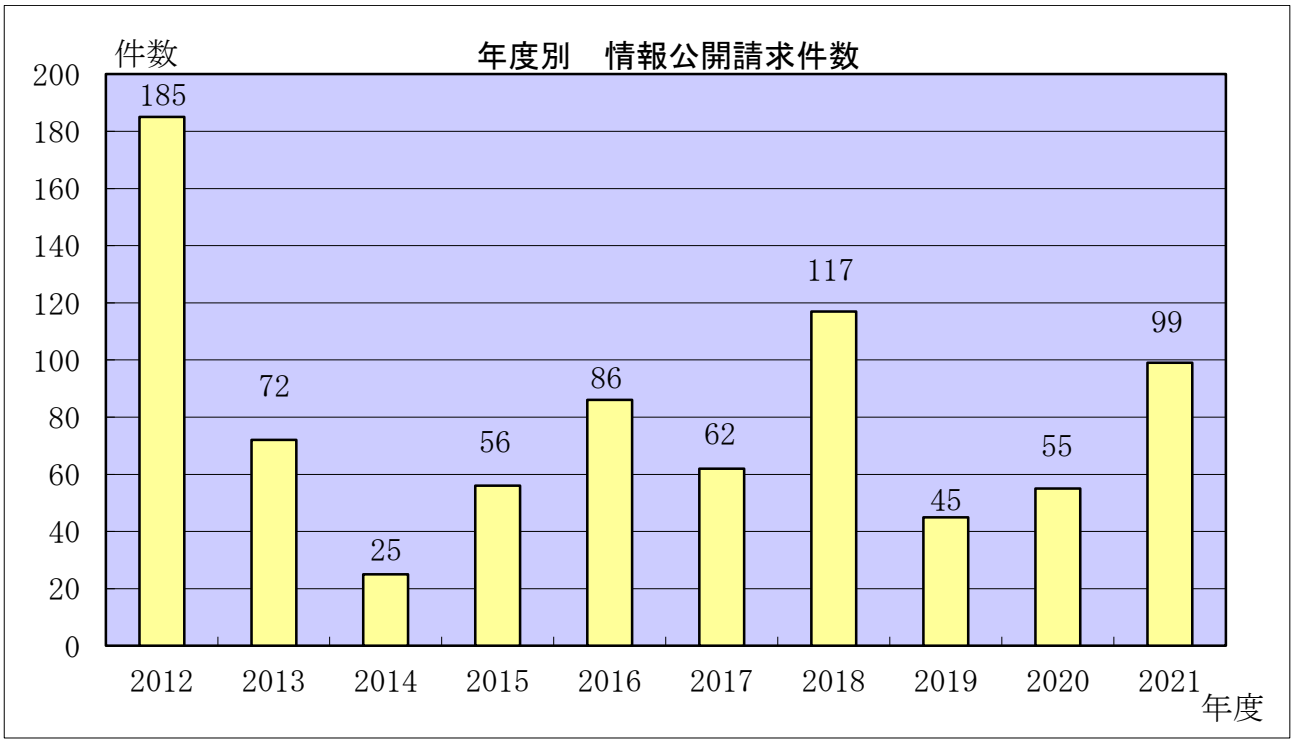

第２章　個人情報開示等請求の状況

第２章　個人情報開示等請求の状況

１　２０２１年度の経過

１年間の請求件数は６９件でした。その内訳及び決定の状況は以下のとおりです。

（１）２０２１年度実施機関別個人情報開示等請求件数

実施機関	主管部課		件数	小計
市長	政策経営部	企画政策課	3	６５
		広聴課	2	
	総務部	職員課	1	
		市政情報課	1	
	財務部	市民税課	5	
		資産税課	1	
		納税課	1	
	市民部	市民課	１８	
		鶴川市民センター	1	
	地域福祉部	生活援護課	2	
		障がい福祉課	3	
	いきいき生活部	保険年金課	2	
		介護保険課	3	
	保健所	保健予防課	3	
	子ども生活部	子ども家庭支援センター	１５	
	環境資源部	環境保全課	1	
	道路部	道路管理課	1	
	都市づくり部	建築開発審査課	2	
教育委員会	学校教育部	学務課	2	4
		指導課	2	
選挙管理委員会			0	0
監査委員			0	0
農業委員会			0	0
固定資産評価審査委員会			0	0
病院事業管理者			0	0
議会			0	0
合計			６９	６９

※開示等とは開示、訂正、消去等及び利用等の中止をいいます。

（２）請求者区分別請求件数

請求者区分	市内に住所を有する個人	市外に住所を有する個人	合計
請求者数	２４人	８人	３２人
請求件数	５７件	１２件	６９件

※１人当たりの請求件数約１．１０件、１人最大請求件数３件

（３）請求に対する決定区分別件数

決　定　区　分					合計
開示等	部分開示等	非開示等	不存在	存否応答拒否	
２９件	２４件	４件	２２件	２件	８１件

※１件の請求に対して複数の決定があるため、請求件数の合計と決定件数の合計は一致しません。

（４）非開示（部分開示を含む）情報の事項別内訳

非　開　示　事　項								合計
１号 法令秘情報	２号 評価等情報	３号 第三者情報	４号 法人情報	５号 意思決定過程情報	６号 行政執行情報	７号 本人不利益情報	８号 公益情報	
１２件	１６件	３件	０件	０件	１３件	５件	０件	４９件

※１件の非開示（部分開示）決定に複数の事項が該当する場合があります。

非開示情報

個人情報保護制度では、実施機関の保有している自己に関する個人情報は原則としてすべて本人開示します。ただし、例外として、開示しないことができる個人情報の範囲を定めています。

個人情報保護条例第２１条第１項

１号　法令秘情報　→　法令上の秘密にあたる情報
２号　評価等情報　→　個人の評価等に関する情報
３号　第三者情報　→　第三者に関する個人情報
４号　法人情報　→　企業等の法人に関する情報
５号　意思決定過程情報　→　行政上の意思が最終決定されていない情報
６号　行政執行情報　→　行政の事務・事業の運営に関する情報
７号　本人不利益情報　→　代理人が請求する場合で、本人に不利益な情報
８号　公益情報　→　審議会が公益上開示しないと認めた情報

２　２０２１年度個人情報開示等請求・決定の内容

表 記 内 容 の 説 明

整理番号　請求年月日　請求種別　……（主管部課名）
■請求内容　・・・・・・・・・
決定年月日　**決定内容**
・対象個人情報記録の件名　・・・・・・・・
理由：（部分開示等、非開示等、不存在、存否応答拒否、決定延期の理由）　・・・・・・・・
※備考・・・・・・・・

2021-１　2021 年４月 14 日　開示請求　……（子ども生活部子ども家庭支援センター）
■私が相談した記録
2021 年４月 26 日　**部分開示決定**
・〇〇〇〇氏との相談記録（経過記録表）
理由：町田市個人情報保護条例第 21 条第１項第２号に該当
〇個人の評価等に関する情報であって、本人等に開示しないことが明らかに正当であると認められるため。
・調査・相談内容の１枚目１行目９～13 文字目、27～47 文字目

2021-２　2021 年４月 16 日　開示請求　……（財務部市民税課）
■平成 27 年～現在にいたるまで株式会社〇〇〇〇が提出する義務のある私の給与支払報告書、総括表と個人別明細書一式
2021 年４月 21 日　**不存在決定**
理由：株式会社〇〇〇〇より該当する給与支払報告書の提出を受けていないため

2021-３　2021 年４月 28 日　開示請求　……（財務部納税課）
■市民税停止を今年２月に申込したがいまだに停止されていないので、調査履歴の情報開示
2021 年５月 11 日　**開示決定**
・預金等の調査について（照会）（令和３年２月５日）〔株式会社〇〇銀行〕
2021 年５月 11 日　**部分開示決定**
・預金等の調査について（回答）（令和３年３月５日）〔株式会社〇〇銀行〕
理由：町田市個人情報保護条例第 21 条第１項第４号に該当
〇法人が実印として使用している印鑑の印影であり、開示し、情報が流通することによって、印鑑偽造等により不正使用される恐れがあり、印影を公開すると法人の財産の保護に著しい支障が生じると認められるため。
・銀行代表者印
：町田市個人情報保護条例第 21 条第１項第３号に該当
〇第三者に関する情報であって、開示することにより当該第三者の権利利益を侵害する恐れがあるため。
・担当者印

2021-４　2021 年５月 21 日　訂正請求　……（子ども生活部子ども家庭支援センター）
■2014．６．11．　私の母子相談日誌
９行目.「離婚したいが夫は体裁を気にするので離婚に応じず。」を削除
2021 年５月 26 日　**訂正決定**
・母子（婦人）相談員日誌
2014 年６月 11 日分の９行目「離婚したいが夫は体裁を気にするので離婚に応じず。」を削除

2021-５　2021 年５月 24 日　訂正請求　……（子ども生活部子ども家庭支援センター）
■指導、経過記録票（〇〇〇〇）平成 26 年６月 11 日　私が話した内容
８行目「母親は、離婚も考えているとのこと」を削除
2021 年５月 26 日　**訂正決定**
・指導、経過記録（〇〇〇〇）
平成 26 年６月 11 日分の８行目「母親は離婚も考えているとのこと」を削除

2021-６　2021 年６月４日　開示請求　……（市民部市民課）
■印鑑登録証明書交付申請書
2021 年６月 16 日　**不存在決定**
理由：2019 年４月１日から 2021 年６月４日までの期間に上記件名の印鑑登録証明書を交付した事実はありません。よって、印鑑登録証明書交付申請書は存在いたしません。

2021-７　2021 年６月 11 日　開示請求　……（いきいき生活部介護保険課）
■2016 年７月９日　〇〇〇〇で起こった〇〇〇〇の事故報告書
2021 年６月 18 日　**開示決定**
・介護保険事業所　事故報告書（事故発生年月日：2016 年７月９日）

2021-８　2021 年６月 11 日　開示請求　……（市民部市民課）
■印鑑登録証明書交付申請書　2019 年１月１日～2021 年６月 11 日までの期間
2021 年６月 23 日　**不存在決定**
理由：2019 年４月１日から 2021 年６月 11 日までの期間に印鑑登録証明書を交付した事実はありません。よって、印鑑登録証明書交付申請書は存在いたしません。

2021-９　2021 年６月 15 日　開示請求　……（学校教育部指導課）
■町田市立〇〇小学校で発生した〇〇〇〇に対するいじめに関するすべての資料
2021 年６月 29 日　**決定延期**
理由：対象文書の精査に時間を要するため。
2021 年８月 13 日　**開示決定**
・令和２年２月 24 日付　学校長他２名宛　依頼文
・令和２年２月 27 日付　報告書
・2020 年 12 月９日付　〇〇さんからのいじめに関して
・令和３年１月 21 日付　町田市長宛　要望書
・2021 年２月１日付　町政聴要第 1135 号の２　回答書
・令和３年２月 25 日付　町田市長宛　要望書
・2021 年３月 11 日付　町政聴要第 1135 号の３　回答書
2021 年８月 13 日　**部分開示決定**
・１〇〇における出来事の流れ（〇〇小学校からの報告）
《2020 年 12 月 18 日から学校が作成を開始した説明資料　教育委員会で一部追記》
・２タイトルなし文書
《2020 年 12 月 24 日の教育委員会の指示により学校が作成した資料》
・３表頭名：日時、〇〇児に関わる出来事、学校・保護者の対応
《１の資料を整理するために学校が作成した資料》
・４2021.01.05　〇〇小学校からの報告
《教育委員会に報告するために学校が作成した資料》
・５〇〇小学校　〇〇さん回答案
《2021 年１月 26 日の面談に向けて学校が作成した想定問答案》
・６〇〇小〇年　相談対応記録
《教育委員会が作成した相談記録》

（注）《　》内の表記は、対象公文書を作成した経過を表す。

理由：①町田市個人情報保護条例第 21 条第１項第３号に該当

○第三者に関する情報であって、開示することにより当該第三者の権利利益を侵害するおそれがあるため。

：②町田市個人情報保護条例第 21 条第１項第６号に該当

○市又は国等の事務又は事業の運営に関する情報であって、開示をすることにより当該事務又は事業の実施の目的を失わせ、又は公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるため。

：③町田市個人情報保護条例第 21 条第１項第７号に該当

○本人の独白や「心のレポート」の内容など、心の内面の記録であり、法定代理人からの請求により開示をすることが、本人の利益に相反すると認められるため。

対象文書：１　○○における出来事の流れ（○○小学校からの報告）

頁	行数	列名	開示しない部分	開示しない理由
１頁目	20 行目	学校の対応	15 行目８文字目から 17 行目６文字目まで	①
２頁目	４行目	学校の対応	２行目５文字目から６行目 13 文字目まで	②
２頁目	８行目	学校の対応	１行目 13 文字目から４文字	①
２頁目	10 行目	学校の対応	１行目から４行目の２文字目まで	③
２頁目	10 行目	学校の対応	５行目 12 文字目から４文字	①
２頁目	11 行目	学校で起きたこと	２行目３文字目から４文字	①

対象文書：２　タイトルなし文書

頁	開示しない部分	開示しない理由
１頁目	５行目 23 文字目から８行目 33 文字目まで	②
１項目	９行目から 10 行目まで	②
１頁目	13 行目 29 文字目から 14 行目２文字目まで	①
２頁目	３行目から４行目　まで	①
２頁目	11 行目 14 文字目から 13 文字	①
２頁目	16 行目から 19 行目	①
３頁目	16 行目９文字目から４文字	①
３頁目	24 行目 26 文字目から 11 文字	①
４頁目	15 行目４文字目から 26 文字目まで	②
４頁目	21 行目 11 文字目から 26 文字目まで	①

対象文書：３　表頭名：日時、○○児に関わる出来事、学校・保護者の対応

頁	行数	列名	開示しない部分	開示しない理由
１頁目	13 行目	○○児に関わる出来事	日時：１/16 の行の記載 １行目 17 文字目から５文字	①
１頁目	15 行目	○○児に関わる出来事	日時：１/17 の記載	①
１頁目	18 行目	○○児に関わる出来事	日時：１/20 朝の記載	①
１頁目	20 行目	○○児に関わる出来事	日時：１/23 放課後の行の記載 ７文字目以降	①
１頁目	20 行目	○○児に関わる出来事	日時：１/23 放課後の行の記載 ３行目７文字目から５行目まで	①
１頁目	21 行目	○○児に関わる出来事	１行目から２行目まで	②
２頁目	１行目	○○児に関わる出来事	７文字目以降	①
２頁目	２行目	○○児に関わる出来事	７文字目以降	①

３頁目	５行目	学校・保護者の対応	２行目６文字目から 18 文字目まで ３行目 10 文字目から 20 文字目まで	①
３頁目	８行目	○○児に関わる出来事	日時：３月の行の記載 ２行目から３行目まで	②
３頁目	９行目	○○児に関わる出来事	日時：３月の行の記載 ２行目から４行目まで	①
３頁目	11 行目	○○児に関わる出来事	日時：４月の行の記載 １行目 28 文字目から４文字	①
３頁目	11 行目	学校・保護者の対応	日時：４月の行の記載 ２行目８文字目から３行目まで	②

対象文書：４　2021.01.05　○○小からの報告

頁	開示しない部分	開示しない理由
１頁目	７行目　28 文字目から　８行目まで	①
１項目	13 行目　１文字目から　39 文字	②
１頁目	19 行目　34 文字目から　20 行目　６文字目まで	③
１頁目	20 行目　42 文字目から　４文字	①
１頁目	21 行目　46 文字目から　２文字	①
１頁目	22 行目　１文字目から　２文字	①

対象文書：５　○○小学校　○○さん回答案

頁	開示しない部分	開示しない理由
１頁目	６行目　39 文字目から　７行目　２文字目まで	①
１項目	７行目　30 文字目から　４文字目	①
１頁目	24 行目　32 文字目から　25 行目　４文字目まで	①
２頁目	26 行目　２文字目から　４文字	①
２頁目	27 行目　２文字目から　４文字	①
２頁目	27 行目　38 文字目から　28 行目　２文字目まで	①

対象文書：６　○○小５年　相談対応記録

頁	開示しない部分	開示しない理由
６頁目	2021 年２月 16 日の記載　日付行の 15 文字目以降	②

2021-10　2021 年６月 16 日　開示請求　……（子ども生活部子ども家庭支援センター）

■自分が子ども家庭支援センターに相談していた履歴全て

○○○○　○○小　○○○○　○○保育園

2021 年６月 29 日　**部分開示決定**

・町田市の相談記録

理由：（１）町田市個人情報保護条例第 21 条第１項第２号に該当

○個人の評価等に関する情報であって、本人等に開示しないことが明らかに正当であると認められるため。

：（２）町田市個人情報保護条例第 21 条第１項第３号に該当

○第三者に関する情報であって、開示をすることにより、当該第三者の権利利益を侵害するおそれがあるため。

：（３）町田市個人情報保護条例第 21 条第１項第６号に該当

○市の事務又は事業の運営に関する情報であって、開示をすることにより当該事務又は事業の実施の目的を失わせ、又は公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるため。

ページ	開示しない部分	開示しない理由
P１	平成 26 年５月 29 日（木）15：30 調査・相談内容の 22 行目～25 行目	（１）
P２	平成 26 年８月５日（火）調査・相談内容の５行目	（２）
P２	平成 26 年 10 月２日（木）調査・相談内容の 24 行目～25 行目	（３）
P３	平成 27 年 11 月 27 日（金）調査・相談内容の 27 行目	（３）
P３	平成 27 年 11 月 27 日（金）調査・相談内容の 28 行目	（２）
P３～４	令和２年４月 16 日（木）調査・相談内容の 45 行目～49 行目	（３）
P３～４	令和２年４月 16 日（木）調査・相談内容の 55 行目～56 行目	（３）
P６	令和２年７月６日（月）調査・相談内容の２行目の前半	（３）

2021-11　2021 年６月 22 日　開示請求　……（市民部市民課）

■住民票、戸籍の附票の申請書　令和元年 10 月以降

2021 年７月２日　**開示決定**

・住所　町田市○○町○○○○番地
氏名　○○○○の住民票の写し等を請求した、
2020 年７月６日　鶴川市民センター受付分の住民票の写し・戸籍証明書等交付請求書/印鑑登録証明書交付申請書
2020 年 12 月 21 日　鶴川市民センター受付分の住民票の写し・戸籍証明書等交付請求書/印鑑登録証明書交付申請書

2021 年７月２日　**部分開示決定**

・住所　　町田市○○町○○○○番地
本籍地　町田市○○町○○○○番地
氏名　　○○○○の住民票の写し等を請求した、
①2020 年６月 18 日付　市民課受付分の「住民票の写し等職務上請求書」
②2020 年６月 24 日付　市民課受付分の「住民票の写し等職務上請求書」
理由：町田市個人情報保護条例第 21 条第１項第３号に該当
○第三者に関する情報で、開示することにより、当該第三者の権利利益を侵害する恐れがあるため。
・①及び②の「住民票の写し等職務上請求書」のうち、利用目的の内容、依頼者の氏名又は名称
・①の「伝言メモ」のうち、担当者の氏名
：町田市個人情報保護条例第 21 条第１項第４号に該当
○職印の印影であり、開示することにより、偽造等の不正使用の恐れがあることから、事業を営む個人の財産の保護に著しい支障が生じると認められるため。
・①及び②の「住民票の写し等職務上請求書」のうち、請求者の印影

2021-12　2021 年６月 25 日　開示請求　……（いきいき生活部介護保険課）

■2021 年４月 22 日○○○○で起こった○○○○の事故報告書

2021 年６月 29 日　**部分開示決定**

・事故報告書（報告年月日　2021 年４月 22 日）
理由：町田市個人情報保護条例第 21 条第１項第３号に該当
○第三者に関する情報で、開示することにより、当該第三者の権利利益を侵害するおそれがあるため。
・記載者名欄の氏名

2021-13　2021 年７月２日　開示請求……（いきいき生活部介護保険課）

■〇〇〇〇で起こった〇〇〇〇の 2018 年～2021 年６月までの事故報告書（2021 年４/22 は除く）

2021 年７月 14 日　**不存在決定**

理由：2018 年１月～2021 年６月の期間で 2021 年４月 22 日発生分を除き、当該事業所から〇〇〇〇氏の事故報告書の提出がないため。

2021-14　2021 年７月６日　訂正請求　……（子ども生活部子ども家庭支援センター）

■経過記録表の訂正

2021 年７月 27 日　**訂正決定**

・経過記録

	訂正箇所	訂正前	訂正後
1	P１ 平成 26 年５月 29 日 15:30 15 行目	働く事や、北海道の母や姉	働く事や、岩手の母や姉
2	P１ 平成 26 年６月９日 ３行目	母はストレスが医が痛む	母はストレスで胃が痛む
3	P２ 平成 26 年 10 月２日 ４行目	明け方、うるさかったのか	未明、うるさかったのか
4	P３ 平成 27 年 11 月 27 日 16 行目	養護施設の職員も来た	削除
5	P３ 令和２年４月 16 日 ６行目	その反動で主の衝動買いが増えた	衝動買いが増えたと言われた
6	P３ 令和２年４月 16 日 13 行目	誓約書にサインをさせられた	サインをさせられそうになった
7	P３ 令和２年４月 16 日 19 行目	浮気はしていない。SNS 上のやり取りのみ	削除
8	P３ 令和２年４月 16 日 23 行目	子どもは８時までに寝かせなければ	子どもは９時まで寝かせなければ
9	P４ 令和２年４月 16 日 36 行目	８月までには離婚をしたいと思っている	９月までには離婚をしたいと思っている
10	P４ 令和２年６月３日 ７行目	署名捺印をした	署名捺印をしろと言われる

2021-15　2021 年８月５日　開示請求　……（市民部鶴川市民センター）

■住民票の写し、戸籍証明書等交付請求書、印鑑登録証明書交付申請書、印鑑証明書交付申請書のみ　2021 年１月１日から８月５日の発行履歴

2021 年８月 18 日　**部分開示決定**

・住所　町田市〇〇町〇〇〇〇番地

氏名　〇〇〇〇の印鑑登録証明書を申請した

①2021 年１月 20 日鶴川市民センター受付分の住民票の写し

戸籍証明書等交付請求書/印鑑登録証明書交付申請書
②2021年８月５日鶴川市民センター受付分の住民票の写し
戸籍証明書等交付請求書/印鑑登録証明書交付申請書
理由：町田市個人情報保護条例第21条第１項第３号に該当
〇第三者に関する情報であって、開示をすることにより当該第三者の権利利益を侵害する恐れがあるため。
・①の申請者の住所・氏名・生年月日・電話番号

2021-16　2021年８月11日　開示請求　……（市民部市民課）
■印鑑登録証明書交付申請書　2021.７.19～2021.８.11
2021年８月20日　**不存在決定**
理由：2021年７月19日から2021年８月11日までの期間に上記件名の印鑑登録証明書を交付した事実はありません。よって、印鑑登録証明書交付申請書は存在いたしません。

2021-17　2021年８月12日　開示請求　……（学校教育部学務課）
■〇〇〇〇について
・どこの学校に通っているのか、また学校へ通っていないのか
・何かあったときに、父親へ連絡してもらえるようになるのか
・子の住所
2021年８月26日　**部分開示決定**
・学齢簿
理由：町田市個人情報保護条例第21条第１項第７号に該当
〇代理人に対して、当該個人情報の開示をすることが本人の利益に反すると認められるため。
・在籍学校名　学校名欄５行目　入学・転入学欄５行目　卒業・転退学欄４行目　就学状況欄２行目
2021年８月26日　**不存在決定**
・何かあったときに、父親への連絡をしてもらえるようになるのか
理由：町田市教育委員会には、本件に関する情報を記録した文書が存在しないため
2021年８月26日　**存否応答拒否**
・どこの学校に通っているのか
・子の住所
理由：本件請求に基づき対象者にかかる情報の存否について明らかにすることにより、対象者に不利益が生ずると認められるため。
※2021年８月31日　**審査請求**

2021-18　2021年８月12日　開示請求　……（子ども生活部子ども家庭支援センター）
■〇〇〇〇についての相談記録（2015年５月～現在まで）
2021年８月25日　**部分開示決定**
・経過記録表
理由：町田市個人情報保護条例第21条第１項第６号に該当
〇開示をすることにより当該事務又は事業の実施の目的を失わせ、又は公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるため。
・「年月日/時間　対応者」「区分」「調査・相談内容」
：町田市個人情報保護条例第21条第１項第７号に該当
〇代理人に対して開示することが本人の利益に反すると認められるため。
・「年月日/時間　対応者」「区分」「調査・相談内容」
※2021年８月31日　**審査請求**

2021-19　2021 年８月 16 日　開示請求　……（子ども生活部子ども家庭支援センター）

■私のＤＶに関する相談記録（平成 31 年３月 21 日以前のもの）

2021 年８月 30 日　**部分開示決定**

・経過記録表（平成 31 年３月 21 日以まで）

理由：（１）町田市個人情報保護条例第 21 条第１項第２号に該当

〇個人の評価等に関する情報であって、本人等に開示しないことが明らかに正当であると認められるため。

（２）町田市個人情報保護条例第 21 条第１項第６号に該当

〇市の事務又は事業の運営に関する情報であって、開示をすることにより当該事務又は事業の実施の目的を失わせ、又は公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるため。

ページ	開示しない部分	開示しない理由
Ｐ１	平成 31 年３月 19 日（火）９：30 調査・照会内容の 18 行目～21 行目	（２）
Ｐ１	平成 31 年３月 19 日（火）10：00 調査・相談内容	（２）
Ｐ２	平成 31 年３月 19 日（火）10：30 調査・照会内容の１行目～２行目	（１）
Ｐ２	平成 31 年３月 19 日（火）10：30 調査・相談内容の６行目～12 行目	（２）

2021-20　2021 年８月 23 日　開示請求　……（市民部市民課）

■住民票の写し、戸籍証明書等交付請求書、印鑑登録証明書交付申請書　〇〇〇〇分 2021 年８月 20 日～2021 年８月 23 日

2021 年９月２日　**開示決定**

・住所　町田市〇〇町〇〇〇〇番地

氏名　〇〇〇〇の印鑑登録証明書を請求した、

2021 年８月 20 日市民課受付分の印鑑登録証明書交付請求書

2021-21　2021 年８月 24 日　開示請求　……（子ども生活部子ども家庭支援センター）

■令和２年 12 月 24 日までの相談記録

2021 年９月２日　**部分開示決定**

・経過記録表（令和２年 12 月 24 日まで）

理由：（１）町田市個人情報保護条例第 21 条第１項第２号に該当

〇個人の評価等に関する情報であって、本人等に開示しないことが明らかに正当であると認められるため。

（２）町田市個人情報保護条例第 21 条第１項第６号に該当

〇市の事務又は事業の運営に関する情報であって、開示をすることにより当該事務又は事業の実施の目的を失わせ、又は公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるため。

ページ	開示しない部分	開示しない理由
Ｐ１	令和２年 12 月 10 日（木）11：30 調査・相談内容の 35 行目～45 行目	(2)
Ｐ２	令和２年 12 月 10 日（木）12：30 調査・相談内容の 14 行目～24 行目	(2)
Ｐ２	令和２年 12 月 10 日（木）14：00 調査・相談内容	(2)

Ｐ２	令和２年 12 月 14 日（月）10：30 調査・相談内容の 2 行目～6 行目	(2)
Ｐ２	令和２年 12 月 14 日（月）10：30 調査・相談内容の 14 行目～15 行目	(2)
Ｐ２	令和２年 12 月 14 日（月）10：30 調査・相談内容の 27 行目～28 行目	(2)
Ｐ２	令和２年 12 月 14 日（月）10：30 調査・相談内容の 4 行目～6 行目	(2)
Ｐ３	令和２年 12 月 14 日（月）10：30 調査・相談内容の 13 行目～19 行目	(2)
Ｐ３	令和２年 12 月 14 日（月）13：00 調査・相談内容	(2)
Ｐ３	令和２年 12 月 15 日（月）09：00 調査・相談内容	(2)
Ｐ３	令和２年 12 月 15 日（月）13：16 調査・相談内容の 3 行目～4 行目	(2)
Ｐ３	令和２年 12 月 17 日（木）10：18 調査・相談内容の 4 行目～7 行目	(2)
Ｐ３	令和２年 12 月 18 日（金）11：00 調査・相談内容の 3 行目	(2)
Ｐ３	令和２年 12 月 18 日（金）11：00 調査・相談内容の 18 行目～20 行目	(2)
Ｐ４	令和２年 12 月 18 日（金）11：00 調査・相談内容の 4 行目～5 行目	(1)
Ｐ４	令和２年 12 月 18 日（金）15：00 調査・相談内容	(2)
Ｐ４	令和２年 12 月 18 日（金）16：10 調査・相談内容	(2)
Ｐ４	令和２年 12 月 21 日（月）9：00 調査・相談内容の 12 行目～15 行目	(2)
Ｐ４	令和２年 12 月 21 日（月）11：30 調査・相談内容の 3 行目～12 行目	(2)
Ｐ４	令和２年 12 月 21 日（月）13：30 調査・相談内容	(2)
Ｐ４	令和２年 12 月 24 日（木）11：27 調査・相談内容	(2)

2021-22　2021 年８月 30 日　開示請求　……（市民部市民課）

■住民票の写し等交付申請書　2021 年７月１日分から今日まで（私が申請したものだけ）

2021 年９月 10 日　**開示決定**

・住所　町田市○○町○○○○番地

氏名　○○○○の住民票の写し等を本人が請求した、

2021 年８月２日市民課受付分の住民票の写し等交付請求書

2021 年８月 20 日鶴川駅前連絡所受付分の住民票の写し等交付請求書

2021-23　2021 年８月 31 日　開示請求　……（学校教育部学務課）

■〇〇〇〇について、町田市教育委員会及び学校が持っている本人、親、学校職員、第三者との相談記録（2015 年５月～現在まで）

2021 年９月 14 日　**部分開示決定**

・〇〇〇〇についての相談記録（町田市教育委員会分）

理由：町田市個人情報保護条例第 21 条第１項第７号に該当

〇代理人に対して、当該個人情報の開示をすることが本人の利益に反すると認められるため。

・表題以外

2021 年９月 14 日　**不存在決定**

・〇〇〇〇についての相談記録（〇〇小学校・〇〇中学校分）

理由：〇〇小学校及び〇〇中学校には、本件に関する情報を記録した文書が存在しないため。

※2021 年 10 月 14 日　**審査請求**

2021-24　2021 年９月３日　開示請求　……（政策経営部広聴課）

■21 町政聴要第 517 号の 15 の起案書の表紙

2021 年９月８日　**開示決定**

・市政要望№517～517-14 の報告について

2021-25　2021 年９月３日　開示請求　……（都市づくり部建築開発審査課）

■〈21 町政聴要第 517 号の 15〉の回答案を作成した建築審査課の起案書の表紙

2021 年９月 17 日　**開示決定**

・【回答】市政要望への対応について（依頼）

№517、517-２～13【№29～34、37、39～41、43、45、46】

2021-26　2021 年９月７日　開示請求　……（市民部市民課）

■印鑑登録証明書交付申請書　住民になった日から 2021 年９月７日まで

2021 年９月 16 日　**開示決定**

・住所　町田市〇〇町〇〇〇〇番地

氏名　〇〇〇〇の印鑑登録証明書を請求した、

2021 年９月７日　市民課受付分の印鑑登録証明書交付申請書

2021-27　2021 年９月 13 日　開示請求　……（市民部市民課）

■令和３年５月 10 日以降～９月 13 日までの印鑑登録証明書・住民票の写し　交付申請書

2021 年９月 24 日　**開示決定**

・住所　町田市〇〇町〇〇〇〇番地

氏名　〇〇〇〇の印鑑登録証明書を申請した、

2021 年５月 10 日　市民課受け付分の印鑑登録証明書交付申請書

2021 年９月 24 日　**不存在決定**

理由：2021 年５月 10 日から 2021 年９月 13 日までの期間に上記件名の住民票の写し等を交付した事実はありません。よって、住民票の写し等交付請求書は存在いたしません。

2021-28　2021 年９月 14 日　開示請求　……（市民部市民課）

■印鑑登録証明交付申請書　2021 年４月５日～2021 年９月 14 日までの間

2021 年９月 28 日　**開示決定**

・住所　町田市〇〇町〇〇〇〇番地

氏名　〇〇〇〇の印鑑登録証明書を申請した、

2021 年９月 14 日市民課受付分の印鑑登録証明書交付申請書

2021 年９月 28 日　**不存在決定**

理由:2021 年４月５日から 2021 年９月 14 日までの期間にコンビニエンスストア等で印鑑登録証明書を自動交付した履歴は存在いたしません。

2021-29　2021 年９月 16 日　開示請求　……　……（道路部道路管理課）
■要望対応表（受付）（完了報告）
2021 年９月 30 日　**開示決定**
・要望対応表（受付）（完了報告）

2021-30　2021 年９月 17 日　開示請求　……　（市民部市民課）
■2021 年８月に〇〇〇〇の住民票が異動した件に関する届出書類一式
2021 年９月 30 日　**部分開示決定**
・住所　町田市〇〇町〇〇〇〇番地
氏名　〇〇〇〇の住民異動手続きをした
①令和３年９月２日付け　市民課受付分の「住民異動届」
②①に伴う委任状
理由：町田市個人情報保護条例第 21 条第１項第３号に該当
〇第三者に関する情報で、開示することにより、当該第三者の権利利益を侵害するおそれがあるため。
・①のうち窓口に来た人の電話番号

2021-31　2021 年９月 22 日　開示請求　……（市民部市民課）
■2020 年４月１日～2021 年９月 22 日までの間　住民票の写し等交付申請書
2021 年 10 月６日　**開示決定**
・住所　町田市〇〇町〇〇〇〇番地
氏名　〇〇〇〇の住民票を請求した、
2020 年８月 20 日　市民課受付分の住民票の写し等交付請求書
2021 年１月 15 日　市民課受付分の住民票の写し等交付請求書
2021 年 10 月６日　**部分開示決定**
・住所　町田市〇〇町〇〇〇〇番地
氏名　〇〇〇〇の住民票を請求した、
2021 年３月１日　市民課受付分の住民票の写し等交付請求書
理由：町田市個人情報保護条例第 21 条第１項第３号に該当
〇第三者に関する情報で、開示することにより、当該第三者の権利利益を侵害する恐れがあるため。
・「住民票の写し等交付請求書」の「窓口にきた方（申請者)」欄の住所・氏名・生年月日・電話番号
・「住民票の写し等」の「使う方（請求者)」欄の使いみち
・「戸籍証明書等」の本籍・筆頭者、「使う方（請求者)」欄の使いみち

2021-32　2021 年９月 24 日　開示請求　……（市民部市民課）
■2020 年６月～12 月の印鑑登録証明書交付申請書
2021 年 10 月４日　**開示決定**
・住所　　町田市〇〇町〇〇〇〇番地
前住所　町田市〇〇町〇〇〇〇番地
氏名　　〇〇〇〇の印鑑登録証明書を申請した、
2020 年９月 23 日　市民課受付分の印鑑登録証明書交付申請書

2021-33　2021 年９月 27 日　開示請求　……（市民部市民課）
■平成 23 年～平成 27 年　住民票の異動届

2021 年 10 月６日　**不存在決定**
理由：町田市文書管理規程第 39 条に基づき、保存年限終了により廃棄しました。よって、上記文書は存在いたしません。

2021-34　2021 年 10 月６日　開示請求　……（財務部市民税課）
■（株）〇〇〇〇が平成 31 年分以降に提出した給与支払報告書
2021 年 10 月８日　**不存在決定**
理由：(株）〇〇〇〇より該当する給与支払報告書の提出を受けていないため

2021-35　2021 年 10 月６日　開示請求　……（財務部市民税課）
■平成 27 年分～平成 29 年分まで（株）〇〇〇〇から源泉徴収票を３種類受け取っているのでその３種類の給与支払報告書
2021 年 10 月８日　**不存在決定**
理由：(株）〇〇〇〇より該当する給与支払報告書の提出を受けていないため。

2021-36　2021 年 10 月６日　開示請求　……（財務部市民税課）
■平成 30 年分の 500 万を超える（株）〇〇〇〇が交付した源泉徴収票に対応した給与支払報告書
2021 年 10 月８日　**開示決定**
・１．平成 30 年分　給与所得の源泉徴収票（2021 年８月 27 日到達）
　２．平成 30 年分　給与所得の源泉徴収票　差換分（2021 年９月 15 日到達）

2021-37　2021 年 10 月６日　開示請求　……（財務部市民税課）
■平成 30 年分の 500 万以下の２種類の（株）〇〇〇〇が交付した源泉徴収票に対応した、給与支払報告書
2021 年 10 月８日　**不存在決定**
理由：株式会社〇〇〇〇より該当する給与支払報告書の提出を受けていないため

2021-38　2021 年 10 月 15 日　開示請求　……（地域福祉部生活援護課）
■私の生活援護記録（2020 年 11 月～2021 年９月末日まで）
2021 年 10 月 26 日　**開示決定**
・ケース記録

2021-39　2021 年 10 月 19 日　開示請求　……（市民部市民課）
■私の住民票を発行した履歴のわかる文書（コンビニ請求を含む）
期間 2021 年９月 10 日から 2021 年 10 月 15 日まで
2021 年 11 月１日　**不存在決定**
理由：2021 年９月 10 日から 2021 年 10 月 15 日までの期間に上記件名の住民票を交付した事実はありません。よって、住民票の写し等交付請求書は存在いたしません。また、2021 年９月 10 日から 2021 年 10 月 15 日までの期間にコンビニエンスストア等で住民票を自動交付した履歴は存在いたしません。

2021-40　2021 年 10 月 20 日　開示請求　……（市民部市民課）
■〇〇〇〇のマイナンバー（もしくはそれが分かるもの）
2021 年 10 月 29 日　**存否応答拒否**
理由：対象者について、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置（昭和 42 年 10 月４日付け法務省民事甲第 2671 号民事局長等通知・第５の 10）に規定する支援措置が実施されているところ、本件請求に基づき対象者にかかる住民票（マイナンバー含む）の存否について明らかにすることにより、対象者に不利益が生ずると認められるため。

※2021 年 11 月 15 日　**審査請求**

2021-41　2021 年 10 月 20 日　開示請求　……（総務部市政情報課）

■令和３年４月９日に市政情報課による開示の際の相談記録

2021 年 11 月２日　**開示決定**

・個人情報開示等請求受付簿（2020 年度）
（2021 年４月９日開示分）

2021-42　2021 年 10 月 20 日　開示請求　……（保健所保健予防課）

■令和３年４月９日に保健予防課による開示の際の相談記録

2021 年 11 月２日　**不存在決定**

理由：請求のあった相談記録は作成していないため。

2020-43　2021 年 10 月 20 日　開示請求　……（子ども生活部家庭支援センター）

■令和３年４月９日に子ども家庭支援センターによる開示の際の相談記録

2021 年 10 月 27 日　**開示決定**

・令和３年４月９日（金）15：00 来所記録（経過記録表）

2021-44　2021 年 10 月 20 日　開示請求　……（市民部市民課）

■令和３年４月９日に市民課による開示の際の相談記録

2021 年 11 月２日　**不存在決定**

理由：請求のあった相談記録は作成していないため。

2021-45　2021 年 10 月 26 日　開示請求　……（子ども生活部子ども家庭支援センター）

■子ども支援センター相談記録（支援開始から 2021 年 10 月 26 日まで）

2021 年 11 月８日　**部分開示決定**

・令和３年１月 26 日～令和３年 10 月 26 日　○○○○の経過記録表

理由：（１）町田市個人情報保護条例第 21 条第１項第３号に該当
○第三者に関する情報であって、開示することにより当該第三者の権利利益を侵害する恐れがあるため。

：（２）町田市個人情報保護条例第 21 条第１項第６号に該当
○市又は国等の事務又は事業の運営に関する情報であって、開示をすることにより当該事務又は事業の実施の目的を失わせ、又は公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるため。

番号	開示しない部分		理由
1，	経過記録表 令和３年１月 26 日 12：30	調査・相談内容欄 ５行目 21～47 文字目、６～７行目	（１）
2．	経過記録表 令和３年１月 26 日 13：25	区分欄及び調査・相談内容欄の全て	（２）
3．	経過記録表 令和３年１月 26 日 17：49	区分欄及び調査・相談内容欄の全て	（１）
4．	経過記録表 令和３年１月 26 日 19：00	区分欄及び調査・相談内容欄の全て	（１）
5．	経過記録表 令和３年２月１日 17：00	区分欄及び調査・相談内容欄の全て	（１）
6．	経過記録表 令和３年２月 12 日９：00	区分欄及び調査・相談内容欄の全て	（２）
7．	経過記録表 令和３年２月 12 日 10：36	区分欄及び調査・相談内容欄の全て	（１）

８．	経過記録表 令和３年２月 15 日９：53	区分欄及び調査・相談内容欄の全て	（１）
９．	経過記録表 令和３年２月 15 日 16：50	区分欄及び調査・相談内容欄の全て	（２）
10.	経過記録表 令和３年２月 16 日９：00	区分欄及び調査・相談内容欄の全て	（２）
11.	経過記録表 令和３年２月 16 日 17：30	区分欄及び調査・相談内容欄の全て	（２）
12.	経過記録表 令和３年２月 16 日 17：46	調査・相談内容欄の６行目～10 行目	（１）
13.	経過記録表 令和３年２月 19 日 16：07	区分欄及び調査・相談内容欄の全て	（２）
14.	経過記録表 令和３年２月 25 日 14：00	区分欄及び調査・相談内容欄の全て	（２）
15.	経過記録表 令和３年２月 25 日 15：02	区分欄及び調査・相談内容欄の全て	（２）
16.	経過記録表 令和３年２月 26 日８：27	区分欄及び調査・相談内容欄の全て	（２）
17.	経過記録表 令和３年３月１日 13：20	区分欄及び調査・相談内容欄の全て	（２）
18.	経過記録表 令和３年３月３日 18：38	区分欄及び調査・相談内容欄の全て	（１）
19.	経過記録表 令和３年３月４日９：40	区分欄及び調査・相談内容欄の全て	（２）
20.	経過記録表 令和３年３月４日 10：48	区分欄及び調査・相談内容欄の全て	（２）
21.	経過記録表 令和３年３月 15 日９：35	区分欄及び調査・相談内容欄の全て	（２）
22.	経過記録表 令和３年３月 18 日９：00	区分欄及び調査・相談内容欄の全て	（１）
23.	経過記録表 令和３年３月 23 日 16：00	区分欄及び調査・相談内容欄の全て	（２）
24.	経過記録表 令和３年３月 26 日９：28	区分欄及び調査・相談内容欄の全て	（２）
25.	経過記録表 令和３年４月９日 15：00	区分欄及び調査・相談内容欄の全て	（１）
26.	経過記録表 令和３年５月 11 日 16：06	区分欄及び調査・相談内容欄の全て	（２）
27.	経過記録表 令和３年５月 13 日９：00	区分欄及び調査・相談内容欄の全て	（２）
28.	経過記録表 令和３年５月 21 日 15：00	区分欄及び調査・相談内容欄の全て	（２）
29.	経過記録表 令和３年９月７日 16：38	区分欄及び調査・相談内容欄の全て	（２）
30.	経過記録表 令和３年 10 月 20 日 13：05	区分欄及び調査・相談内容欄の全て	（２）

2021-46　2021 年 11 月 15 日　開示請求　……(子ども生活部子ども家庭支援センター)

■令和２年６月以降に子ども家庭支援センターに相談した全ての記録

2021 年 11 月 26 日　**開示決定**

・令和３年１月 19 日（火）以降に〇〇〇〇様が子ども家庭支援センターに相談した経過記録表及び添付資料

2021-47　2021 年 11 月 18 日　開示請求　……(都市づくり部建築開発審査課)

■21 町都開第 250 号の弁明書の起案書の表紙

2021 年 11 月 30 日　**開示決定**

・弁明書の送付及び反論書等の提出について（送付）

2021-48　2021 年 11 月 19 日　開示請求　……(子ども生活部子ども家庭支援センター)

■子ども家庭支援センター相談記録

2021 年 12 月２日　**部分開示決定**

・経過記録表

理由：（１）町田市個人情報保護条例第 21 条第１項第２号に該当

〇個人の評価等に関する情報であって、本人等に開示しないことが明らかに正当であると認められるため。

：（２）町田市個人情報保護条例第 21 条第１項第６号に該当

〇市又は国等の事務又は事業の運営に関する情報であって、開示をすることにより当該事務又は事業の実施の目的を失わせ、又は公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるため。

番号	開示しない部分		開示しない理由
1.	経過記録表 平成 30 年８月 31 日 10：50	調査・相談内容欄の全て	（２）
2.	経過記録表 平成 30 年９月３日 16：30	調査・相談内容欄の全て	（２）
3.	経過記録表 平成 30 年 10 月 23 日１ページ３段目	調査・相談内容欄の全て	（２）
4.	経過記録表 平成 30 年 10 月 23 日１ページ４段目	区分欄及び調査・相談内容の全て	（２）
5.	経過記録表 平成 30 年 11 月８日	調査・相談内容欄の１行目から５行目	（２）
6.	経過記録表 平成 30 年 12 月４日２ページ２段目	区分欄および調査・相談内容の全て	（２）
7.	経過記録表 平成 30 年 12 月４日２ページ３段目	区分欄および調査・相談内容の全て	（２）
8.	経過記録表 平成 30 年 12 月４日３ページ２段目	区分欄および調査・相談内容の全て	（２）
9.	経過記録表 平成 31 年１月 22 日	区分欄および調査・相談内容の全て	（２）
10.	経過記録表 令和１年９月 19 日 10：28	調査・相談内容欄の全て	（２）
11.	経過記録表 令和２年１月 21 日 14：00	調査・相談内容欄の全て	（２）
12.	経過記録表 令和２年７月 29 日 15：42	調査・相談内容欄の全て	（２）
13.	経過記録表	区分欄および調査・相談内容の	（２）

	令和２年７月 30 日 13：12	全て	
14.	経過記録表 令和２年７月 30 日 14：57	区分欄および調査・相談内容の全て	（２）
15.	経過記録表 令和２年 10 月 27 日 8：40	調査・相談内容欄の１行目から 12 行目、16 行目～18 行目	（２）
16.	経過記録表 令和２年 11 月９日 15：59	調査・相談内容の 18 行目～20 行目	（１）
17.	経過記録表 令和３年４月６日 16：00	調査・相談内容欄の５行目 28 文字目～７行目	（１）
18.	経過記録表 令和３年８月 10 日 10：28	調査・相談内容欄の４行目 25 文字目～36 文字目	（１）
19.	経過記録表 令和３年８月 10 日 16：26	区分欄および調査・相談内容の全て	（２）
20.	経過記録表 令和３年９月７日 8：58	区分欄および調査・相談内容の全て	（２）
21.	経過記録表 令和３年９月７日 13：40	区分欄および調査・相談内容の全て	（２）
22.	経過記録表 令和３年９月 10 日 16：28	区分欄および調査・相談内容の全て	（２）
23.	経過記録表 令和３年９月 22 日 10：48	調査・相談内容欄の全て	（２）
24.	経過記録表 令和３年 10 月５日 12：14	調査・相談内容欄の全て	（２）
25.	経過記録表 令和３年 10 月６日 10：38	調査・相談内容欄の全て	（２）
26.	経過記録表 令和３年 11 月９日 10：40	調査・相談内容欄の６行目～７行目	（１）

2021-49　2021 年 11 月 26 日　開示請求　……（保健所保健予防課）

■平成 27 年３月に第２子を出産後、保健所から〇〇さんという女性の方が毎月自宅に来て、子育てのこと、家族のことなど相談にのってもらっていた。その相談内容の記録。

2021 年 12 月 10 日　**部分開示決定**

・相談記録

理由：（１）町田市個人情報保護条例第 21 条第１項第６号に該当

〇連携医療機関から提供された情報であって、開示することにより市の事務又は事業の実施の目的を失わせ、又は公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるため。

：（２）町田市個人情報保護条例第 21 条第１項第３号に該当

〇第三者に関する情報であって、開示することにより当該第三者の権利利益を侵害する恐れがあるため。

：（３）町田市個人情報保護条例第 21 条第１項第２号に該当

〇個人の評価等に関する情報であり、本人に開示しないことが明らかに正当であると認められるため。

番号	件名	開示しない部分	理由
１.	地域連携情報用紙	入院中の経過	（１）
２.		退院時の状況	（１）
３.		主な退院指導内容	（１）
４.		予測される問題点	（１）

５．		保健所で行ってほしい指導	（１）
６．	養育医療意見書	医師の印影	（２）
７．	３歳児健康診査 （27．７．14）	「視力・聴力」欄の下の「所見」	（３）
８．	2015．９．11 〇〇へ返信	「フォローの経過」中４行目の 16 文字目以下及び５行目	（３）
９．	相談記録（2015 年８月 24 日）	分析・判断	（３）
10.	相談記録（2015 年 10 月１日）	分析・判断	（３）
11.	相談記録（2015 年 10 月１日）	分析・判断	（３）
12.	2019．３．22	２行目の 10 文字目以下	（３）

2021-50　2021 年 12 月１日　開示請求　……（市民部市民課）

■私の住民票を発行した履歴のわかる文書（コンビニ請求を含む）2014 年１月１日から現在まで

2021 年 12 月 15 日　**部分開示決定**

・住所　町田市〇〇町〇〇〇〇番地

氏名　〇〇〇〇の住民票の写し等を請求した、2021 年８月 26 日付け市民課受付分の「住民票の写し等職務上請求書」

理由：町田市個人情報保護条例第 21 条第１項第４号に該当

〇職印の印影であり、開示することにより偽造等の不正使用の恐れがあることから、事業を営む個人の財産の保護に著しい支障が生じると認められるため。

・職印の印影

2021 年 12 月 15 日　**不存在決定**

理由:2014 年１月１日から 2020 年３月 31 日の期間に申請された住民票の写し等交付請求書は町田市文書管理規程第 39 条に基づき廃棄済みであり、存在いたしません。

2021-51　2021 年 12 月２日　開示請求　……（市民部市民課）

■私の住民票、戸籍、印鑑証明を発行した履歴の分かる文書（コンビニ請求を含む）平成 30 年３月２日から令和３年 12 月２日まで

2021 年 12 月 16 日　**開示決定**

・住所　町田市〇〇町〇〇〇〇番地

氏名　〇〇〇〇の印鑑登録証明書を交付した、

2018 年５月１日　市民課受付分の印鑑登録証明書交付申請書

2021 年 12 月 16 日　**不存在決定**

理由：コンビニでの証明書発行は、マイナンバーカードと暗証番号で本人確認を行うもので、交付申請書は作成しないため。

2021-52　2021 年 12 月 10 日　開示請求　……(環境資源部環境保全課)

■平成 30 年９月 16 日以降（一般からの苦情も含む）クレゾールの激臭で体がガンになる恐れがあり、激臭をとり除いていただきたい。要望全ての記録

2021 年 12 月 21 日　**開示決定**

・公害苦情受付票（苦情№18-83：請求者申し立てによる公害苦情受付票）

2021 年 12 月 22 日　**不存在決定**

理由：平成 30 年９月 16 日以降、請求者申立による公害苦情受付票（苦情№18-83）における発生源とされる者（請求者が発生源と指定する者）に対し、公害苦情の申立を請求者以外から受け付けた文書は存在しないため

2021-53　2021 年 12 月 13 日　**開示請求**……（地域福祉部障がい福祉課）

■前回の認定調査表（〇〇〇〇）

2021 年 12 月 14 日　**開示決定**

・市町村審査会資料（事務局用）
・概況調査票（調査日　2018 年 12 月 21 日）
・認定調査表（特記事項）

2021-54　2021 年 12 月 13 日　開示請求　……（総務部職員課）

■私が令和２年９月 17 日付けで、町田市長に提出した、要望書に関する書類一式

2021 年 12 月 14 日　**開示決定**

令和２年９月 17 日付け　要望書（収受）

【書類内訳】

・要望書
・訴状
・文書送付嘱託申立書
・交通事故証明書（甲第２号証）
・証拠説明書、回答書、相模原北警察署作成（甲第７号証）
・証拠説明書、陳述書（甲第８号証）
・相模原簡易裁判所「判決」平成 30 年（ハ）第 193 号
・控訴状
・横浜地方裁判所「判決」平成 30 年（レ）第 224 号
・平成 30 年（レ）第 224 号「判決確定証明申請書」
・書類送付用封筒（レターパックライト）

2021-55　2021 年 12 月 16 日　開示請求　……（子ども生活部子ども家庭支援センター）

■〇〇〇〇の相談履歴　2019 年４月～現在まで

2021 年 12 月 28 日　**決定延期**

理由：対象文書の精査に時間を要するため。

2022 年１月 12 日　**部分開示決定**

・〇〇〇〇の経過記録表（2019 年４月から 2021 年 12 月 16 日まで）

理由：（１）町田市個人情報保護条例第 21 条第１項第６号に該当
〇市の事務又は事業の運営に関する情報であって、開示をすることにより当該事務又は事業の実施の目的を失わせ、又は公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるため。
：（２）町田市個人情報保護条例第 21 条第１項第３号に該当
〇第三者に関する情報であって、開示をすることにより、当該第三者の権利利益を侵害するおそれがあるため。
：（３）町田市個人情報保護条例第 21 条第１項第２号に該当
〇個人の評価、診断、判定、指導、相談、選考等に関するものであって、本人等に開示をしないことが明らかに正当であると認められるもの。

ページ	公開しない部分	公開しない理由
P12	令和２年８月５日（水）　14：00 相談内容の 23 行目	（３）
P13	令和２年８月 25 日（火）13：40 相談内容の 42 行目～43 行目	（１）
P13	令和２年８月 25 日（火）13：40 相談内容の 52 行目～53 行目	（１）
P13	令和２年９月 14 日（月）14：41 相談内容の１行目～２行目	（１）
P15	令和２年９月 15 日（火）９：00 相談内容の８行目～９行目	（１）

P15	令和２年９月 15 日（火） ９：00 相談内容の 11 行目～12 行目	（1）
P15	令和２年９月 15 日（火） 11：28 相談内容の 28 行目～34 行目	（1）
P19	令和３年１月 22 日（金） 15：30 相談内容の５行目～６行目	（1）
P21	令和３年３月４日（木） 13：05 相談内容の 25 行目～26 行目	（1）
P24	令和３年５月 14 日（金） 13：18 相談内容の 21 行目～27 行目	（1）
P25	令和３年５月 14 日（金） 17：33 相談内容の４行目～５行目	（1）
P25	令和３年５月 14 日（金） 17：33 相談内容の８行目	（1）
P25	令和３年６月 21 日（月） 16：07 相談内容の８行目～10 行目	（1）
P26	令和３年６月 21 日（月） 16：07 相談内容の１行目～２行目	（1）
P26	令和３年８月２日（月） 10：16 相談内容の 33 行目～34 行目	（1）
P26	令和３年８月２日（月） 10：16 相談内容の 36 行目	（1）
P28	令和３年 10 月 21 日（木） ９：00 相談内容の 13 行目～15 行目	（1）
P28	令和３年 10 月 21 日（木） ９：00 相談内容の 20 行目～22 行目	（1）
P28	令和３年 10 月 21 日（木）16：00 相談内容の 17 行目～18 行目	（1）
P29	令和３年 10 月 21 日（木）16:00 相談内容の２行目	（1）
P29	令和３年 10 月 21 日（木）17:16 相談内容の 13 行目～15 行目	（1）
P29	令和３年 10 月 22 日（金）16：51 相談内容の５行目	（1）
P29	令和３年 10 月 22 日（金）16：51 相談内容の 11 行目～12 行目	（1）
P29	令和３年 10 月 22 日（金）17：15 相談内容の１行目	（2）
P29	令和３年 10 月 22 日（金）17：15 相談内容の７行目～12 行目	（1）
P30	令和３年 10 月 22 日（金）17：15 相談内容の１行目～２行目	（2）
P30	令和３年 10 月 25 日（月） ８：50 相談内容の１行目	（2）
P30	令和３年 10 月 25 日（月） ８：50 相談内容の７行目～10 行目	（1）
P30	令和３年 10 月 25 日（月） ８：50 相談内容の 11 行目～14 行目	（2）
P30	令和３年 10 月 29 日（金） ８：30 相談内容の９行目～10 行目	（1）
P30	令和３年 10 月 29 日（金）16：49 相談内容の２行目～５行目	（1）
P30	令和３年 11 月２日（火） 10：00 相談内容	（1）
P30	令和３年 11 月２日（火） 15：59 相談内容の９行目	（1）
P31	令和３年 11 月５日（金） ８：44 相談内容の２行目	（1）
P31	令和３年 11 月 19 日（金）15：32 相談内容の４行目	（1）
P31	令和３年 12 月９日（木） ９：16 相談内容の２行目	（1）
P32	令和３年 12 月 16 日（木）10：30 相談内容	（1）

2021-56　2021 年 12 月 23 日　開示請求　……（子ども生活部子ども家庭支援センター）

■○○○○の相談記録　2020 年１月～現在

2021 年 12 月 28 日　**決定延期**

理由：対象文書の精査に時間を要するため。

2022 年 1 月 12 日　**部分開示決定**

・○○○○の経過記録表（2021 年１月から 2021 年 12 月 23 日まで）

理由：（１）町田市個人情報保護条例第 21 条第１項第２号に該当

○個人の評価、診断、判定、指導、相談、選考等に関するものであって、本人等に開示しないことが明らかに正当であると認められるもの。

（２）町田市個人情報保護条例第 21 条第１項第３号に該当

○第三者に関する情報であって、開示することにより、当該第三者の権利利益を侵害するおそれがあるため。

ページ	開示しない部分	開示しない理由
Ｐ３	令和２年８月５日（水）14：00　相談内容の 25 行目	（１）
Ｐ５	令和３年２月３日（水）15：30　相談内容の 40 行目～46 行目	（２）

2021-57　2021 年 12 月 23 日　開示請求　……(子ども生活部子ども家庭支援センター)

■○○○○の相談記録　2020 年１月～現在

2021 年 12 月 28 日　**決定延期**

理由：対象文書の精査に時間を要するため。

2022 年１月 12 日　**部分開示決定**

・○○○○の経過記録表（2020 年１月から 2021 年 12 月 23 日まで）

理由：（１）町田市個人情報保護条例第 21 条第１項第６号に該当

○市の事務又は事業の運営に関する情報であって、開示をすることにより当該事務又は事業の実施の目的を失わせ、又は公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるため。

：（２）町田市個人情報保護条例第 21 条第１項第３号に該当

○第三者に関する情報であって、開示をすることにより、当該第三者の権利利益を侵害する恐れがあるため。

：（３）町田市個人情報保護条例第 21 条第１項第７号に該当

○代理人に対して当該保有個人情報の開示をすることが本人の利益に反すると認められるため。

：（４）町田市個人情報保護条例第 21 条第１項第２号に該当

○個人の評価、診断、判定、指導、相談、選考等に関するものであって、本人等に開示をしないことが明らかに正当であると認められるもの。

ページ	開示しない部分	開示しない理由
Ｐ１	令和２年１月 27 日（月）９：15 相談内容	（１）
Ｐ１	令和２年１月 27 日（月）９：25 相談内容の２行目～12 行目	（１）
Ｐ１～Ｐ２	令和２年１月 27 日（月）15：00 相談内容	（１）
Ｐ２	令和２年１月 28 日（火）17：00 相談内容	（１）
Ｐ２	令和２年１月 29 日（水）10：20 相談内容	（２）
Ｐ２	令和２年２月６日（木）11：33 相談内容の４行目～11 行目	（１）
Ｐ２	令和２年２月 12 日（水）９：14 相談内容	（２）
Ｐ２	令和２年２月 20 日（木）16：45 相談内容	（２）
Ｐ３	令和２年２月 27 日（木）９：00 相談内容	（２）
Ｐ３	令和２年２月 28 日（金）11：10 相談内容の３行目～19 行目	（１）
Ｐ３～Ｐ４	令和３年３月 19 日（木）13：00 相談内容	（１）
Ｐ４	令和２年４月７日（火）11：00 相談内容の４行目～５行目	（１）
Ｐ５	令和２年５月 28 日（木）15：40 相談内容の４、９～10 行目	（１）
Ｐ５	令和２年６月 23 日（火）11：40 相談内容の３行目～４行目	（１）

Ｐ６	令和２年８月５日（水）14：00 相談内容の 27 行目	（４）
Ｐ７	令和２年８月６日（木）11：50 相談内容の３行目～16 行目	（１）
Ｐ７	令和２年８月 27 日（木）17：10 相談内容	（１）
Ｐ７	令和２年９月４日（金）11：40 相談内容の５行目～６行目	（１）
Ｐ７	令和２年９月 15 日（火）16：40 相談内容の３行目～５行目	（１）
Ｐ８	令和２年 10 月９日（金）13：30 相談内容の８行目～９行目	（３）
Ｐ８	令和２年 12 月２日（水）11:31 相談内容の３、６～11、13 行目	（１）
Ｐ８～Ｐ９	令和３年１月６日（水）12:30 相談内容の７～12 行目	（１）
Ｐ９	令和３年１月 22 日（金）15：30 相談内容の３行目～17 行目	（２）
Ｐ９	令和３年１月 22 日（金）15：30 相談内容の 21 行目～26 行目	（３）
Ｐ９～Ｐ10	令和３年１月 22 日（金）15：30 相談内容の 29 行目～65 行目	（２）
Ｐ10	令和３年１月 26 日（火）14：30 相談内容の３行目	（１）
Ｐ10～Ｐ11	令和３年２月３日（水）15：30 相談内容の 40 行目～46 行目	（２）
Ｐ11	令和３年３月 15 日（月）12：00 相談内容の７行目、９～12 行目	（１）
Ｐ12	令和３年４月 19 日（月）16：28 相談内容の３行目～５行目	（１）
Ｐ12	令和３年４月 19 日（月）16：28 相談内容	（２）
Ｐ12～Ｐ13	令和３年５月 10 日（月）12:01 相談内容の２行目～８行目	（１）
Ｐ13	令和３年６月３日（木）９：41 相談内容	（１）
Ｐ14	令和３年６月４日（金）14：34 相談内容	（１）
Ｐ14	令和３年６月 11 日（金）17：52 相談内容	（１）
Ｐ14	令和３年６月 18 日（金）12：22 相談内容	（１）
Ｐ14	令和３年６月 18 日（金）13：20 相談内容	（１）
Ｐ14	令和３年６月 18 日（金）13：30 相談内容	（１）
Ｐ14	令和３年６月 18 日（金）15：40 相談内容の１～12、14～17 行目	（３）
Ｐ14～Ｐ15	令和３年６月 25 日（金）13：10 相談内容	（１）
Ｐ15	令和３年７月 13 日（火）９：19 相談内容	（１）
Ｐ15	令和３年７月 30 日（金）17：37 相談内容	（１）
Ｐ15	令和３年８月３日（火）17：37 相談内容の４行目～10 行目	（１）
Ｐ15	令和３年８月 12 日（木）17：50 相談内容	（１）
Ｐ15	令和３年８月 13 日（金）13：55 相談内容の３行目～４行目	（１）
Ｐ15	令和３年８月 19 日（木）19：13 相談内容の２行目～14 行目	（２）
Ｐ15～Ｐ16	令和３年８月 19 日（木）19：13 相談内容の 15 行目～24 行目	（３）
Ｐ16	令和３年８月 19 日（木）19：13 相談内容の 25 行目	（１）
Ｐ16	令和３年８月 20 日（金）11：40 相談内容	（１）
Ｐ16	令和３年８月 23 日（月）９：32 相談内容の３行目～５行目	（１）
Ｐ16～Ｐ17	令和３年８月 23 日（月）10：00 相談内容	（１）
Ｐ17	令和３年８月 24 日（火）11：37 相談内容	（１）
Ｐ17	令和３年９月２日（木）16：00 相談内容の７行目～8 行目	（２）

P17	令和３年９月７日（火）17：00 相談内容	（1）
P17	令和３年９月 15 日（水）10：20 相談内容	（1）
P17	令和３年９月 17 日（金）16：28 相談内容	（1）
P17	令和３年９月 30 日（木）17：06 相談内容	（1）
P17	令和３年 10 月 21 日（木）９：30 相談内容	（1）
P18	令和３年 10 月 21 日（木）10：14 相談内容の２行目～３行目	（1）
P18	令和３年 10 月 21 日（木）10：25 相談内容の２行目～３行目	（1）
P18	令和３年 10 月 21 日（木）13：25 相談内容	（1）
P18	令和３年 10 月 21 日（木）13：52 相談内容	（1）
P18	令和３年 10 月 22 日（金）11：00 相談内容	（1）
P18	令和３年 10 月 22 日（金）15：22 相談内容	（1）
P18	令和３年 10 月 29 日（金）15：07 相談内容	（1）
P18	令和３年 11 月２日（火）16：30 相談内容	（1）
P18～P19	令和３年 11 月 12 日（金）15：18 相談内容の２行目～７行目	（1）
P19	令和３年 11 月 19 日（金）15：34 相談内容の２行目～５行目	（1）
P19	令和３年 11 月 22 日（月）13：03 相談内容	（1）
P19	令和３年 11 月 25 日（木）15：34 相談内容	（1）

2021-58　2022 年２月８日　消去等請求　……（政策経営部企画政策課）

■〇〇〇〇が作成した遺書（３枚）
及び〇〇〇〇が作成した遺書に関して作成された一切の文書
2022 年２月 28 日　**非開示等決定（非消去等決定）**
理由：町田市個人情報保護条例第 23 条に定める請求要件を満たしていないため。
※2022 年５月 27 日　**審査請求**

2021-59　2022 年２月８日　利用等の中止請求　……（政策経営部企画政策課）

■〇〇〇〇が作成した遺書（３枚）
及び〇〇〇〇が作成した遺書に関して作成された一切の文書
2022 年２月 28 日　**非開示等決定（利用等の中止）**
理由：町田市個人情報保護条例第 24 条に定める請求要件を満たしていないため。
※2022 年５月 27 日　**審査請求**

2021-60　2022 年２月８日　消去等請求　……（学校教育部指導課）

■〇〇〇〇が作成した遺書（３枚）
及び〇〇〇〇が作成した遺書に関して作成された一切の文書
2022 年２月 28 日　**非開示等決定（消去等）**
理由：町田市個人情報保護条例第 23 条に定める請求要件を満たしていないため。
※2022 年５月 27 日　**審査請求**

2021-61　2022 年２月８日　利用等の中止請求　……（学校教育部指導課）

■〇〇〇〇が作成した遺書（３枚）
及び〇〇〇〇が作成した遺書に関して作成された一切の文書
2022 年２月 28 日　**非開示等決定（利用等の中止）**
理由：町田市個人情報保護条例第 24 条に定める請求要件を満たしていないため。

※2022 年５月 27 日　**審査請求**

2021-62　2022 年２月９日　開示請求　……(いきいき生活部保険年金課)

■町田市保険年金課高齢者医療係に対して〇〇〇〇（〇〇の弟）が行った高額医療還付金の申請に係わる書類一式

〇〇〇〇の後期高齢者医療高額療養費支給申請書

2022 年２月 22 日　**部分開示決定**

①後期高齢者医療高額療養費支給申請書

②申請書添付の相続人代表者届出書及び誓約書

③申請書添付の書証

理由：町田市個人情報保護条例第 21 条第１項第３号に該当

〇第三者に関する情報で、開示する事により当該第三者の権利利益を侵害する恐れがあるため

・①の内、振込先銀行名、本店・支店・出張所名、預金種別、口座番号、口座名義人、申請者の住所、氏名、連絡先電話番号

・②の内、相続人代表者　住所、氏名、被保険者との続柄、印影

2021-63　2022 年３月４日　開示請求　……(いきいき生活部保険年金課)

■私の国民健康保険の情報を照会した弁護士法第 23 条第２項の照会文書

2022 年３月 11 日　**不存在決定**

理由：請求者に対する国民健康保険の情報について弁護士法第 23 条第２項に基づき照会された記録は無いため。

2021-64　2022 年３月４日　開示請求　……(財務部資産税課)

■私の資産税の情報を照会した弁護士法第 23 条第２項の照会文書

2022 年３月 11 日　**不存在決定**

理由：請求者に対する資産税の情報について弁護士法第 23 条第２項に基づき照会された記録は無いため。

2021-65　2022 年３月 25 日　開示請求　……（地域福祉部障がい福祉課）

■私が障がい福祉課で相談した記録

2022 年４月８日　**開示決定**

・障害者虐待事案通報票

・相談・通報・届出受付票

・コア会議記録

・福祉総合システム記録

・2021 年２月からの電話の記録

2022 年４月８日　**部分開示決定**

・〇〇〇〇氏「知的障がい者（児）サービス台帳」

・忠生地域障がい者支援センター〇〇〇〇氏・〇〇氏「ケース記録」

・〇〇〇〇氏「精神保健福祉記録」

理由：（１）町田市個人情報保護条例第 21 条第１項第１号に該当

〇障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法という」）第８条において「当該通報又は届出を受けた市町村の職員は。その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。」と規定されている。

当該部分は障害者虐待防止法に基づいて行われた通報者に関する情報であり、障害者虐待防止法第８条の「特定させるもの」に該当する恐れがあるため。

：（２）町田市個人情報保護条例第 21 条第１項第２号に該当

○個人の評価、相談、判定等に関する情報であり、当該情報を明らかにしてしまうと、本人と実施機関の信頼関係に軋轢が生じてしまい、今後の障がい者支援事業における支援の実施が著しく困難になってしまうため。

:（３）町田市個人情報保護条例第 21 条第１項第３号に該当

○第三者に関する情報であって、開示をすることにより、当該第三者の権利利益を侵害するおそれがあるため。

:（４）町田市個人情報保護条例第 21 条第１項第６号に該当

○障がい者支援事業の実施に係る、関係機関から提供された情報であり、当該情報を開示すると、実施機関と関係機関との信頼関係並びに関係機関と本人との信頼関係に軋轢が生じ、障がい者支援事業の実施の目的を失わせ、又はその後の公正かつ適正な実施を著しく困難にするため。

:（５）町田市個人情報保護条例第 21 条第１項第６号に該当

○障がい者支援事業の実施に係る、実施機関が作成した本人に対する評価・判断記録または支援方策について検討した会議の記録であり、当該情報を開示すると、実施機関と本人との信頼関係に軋轢が生じ、障がい者支援事業の実施の目的を失わせ、又はその後の公正かつ適正な実施を著しく困難にするため。

:（６）町田市個人情報保護条例第 21 条第１項第６号に該当

○障害者虐待防止法に係る活動の情報であり、当該情報を開示すると、今後秘匿性を持って障害者虐待防止法の対応を実施することができなくなり、障害者虐待防止事業の実施の目的を失わせ、又はその後の公正かつ適正な実施を著しく困難にするため。

○○○○氏「知的障がい者（児）サービス台帳」

番号	開示しない部分	理由
1	「04.9/29」の最下段３行の記載	（４）
2	「06.11/17」の上段８行の記載	（４）
3	「07.1/5」の頁の全て	（４）
4	「07.1/15」の記載	（４）
5	「07.1/15」の記録の別紙「○○様の関係者会議のまとめ」	（４）
6	「1/23」の記載	（４）
7	「1/25」の記載	（４）
8	「07.1/25」の記録の別紙「○○大学にて医師説明」	（４）
9	「1/29」の記載	（４）
10	「2/22」の頁の全て	（４）
11	「07.3/2」の記載	（４）
12	「9/18」の記載	（４）
13	「12/17」の記載の４行目～5行目	（２）
14	「2/29」の記載	（４）
15	「3/27」の記載	（４）
16	「08.3/28」の２頁目の全て	（４）
17	「2009.1.23」の上段２行の記載	（２）
18	「2009.12.1」の１頁目の下から 12 行目	（２）
19	「2009.12.1」の１頁目の下から６行目	（２）
20	「2009.12.1」の１頁目の下から５行目後段	（２）
21	「2009.12.1」の１頁目の下から１行目後段	（２）
22	「2009.12.1」の２頁目の５行目中段	（２）
23	「2011 年２月 15 日」の記載の全て	（４）
24	「2011 年２月 22 日」の記載の全て	（４）
25	「2011 年３月 29 日」の記載の後段	（２）

26	「2011 年４月 12 日」の後段 3 行の記載	（2）
27	「2012 年６月 20 日」の 2 行目から 7 行目の記載	（4）
28	「2012 年６月 21 日」の記載の 1 行目から 2 行目	（4）
29	「2012 年６月 21 日」の記載の 3 行目	（5）
30	「2012 年７月 10 日」の記載の全て	（4）
31	「2013 年８月８日」の記載の全て	（4）
32	「2013/08/15」の記載の 1 行目から 9 行目	（5）
33	「2013/08/15」の記載の 10 行目から 16 行目	（4）
34	「2013/08/15」の記載のうち 17 行目	（5）
35	「2013/08/15」の記載のうち 19 行目後段から 20 行目	（2）
36	「2013 年８月 16 日」の下段 4 行の記載	（4）
37	「2013 年８月 19 日」の記載の全て	（4）
38	「2013 年８月 21 日」の記載の「追記」を除く部分	（4）
39	「2013 年８月 21 日　追記」の 1 行目後段～3 行目前段及び 8 行目後段の記載	（4）
40	「2013 年８月 22 日」の記載の全て	（5）
41	「2013 年９月 18 日」の記載の全て	（5）
42	「2013 年 10 月（日付不明)」の記載の全て	（4）
43	「2013 年 10 月 16 日」の 5 行目から 15 行目の記載	（4）
44	「2014 年２月 27 日」の 15 行目後段の記載	（2）
45	「2014 年２月 27 日」の 16 行目から 19 行目の記載	（4）
46	「2014 年４月 7 日」の 6 行目前段の記載	（2）
47	「2014 年４月 9 日」の記載の全て	（4）
48	「2014 年４月 11 日」の記載の 1 行目から 2 行目前段	（4）
49	「2014 年４月 11 日」の記載の 6 行目～7 行目	（4）
50	「2014 年４月 11 日」の記載の 8 行目から 9 行目	（5）
51	「2014 年４月 24 日」の記載の全て	（5）
52	「2014 年５月 1 日」の記載の全て	（4）
53	「2014 年７月 30 日」の 1 行目～18 行目	（4）
54	「2014 年７月 30 日」の最終行	（2）
55	「2014 年８月 1 日」の 1 行目から 3 行目の記載	（5）
56	「2014 年８月６日」の記載の全て	（4）
57	「2014 年８月 25 日（月)」の記載の全て	（4）
58	「2014 年９月１日」の記載の全て	（5）
59	「2014 年９月２日」の記載の全て	（4）
60	「2014 年９月８日」の 1 行目から 2 行目の記載	（5）
61	「2014 年９月８日」の 10 行目後段の記載	（2）
62	「2014 年９月 10 日」の記載の全て	（4）
63	「2014 年９月 11 日」の記載の全て	（4）
64	「2014 年９月 16 日」の記載の全て	（4）
65	「2014 年９月 25 日」の記載の全て	（4）
66	「2014 年 10 月２日」の記載の全て	（4）
67	「2014 年 10 月 31 日」の記載の全て	（4）
68	「2014 年 11 月４日」の記載の全て	（4）
69	「2014 年 11 月５日」の１行目～４行目	（4）
70	「2014 年 11 月６日」の 11 行目～20 行目	（4）
71	「2014 年 11 月 11 日」の４行目～８行目	（4）
72	「2014 年 11 月 18 日」の記載の全て	（4）

73	「2014.11.20」の３行目～５行目	（３）
74	(「2014.11.28」の 15 行目～33 行目の記載のうち）18 行目～33 行目	（５）
75	「2014.12.22」の記載の全て	（４）
76	「2015/5/19」の 16 行目～21 行目	（４）
77	「2015/5/20」の３行目～16 行目の記載	（４）
78	「2015/6/2」の 14 行目～19 行目の記載の 16 行目中段から 17 行目中段	（２）
79	「2015/6/2」の 33 行目の記載	（２）
80	「2015/7/3」の記載の全て	（５）
81	「2015/7/22」の記載の全て	（４）
82	(「2015/8/11」の記載のうち）１行目～25 行目	（４）
83	(「2015/8/11」の記載のうち）26 行目～33 行目	（５）
84	「2015/8/26」の記載の全て	（４）
85	「2015/9/11」の①の６行目中段の記載	（２）
86	「2015/9/11」の①の８行目後段の記載	（２）
87	「2015/9/16」の記載の全て	（４）
88	「2015/9/29」の②の記載の 23 行目から 26 行目	（２）
89	「2015/9/30」の記載の５行目中段から 6 行目前段	（２）
90	「2015/9/30」の記載の６行目後段	（２）
91	「2015/10/5」の記載の２行目から 13 行目	（３）
92	「2015/10/5」の記載の 14 行目	（２）
93	「2015/10/5」の記載の 20 行目から 21 行目	（２）
94	「2015/10/5」の記載の 21 行目から 22 行目	（２）
95	「2015/10/5」の記載の 23 行目から 24 行目	（２）
96	「2015/10/16」の記載の全て	（４）
97	「2015/11/17」の記載の全て	（４）
98	「2015/11/19」の②の６行目	（２）
99	「2015/11/25」の２行目から８行目	（４）
100	「2015/11/25」の記載の 15 行目から 16 行目前段	（２）
101	「2015/11/25」の記載の 16 行目後段から 20 行目	（５）
102	「2015/11/27」の記載の全て	（５）
103	「2015/12/1」の①の６行目前段の記載	（２）
104	「2015/12/1」の①の 14 行目から 15 行目の記載	（２）
105	「2015/12/1」の②の１行目から 11 行目の記載	（４）
106	「2015/12/8」の記載の①の７行目から 12 行目	（３）
107	「2015/12/8」の記載の①の 13 行目から 18 行目前段	（２）
108	「2015/12/8」の記載の①の 21 行目後段から 23 行目前段	（２）
109	「2015/12/17」の９行目から 12 行目	（５）
110	「2016/1/19」の 12 行目から 15 行目	（４）
111	「2016/1/20」の記載の全て	（４）
112	「2016/3/25」の①の２行目～８行目	（３）

忠生地域障がい者支援センター　○○○○氏（子：○○氏）　「ケース記録」

番号	開示しない部分	理由
1	「H28.4.15」の記載の 11 行目から 12 行目	（２）
2	「5 月 10 日」の１行目後段の記載	（３）
3	「5 月 10 日」の下段の３行	（５）
4	「5 月 12 日」の記載の全て	（５）
5	「5 月 30 日」の記載の全て	（４）

6	「5 月 31 日」の４行目～６行目の記載	（5）
7	「６月７日」の記載の２行目後段	（1）
8	６月７日の記載の４行目から６行目	（6）
9	６月７日の記載のうち上記７，８を除くすべて	（5）
10	６月 10 日の記載の全て	（4）
11	６月 15 日の記載の２行目前段	（1）
12	６月 15 日の記載の２行目前段を除く全て	（5）

○○○○氏　「精神保健福祉記録」

番号	開示しない部分	理由
1	2011 年４月 26 日相談記録の「主訴」欄の２行目後段	（2）
2	2011 年４月 26 日相談記録の「状況及び観察したこと」欄の３行目から４行目	（2）
3	（2011 年４月 26 日相談記録の「分析・判断」欄の１行目から２行目	（2）

2021-66　2022 年３月 25 日　開示請求　……（地域福祉部障がい福祉課）

■私が障がい者支援センターで相談した記録

2022 年４月８日　**開示決定**

・経過記録

2021-67　2022 年３月 25 日　開示請求　……（保健所保健予防課）

■私が保健所で相談した記録

2022 年４月８日　**部分開示決定**

・相談記録

理由：①町田市個人情報保護条例２１条第１項２号に該当

○個人の評価、診断、判定、指導、相談、選考等に関するものであって、本人等に開示をしないことが明らかに正当であると認められるもの。

②町田市個人情報保護条例２１条第１項６号に該当

○市の事務又は事業の運営に関する情報であって、開示することにより当該事務又は事業の実施の目的を失わせ、公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるもの。

文書名		非開示の部分	非開示の理由
精神相談記録様式１	2019 年８月 30 日１枚目	アセスメント	①
精神相談記録様式１	2019 年８月 30 日２枚目	アセスメント	①
精神相談記録様式１	2020 年４月 27 日	状況及び観察したこと	②
		アセスメント	①
精神相談記録様式１	2020 年６月 24 日	アセスメント	①
精神相談記録様式１	2020 年８月６日	アセスメント	①
		今後の計画	①
精神相談記録様式１	2020 年８月７日	アセスメント	①
精神相談記録様式１	2020 年９月 24 日	アセスメント	①
精神相談記録様式１	2020 年 11 月６日	アセスメント	①
精神相談記録様式１	2020 年 12 月７日	アセスメント	①
精神相談記録様式１	2021 年１月 18 日	アセスメント	①
精神相談記録様式１	2021 年３月 19 日	アセスメント	①
母子・精神・成人相談記録	2021 年４月５日	アセスメント	①
母子・精神・成人相談記録	2021 年４月 15 日	アセスメント	①
母子・精神・成人相談記録	2021 年８月 24 日	アセスメント	①

母子・精神・成人相談記録	2021 年９月 24 日	アセスメント	①
母子・精神・成人相談記録	2021 年 10 月６日	アセスメント	①
母子・精神・成人相談記録	2021 年 10 月７日	アセスメント	①
母子・精神・成人相談記録	2021 年 11 月５日	アセスメント	①
母子・精神・成人相談記録	2021 年 11 月 30 日	アセスメント	①
母子・精神・成人相談記録	2021 年 12 月８日	アセスメント	①
母子・精神・成人相談記録	2021 年 12 月 13 日	アセスメント	①
母子・精神・成人相談記録	2021 年 12 月 22 日	アセスメント	①
母子・精神・成人相談記録	2021 年 12 月 24 日	アセスメント	①
母子・精神・成人相談記録	2021 年 12 月 27 日	アセスメント	①
母子・精神・成人相談記録	2022 年１月５日	アセスメント	①
母子・精神・成人相談記録	2022 年１月６日	アセスメント	①
母子・精神・成人相談記録	2022 年１月 11 日	アセスメント	①
母子・精神・成人相談記録	2022 年１月 14 日	アセスメント	①
母子・精神・成人相談記録	2022 年１月 18 日	アセスメント	①
母子・精神・成人相談記録	2022 年１月 20 日	アセスメント	①
母子・精神・成人相談記録	2022 年１月 25 日	アセスメント	①
母子・精神・成人相談記録	2022 年２月３日	アセスメント	①
母子・精神・成人相談記録	2022 年２月 16 日	アセスメント	①
		今後の計画	①
母子・精神・成人相談記録	2022 年２月 24 日	アセスメント	①
母子・精神・成人相談記録	2022 年３月３日	アセスメント	①
母子・精神・成人相談記録	2022 年３月８日	アセスメント	①
母子・精神・成人相談記録	2022 年３月 11 日	アセスメント	①
母子・精神・成人相談記録	2022 年３月 16 日	アセスメント	①
母子・精神・成人相談記録	2022 年３月 24 日	アセスメント	①

2021-68　2022 年３月 25 日　開示請求　……（地域福祉部生活援護課）

■私が生活援護課で相談した記録

2022 年４月７日　**延期決定**

請求対象の文書量が多く、内容の精査に時間を要するため

2022 年５月 24 日　**部分開示決定**

・ケース記録

No.	非開示の部分		請求の一部について応じない理由
	件名	内容	
1	ケース記録票（2000.8.29）のうち非開示部分	11 行目～12 行目	町田市個人情報保護条例第 21 条第１項第２号に該当 個人の評価等に関する情報であり、開示することにより 客観的にみて本人の不利益になる恐れがあるため。
2	ケース記録票（2000.10.25）のうち非開示部分	全行	町田市個人情報保護条例第 21 条第１項第２号に該当 個人の評価等に関する情報であり、開示することにより客観的にみて本人の不利益になる恐れがあるため。

3	ケース記録票（2002.5.17）のうち非開示部分	11行目～12行目	町田市個人情報保護条例第21条第１項第２号に該当 個人の評価等に関する情報であり、開示することにより客観的にみて本人の不利益になる恐れがあるため。
4	ケース記録票（2002.12.6）のうち非開示部分	３行目～13行目	町田市個人情報保護条例第21条第１項第６号に該当 事業の運営に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の実施の目的を失わせ又は公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるため。
5	ケース記録票（2004.10.27）のうち非開示部分	16行目～17行目	町田市個人情報保護条例第21条第１項第３号に該当 第三者に関する情報であって、開示することにより当該第三者のプライバシーを侵害する恐れがあるため。
6	ケース記録票（2004.11.19）のうち非開示部分	８行目～12行目	町田市個人情報保護条例第21条第１項第６号に該当 事業の運営に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の実施の目的を失わせ又は公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるため。
7	ケース記録票（2005.11.10）のうち非開示部分	４行目～５行目	町田市個人情報保護条例第21条第１項第２号に該当 個人の評価等に関する情報であり、開示することにより客観的にみて本人の不利益になる恐れがあるため。
8	ケース記録票（2006.2.24）のうち非開示部分	５行目～７行目	町田市個人情報保護条例第21条第１項第２号に該当 個人の評価等に関する情報であり、開示することにより客観的にみて本人の不利益になる恐れがあるため。
9	ケース記録票（2006.3.27）のうち非開示部分	２行目～４行目	町田市個人情報保護条例第21条第１項第２号に該当 個人の評価等に関する情報であり、開示することにより客観的にみて本人の不利益になる恐れがあるため。
10	ケース記録票（2011.2.21）のうち非開示部分	全行	町田市個人情報保護条例第21条第１項第６号に該当 事業の運営に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の実施の目的を失わせ又は公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるため。
11	ケース記録票（2020.6.4）のうち非開示部分	２行目～５行目	町田市個人情報保護条例第21条第１項第３号に該当 第三者に関する情報であって、開示することにより当該第三者のプライバシーを侵害する恐れがあるため。
12	ケース記録票（2020.6.18）のうち非開示部分	３行目～７行目	町田市個人情報保護条例第21条第１項第３号に該当 第三者に関する情報であって、開示することにより当該第三者のプライバシーを侵害する恐れがあるため。

13	ケース記録票（2020.7.10）のうち非開示部分	６行目	町田市個人情報保護条例第21条第１項第３号に該当 第三者に関する情報であって、開示することにより当該第三者のプライバシーを侵害する恐れがあるため。
14	ケース記録票（2021.3.25）のうち非開示部分	7行目～12行目	町田市個人情報保護条例第21条第１項第６号に該当 事業の運営に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の実施の目的を失わせ又は公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるため。
15	ケース記録票（2021.8.18）のうち非開示部分	11行目～12行目	町田市個人情報保護条例第21条第１項第２号に該当 個人の評価等に関する情報であり、開示することにより客観的にみて本人の不利益になる恐れがあるため。

2021-69　2022年３月25日　開示請求　……（政策経営部広聴課）

■私が広聴課に相談した記録

2022年４月４日　**不存在決定**

理由：請求人と同一姓の記録はあるが氏名、住所、電話番号の記録はなく、その記録内容を確認しても請求人の記録と判断できないため。

３　年度・実施機関別個人情報開示等請求の件数（2011 年度以降、括弧内は取下げ件数）

実施機関	年度／種別	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	計
市　長	請　求	44(1)	47	61(1)	43(1)	52	46(1)	100	64(3)	40	65	562(7)
	不服申立て	3		1(1)	4	3	2	16	2			31(1)
教育委員会	請　求	3(1)	2	16(2)	6	5	7	2	3	3	4	51(3)
	不服申立て				1							1
選挙管理委員会	請　求											0
	不服申立て											0
監査委員	請　求	1										1
	不服申立て											0
農業委員会	請　求											0
	不服申立て											0
固定資産評価審査委員会	請　求											0
	不服申立て											0
病院事業管理者	請　求											0
	不服申立て											0
議　会	請　求											0
	不服申立て											0
計	請　求	48(2)	49	77(3)	49(1)	57	53(1)	102	67(3)	43	69	614(10)
	不服申立て	3	0	1(1)	5	3	2	16	2	0	0	32(1)

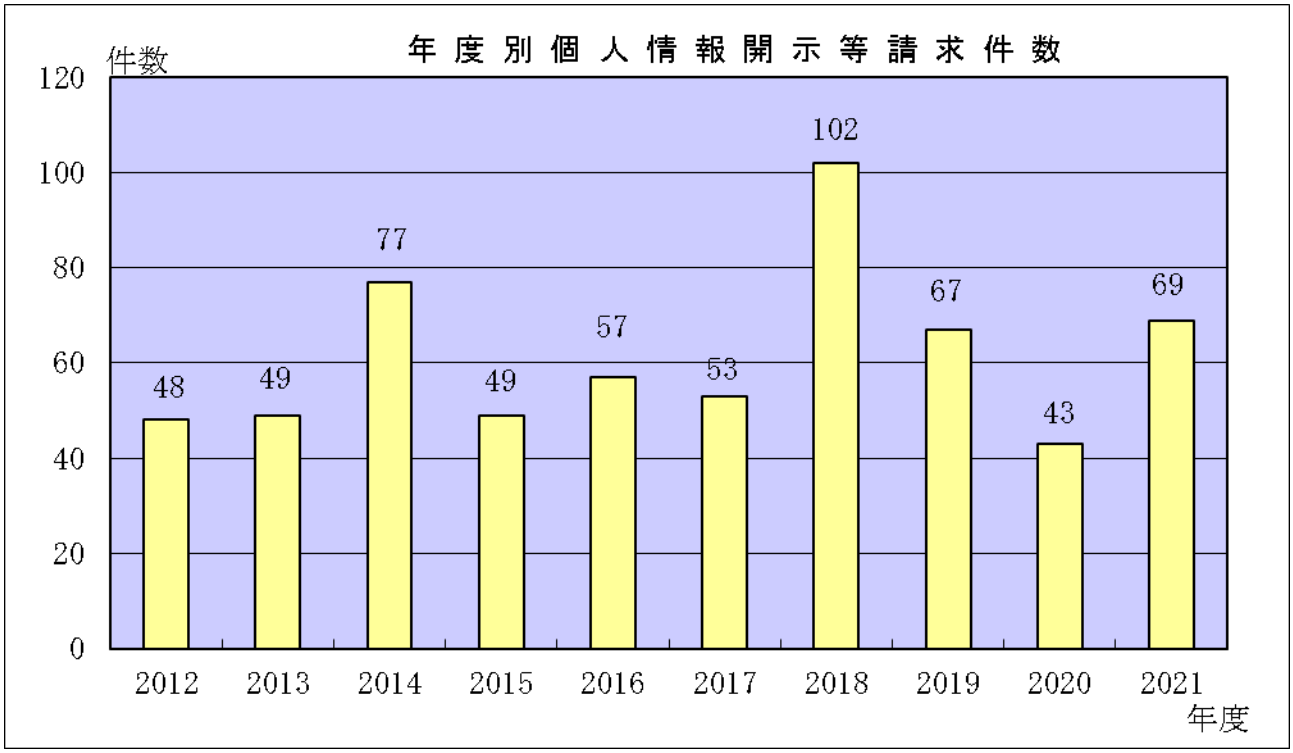

第３章　行政不服審査会の状況

第３章　行政不服審査会の状況

１　行政不服審査会

２０１６年４月１日から施行された行政不服審査法の全部改正に伴い、前身の情報公開・個人情報保護審査会を改組して設置した機関であり、「情報公開制度」と「個人情報保護制度」を含め、市が行う行政処分全般における審査請求について、実施機関からの諮問に応じて審査し、答申します。

審査会の委員は任期２年の５名で構成され、２０２１年度は、下記のメンバーで運営いたしました。

なお、本章では審査会の状況のうち、「情報公開制度」及び「個人情報保護制度」に関するものについてまとめています。

行政不服審査会委員名簿

（２０２２年３月３１日現在）

	氏　　名	職　　業	備　　考（※）
会　長	野　村　武　司	東京経済大学現代法学部教授	１９９８年１０月～
職務代理	田　村　達　久	早稲田大学法学学術院教授	２００９年　４月～
委　員	橘　高　真佐美	弁護士	２０１１年１０月～
委　員	三木　由希子	特定非営利活動法人 情報公開クリアリングハウス理事長	２０１６年　７月～
委　員	堀　江　信　夫	株式会社　横浜国際平和会議場 常勤監査役	２０１９年１０月～

※前身の町田市情報公開・個人情報保護審査会から在籍している委員については、旧審査会における着任年月を記載しています。

２　２０２１年度　行政不服審査会の開催状況

２０２１年度は、下記のように１２回開催しました。なお、審査会の事件番号は、実施機関から諮問された順に年度ごとに付番しています。

第１回審査会　　２０２１年４月１２日開催
　２０１８年度第１３号事件　内部討議
　２０１８年度第１４号事件　内部討議
　２０１８年度第１５号事件　内部討議
　２０１８年度第６号事件　内部討議
第２回審査会　　２０２１年５月２８日開催
　２０１８年度第６号事件　内部討議
　２０１８年度第１０号事件　内部討議
　２０１８年度第１３号事件　内部討議
　２０１８年度第１４号事件　内部討議
　２０１８年度第１５号事件　内部討議
第３回審査会　　２０２１年６月１８日開催
　２０１８年度第６号事件　内部討議
　２０１８年度第７号事件　内部討議
　２０１８年度第８号事件　内部討議
　２０１８年度第１２号事件　内部討議
第４回審査会　　２０２１年７月１６日開催
　２０１８年度第１０号事件　内部討議

２０１８年度第７号事件　処分担当課に対する事情聴取、内部討議
２０１８年度第８号事件　処分担当課に対する事情聴取、内部討議
第５回審査会　　２０２１年８月６日開催
２０１８年度第６号事件　内部討議
２０１８年度第１０号事件　内部討議
２０１８年度第１２号事件　内部討議
第６回審査会　　２０２１年９月１７日開催
２０１８年度第７号事件　審査請求人による口頭意見陳述、内部討議
２０１８年度第８号事件　審査請求人による口頭意見陳述、内部討議
２０１８年度第６号事件　内部討議
２０１８年度第１０号事件　内部討議
第７回審査会　　２０２１年１０月１５日開催
２０１８年度第６号事件　内部討議
２０１８年度第１０号事件　内部討議
２０１８年度第１２号事件　内部討議
２０１８年度第７号事件　内部討議
２０１８年度第８号事件　内部討議
第８回審査会　　２０２１年１１月１２日開催
２０１８年度第７号事件　内部討議
２０１８年度第８号事件　内部討議
２０１８年度第１０号事件　内部討議
２０１８年度第１２号事件　内部討議
２０１８年度第１６号事件　内部討議
２０１８年度第１７号事件　内部討議
２０１９年度第１号事件　内部討議
第９回審査会　　２０２１年１２月１０日開催
２０１８年度第１６号事件　処分担当課に対する事情聴取、内部討議
２０１８年度第１７号事件　処分担当課に対する事情聴取、内部討議
２０１９年度第１号事件　処分担当課に対する事情聴取、内部討議
第１０回審査会　　２０２２年１月７日開催
２０１８年度第７号事件　内部討議
２０１８年度第８号事件　内部討議
２０１８年度第１６号事件　内部討議
２０１８年度第１７号事件　内部討議
２０１９年度第１号事件　内部討議
２０１９年度第２号事件　内部討議
第１１回審査会　　２０２２年２月４日開催
２０１９年度第２号事件　処分担当課に対する事情聴取、内部討議
２０１９年度第１号事件　内部討議
第１２回審査会　　２０２２年３月８日開催
２０１８年度第１６号事件　内部討議
２０１８年度第１７号事件　内部討議
２０１９年度第１号事件　内部討議
２０２０年度第１号事件　処分担当課に対する事情聴取、内部討議
２０２０年度第１号事件　処分担当課に対する事情聴取、内部討議

３　不服申立て（審査請求）の状況

２０２１年度は、下記のとおり１０件の審査請求がありました。

種　　別	件　　数
公文書公開請求	４件
個人情報開示等請求	６件
合　　計	１０件

４　答申の状況

２０２１年度は、１１件の答申が出されています（２０１８年度第６号事件、２０１８年度第１０－１号事件、２０１８年度第１０－２号事件、２０１８年度第１３号事件、２０１８年度第１４号事件、２０１８年度第１５号事件、２０１８年度第１２号事件、２０１８年度第７号事件、２０１８年度第８号事件、２０１８年度第１６号事件、２０１８年度第１７号事件）。

そのうち、公文書公開請求及び個人情報開示等請求に係る答申は、１４８ページ～２１０ページに掲載しています。

答　申　区　分			合　計
認容	一部認容	原処分維持	
０件	３件	８件	１１件

５　２０２１年度審査会事件一覧

２０１８年度第６号事件（公文書公開請求）

公開／開示等請求年月日	２０１８年４月１１日
件名	ごみ集積所○○町○-○○○の開設届
実施機関（処分担当課）	環境資源部３Ｒ推進課
決定年月日	２０１８年４月２４日
決定内容	部分公開
審査請求年月日	２０１８年４月２６日
諮問年月日	２０１８年８月２３日
答申年月日	２０２１年１１月１８日
答申内容	原処分維持

２０１８年度第７号事件（個人情報開示請求）

公開／開示等請求年月日	２０１８年５月１８日
件名	ハラスメントに係るヒアリング対象者による内容・経緯及び財務部の回答に依るまでの経緯の資料と総務部も含めて
実施機関（処分担当課）	総務部職員課
決定年月日	２０１８年６月１日
決定内容	部分開示
審査請求年月日	２０１８年６月４日
諮問年月日	２０１８年１０月４日

答申年月日	２０２２年1月１２日
答申内容	一部認容

２０１８年度第８号事件（個人情報開示請求）

公開／開示等請求年月日	２０１８年5月１８日
件名	ハラスメントに係るヒアリング対象者による内容・経緯及び財務部の回答に依るまでの経緯の資料と総務部も含めて
実施機関（処分担当課）	財務部財政課
決定年月日	２０１８年5月３１日
決定内容	部分開示
審査請求年月日	２０１８年6月４日
諮問年月日	２０１８年１０月４日
答申年月日	２０２２年1月１２日
答申内容	原処分維持

２０１８年度第１０号事件（個人情報開示請求）①

公開／開示等請求年月日	２０１８年7月３１日
件名	市民協働推進課にある〇〇に関連する情報すべて
実施機関（処分担当課）	市民部市民協働推進課
決定年月日	２０１８年8月１０日
決定内容	部分開示
審査請求年月日	２０１８年8月２３日
諮問年月日	２０１８年１２月２０日
答申年月日	２０２１年１１月１８日
答申内容	一部認容

２０１８年度第１０号事件（個人情報開示請求）②

公開／開示等請求年月日	２０１８年7月３１日
件名	道路管理課にある〇〇に関連する情報すべて
実施機関（処分担当課）	道路部道路管理課
決定年月日	２０１８年8月１４日
決定内容	部分開示
審査請求年月日	２０１８年8月２３日
諮問年月日	２０１８年１２月２０日
答申年月日	２０２１年１１月１８日

答申内容	一部認容

２０１８年度第１０号事件（公文書公開請求）③

公開／開示等請求年月日	２０１８年６月１９日
件名	２０１７年１２月１４日付１７町政聴要第５４１号の「市政要望への対応について（報告)」の「顛末等」４行目に示された、３Ｒ推進課と交わした相談などのすべての情報
実施機関（処分担当課）	総務部法制課
決定年月日	２０１８年６月２７日
決定内容	非公開
審査請求年月日	２０１８年８月２３日
諮問年月日	２０１８年１２月２０日
答申年月日	２０２１年１１月１８日
答申内容	一部認容

２０１８年度第１２号事件（公文書公開請求）

公開／開示等請求年月日	２０１８年９月２０日
件名	町田市の公立保育園５園各園の平成29年度の決算書もしくは決算書に準じた書類及びそれらの添付書類。（仕分け科目は小分類まで記載したもの）
実施機関（処分担当課）	子ども生活部子育て推進課
決定年月日	２０１８年１０月４日
決定内容	不存在
審査請求年月日	２０１８年１０月７日
諮問年月日	２０１９年１月２３日
答申年月日	２０２１年１１月２５日
答申内容	原処分維持

２０１８年度第１３号事件（個人情報訂正請求）

公開／開示等請求年月日	２０１８年８月２７日
件名	①２０１８年８月１４日付１８町道管第７０４号、個人情報記録の件名１、要望対応票１６−１８８１、経過６の４−５行目。 「道路の通行・側溝の機能上におおむね支障がないので、強い指導は考えていない」を「道路の通行・側溝の機能上におおむね支障がないとしたが、（2018 年８月日付個人情報開示等請求書にて、道路の建築限界につき指摘を受け、道路法第30条、道路構造令第12条に照らし通行に支障があることは明らかであり、道路法43条に違反している。）にもかかわらず、強い指導は考えていない」に訂正

	②２０１８年８月１４日付１８町道管第７０４号、個人情報記録の件名１、要望対応票１６−１８８１、経過５の２−３行目。 「側溝上部内におさまり通行に支障ないため様子を見る事とした。」を「側溝上部内におさまり通行に支障ないとしたが（2018 年８月日付個人情報開示等請求書にて、道路の建築限界につき指摘を受け、道路法第 30 条、道路構造令第 12 条に照らし通行に支障があることは明らかであり、道路法 43 条に違反している。）にもかかわらず、様子を見ることとした。」に訂正
実施機関（処分担当課）	道路部道路管理
決定年月日	２０１８年９月１４日
決定内容	非訂正
審査請求年月日	２０１８年１０月１１日
諮問年月日	２０１９年２月２６日
答申年月日	２０２１年１１月１８日
答申内容	原処分維持

２０１８年度第１４号事件（個人情報訂正請求）

公開／開示等請求年月日	２０１８年９月１９日
件名	①２０１８年８月１４日付１８町道管第７０４号、個人情報記録の件名１、要望対応票１６−１８８１、要望内容「公園の東側に目隠しで植えられたカイヅカイブキは、敷地内の枝を打ち払い、道路に越境させて、長年法令に違反して管理されている。その上、他に保管余地があるにもかかわらず越境した生垣の中にちり取りを放り込んで保管しており、法令違反は悪質。敷地内に溝をほって、公園西側から道路に雨水とともに浸食した土砂が流出するようにすることで、むやみに道路を汚して法令違反をしている。と通報。」に訂正 ②２０１８年８月１４日付１８町道管第７０４号、個人情報記録の件名１、要望対応票１６−１８８１、経過１、６行目「構造だった。雨が降ればむやみに道路を汚すことになるため埋めた。雨で土砂が浸食しないように南側公園のように芝を張るなどするのが望ましいが、田んぼの畔のように雑草の根を残して刈るだけでもいいのではないかと提案した。」に訂正 ③２０１８年８月１４日付１８町道管第７０４号、個人情報記録の件名１、要望対応票１６−１８８１、経過２、１行目「・・・数度来庁し、法令違反に対して指導してほしい。」に訂正 ④２０１８年８月１４日付１８町道管第７０４号、個人情報記録の件名１、要望対応票１６−１８８１、経過４、１行目「・・・来庁。管理課として〇〇自治会の法令違反と認識しているのかについて確認を求めた。」に訂正 ⑤２０１８年８月１４日付１８町道管第７０４号、個人情報記録の件名１、要望対応票１６−１８８１、経過６、２行目「・・・

	しつこい、法令違反行為を繰り返しており極めて悪質である。また６月の〇〇担当課長の発言について、〇〇自治会の管理行為を法令違反と認めているのかどうかの回答を求めた。」に訂正 ⑥２０１８年８月１４日付１８町道管第７０４号、個人情報記録の件名１、要望対応票１７−７９９７、経過２、３行目「・・・電話（〇〇）。市にむやみに道路を汚したり道路に越境させた生垣の中にちり取りを保管する等、〇〇〇自治会の法令違反を繰り返し指摘し指導を要望しても強く指導しないために、〇〇〇自治会は対応しないというより、むしろ土を掘り返し水路を拡大していっそう土砂の侵食と流出をしやすくして、雨が降れば、今回のように以前にも増してむやみに道路を汚すことの繰り返しになっているのだから、また法令上道路は市の管理下にあるのだから、可能なら市で清掃してほしい。」に訂正
実施機関（処分担当課）	道路部道路管理課
決定年月日	２０１８年１０月１０日
決定内容	非訂正
審査請求年月日	２０１８年１０月１８日
諮問年月日	２０１９年２月２６日
答申年月日	２０２１年１１月１８日
答申内容	原処分維持

２０１８年度第１５号事件（個人情報訂正請求）

公開／開示等請求年月日	２０１８年１０月４日
件名	２０１８年８月１０日付１８町市協第７２号の２、個人情報記録の件名２、２０１７年度要望相談受付簿項２１枝９対応内容欄１４行目「了承」を、「断る。話し合いの場で自ら要望者であることを名乗る。」に訂正
実施機関（処分担当課）	市民部市民協働推進課
決定年月日	２０１８年１０月１８日
決定内容	非訂正
審査請求年月日	２０１８年１０月２５日
諮問年月日	２０１９年２月２６日
答申年月日	２０２１年１１月１８日
答申内容	原処分維持

２０１８年度第１６号事件（個人情報訂正請求）

公開／開示等請求年月日	２０１８年１１月８日
件名	２０１８年１１月７日付１８町政聴第４２号『タイトル「合同相談会」は「アーバンネットと町田市との合同相談会」』『４行目「解決に向けた専門的～あくまでも助言」、について、「相談員が町田市の責任において適正なアドバイスをして責任を明確にして解決に導くものとする」』に訂正
実施機関（処分担当課）	政策経営部広聴課
決定年月日	２０１８年１１月２７日
決定内容	非訂正
審査請求年月日	２０１８年１２月４日
諮問年月日	２０１９年３月１３日
答申年月日	２０２２年３月２３日
答申内容	原処分維持

２０１８年度第１７号事件（個人情報訂正請求）

公開／開示等請求年月日	２０１８年１１月２７日
件名	２０１８年１１月２２日付１８町政聴第４４号「共催の件」について５行目行政書士は以降「訴訟については相談していない。宅建協会が相談を受けたので宅建協会に連絡をしなさいとのアドバイス主張であった共催でもあるので市が責任をもって対応解決する。」に訂正
実施機関（処分担当課）	政策経営部広聴課
決定年月日	２０１８年１２月１７日
決定内容	非訂正
審査請求年月日	２０１８年１２月２０日
諮問年月日	２０１９年３月１３日
答申年月日	２０２２年３月２３日
答申内容	原処分維持

２０１９年度第１号事件（個人情報開示請求）

公開／開示等請求年月日	２０１９年１月４日
件名	２０１８年７月１１日実施した不動産（土地建物）鑑定の鑑定資料
実施機関（処分担当課）	財務部納税課
決定年月日	２０１９年３月５日
決定内容	部分開示
審査請求年月日	２０１９年４月１２日

諮問年月日	２０１９年８月６日
答申年月日	審査中
答申内容	審査中

２０１９年度第２号事件（個人情報開示請求）

公開／開示等請求年月日	２０１９年６月１７日
件名	私のケース記録一式
実施機関（処分担当課）	地域福祉部生活援護課
決定年月日	２０１９年８月１６日
決定内容	部分開示
審査請求年月日	２０１９年１０月７日
諮問年月日	２０２０年２月３日
答申年月日	審査中
答申内容	審査中

２０２０年度第１号事件（公文書公開請求）

公開／開示等請求年月日	２０２０年８月２４日
件名	１、町田市の依頼を受け、２０１９年５月頃に（一財）町田市文化・国際交流財団町田国際交流センター（以下、国際交流センター）のボランティアが作成、提出した町田市議会案内資料の外国語翻訳が、町田市において実際に活用されていることがわかる文書、２、町田市から国際交流センターに上記１の翻訳の依頼を行うに当たり、町田市においていかなる意思決定がなされたか、その経緯がわかる文書
実施機関（処分担当課）	議会事務局
決定年月日	２０２０年９月２日
決定内容	不存在
審査請求年月日	２０２０年１１月１１日
諮問年月日	２０２１年１月１５日
答申年月日	審査中
答申内容	審査中

２０２０年度第２号事件（公文書公開請求）

公開／開示等請求年月日	２０２０年８月２４日
件名	２０１９年度第１四半期頃に国際交流センターが実施したボランティア活動に関するアンケート中、国際交流センターのボランティアに対して特定の法案制定を指示する署名活動に参加するよう求められていること等の問題を提起した私の回

	答が、町田市に共有されたことがわかる文書
実施機関（処分担当課）	文化スポーツ振興部文化振興課
決定年月日	２０２０年８月２８日
決定内容	不存在
審査請求年月日	２０２０年１１月２５日
諮問年月日	２０２１年３月４日
答申年月日	審査中
答申内容	審査中

２０２１年度第１号事件（公文書公開請求）

公開／開示等請求年月日	２０２１年３月１日
件名	１．町田市立図書館のコロナ禍（ＣＯＶＩＤ－１９）に伴う全館休館に関して（図書館以外）２０２０年３月２日からの体館を決定した経緯が分かる会議録、起案書などの文書一切。同年８月１１日及び１２月７日に上記の請求をしたところ、公開されたのは、「生涯学習部所管施設の体止等について」という起案書１件だけであった。これは生涯学習部生涯学習総務課が指示した「生涯学習部所管施設の休止等について」に従って行った収受起案に過ぎず、意思決定文書ではない。「生涯学習部所管施設の体止等について」という起案書の根拠となる「全館休館に関して３月２日からの休館を決定した経緯が分かる会議録、起案書などの文書一切」を再々度請求する。 なお、万が一請求に該当する文書が不存在の場合は、その旨の回答をお願いする。
実施機関（処分担当課）	生涯学習部生涯学習総務課
決定年月日	２０２１年３月１０日
決定内容	不存在
審査請求年月日	２０２１年６月１４日
諮問年月日	２０２１年８月１８日
答申年月日	審査中
答申内容	審査中

２０２１年度第２号事件（公文書公開請求）

公開／開示等請求年月日	２０２１年３月１日
件名	２．町田市立図書館ホームページの閉鎖及び再開に関して（図書館） ①２０２０年４月８日からのホームページ閉鎖を決定した経緯が分かる会議録、起案書などの文書一切②同年４月２１日からのホームページの再開を決定した経緯が分かる会議録、起案書などの文書一切。２０２０年８月１１日、 １２月７日に上記①及び②の請求をしたところ、 ①については、

	「町田市立図書館Ｔｗｉｔｔｅｒ掲載記事の更新について（４月８日更新分）」、「町田市ホームページの修正について」という起案書が２件開示された。２件の起案書には、図書館ホームページを閉鎖する理由が一切触れられていないので、既に開示された文書以外に、「４月８日からのホームページ閉鎖決定に至る意思決定のプロセスが分かる会議録、起案書などの文書一切」を再々度請求する。なお、万が一請求に該当する文書が不存在の場合は、その旨の回答をお願いする。 ②については、「新型コロナウイルス感染症にかかる図書館ホームページ及びＴｗｉｔｔｅｒの更新について（４月２１日更新分）」、「新型コロナウイルス感染症にかかる市ホームページ及びＴｗｉｔｔｅｒの更新について」の起案書が２件開示された。 ２件の起案書とも、なぜホームページを再開するのかということには触れられていないので、既に開示された文書以外に、「４月２１日からのホームページ再開決定に至る意思決定のプロセスが分かる会議録、起案書などの文書一切」を再々度請求する。なお、万が一請求に該当する文書が不存在の場合は、その旨の回答をお願いする。
実施機関（処分担当課）	生涯学習部図書館
決定年月日	２０２１年３月１２日
決定内容	不存在
審査請求年月日	２０２１年６月１４日
諮問年月日	２０２１年８月１８日
答申年月日	審査中
答申内容	審査中

２０２１年度第３号事件（公文書公開請求）

公開／開示等請求年月日	２０２１年３月１日
件名	３．「今後の町田市立図書館のあり方について」の諮問に関して①（生涯学習総務課）２０１８年１０月２２日付「１８町教生総第２９３号」により、「今後の町田市立図書館のあり方見直し方針」を町田市立図書館協議会ではなく、町田市生涯学習審議会に諮問することと決定した経緯が分かる会議録、起案書などの文書一切を２０２０年８月１１日及び１２月７日に請求をしたところ、生涯学習総務課からは、１８町教生総第２９３号第４期町田市生涯学習審議会への諮問について、２０１８年度町田市教育委員会第７回定例会会議録についての２件が公開された。この２件については、単なる手続き上の文書や会議録に過ぎず、「決定した経緯が分かる会議録、起案書など」、「策定された経緯が分かる会議録、起案書など」とは程遠い。図書館の運営のあり方等は、過去一貫して図書館協議会への諮問事項であり、生涯学習審議会への諮問が極めて異例なのである。そのことを意思決定した文書は存在するはずなので、既に開示された文書以外に、「町田市立図書館協議会で

	はなく、町田市生涯学習審議会に諮問することを決定した経緯が分かる」会議録及び起案書を再々度請求する。なお、万が一請求に該当する文書が不存在の場合は、その旨の回答をお願いする。
実施機関（処分担当課）	生涯学習部生涯学習総務課
決定年月日	２０２１年3月１０日
決定内容	不存在
審査請求年月日	２０２１年6月１４日
諮問年月日	２０２１年8月１８日
答申年月日	審査中
答申内容	審査中

２０２１年度第４号事件（公文書公開請求）

公開／開示等請求年月日	２０２１年3月１日
件名	３．「今後の町四市立図書館のあり方について」の諮問に関して②（生涯学習総務課）２０１８年１０月２２日の生涯学習審議会に「資料４－①」として出された「(案)町田市立図書館のあり方見直しについて」が策定された経緯が分かる会議録、起案書などの文書一切を８月１１日及び１２月７日に請求をしたところ、「第５回町田市生涯学習審議会会議の開催について(依頼)」が開示された。これについても、単なる手続き上の文書(開催通知)に遇ぎず、肝心の「(案)町田市立図書館のあり方見直しについて」が策定された経緯が分かる会議録、起案書は一切開示されていない。「資料４－①（案)町田市立図書館のあり方見直しについて」は、「生涯学習審議会事務局である生涯学習総務課が諮問内容を補強するために作成した資料で、図書館では作成していないため」ということであれば、作成した生涯学習総務課には存在するはずである。既に開示された文書以外に、それが「策定された経緯が分かる」会議録及び起案書を再々度請求する。 なお、万が一請求に該当する文書が不存在の場合は、その旨の回答をお願いする。
実施機関（処分担当課）	生涯学習部生涯学習総務課
決定年月日	２０２１年3月１０日
決定内容	不存在
審査請求年月日	２０２１年6月１４日
諮問年月日	２０２１年8月１８日
答申年月日	審査中
答申内容	審査中

２０２１年度第５号事件（個人情報開示請求）

公開／開示等請求年月日	２０２１年８月１２日
件名	○○○○についての相談記録（２０１５年５月～現在まで）
実施機関（処分担当課）	子ども生活部子ども家庭支援センター
決定年月日	２０２１年８月２５日
決定内容	部分開示
審査請求年月日	２０２１年８月３１日
諮問年月日	２０２１年１１月８日
答申年月日	審査中
答申内容	審査中

２０２１年度第６号事件（個人情報開示請求）

公開／開示等請求年月日	２０２１年８月１２日
件名	○○○○について どこの学校に通っているか また学校へ通えているのか 何かあったあったときに父親への連絡してもらえるようになるのか 子の住所
実施機関（処分担当課）	学校教育部学務課
決定年月日	２０２１年８月２６日
決定内容	部分開示 存否応答拒否 不存在
審査請求年月日	２０２１年８月３１日
諮問年月日	２０２１年１１月３０日
答申年月日	審査中
答申内容	審査中

２０２１年度第７号事件（個人情報開示請求）

公開／開示等請求年月日	２０２１年８月３１日
件名	○○○○について 町田市教育委員会及び学校が持っている相談記録（２０１５年５月～現在まで）本人、親、学校職員、第三者 との
実施機関（処分担当課）	学校教育部学務課
決定年月日	２０２１年９月１４日
決定内容	部分開示 不存在
審査請求年月日	２０２１年１０月１４日
諮問年月日	２０２１年１２月２２日
答申年月日	審査中

答申内容	審査中

２０２１年度第８号事件（公文書公開請求）

公開／開示等請求年月日	２０２１年7月１５日
件名	１．２０２１年3月１９日の電話のもととなる「宅地の安全対策について（通知）」
実施機関（処分担当課）	都市づくり部建築開発審査課
決定年月日	２０２１年7月２９日
決定内容	部分公開
審査請求年月日	２０２１年１０月１日
諮問年月日	２０２２年1月６日
答申年月日	審査中
答申内容	審査中

２０２１年度第９号事件（公文書公開請求）

公開／開示等請求年月日	２０２１年9月９日
件名	４．山崎町○○○○－○及び山崎町○○○○－○、○の「宅地の安全対策（通知）」と起案書の表紙
実施機関（処分担当課）	都市づくり部建築開発審査課
決定年月日	２０２１年9月２２日
決定内容	存否応答拒否
審査請求年月日	２０２１年１０月１日
諮問年月日	２０２２年1月６日
答申年月日	審査中
答申内容	審査中

２０２１年度第１０号事件（個人情報開示請求）

公開／開示等請求年月日	２０２１年１０月２０日
件名	○○○○のマイナンバー（もしくはそれがわかるもの）
実施機関（処分担当課）	市民部市民課
決定年月日	２０２１年１０月２９日
決定内容	存否応答拒否
審査請求年月日	２０２１年１１月１５日
諮問年月日	２０２２年3月１６日
答申年月日	審査中
答申内容	審査中

町田市行政不服審査会
２０１８年度第６号事件
（審査請求人　○○　○○）

２０２１年１１月１８日

答　　申

町田市長　石阪　丈一　様

町田市行政不服審査会
会長　　野村　武司

２０１８年８月２３日付け１８町総法第６１号（２０１８年度第６号事件）でなされた諮問について、以下のとおり答申いたします。

第１　審査会の結論

審査請求人○○○○（以下「審査請求人」という。）が２０１８年４月１１日付けで処分庁町田市長（以下「処分庁」という。）に対して行った公文書公開請求に対して、処分庁が２０１８年４月２４日付け１８町環推第６２号をもって行った公文書部分公開決定処分は、妥当である。

第２　審査請求の趣旨

審査請求人は処分庁が２０１８年４月２４日付け１８町環推第６２号をもって行った公文書部分公開決定処分を取り消すとの決定を求めた。

第３　本件事案の経緯

１　審査請求人は、町田市情報公開条例（以下「本件条例」という。）第６条第１項の規定により、２０１８年４月１１日付け「公文書公開請求書」で、処分庁に対し「ごみ集積所○○町○－○○○の開設届」を対象とする公文書公開請求を行った。

２　処分庁は、「町田市ごみ集積所申請書○○町○－○○○」を対象文書とし、一部について非公開とする決定をし、２０１８年４月２４日付け１８町環推第６２号「公文書部分公開決定通知書」により審査請求人に通知した。

３　審査請求人は、審査庁町田市長（以下「審査庁」という。）に対して、上記処分を不服として２０１８年４月２６日に「審査請求書」により審査請求を行った。

４　処分庁は、２０１８年６月２２日付け１８町環推第２１９号「弁明書」により弁明した。

５　審査請求人は、２０１８年６月２６日に「反論書」により反論した。

６　処分庁は、２０１８年７月２５日付け１８町環推第３０８号「再弁明書」により再弁明した。

７　審査請求人は、２０１８年７月３１日に「再反論書」により再反論した。

８　審査庁は、本件条例第１０条第２項の規定に基づき、２０１８年８月２３日付け１８町総法第６１号「審査請求について（諮問）」により、本件審査請求について当審査会に諮問した。

９　審査会は、次のとおり調査審議を行った。

２０２０年１０月９日　審議
２０２０年１１月２７日　処分庁への事情聴取
２０２０年１２月２５日　審議
２０２１年2月４日　審査請求人による口頭意見陳述
２０２１年2月２６日　審議
２０２１年3月１９日　審議
２０２１年4月１２日　審議
２０２１年5月２８日　審議
２０２１年6月１８日　審議
２０２１年8月６日　審議
２０２１年9月１７日　審議
２０２１年１０月１５日　審議

第４　審査請求人と処分庁の主張

１　審査請求人は、審査請求書において主に次の主張をした。

（１）申請者は本件条例第５条第１項第１号のイ及びウ、エの除外情報に該当するため、適正な届出であるならば、申請者は当該ごみ集積所の利用者に開示することを同意の上で（イに該当）、立場上、当該ごみ集積所の代表者として（ウに該当）、決められ、利用者がその代表と話し合うことは公益上必要（エに該当）である。

（２）請求人を含む○○町内会の当該ごみ集積所の利用者は「当該ごみ集積所の代表者」が誰なのか知らされておらず、「当該ごみ集積所の代表者」と適正管理のための話し合いができない。

２　処分庁は、弁明書において主に次の主張をした。

（１）○○町○－○○○のごみ集積所は、公道上の既存の資源集積所として長年使用されており、本来移動、廃止以外は届出を必要としていない。町田市ごみ集積所申請書は、「町田市ごみ集積所の設置及び管理に関する要綱」の「第５ごみ集積所開設等」に定められた第２号様式を準用し、既存の集積所を引き続き使用することの確認として届出されたものである。第２号様式の申請者は、届出時点で集積所利用者を代表して記名しているが、集積所の管理運営の代表者という立場ではないため、公開することに明らかに同意しているとは認められない。（本件条例第５条第１項第１号イに非該当）

（２）第２号様式の申請者は、本件条例第５条第１項第１号ウにいう公的地位又は立場にはあたらない。（本件条例第５条第１項第１号ウに非該当）

（３）「町田市ごみ集積所の設置及び管理に関する要綱」の施行日（２０１２年４月１日）より前から存在する集積所の開設届は存在しない。集積所の移動、廃止、管理方法など利用者による話し合いが必要になったときは、自治会・町内会等を通して利用者を確認して話し合いを行うなど、住民同士の協力で実施されているため、申請者の公開は公益上必要であると認められない。（本件条例第５条第１項第１号エに非該当）

（４）なお、審査請求人は、対象文書に係るごみ集積所についての話し合いを目的とした同集積所の利用者に対する開示の必要性から、本件条例第５条第１項第１号イからエまでへの該当を主張しているが、条例に基づく公文書公開制度は、請求者が誰であるかを問うものではなく、また、請求の目的を問うものでもない。

３　審査請求人は、反論書において主に次の主張をした。

（１）町田市ごみ集積所申請書の届出の法的根拠　町田市ごみ集積所申請書は、町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例、町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則及び町田市ごみ集積所の設置及び管理に関する要綱の施行日以降の２０１５年３月６日に届出られたものである。従って、本来その届出は上記条例、条例施行規則及び要綱にもとづく法制度に従った届出であることは明らかであり、２０１６年２月２３日付１５町政聴要第１８６号の９の１の回答でも示されている。

（２）申請者の立場　上記要綱第２の２と３では、事業者または建設者が近隣の既存のごみ集積所の開設者の承諾を得て、居住者が既存のごみ集積所を利用できるように努めることとの努力義務を課しており、近隣の既存のごみ集積所が町田市ごみ集積所申請書で申請されたごみ集積所の場合、上記条例、条例施行規則及び要綱にもとづく法制度のもとでは、その申請者が、上記開設者に相当していると解さなければ、要綱第２の２と３で事業者または建設者に努力義務を課している法制度に矛盾することになるので、申請者は要綱第２の２と３の開設者の立場に当たる。

（３）処分庁は、申請者は集積所の管理運営の代表という立場ではないと主張するが、上記条例、条例施行規則及び要綱の施行日以降の法制度に矛盾しているので事実として認められない。

（４）また、条例第６３条、条例３４条、要綱第６第１項に従い、集積所利用者は集積所の管理運営の主体であるから、申請者は、集積所利用者（すなわち、集積所の管理運営の主体）を代表したのであって、その上で記名したのであるから、「集積所の管理運営の代表者という立場ではない」との主張は矛盾しているので事実として認められない。

（５）上記条例、条例施行規則及び要綱に照らして、申請者は、要綱第２の２と３の開設者の立場に当たる集積所の管理運営の代表という立場であり、公開することに同意していると明らかに認められる。（本件条例第５条１項第１号イに該当）

（６）申請者は、利用者を確認しての利用者による話し合いを実施して　いないので、また、ただの個人が勝手に申請書の届出をしたり、市に受理されるものではないので、公的地位又は立場にあたらないとする主張の根拠の提出を求める。

（７）処分庁は、集積所の開設届は存在しないと主張するが、要綱施　行日以降に届出られた（１）から（５）で述べた法的根拠をもつ、集積所利用者を代表した申請者による申請書が存在している。

（８）処分庁は、利用者による話し合いが必要になったときは、利用者を確認して、話し合いが実施されていると主張するが、ごみ集積所申請書で申請されたごみ集積所において、利用者を確認して、利用者による話し合いは実施されていないので、事実に反する。（ごみ集積所申請書で申請されたごみ集積所において、利用者を確認したことを示す証拠、及び利用者による話し合いが実施されたことを示す証拠の提出を求める。

（９）利用者を確認して、利用者による話し合いは実施されていないのが事実であり、（１）から（５）で述べたように、申請者は集積所の管理運営の代表という立場であるから、申請者と話し合うために申請者の開示は公益上必要である。（本件条例第５条１項第１号エに該当）

（１０）審査請求人が利用者に対する開示の必要性を主張するのは、公益上の必要性を主張しているからである。

（１１）条例に基づく公文書公開制度は、公開することが公益上必要と認められるものとして、本件条例第５条第１項第１号エを定めている。
（１２）処分庁は、条例に基づく公文書公開制度は、請求者が誰であるかを問うものではなく、また、請求の目的を問うものではないと主張するが、請求者が誰であるかや請求の目的などは、公益性を判断するための根拠となる事項である。
（１３）たとえば、上述した要綱第２の２と３の事業者または建設者が近隣の既存のごみ集積所の開設者の承諾を得て、居住者が既存のごみ集積所を利用できるように努めるために開設者の開示を請求することは、法制度上必要なだけでなく、市のごみ回収業務を増やさない点などから公益性を判断すると公益上必要でもある。
（１４）申請者が誰であるか利用者に周知されていない場合又は利用者を確認しての利用者による話し合いが実施されていない場合、（１３）と同様に、利用者が申請者の開示を請求することは、集積所の利用者が管理運営の話し合いを実施できる点などから公益性を判断すると、公益上必要と認められる。（本件条例第５条１項第１号エに該当）

４　処分庁は、再弁明書において主に次の主張をした。
（１）本件条例第５条第１項第１号ウにいう「当該個人の公的地位又は立場に関連する情報」とは、公務員としての当該公的業務に関する情報を意味しており、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第５条第１号ハにおける「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」と解釈を同じくするものである。
（２）集積所の開設届は存在しないとは主張しておらず、「町田市ごみ集積所の設置及び管理に関する要綱」の施行日（２０１２年４月１日）より前から存在する集積所の開設届は存在しないと主張したものである。

５　審査請求人は、再反論書において主に次の主張をした。
（１）「申請者は、利用者を確認しての利用者による話し合いを実施していないので、また、ただの個人が勝手に申請書の届出をしたり、市に受理されるものではないので、公的地位又は立場にあたらないとする主張の根拠の提出を求める。」とは、「公的地位又は立場」についての解釈を求めるものではなく、「公的地位又は立場にはあたらない」とする主張の根拠（全くの仮定の例であるが、「市の職員が申請書を届出たものではなく、市の職員が申請人に利用者を確認しての利用者による話し合いを実施しないまま申請書の届出をするように求めたものであるから、申請者は公的地位又は立場にはあたらない」などの根拠）の提出を求めるものである。
（２）反論書（７）（８）（９）の主旨は、処分庁は、利用者による話し合いが必要になったときは、利用者を確認して、話し合いが実施されているとの主張に対する反論であり、ごみ集積所申請書で申請されたごみ集積所において、利用者を確認したことを示す証拠、及び利用者による話し合いが実施されたことを示す証拠の提出を求めたものであるが、証拠の提出がなく、利用者を確認して話し合いが実施されていないのが事実である。処分庁は、再び現在時制で、「集積所の開設届は存在しない」と主張するが、事実は、ごみ集積所申請書で申請された集積所において、過去には集積所の開設届は存在しなかったが、要綱施行日以降の現在では、要綱施行日以降に届出られた、反論書（１）から（５）で述べた法的根拠をもつ、集積所利用者を代表

した申請者による申請書が存在していると主張するものである。したがって、ごみ集積所申請書で申請された集積所において、利用者を確認して話し合いが実施されていないのであるから、申請者と話し合うことは公益上必要であるとの主張である。

第５　審査会の判断

１　本件対象文書について

本件対象文書は、「町田市ごみ集積所開設・移動・廃止届」の様式を利用して提出された○○町○－○○○のごみ集積所の継続使用にかかる申請書（以下「申請書」という。）である。処分庁は、審査請求人の情報公開請求に対して、本件対象文書のうち、申請者の氏名、印影、住所、電話番号（以下「氏名等」という。）を、本件条例第５条第１項第１号本文の「特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」（以下「個人情報」という。）に該当するとして非公開とした。

これに対して、審査請求人は、当該非公開部分について、個人情報であっても公開することのできる本件条例第５条第１項第１号所定の例外規定（イ～エ）に当たると主張していることから、同例外規定該当性について検討する。

２　本件条例第５条第１項第１号エ該当性について

（１）本件条例第５条第１項第１号エ

本件条例第５条第１項第１号エは、個人識別情報非公開の例外として、「法令の規定に基づく許可、免許、届出その他これらに類する行為に際して実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公開することが公益上必要と認められるもの」を挙げている。

元来、法令に基づく許可、免許、届出等（以下「許認可及び届出等」という。）は、これを申請し、又は届け出る者に利益になると同時に、多かれ少なかれ、第三者、又は公共に影響を与える性質を持つものであり、その情報は、原則として、可能な限り広く公開されるべきものである。しかしながら、公開請求にかかる情報が、個人情報に該当する場合、公開の判断に当たっては、単に、それがかかる性質を有する許認可及び届出等に関する情報に該当するというにとどまらず、「公開することについて公益上の必要性」が認められなければならないとするのが同条同項同号エの趣旨である。

そして、ここでいう「公開することについての公益上の必要性」は、請求者の属性を考慮せず情報を公開するという情報公開の仕組みにおいては、広く一般に公開する公益上の必要性があるか否かで判断することとなる（その意味で、市のハンドブックにおいて、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」といった場合に限り例外的に公開される、との解釈には根拠が認められない。

（２）ごみ集積所の開設等について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号、以下「法」という。）は、廃棄物を一般廃棄物と産業廃棄物に分類し（法第２条）、このうち産業廃棄物以外の廃棄物に当たる一般廃棄物について、市町村に、市町村が定める一般廃棄物処理計画に従い、その収集、運搬、及び処理義務を課している（法第６条の２）。

町田市では、一般廃棄物処理計画を定め、町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成５年９月３０日条例第２８号）及び同施行規則（平成６年３月３１日規則第１９号）を制定するとともに、家庭廃棄物を排出すべきごみ集積所の設置及び管理に関して、町田市ごみ集積所の設置及び管理に関する要綱（平成２４年４月１日施行、以下「ごみ集積所要綱」という）を定め、一般廃棄物の収集、運搬、処理を実施

している。
　これらによれば、一般廃棄物のうち、可燃ごみ及び不燃ごみについては、戸別収集を行い、それ以外の資源ごみについては、ごみ集積所からこれを収集するとされている。
　ごみ集積所は、①道路用地上に設置するもの、②９戸以上の宅地開発事業の事業者が設置するもの、③マンション等の集合住宅の敷地内に設置するものの３種類が想定されており、ごみ集積所要綱が定められた平成２４年以降、それぞれ、その開設、移動、廃止（以下「開設等」という。）をする際には、「町田市ごみ集積所開設・移動・廃止届」の様式で届出をすることとされている（ごみ集積所要綱第５第１項）。
　このうち②については、３Ｒ推進課によると、当該様式で届出が行われる際、用地が市に寄付されることが多いため、設置後に移動、廃止の届出が行われることはほとんどない。
　また③については、ごみ集積所管理責任者を選任し、この届出と併せて市に届け出なければならない（ごみ集積所要綱第５第２項）。
　これに対し①道路用地上に設置するものについては、３Ｒ推進課によると、便宜的に定めた代表者が、話し合って決めたごみ集積所を届け出ることとされており、開設等を行った時の町内会の会長、班長、ごみ集積所に一番近い居住者などを定める例が多いということである。また①については、③と異なり、代表者は便宜的なものあり、開設等の届出がなされた際の現地確認のために連絡を取るためのものであることから、その後、ごみ集積所の移動、廃止等の変更がない限り、特に更新されることはないということである。
　なお、本件対象文書は「町田市ごみ集積所申請書」と手書きで修正されているが、上記の通り、何らか許可等を求めるものではなく、連絡先を市に通知するものでしかなく、その性質上「届出」である。
（３）本件ごみ集積所の申請者の氏名等の公開について
　ところで、本件申請書にかかるごみ集積所「○○町○－○○○」は、上記区分では、①道路用地上に設置しているごみ集積所に該当するが、ごみ集積所要綱を定めた平成２４年以前から存在するごみ集積所であり、既に市がその所在を把握していることから、新たに、移動や廃止がない限り、上記届出をする必要のない集積所であった。こうした事情にもかかわらず、本件申請書が公文書として存在している理由については、３Ｒ推進課では「近隣から利用上の問題があるという指摘を受けたため、市がごみ集積所を利用している住民との連絡調整を行う必要から、便宜的に申請という形で提出してもらったため」としている。
　以上、ごみ集積所の開設等にかかる「町田市ごみ集積所開設・移動・廃止届」の届出者の氏名等は、当該ごみ集積所を届出に際して確認または把握するものであること、そして、その際の届出者は、届出時点における町内会長など便宜的なものであること、また、新たに移動、廃止の届出がなされない限り、「町田市ごみ集積所開設・移動・廃止届」に基づいて届出者に連絡をする必要がないこと、加えて、「町田市ごみ集積所開設・移動・廃止届」の様式でなされた本件申請書は、ごみ集積所の開設等と関係のない理由から申請されたものであることを踏まえると、市が、申請者の同意を得るなどして、本件ごみ集積所の利害関係者等に対して特別に情報提供をすることがあり得るとしても、一般公開を定める本件条例に基づく公開請求において、条例第５条第１項第１号本文の個人情報に当たる申請者の氏名等を、同号エに基づいて一般に公開する公益上の必要性があるとは認められない。

３　その他の例外事項の該当性について

審査請求人は、本件氏名等は、本件条例第５条第１項第１号イ及びウにも該当することを理由として、これらの公開を求めていることから、これらについても念のため検討をしておく。

まず、本件条例第５条第１項第１号イは、「当該個人が公開することに同意していると明らかに認められる情報」について、同号本文に該当する場合であっても公開することができるとしている。ここでいう「公開することに同意していると明らかに認められる」情報としては、当該個人が明示的に同意している場合の他、自ら刊行物に記載したり、インターネットに掲載するなど、直ちに不特定多数の者が知ることができる状態に置いた場合や、あるいは今後公開されることを認識しながら個人情報を他の者に提供した場合なども、これに該当する（２０２１年５月２８日２０２１年度第２回町田市行政不服審査会）。

しかしながら、本件対象文書は、市に提出されたものであり、直ちに不特定多数の者が知ることができる状態に置かれた情報ではなく、また、ごみ集積所の開設者の情報が市によって公開されているという事実もない。また、申請者もこれに同意した事実はなく、したがって、本件対象文書の届出者は、「公開することに明らかに同意している」とは認められない。

次に、本件条例第５条第１項第１号ウは、「当該個人の公的地位又は立場に関連する情報であって、公開することが公益上必要と認められるもの」について、同号本文に該当する場合であっても公開することができるとしている。

ここでいう「公的地位又は立場」とは公務員に関連する情報として解釈されているところであるが、本件対象文書の申請者は、私人としてごみ集積所の利用に関する文書を作成したものであり、「公的地位又は立場」には該当しない。

４　結論

以上のことから、本件請求対象文書を条例第５条第１項第１号に該当するとして、部分公開と決定した処分庁の判断は、妥当である。

第６　付言

２０２１年２月４日に実施した本件に関する審査請求人の口頭陳述及びその内容を記載した「口頭意見陳述要旨」によると、３Ｒ推進課に対する「請求人個人の問い合わせが何者かによって不正に漏洩され」た、と審査請求人は主張する。

審査請求の論点とは外れるが、本件に関連して個人情報漏洩の主張があったので、審査会ではこの点についても検討を行った。

審査請求人は、口頭意見陳述において、個人情報の漏洩があったことの根拠として、２０１５年２月ごろ、ごみ集積所の不適切な使用に対し、３Ｒ推進課に問合せを行ったところ、本件ごみ集積所○○町○－○○○の設置届がなされたことを指す、としている。

確かに、審査請求人の問合せの直後の３月６日付けで、本件設置届が提出されている。また、３Ｒ推進課に対する聴取によると、条例制定前からあるごみ集積所のうち、設置届が出されたのは本件ごみ集積所○○町○－○○○のみであるとのことである。

しかし、３Ｒ推進課に対して本審査会が行った聴取によると、近隣から寄せられた当該ごみ集積所の管理に関する指摘に、今後、対応する必要が見込まれたことから、管理をされている代表の方の連絡先を把握するために届出書を提出してもらったということであり、その際、審査請求人の氏名を示すなどの個人情報の漏えいの事実は認められな

かった。
　もとより町田市個人情報保護条例第３条第２項では「実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない」とされており、実施機関は、今後とも、業務実施に際して、個人情報の扱いには細心の注意をもって当たられたい。

町田市行政不服審査会
２０１８年度第１０－１号事件
（審査請求人　○○　○○）

２０２１年１１月１８日

答　　申

町田市長　石阪　丈一　様

町田市行政不服審査会
会長　　野村　武司

２０１８年１２月２０日付け１８町総法第１０５号（２０１８年度第１０－１号事件）でなされた諮問について、以下のとおり答申いたします。

第１　審査会の結論

審査請求人○○○○（以下「審査請求人」という。）が２０１８年７月３１日付けで処分庁町田市長（以下「処分庁」という。）に対して行った個人情報開示請求に対し、処分庁が行った以下の処分について、処分１は妥当であり、処分２の非開示とした部分のうち、別表に掲げる部分は開示すべきである。

	処分	所管部課
１	個人情報部分開示決定処分（２０１８年８月１０日付け１８町市協第７２号の２）	市民部市民協働推進課
２	個人情報部分開示決定処分（２０１８年８月１４日付け１８町道管第７０４号）	道路部道路管理課

第２　審査請求の趣旨

審査請求人は処分庁が２０１８年８月１０日付け１８町市協第７２号の２及び同年８月１４日付け１８町道管第７０４号をもって行った個人情報部分開示決定処分を取り消すとの決定を求めた。

第３　本件事案の経緯

１　審査請求人は、町田市個人情報保護条例（以下「本件条例」という。）第２０条の規定により、２０１８年７月３１日に「個人情報開示等請求書」で、処分庁に対し「市民協働推進課にある○○に関連する情報すべて」と「道路管理課にある○○に関する情報すべて」を対象とする個人情報開示請求を行った。

２　処分庁は、「市民協働推進課にある○○に関連する情報すべて」の請求に対し、「２０１６年度要望相談受付簿」「２０１７年度要望相談等受付簿」を対象文書とし、一部について非開示とする決定をし、２０１８年８月１０日付け１８町市協第７２号の２「個人情報部分開示等決定通知書」により審査請求人に通知した。

３　処分庁は、「道路管理課にある○○に関する情報すべて」の請求に対し、「要望対応票１６－１８８１」「要望対応票１７－７９９７」を対象文書とし、一部について非開示とする決定をし、２０１８年８月１４日付け１８町道管第７０４号「個人情報部分開示等決定通知書」により審査請求人に通知した。

４　審査請求人は、審査庁町田市長（以下「審査庁」という。）に対して、上記処分を不服として２０１８年８月２３日に「審査請求書」により審査請求を行った。
５　処分庁は、２０１８年１０月１０日付け１８町市協第２６８号「弁明書」及び同年１０月１９日付け１８町道管第１０２４号「弁明書」により弁明した。
６　審査請求人は、２０１８年１１月８日に「反論書」により反論した。
７　審査庁は、本件条例第３０条第２項の規定に基づき、２０１８年１２月２０日付け１８町総法第１０５号「審査請求について（諮問）」により、本件審査請求について当審査会に諮問した。
８　処分庁は、２０２０年１１月６日付け２０町市協第３１３号「再弁明書」及び同年１１月６日付け２０町道管第８０６号「再弁明書」により再弁明した。
９　審査会は、次のとおり調査審議を行った。
２０２０年１０月９日　審議
２０２０年１１月２７日　処分庁への事情聴取
２０２０年１２月２５日　審議
２０２１年２月４日　審査請求人による口頭意見陳述
２０２１年５月２８日　審議
２０２１年７月１６日　審議
２０２１年８月６日　審議
２０２１年９月１７日　審議
２０２１年１０月１５日　審議
２０２１年１１月１２日　審議

第４　審査請求人と処分庁の主張
１　審査請求人は、審査請求書及び反論書において主に次の主張をした。
（１）個人情報部分開示決定処分（１８町市協第７２号の２）について
ア　審査請求書における主張
聞き取り業務、その後の対応状況の記録業務は、当該事務の目的が示されていない業務であるから、開示することにより今後町内会・自治会等が市に公正かつ適正に相談することを委縮させるとは言えないため、目的が示された公正かつ適正な相談業務の実施を著しく困難にするとは認められないことから、非開示部分は本件条例第２１条第１項第６号の非開示情報と認められない。
イ　反論書における主張
ア）処分庁は、「町内会・自治会が市に相談することを委縮させる」と主張するが、本件審査請求は、町内会・自治会が市に相談した文書の開示を求めたものではなく、審査請求人の個人情報に係る文書の開示を求めたものである。仮に本件対象文書に記載されている相談内容が町内会・自治会が市に、審査請求人又はその相談に係る事実と関連なく相談した内容であるならば、それを審査請求人の相談に結びつけて勝手に記載することは、本件条例第１条「市民が自己に関する個人情報の主体であること」に反しており、認められない。したがって、本件対象文書に記載されている内容は、審査請求人又はその相談に係る事実関係を記載したものと認められる。
イ）仮に本件対象文書に記載されている内容が、事実関係において事実でない内容、個人に対する誹謗中傷の類であるならば、「開示することによって、市と町内会・自治会との信頼関係を損なうことが予見される」とする処分庁の主張は大いに認められる。本件対象文書に記載されている内容が、審査請求人又はその相談に係る事実

関係において審査請求人も認める事実であるとするならば、審査請求人に開示することによって、市と町内会・自治会との信頼関係はなんら損なわれることはなく、相談業務目的が妨げられるとも認められない。したがって、審査請求に関わる処分は、本件条例第２１条第１項第６号に該当しない。

ウ）上記ア）で述べたように、本件対象文書に記載されている内容は審査請求人又はその相談に係る事実関係であり、その内容が事実関係において事実か否かを知るために、開示を求める権利は、本件条例第１条において保障されており、審査請求に関わる処分は、本件条例第１条に反している。

エ）本件対象文書に記載されている内容が、審査請求人又はその相談に係る事実関係において事実でない内容、個人に対する誹謗中傷の類であるならば、それを訂正し、利用の中止等を求める権利は、本件条例第１条において保障されており、審査請求に関わる処分は、本件条例第１条に反している。

（２）個人情報開示決定処分（１８町道管第７０４号）について

ア　審査請求書における主張

会話の記録業務について、当該事務の目的が示されない業務であるから、開示することにより、目的の示された公正かつ適正な事務の実施を著しく困難にすると認められないため、非開示部分は、本件条例第２１条第１項第６号の非開示情報と認められない。

イ　反論書における主張

ア）「道路機能管理の業務においては、道路に関する市民等からの通報・相談を受け、現地調査（市民や関連団体からの聞き取り）等によりその事実の確認を行い、道路の適切な機能の維持管理のために（関連法令に基づき）対応の判断を行う。」との処分庁の主張は、括弧内を補足して認める。

イ）上記ア）によれば、本件対象文書に記載されている内容は、市職員が事実の確認のため、関連団体の構成員から収集した事実関係を記載したものと認められる。

ウ）仮に本件対象文書に記載されている内容が、事実関係において事実でない内容、個人に対する誹謗中傷の類であるならば、「審査請求人に開示することにより、関係者からの率直な発言や状況説明がなされなくなることが予見される」とする処分庁の主張は大いに認められる。しかし、本件対象文書に記載されている内容が、審査請求人又は相談に係る事実関係において審査請求人も認める事実であるとするならば、「聞き取り内容は要望者に開示される前提である」との認識が生まれたからといって、関係者からの率直な発言や状況説明はなんら損なわれることはない。したがって、審査請求人に開示することによって、事実関係において偽の内容でなく、真の内容を聞き取ることができるため、より正確な情報が収集でき、今後の道路機能管理業務がより適切に実地できると認められる。したがって、審査請求に関わる処分は、本件条例第２１条第１項第６号に該当しない。

エ）上記イ）で述べたように、本件対象文書に記載されている内容は審査請求人又はその相談に係る事実関係であり、その内容が事実関係において事実か否かを知るために、開示を求める権利は、本件条例第１条において保障されており、審査請求に関わる処分は、本件条例第１条に反している。

オ）本件対象文書に記載されている内容が、審査請求人又は相談に係る事実関係において事実でない内容・不正確な内容、個人に対する誹謗中傷の類等であるならば、それを訂正し、利用の中止等を求める権利は、本件条例第１条において保障されて

おり、審査請求に関わる処分は、本件条例第１条に反している。

２　処分庁は、弁明書及び再弁明書において主に次の主張をした。

（１）個人情報部分開示決定処分（１８町市協第７２号の２）について

ア　本件条例第２１条第１項第６号に該当するとして非開示にした部分　について

市民協働推進課における相談業務は、市と町内会・自治会が連携して地域課題を解決することを目的として実施しており、相談の内容には、住民間の紛争やトラブルに関するものも含まれる。本件対象文書に記載されている相談内容は、紛争等の相手方となる一個人に開示することによって、今後、町内会・自治会が市に相談することを委縮させるとともに、市と町内会・自治会との信頼関係を損なうことが予見され、上記の業務目的が妨げられると認められるものである。

イ　本件条例第２１条第１項第３号に該当するとして非開示にした部分について

非開示とした部分は、対象文書に記載されている請求者以外の町内会・自治会の氏名（役職含む）、性別、電話番号、備考欄記載事項（在宅状況）であり、これらはすべて請求者以外の第三者に関する情報である。またこれらの情報は事情聴取の際に請求者に開示することを前提として収集した情報ではなく、当該第三者からその同意も得ていない。これらの情報を請求者に開示することは、当該第三者のプライバシーを害するおそれがある。

（２）個人情報開示決定処分（１８町道管第７０４号）について

ア　本件条例第２１条第１項第６号に該当するとして非開示にした部分について

非開示とした部分は、道路機能に関して審査請求人から申し出のあった要望について、市職員が要望内容に係る土地の管理者である町内会の構成員から収集した内容である。

道路機能管理の業務においては、道路に関する市民等からの通報・相談を受け、現地調査等によりその事実の確認を行い、道路の適切な機能の維持管理のために対応の判断を行う。

各案件の状況を的確に把握するためには、市民や関連団体からの聞き取り等による情報収集が不可欠であるが、本件対象文書に記載されている聞き取り内容を、要望者である審査請求人に開示することにより、関係者にとって「聞き取り内容は要望者に開示される前提である」との認識が生まれ、関係者からの率直な発言や状況説明がなされなくなることが予見される。その結果、正確な情報収集ができなくなり、今後の道路機能管理業務の適切な実施が著しく困難になると認められる。

イ　本件条例第２１条第１項第３号に該当するとして非開示にした部分について

非開示の部分は、町内会の構成員等の第三者を特定する部分（氏名、役職、住所（添付の住宅地図含む）、電話番号）であり、これらの情報は請求者へ開示することを前提として収集したものではなく、当該第三者からその同意も得ていないことから、開示することにより当該第三者のプライバシーを害するおそれがある。

第５　審査会の判断

１　本件請求対象文書について

本件開示請求は、審査請求人にかかる市民協働推進課が保有する情報及び道路管理課が保有する情報のすべてを特定して行われたものである。市民協働推進課は「２０１６年度要望相談等受付簿」「２０１７年度要望相談等受付簿」（以下、本件文書 1）を特定し、

部分開示決定を行った。また、道路管理課は「要望対応票１６－１８８１」及び「要望対応票１７－７９９７」（以下、本件文書２）を特定し、部分開示決定を行った。

２　市民協働推進課分について

（１）本件文書１について

要望相談等受付簿は、市と町内会・自治会が連携して地域課題を解決することを目的に実施されている相談業務を記録するものとして作成されているものであり、発受の別、分類、項目、対応者、受付日、時間、団体名、相談者名、相談者性別、相談内容、対応内容、他機関への連絡、媒体、相談者の連絡先、備考欄などで構成される表形式のものである。

本件文書１は審査請求人による市民協働推進課への相談対応に係るもので、記載項目のうち、審査請求人以外の町内会・自治会関係者の氏名、性別、電話番号、備考欄に記載される在宅状況の部分は、第三者に関する情報であり、開示することにより第三者の権利利益を侵害するおそれがあるため、本件条例第２１条第１項第３号に該当するとして実施機関は非開示決定を行った。また、他機関への連絡、対応内容、相談内容の一部の記載内容が、町内会・自治会関係者から聞き取った内容及びそれを受けた対応状況の記録であるため、開示することにより町内会・自治会関係者の相談の萎縮を招き、今後の相談業務の公正かつ適正な実施を著しく困難にするため、本件条例第２１条第１項第６号に該当するとして非開示決定を行った。

（２）条例第２１条第１項第３号について

本号は、「第三者に関する情報であって、開示をすることにより当該第三者の権利利益を侵害するおそれがあるもの」を非開示とするものであり、第三者に関する情報であるだけでなく、それが第三者の権利利益を侵害するものであることを要件としており、開示することにより開示請求者が知りえない第三者に関する情報を暴露することで権利利益の侵害のおそれがある場合などが該当するものである。

（３）条例第２１条第１項第３号該当性について

本件文書１には、相談者名、相談内容、対応内容の各欄の一部に町内会・自治会関係者の氏名及び肩書、相談者の連絡先欄には電話番号が、概要欄には在宅状況や電話連絡を実施機関が行った際の自治会関係者家族とのやり取り内容が記載されており、加えて氏名及び肩書を非開示とした相談対応記録にかかる性別欄の記載内容が、本件条例第２１条第１項第３号に該当するとしている。

実施機関は、相談対応経過で審査請求人と町内会・自治会関係者の間における地域問題解決のため、双方と連絡を取り事情等の聴取及び調整等を行っているが、審査請求人に対し町内会・自治会関係者の誰といつ連絡等を取っているのかなどを明らかにしていないことが認められた。また、自治会・町内会関係者に氏名等を審査請求人に対して提供することの同意を得ているわけではなく、また審査請求人も町内会・自治会関係者の誰と実施機関が連絡を取っているかを具体的に把握していないことも認められた。

したがって、町内会・自治会関係者の氏名、肩書、電話番号は第三者を特定する情報であり、地域での解決が困難であるため実施機関が相談対応を行っているという経緯を踏まえると、開示することにより第三者の権利利益を侵害するおそれがあると認められる。

また、備考欄に記載される町内会・自治会関係者家族と実施機関のやり取り、在宅状況は、第三者の私生活にかかる情報であり、開示することにより第三者の権利利益を侵

害するおそれがあると認められる。さらに、性別欄は直接特定個人を識別する情報ではないものの、性別から誰が対応しているかが推知されるおそれがあると認められる。
以上から、本件条例第２１条第１項第３号に該当するとしてこれらを非開示とした実施機関の判断は妥当である。

（４）条例第２１条第１項第６号について
本号は、「市又は国等の事務又は事業の運営に関する情報であって、開示をすることにより当該事務又は事業の実施の目的を失わせ、又は公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるもの」を非開示とするものである。開示することによる支障が一般的なおそれではなく、「事務事業の実施の目的を失わせる」程度のものであるか、「著しく困難と認められる」程度のものと認められることを要件としている。

（５）条例第２１条第１項第６号該当性について
本件文書１の記載欄の「相談内容」、「対応内容」、「他機関への連絡」に記載されている内容の一部が非開示とされている。審査会で見分したところ、記載内容から、非開示となっている情報は以下の類型に整理することができる。
① 関係部署から聴取した内容のうち本件相談内容にかかる経緯及び評価等に係る情報（本件非開示部分１）
② 実施機関が町内会・自治会関係者に対して行った連絡のうち審査請求人の要望内容等に係る情報（本件非開示部分２）
③ 町内会・自治会関係者から聴取した内容に係る情報（本件非開示部分３）
④ 町内会・自治会関係者に対し実施機関から行った助言・回答内容に係る情報（本件非開示部分４）
⑤ 実施機関の相談対応の方針や対応状況に係る情報（本件非開示部分５）
本件文書１における該当する記載欄及び非開示部分に対応する類型部分は以下のとおりである。

項及び枝番号	該当する記載欄及び非開示部分	類型
１５３－１	他機関への連携欄のうち非開示部分	①
１５３－２	相談対応内容記載欄のうち第三者情報を除く部分の非開示部分	①
１５３－３	相談内容欄	②
１５３－３	対応内容欄	③
２１－４	相談内容欄のうち第三者情報を除く部分	③
２１－４	対応内容欄のうち第三者情報を除く部分	③
２１－５	相談内容欄	③
２１－５	対応内容欄前半部分	④
２１－５	対応内容欄後半部分	②
２１－１１	相談内容欄のうち第三者情報を除く分	③・⑤
２１－１２	相談内容欄のうち第三者情報を除く分	③
２１－１３	相談内容欄のうち第三者情報を除く分	③
２１－１３	他機関へ連絡欄	⑤
２１－１４	相談内容欄のうち非開示部分	③
２１－１８	相談対応欄のうち第三者情報を除く部分	③
２１－１８	対応内容欄	④・⑤

①本件非開示部分１について

本件開示請求に係る相談の内容については、実施機関内の複数課が対応に当たってきた経緯があり、当該部分には、実施機関内関係部署が町内会・自治会関係者から聴取した内容や把握している経緯、それを受けた関係部署の状況認識等について市民協働推進課が聴取した内容が記載されている。実施機関内で行われた情報共有の内容に係る情報であるが、町内会・自治会関係者からの聴取内容を主とし、加えて関係部署の状況認識等が一体となって記録されている。

本件文書１は、相談案件に対応の経過、相談対応時点での状況認識や方針などを記録し、継続して適正に対応するために必要なものとして作成されたものであり、実施機関関係部署の把握する状況認識や経緯等について、必要十分な範囲で情報が共有され、かつ記録される必要がある。また、共有される情報は、町内会・自治会関係者から実施機関関係部署が聴取等した内容である。そのため、本件非開示部分１を開示すると、審査請求人に開示されることを前提とした内容しか聴取できなくなるなど、相談業務の実施目的を失わせ、今後の相談業務の公正かつ適正な実施を著しく困難にすることが認められ、本件条例第２１第１項条６号に該当するとして非開示とした実施機関の判断は妥当である。

②本件非開示部分２について

当該部分には、実施機関が審査請求人から聴取した相談内容・要望に関して、町内会・自治会関係者に伝達した内容が記載されている。

相談業務は通常、当事者間で解決が困難である問題について、双方当事者の要望や見解を十分に聴取したうえで課題を整理し、解決のための調整等を行い、相談者は実施機関に必要な調整等を委ねることになる。こうした相談業務の性質を踏まえると、審査請求人から聴取した要望内容をそのまま伝達するのではなく、調整のためにどのような内容で町内会・自治会関係者に伝達するかは、実施機関の裁量的判断にある程度委ねられるところである。

したがって、相談案件に係る問題が解決していない段階で開示すると、実施機関による調整等の実施を困難にし、相談業務の実施目的を失わせ、今後の相談業務の公正かつ適正な実施を著しく困難にすることが認められる。本件相談についてみると、相談内容に係る問題解決には至っておらず、引き続き相談対応を要する蓋然性があると認められ、本件条例第２１条第１項第６号に該当するとして非開示とした実施機関の判断は妥当である。

③本件非開示部分３について

当該部分には、本件相談に関して町内会・自治会関係者から聴取した地域問題の当事者としての状況認識や対応、今後の見込みなどについて、率直に述べられた内容が記載されている。また、相談番号２１－５の相談内容欄の一部には、町内会・自治会運営に関する本件相談内容に直接関係のない実施機関への質問が記載されている。

このうち、本件相談内容と直接関係のない記載部分は、町内会・自治会運営に関する事項の相談であり、町内会・自治会が率直に事情を実施機関に伝えて必要な助言を得るために行われたものである。こうした情報が開示されると、実施機関と町内会・自治会が連携して地域課題を解決することを目的に実施されている相談業務の実施目的を失わせ、今後の相談業務の公正かつ適正な実施を著しく困難にすることが認められる。したがって、本件条例第２１条第１項第６号に該当するとして非開示とした実施機関の判断は妥当である。

その他の部分については本件相談に係るものである。本件文書１は、（５）①で述べた通

り、相談案件ごとに対応の経過を記録し、相談対応時点での実施機関としての状況認識や方針などを記録することで、相談対応を継続して適正に実施するために必要なものとして作成されている。実施機関は地域問題の解決を図るため、一方の当事者である自治会・町内会関係者から経緯や状況認識等を具体的に聴取した内容を開示すると、審査請求人に開示されることを前提とした内容しか聴取できなくなるなど、相談業務の実施目的を失わせ、今後の相談業務の公正かつ適正な実施を著しく困難にすることが認められる。したがって、本件条例第２１条第１項第６号に該当するとして非開示とした実施機関の判断は妥当である。

④本件非開示部分４について

当該部分には、町内会・自治会関係者に対して実施機関が行った助言・回答内容に係る情報が記載されている。このうち、相談番号２１－５の一部は本件相談に関するものではなく、町内会・自治会運営に関して実施機関の行った助言等である。開示されると、実施機関と町内会・自治会が連携して地域課題を解決することを目的に実施されている相談業務の実施目的を失わせ、今後の相談業務の公正かつ適正な実施を著しく困難にすることが認められる。したがって、本件条例第２１条第１項第６号に該当するとして非開示とした実施機関の判断は妥当である。

その他の部分については、本件相談に関連して町内会・自治会関係者から行われた実施機関への相談に対して行った助言・回答である。記載されている情報には、実施機関としての状況認識等を相談に関する調整の一環として伝えた内容が含まれている。本件文書１は、（５）①で述べた通り、相談案件ごとに対応の経過を記録し、相談対応時点での実施機関としての状況認識や方針などを記録することで、相談対応を継続して適正に実施するために必要なものとして作成されたものである。相談対応に当たっては、当事者双方から聴取した内容や問題解決のための調整の進捗に応じて対応方針を修正する必要があるなど、柔軟な対応が求められるところ、当該部分を開示するとこうした調整を困難にし、また相談対応状況の記録が十分になされなくなるなど、今後の相談業務の公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められる。したがって、本件条例第２１条第１項第６号に該当するとして非開示とした実施機関の判断は妥当である。

⑤本件非開示部分５について

当該部分には、実施機関による町内会・自治会関係者への働きかけや、実施機関内の関係部署と共有した相談対応の方針や対応状況が記載されている。

相談対応に当たっては、相談当事者の意向等を踏まえてその都度必要な調整を行うこと、また実施機関内関係部署と方針を共有し連携して対応に当たる必要があり、これらは対応の進捗状況に応じて柔軟に対応することが求められるところである。したがって、当該部分を開示するとこうした調整を困難にし、また相談対応状況の記録が十分になされなくなるなど、今後の相談業務の公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められ、本件条例第２１条第１項第６号に該当するとして非開示とした実施機関の判断は妥当である。

３　道路管理課分について

（１）本件文書２について

「要望対応票」は、道路管理課が道路機能にかかる市民等からの通報・相談を受けて現地調査等により事実確認を行い、道路の適切な機能の維持管理のための対応判断を行う業

務について、その対応状況を記録するために案件ごとに作成されるものである。受付段階で、受付年月日、受付番号、受付者、緊急度、要望者名、性別、電話番号、要望箇所、要望内容等が記録され、その後の対応状況は経過として対応日、対応した人、対応内容が記録されている。

本件文書２は、道路管理に関して審査請求人から２０１６年度と２０１７年度で各１回あった要望を受け付け、その対応経緯を記録した受付番号１６－１８８１及び１７－７９９７の２つの文書で構成されている。記録されている内容は、道路管理にかかる相談・要望に加え、市民協働推進課が相談対応している審査請求人と町内会・自治会関係者との間の地域問題に係る内容についても、対応経過として記録されているところである。

このうち、経過に係る対応内容欄に記載されている、町内会・自治会関係者の氏名、役職、性別、電話番号及び受付番号１６－１８８１に添付された住宅地図は第三者に関する情報であり、開示することにより第三者の権利利益を侵害するおそれがあるため、本件条例第２１条第１項第３号に該当するとして実施機関は非開示決定を行った。また同欄非開示部分には、審査請求人の要望内容について実施機関の行った町内会・自治会関係者から聴取した内容が記載されており、これらを開示すると聞き取り内容は要望者に開示される前提であるとの認識が生まれ、関係者からの率直な発言や状況説明がなされなくなることが予見され、各要望案件の状況を的確に把握するための正確な情報収集ができなくなり、道路機能管理業務の適正な実施が著しく困難になるため、本件条例第２１条第１項第６号に該当するとして実施機関は非開示決定を行った。

（２）条例第２１条第１項第３号該当性について

本件文書２に記載される町内会・自治会関係者の氏名、役職、性別、電話番号及び、受付番号１６－１８８１に添付された住宅地図で特定されている自治会・町内関係者の自宅場所は第三者に関する情報であり、２（３）で述べた通り、これらの情報を本件条例第２１条第１項第３号に該当するとして非開示とした実施機関の判断は妥当である。

（３）条例第２１条第１項第６号該当性について

審査会で見分したところ、経過に関する対応内容欄の一部には、町内会・自治会関係者から聴取した内容、実施機関が町内会・自治会関係者に依頼した対応内容、実施機関の状況認識や判断に関する内容の記載が認められた。

道路機能に関する市民等からの要望等及び実施機関の対応については、道路という公共インフラの維持管理に関する情報であり、また適切な対応を実施していることについて実施機関が説明責任を果たすことが求められる性質のものである。この説明責任を果たすべき対象は、要望等を行った市民等に限られず広く一般に対して明らかにすることが求められる場合もある公共的な問題である。そのため、実施機関が主張する道路機能維持管理業務一般について、要望対応に当たって関係者から聴取した内容や依頼内容、実施機関の対状況は直ちに本件条例第２１条第１項第６号に該当するとは言うことができず、要望の態様や性質に応じて個別に判断する必要がある。

本件相談についてみると、道路機能に係る要望であるが本件文書１に記載されている市民協働推進課における相談と同趣旨の内容も含まれ、実施機関が聴取した自治会・町内会関係者の状況認識や問題に対する対応状況、方針等の記載内容にも重複が多く認められるところである。審査請求人による市民協働推進課への相談のうち道路機能にかかるものと審査請求人が認識している件について、当該部分を道路管理課にも相談等を行っている経緯からこのような重複がみられる。そのため、本件文書２は、当事者間で解決が困難な地

域問題として実施機関において調整等を行う内容が記載され、一般的な道路機能に関する要望等への対応とは異なるということができる。

以上のことを踏まえると、本件文書２で非開示となっている町内会・自治会関係者から聴取した内容、実施機関が町内会・自治会関係者に依頼した対応内容、実施機関の状況認識や判断に関する情報については、本件文書１と同様の実施機関が行う相談対応としての業務の性質を考慮して判断する必要がある。本件非開示部分のうち、受付番号１６－１８８１の経過７に記載された自治会・町内会関係者から聴取した内容のうち、３行目の最初から２４文字目まではすでに自治会・町内会関係者が実施した内容の記載であり、当該部分を開示しても関係者が率直な発言をしなくなるなど実施機関の行う事務事業の公正かつ適正な実施を著しく困難にするとは言えず、本件条例第２１条第１項第６号に該当するとして非開示とした実施機関の判断は妥当ではない。

その他の非開示部分については、自治会・町内会関係者から聴取した状況認識、今後の対応の見通し等及び実施機関の依頼内容、状況に関する評価判断について記載したものであり、２（５）③ないし⑤で述べた通り、これらの情報を開示すると実施機関の行う相談・要望等という事務事業の公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められ、本件条例第２１条第１項第６号に該当するとして非開示とした実施機関の判断は妥当である。

別表

対象文書	開示すべき部分
要望対応票１６－１８８１	経過７に記載の自治会関係者から聴取した内容のうち３行目の最初から２４文字目

町田市行政不服審査会
２０１８年度第１０－２号事件
（審査請求人　○○　○○）

２０２１年１１月１８日

答　　申

町田市長　石阪　丈一　様

町田市行政不服審査会
会長　　野村　武司

２０１８年１２月２０日付け１８町総法第１０５号（２０１８年度第１０号－２事件）でなされた諮問について、以下のとおり答申いたします。

第１　審査会の結論

審査請求人○○○○（以下「審査請求人」という。）が２０１８年６月１９日付けで処分庁町田市長（以下「処分庁」という。）に対して行った公文書公開請求に対して、処分庁が２０１８年６月２７日付け１８町総法第３３号の２をもって行った公文書非公開決定において非公開とした部分のうち、「相談内容」及び「回答内容」欄以外については公開すべきである。

第２　審査請求の趣旨

審査請求人は処分庁が２０１８年６月２７日付け１８町総法第３３号の２をもって行った公文書非公開決定処分を取り消すとの決定を求めた。

第３　本件事案の経緯

１　審査請求人は、町田市情報公開条例（以下「本件条例」という。）第６条第１項の規定により、２０１８年６月１９日に「公文書公開請求書」で、処分庁に対し「２０１７年１２月１４日付け１７町政聴要第５４１号の「市政要望への対応について（報告）」の「顛末等」４行目に示された、３Ｒ推進課と交わした相談などのすべての情報」を対象とする公文書公開請求を行った。

２　処分庁は、「法律相談一覧表_2017.xlsx」を対象文書とし、非公開とする決定をし、２０１８年６月２７日付け１８町総法第３３号の２「公文書非公開決定通知書」により審査請求人に通知した。

３　審査請求人は、審査庁町田市長（以下「審査庁」という。）に対して、上記処分を不服として２０１８年８月２３日に「審査請求書」により審査請求を行った。

４　処分庁は、２０１８年１０月４日付け１８町総法第８０号「弁明書」により弁明した。

５　審査請求人は、２０１８年１１月８日に「反論書」により反論した。

６　審査庁は、本件条例第１０条第２項の規定に基づき、２０１８年１２月２０日付け１８町総法第１０５号「審査請求について（諮問）」により、本件審査請求について当審査会に諮問した。

７　審査会は、次のとおり調査審議を行った。

２０２０年１０月９日　審議
２０２０年１１月２７日　処分庁への事情聴取
２０２０年１２月２５日　審議
２０２１年2月４日　審査請求人による口頭意見陳述
２０２１年5月２８日　審議
２０２１年7月１６日　審議
２０２１年8月６日　審議
２０２１年9月１７日　審議
２０２１年１０月１５日　審議
２０２１年１１月１２日　審議

第４　審査請求人と処分庁の主張

１　審査請求人は審査請求書において、主に次のとおり主張した。

（１）本件条例はその第１条でその目的を公正で透明な開かれた市政を実現することを目的としているため、行政法律相談を非公開とすることは、市政の公正な法的意思決定を不透明にし、市政に対する信頼を著しく低下させて、その目的（本件条例第１条）に全く反する。

（２）行政法律相談は、市政の公正かつ適正な法的意思決定の目的のために実施されるものであり、その公開によって、行政法律相談の利用を委縮させるものでは決してなく、むしろ公正かつ適正な法的意思決定を明確にできるためその利用を促進させると認められる。

（３）公開によって行政法律相談の利用が委縮するとの主張は、行政法律相談が公正かつ適正な法的意思決定の目的のために実施されていない場合に認められる。

２　処分庁は弁明書において、主に次のとおり主張した。

（１）行政法律相談は、町田市の事務又は事業の意思決定過程において専門家の知見を活用することで法的リスクを回避し、又は法的問題を解決することを目的に実施するものである。

（２）行政法律相談は、あくまで意思決定の参考とするために実施しているに過ぎない。したがって、行政法律相談の内容がそのまま意思決定に直結しているわけではないため、相談の内容を非公開とすることが意思決定を不透明にしているとは言えない。

（３）上記のとおり、行政法律相談は、意思決定の参考とすることを目的に実施するものであり、その公開により公正かつ適正な法的意思決定がなされたことを明確にできることにはならない。

（４）行政法律相談の実施にあたっては、相談の内容が一般に公開されないことを前提に、相談を受ける部署から十分な情報の提供を受ける必要があるところ、仮にその内容が公開されるとなれば、情報の提供に消極的になり、又は相談そのものを躊躇することは容易に予想されるものであり、適切な時期に相談を実施する機会を逸することとなる。その結果、行政法律相談の目的である法的リスクを回避し、又は法的問題を解決することにも支障が生じることとなる。また、相談の担当者においても、相談及びその回答の内容が一般に公開されることを前提に、詳細な相談の内容及び率直かつ具体的な回答の内容を記録しないこととなれば、その事後的なチェックや継続した相談及び類似相談への対応に著しい不便を生じる。

３　審査請求人は反論書において、主に次のとおり主張した。

（１）処分庁は、「行政法律相談は、あくまで意思決定の参考とするために実施している

に過ぎない。」と主張するが、行政法律相談は、町田市組織規則に規定された重要な職務であり、また、意思決定過程において専門家の法的知見を活用した、法的に妥当な意思決定過程である。したがつて、その内容を非公開とすることは、市の重要な職務である法的な意思決定過程を不透明にし、市政に対する信頼を著しく低下させると認められる。

（２）処分庁は、「行政法律相談は、意思決定の参考にすることを目的に実施するものである。」と主張するが、市の意思決定においては、すべて法的な意思決定過程が求められており、とくに行政法律相談は、明確に町田市組織規則に規定して、法的な意思決定過程の実施を目的にしていると認められる。従って、その公開により、法的な意思決定過程が明らかとなり、市の意思決定が公正かつ適正になされたかどうかが明確にできる。

（３）処分庁の主張する行政法律相談の相談内容や適切な情報は、２０１８年８月８日付け１８町総法第５２号の２の公文書の件名１の行政法律相談について(入力フォームを含む)で示されているように、相談内容は法的な違法性・妥当性についての相談であり、適切な情報は経緯や背景事情、市にとって不利な情報もすべて、法的な公正な事実関係の情報であると認められる。法的な違法性・妥当性、公正な事実関係が公開されると、適切な情報提供がなされないとか、相談そのものを躊躇する恐れがあるとの主張は、公正であり法令に従うことを定めた公務員法に反しており、論評に値しないが、認められない。

（４）行政法律相談に限らず、市の意思決定においては、すべて客観的な事実関係に基づく法的に公正で適正な意思決定過程が求められている。市が客観的な事実関係に基づく法的に公正で適正な意思決定過程を市民に説明できないとなれば、市政に対する信頼は著しく低下し、本件条例の目的は失われる。行政法律相談が公務員法その他法令に従い公正かつ適正に業務実施されているならば、相談を受ける部署からの十分な情報の提供とは、市にとって不利な情報も含めた、法的判断に必要な十分な客観的事実関係の提供であり、また、相談の担当者の率直かつ具体的な回答内容とは、法的に公正で適正な(専門家の法的知見を活用した法的に違法または妥当と判断された)意思決定過程であるため、公開することになんら支障を生じ得ない。処分庁は、「仮にその内容が公開されるとなれば、情報の提供に消極的になり、又は相談そのものを躊躇することは容易に予想される」と主張するが、その主張の根拠は示されておらず、認められない。仮に相談内容が公開されたとしても、相談を受ける部署からの十分な情報の提供とは、法的判断に必要な十分な客観的事実関係の提供であるため、情報の提供に消極的になることはなく、また相談そのものを躊躇することは、市の意思決定においては、すべて客観的な事実関係に基づく法的に公正で適正な意思決定過程が市民に求められているため、まったく予想されない。むしろ、市の意思決定においては、すべて客観的な事実関係に基づく法的に公正で適正な意思決定過程が市民に求められているため、相談を受ける部署は、意思決定遇程が市民に公開されることで、法的に公正で適正な意思決定を求めて積極的に相談するようになる。また、処分庁は「相談の担当者においても、相談及びその回答の内容が一般に公開されることを前提に、詳細な相談の内容および率直かつ具体的な回答の内容を記録しないことになる」と主張するが、その主張の根拠も示されておらず、認められない。相談の担当者においては、たとえ公開されることが前提であっても、法的に公正で適正な(専門家の法的知見を活用した法的に違法または妥当と判断された)意思決定過程である公正かつ適正な業務を実施するものであるから、相談の担当者が率直かつ具体的な

回答内容を記録しないことにはならない。相談の担当者が率直かつ具体的な回答内容を記録しないとの主張は、公正かつ適正な業務を実施しない場合に認められる。したがって、行政法律相談の内容を公開することは、相談者が相談することを委縮させ、かつ、相談の担当者による相談の記録を躊躇させることにはならず、よって、行政法律相談業務の実施の目的を失わせることはなく、かつ、公正かつ適正な業務実施を著しく困難にすると認められない。

第５　審査会の判断

１　本件請求対象文書について

本件請求対象文書は、実施機関内において行われている行政法律相談について、特定の相談案件の相談日、回答日、継続案件名、相談部・課、相談者、人数、回答者、分野、テーマ、関連する法律・条文、相談内容、回答内容を一覧でまとめた記録である。

実施機関は、本件請求対象文書が意思決定の参考に過ぎず、行政法律相談の内容が意思決定に直結しているわけではなく、相談内容が公開されることにより相談を行う部署から適切な情報提供を受けられなくなる、あるいは各部署が相談を躊躇するおそれがあるとして、本件条例第５条第１項第４号を理由に全部非公開とする決定を行った。

２　条例第５条第１項第４号該当性について

（１）条例第５条第１項第４号について

本号は「市又は国等の事務又は事業の運営に関する情報であって、公開することにより当該事務又は事業の実施の目的を失わせ、又は公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるもの」を非公開と定めており、公開することによる支障が一般的なおそれではなく、「事務事業の実施の目的を失わせる」程度のものであるか、「著しく困難と認められる」程度のものと認められるものであることを要件としている。

本件請求対象文書に照らせば、相談内容等が公開されると相談に関する事務事業に一定の影響を与えることが想定されたとしても、事務事業の実施目的を失わせる程度のものであるか、適正・公正な事務事業の実施が著しく困難になる程度のものであるかといった支障の程度を検討する必要がある。

（２）行政法律相談について

実施機関によると、行政法律相談は、実施機関における事務事業の意思決定過程において専門家の知見を活用することで法的リスクを回避し、または法的問題を解決することを目的に、意思決定の参考とするために実施されているとのことである。

実施機関は、行政法律相談の内容が意思決定に直結しているわけではないと主張するが、実施機関が意思決定を行う経過の一環として、法的問題や法的リスクに関連する相談・協議・検討等が行われているのであるから、意思決定に至る経緯の一部をなすものであり、どのような法的問題等を考慮したのかは、重要な経緯と言えるものである。

したがって、意思決定に至る経緯の一部をなす行政法律相談であるという事務事業の性質を踏まえて、本件条例第５条第１項４号の定める非公開要件の該当性を判断する必要がある。

（３）条例第５条第１項第４号該当性について

ア　相談日、回答日、相談部・課、相談者、人数及び回答者について

本件請求対象文書の記載欄のうち、相談日、回答日、相談部・課、相談者、人数、回答者は、行政法律相談が実施された外形的事実に関する情報である。本件決定は、特定案件の行政法律相談に係る記録が存在することを明らかにしたうえで非公開と

していることから、行政法律相談を実施機関の各部署が行ったこと自体が秘匿を要するものではないと認められる。したがって、これらの情報を公開することにより、本件条例第５条第１項４号の定める非公開事由に該当するとは言えず、実施機関の判断は妥当ではない。

イ　分野及びテーマについて

審査会で見分したところ、本件請求対象文書記載欄のうち「分野」は実施機関の行う事務事業を大きく分類わけしたもの、「テーマ」は分野ごとに実施している事務事業を業務類型で区分したもので、いずれも実施機関が行う事務事業についての一般的な類型的整理を行ったものである。これらの情報が公開されても行政法律相談という事務事業の実施の目的を失わせ、あるいは適正・公正な事務事業の実施が著しく困難になるとは認められず、本件条例第５条第１項４号に該当するとした実施機関の判断は妥当ではない。

ウ　相談内容及び回答内容について

本件請求対象文書記載欄のうち「相談内容」及び「回答内容」は、行政法律相談が行われた具体的な事案に関する情報である。

行政法律相談の事務事業の性質を踏まえると、適正な遂行のためには、相談内容に係る具体的な問題・課題・状況、相談する各所管課の評価・認識などが法制課に対して率直に提供される必要がある。また、行政法律相談を所管する法制課は、相談段階で提供された情報等の範囲で妥当と思料される専門的知見を提供することとなり、確定的な見解に限らず一定の留保を付した上での知見の提供などの対応をすることが求められる。そのため、相談者と法制課の間の率直なやり取りがなされることが、行政法律相談の公正・適正な遂行を確保するために必要と認められる。

しかしながら、行政法律相談により提供される専門的知見が、意思決定権者に与える影響は小さくないと思料されるところであり、本件請求対象文書に記載欄の「分野」及び「テーマ」の分類からは、行政法律相談ではさまざまな法的問題を取り扱っていると見受けられるところである。そのため、個別具体的な事案に係る相談にとどまらず、一般的な法令等の解釈や政策決定や事務事業遂行の基準や規範となる普遍性のある専門的知見が提供されるものも含まれ得ると思料される。

したがって、「相談内容」及び「回答内容」については、一般的に行政法律相談における率直な情報共有及び知見の提供の一連の内容を公にすることとなるため、開示すると事務事業の性質としてその目的を失わせ、公正・適正な事務事業の遂行が著しく困難になると認められるが、法令等の解釈や法的問題等に関する基準や規範となる知見など、個々の事案にとどまらず実施機関の事務事業に影響を及ぼす案件については、相談の内容や性質を踏まえて個別に判断する必要がある。

本件請求対象文書についてみると、「相談内容」及び「回答内容」に記載されている内容は、個別の固有の状況に関する行政法律相談である。そのため、記録されている内容は、具体的な事案の状況・相談者としての考え方と、それに対する法的助言であり、相談内容に係る実施機関の事務事業の遂行一般に影響を及ぼすものとは言えない。

したがって、これらを公にすると行政法律相談において率直かつ十分な情報共有がなされなくなるなど、事務事業の実施の目的を失わせ、公正かつ適正な事務事業の実施を著しく困難にすると認められ、本件条例第５条第１項第４号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

エ　継続案件名、関連する法律・条文について

本件請求対象文書記載欄のうち「継続案件名」は継続性のある相談案件の場合に必要に応じて記載する欄として用いられ、「関連する法律・条文」は相談内容に係る法令等について記載する欄である。いずれも、「相談内容」及び「回答内容」が非公開情報に該当し、かつ当該非公開情報を明らかにする、あるいは強く推認させる記載である場合は、本件条例第５条第１項第４号に該当すると言えるところである。

しかしながら、本件請求対象文書ではいずれも空欄となっており、「相談内容」及び「回答内容」を明らかにする、ないし強く推認させるものではないことから、本件条例第５条第１項第４号に該当するとした実施機関の判断は妥当ではない。

３　結論

以上のとおり、処分庁が行った本件請求対象文書を本件条例第５条第１項第４号に該当するとして全部非公開とした決定のうち、「相談内容」及び「回答内容」欄以外を非公開としたことは妥当でなく、公開すべきである。

町田市行政不服審査会
２０１８年度第１３号事件
（審査請求人　○○　○○）

２０２１年１１月１８日

答　　申

町田市長　石阪　丈一　様

町田市行政不服審査会
会長　　野村　武司

２０１９年2月２６日付け１８町総法第１３４号（２０１８年度第１３号事件）でなされた諮問について、以下のとおり答申いたします。

第１　審査会の結論

審査請求人○○○○（以下「審査請求人」という。）が２０１８年8月２７日付けで処分庁町田市長（以下「処分庁」という。）に対して行った個人情報訂正請求に対して、処分庁が２０１８年9月１４日付け１８町道管第８４５号及び同第８４６号をもって行った個人情報非訂正決定処分は、妥当である。

第２　審査請求の趣旨

審査請求人は処分庁が２０１８年9月１４日付け１８町道管第８４５号及び同第８４６をもって行った個人情報非訂正決定処分を取り消すとの決定を求めた。

第３　本件事案の経緯

１　審査請求人は、町田市個人情報保護条例（以下「本件条例」という。）第２２条の規定により、２０１８年8月２７日に「個人情報開示等請求書」で、処分庁に対し「要望対応票１６－１８８１」を対象文書とし、次のとおり訂正を求めた。

（1）経過６　４・５行目に記載された「道路の通行・側溝の機能上におおむね支障がないので強い指導は考えていない。」を「道路の通行・側溝の機能上におおむね支障がないとしたが、（２０１８年8月日付個人情報開示等請求書にて、道路の建築限界につき指摘を受け、道路法第３０条、道路構造令第１２条に照らし通行に支障があることは明らかであり、道路法４３条に違反している。）にもかかわらず、強い指導は考えていない。」に訂正。

（2）経過５　２・３行目に記載された「側溝上部内におさまり通行に支障がないため様子を見る事とした。」を「側溝上部内におさまり通行に支障ないとしたが（２０１８年8月付個人情報開示等請求書にて、道路の建築限界につき指摘を受け、道路法第３０条、道路構造令第１２条に照らし通行に支障があることは明らかであり、道路法４３条に違反している。）にもかかわらず、様子を見ることとした。」に訂正。

２　処分庁は、請求内容に関わる記載は道路等の状況に関する市の判断を記録した部分であり請求者について言及したものではないことを理由として、非訂正とする決定をし、２０１８年9月１４日付け１８町道管第８４５号及び同第８４６号「個人情報非開示等決定通知書」により、審査請求人に通知した。

３　審査請求人は、審査庁町田市長（以下「審査庁」という。）に対して、上記処分を不服として２０１８年１０月１１日に「審査請求書」により審査請求を行った。
４　処分庁は、２０１８年１２月１２日付け１８町道管第１３２０号「弁明書」により弁明した。
５　審査請求人は、２０１９年1月２６日に「反論書」により反論した。
６　審査庁は、本件条例第３０条第２項の規定に基づき、２０１９年2月２６日付け１８町総法第１３４号「審査請求について（諮問）」により、本件審査請求について当審査会に諮問した。
７　審査会は、次のとおり調査審議を行った。
２０２０年１２月２５日　審議
２０２１年2月４日　審査請求人による口頭意見陳述
２０２１年2月２６日　審議
２０２１年4月１２日　審議
２０２１年5月２８日　審議

第４　審査請求人と処分庁の主張
１　審査請求人は、審査請求書及び反論書において主に次の主張をした。
（１）審査請求書における主張
請求内容に係る市の判断を記録した部分は、市職員の勝手な主観的な判断でなされたものであり、法令に従った客観的事実関係に基づき判断したものではなく、法令に従う義務を定めた公務員法に違反する。
（２）反論書における主張
ア　本件条例は、その２０条で保有個人情報について、「実施機関が保有する市民の自己に関する個人情報」であるとしている。
イ　本件対象訂正請求箇所は、審査請求人の通報・相談したことに関して、実施機関が（法的事実関係を含む）事実関係を調べ記録した部分であり、実施機関が保有する審査請求人の自己（通報・相談）に関係する情報の一部である。本件対象訂正請求箇所の「道路機能の支障ありなし」は法的にすでに判断されている法的事実関係と認められる部分であり、市の「問題ないとした」主観的判断の部分ではない。
ウ　ア及びイにより、本件対象訂正請求箇所は、実施機関が保有する審査請求人の自己に関する保有個人情報であり、本件条例第２２条に基づく請求対象に他ならない。
エ　市が公正かつ適正な判断をするために実施機関が事実関係を調べ記録する上で、法的事実関係を誤って記録しているため、訂正を求めたものである。
オ　本件条例は、その第１条で「市民が自己に関する個人情報の主体である」と定めている。
カ　以上ウ、エ、オより、市は訂正の請求に応じる義務を負っており、非訂正決定処分は不当である。

２　処分庁は、弁明書において主に次の主張をした。
本件条例第２２条第１項は、「市民は、自己に関する保有個人情報について、事実に誤り又は不正確な内容があると認めるときは、実施機関に対し、その保有する個人情報の訂正を請求することができる。」としているが、本件対象訂正請求箇所（１）及び

（２）は、いずれも、道路等の状況について、市が現地調査に基づいて判断をした結果を記録した部分であり、審査請求人に関する保有個人情報ではないため、本件条例第２２条に基づく訂正請求の対象となるものではない。よって、市は訂正の請求に応じる義務を負わないことから、非訂正決定は妥当である。

第５　審査会の判断

１　本件訂正請求について

（１）審査請求人が求める訂正

本件対象文書は、審査請求人が実施機関に道路管理に関し要望した内容及びその対応を記録したものである。審査請求人は、本件対象文書の記載のうち、２０１７年６月２６日に審査請求人の要望を受けて実施機関が現地確認した結果の対応を記述した部分である「要望対応票１６－１８８１　経過６の４－５行目」（本件処分１）及び、同年９月２１日の審査請求人との面談で実施機関が述べた判断を記述した部分である「要望対応票１６－１８８１　経過５の２－４行目」（本件処分２）について、道路管理に関する関係法令違反を指摘したにもかかわらず、本件処分１については「様子を見ることとした」、本件処分２については「強い指導は考えていない」と記述したことは、「市職員の勝手な主観的判断でなされたものであり、法令に従った客観的事実関係に基づき判断したものではなく、法令に従う義務を定めた公務員法に違反する記録」であるとし、法令違反の指摘を追記する訂正を求めている。

（２）処分庁の判断

処分庁は本件処分１及び２について「請求内容に係る記載は、道路等の状況に関する市の判断を記録した部分であり、請求者について言及したものではないため」との理由で、訂正しないとの決定を行った。また、本件処分１及び２はいずれも「道路等の状況について、市が現地調査に基づいて判断をした結果を記録した部分であり、審査請求人に関する保有個人情報ではないため、本件条例第２２条に基づく訂正の請求の対象となるものではない」と弁明している。

２　訂正請求対象情報の該当性について

本件対象文書は審査請求人からの道路管理に関する要望への対応を記録するために作成されたものであり、そのうち本件請求の対象となっているのは、道路管理に関する審査請求人からの要望等を受け、実施機関の判断等を記録した部分である。

市民などからの相談・要望等への対応に関して作成・取得される文書には、相談・要望内容にとどまらず、市としての対応や対応に必要な関係各所との調整や協議、関係資料などが含まれ得るが、いずれも特定個人による相談・要望等に係る一連の記録であり、全体を通して特定個人に係る保有個人情報である。また、全体が開示請求の対象となることによって、自己の相談・要望等がどのように扱われたのかを知ることができるものである。処分庁はこうした点を踏まえ、本件対象文書について審査請求人により別に行われた本件条例第２０条第１項の規定に基づく保有個人情報の開示請求に対し、一部開示決定を行っている事実が認められる。

一方、本件審査請求に対しては、本件処分１及び２に係る記載内容は、道路管理に関する審査請求人からの要望等を受け、実施機関の判断等を記載したものであるため、当該部分は保有個人情報ではないとしており、本件対象文書全体を保有個人情報として一部開示した別件処分と矛盾しており、このような解釈判断は妥当ではない。相談・要望等への対応に係る文書は、全体として相談・要望等を行った特定個人に係る保有

個人情報として扱うのが妥当であり、その記載内容についての訂正請求に対しては、本件条例第２２条第１項が定める訂正を要する場合に該当するか否かについて、個別に判断するべきものである。
したがって、本件処分１及び２に係る記載内容を本件条例２２条第１項の定める訂正請求の対象ではないとする判断は誤りである。

３　訂正の要否について

本件条例第２２条第１項は、「自己に関する保有個人情報について事実に誤り又は不正確な内容があると認めるときは、実施機関に対し、保有個人情報の訂正を請求することができる」と定めており、「事実の誤り」ないし「不正確な内容」がある場合に、実施機関に対し訂正を要しない正当な理由がある場合を除き訂正する義務を課すものである。

本件処分１及び２で訂正請求が求められている内容は、本件対象文書作成時点での要望に対する道路等の状況に関する実施機関の判断等を実施機関が自ら記載したものであり、この記載内容について、実際の要望対応の経緯として事実の誤りないし不正確な内容であることを裏付ける事実関係は認められなかった。また、審査請求人が求める訂正内容は、審査請求人による要望の根拠とする指摘事項の追加記載を求めるものとなっており、実施機関の判断等の記載が事実の誤りないし不正確な内容であることを示す事実関係は認められなかった。

４　結論

以上のことから、本件処分１及び２に係る記載内容は審査請求人の保有個人情報であり、訂正請求の対象ではあるが、訂正請求を行わないとした処分庁の判断は妥当である。

なお、審査請求人が求める訂正内容は、道路管理等に関して要望し実施機関による対応を求めた根拠と指摘した事項の記載を求めるものとなっており、本件対象文書に記載のない審査請求人としての要望に係る事実関係ということができる。要望等に係る記録として、要望に係るその根拠、事実関係や経緯の認識など要望者の主訴に係る内容は具体的に記録されていることが望ましいことは言うまでもない。したがって、実施機関は審査請求人が訂正を求める内容について、本件対象文書に添付ないし付記して保管するよう対応されたい。

町田市行政不服審査会
２０１８年度第１４号事件
（審査請求人　○○　○○）

２０２１年１１月１８日

答　　申

町田市長　石阪　丈一　様

町田市行政不服審査会
会長　　野村　武司

２０１９年2月２６日付け１８町総法第１３５号（２０１８年度第１４号事件）でなされた諮問について、以下のとおり答申いたします。

第１　審査会の結論

審査請求人○○○○（以下「審査請求人」という。）が２０１８年9月１９日付けで処分庁町田市長（以下「処分庁」という。）に対して行った個人情報訂正請求に対して、処分庁が２０１８年１０月１０日付け１８町道管第９６４号、同第９６５号、同第９６６号、同第９６７号、同第９６８号及び同第９６９号をもって行った個人情報非訂正決定処分は、妥当である。

第２　審査請求の趣旨

審査請求人は処分庁が２０１８年１０月１０日付け１８町道管第９６４号、同第９６５号、同第９６６号、同第９６７号、同第９６８号及び同第９６９号をもって行った個人情報非訂正決定処分を取り消すとの決定を求めた。

第３　本件事案の経緯

１　審査請求人は、町田市個人情報保護条例（以下「本件条例」という。）第２２条の規定により、２０１８年9月１９日に「個人情報開示等請求書」で、処分庁に対し「要望対応票１６－１８８１」（以下「本件対象文書１」という。）及び「要望対応票１７－７９９７」（以下「本件対象文書２」という。）を対象文書とし、別表１のとおり訂正を求めた。

２　処分庁は、市の記録に誤りがあると確認しうる他の客観的記録が存在しないことを理由として、非訂正とする決定をし、２０１８年１０月１０日付け１８町道管第９６４号、同第９６５号、同第９６６号、同第９６７号、同第９６８号及び同第９６９号「個人情報非開示等決定通知書」により、審査請求人に通知した。

３　審査請求人は、審査庁町田市長（以下「審査庁」という。）に対して、上記処分を不服として２０１８年１０月１８日に「審査請求書」により審査請求を行った。

４　処分庁は、２０１８年１２月２５日付け１８町道管第１４１３号「弁明書」により弁明した。

５　審査請求人は、２０１９年1月２６日に「反論書」により反論した。

６　審査庁は、本件条例第３０条第２項の規定に基づき、２０１９年2月２６日付け１８町総法第１３５号「審査請求について（諮問）」により、本件審査請求について当

審査会に諮問した。

7　審査会は、次のとおり調査審議を行った。

２０２０年１２月２５日　審議

２０２１年２月４日　審査請求人による口頭意見陳述

２０２１年４月１２日　審議

２０２１年５月２８日　審議

第４　審査請求人と処分庁の主張

1　審査請求人は、審査請求書及び反論書において主に次の主張をした。

（１）審査請求書における主張

別表２のとおり

（２）反論書における主張

ア　「本件訂正請求箇所別表１のいずれにおいても、発言内容の録音データその他の客観的記録は存在しない。」と主張するが、２０１８年１０月１１日付けで提起した審査請求において、請求人の発言内容を示す客観的事実関係を示す記録（写真）の存在をすでに指摘している。

イ　請求人は一貫した主旨の発言をしている。その事実は、市民協働推進課の２０１７年度要望相談等受付簿の項２１枝１７に「※〇〇氏の主張は、従前と変わらない。①樹木が不法に道路上に占用していることを認めろ。」と記載されている。さらに、道路管理課の要望対応票１７―７９９７の経過６でも「以前と同様の要望内容。」と記載されており、請求人の一貫した発言主旨の客観的記録は存在している。

ウ　請求人の発言の録音記録も存在している。２０１７年８月１０日に市民協働推進課の職員が請求人と３Ｒ推進課、市民協働推進課、道路管理課の３者との話合いの録音記録を行ない、請求人の発言を録音したときと同時に記録した録音記録が存在する。

エ　請求者の発言の録音記録以外に訂正内容のとおりに発言したと客観的に示す記録物は存在しないため、この主張は、発言の録音記録がなければ、訂正請求に応じないとの主張であり、請求人の発言主旨と異なる内容や不正確な内容の訂正・利用の中止等を求める権利を保障する本件条例の第１条に反している。

オ　上記アからエより個人情報非訂正決定処分は不当である。なお、処分庁の補足の意見の「本件対象文書はあくまで内部的な記録である」との意見は、本件対象文書は保有個人情報であるため、「市民が自己に関する個人情報の主体である」とする本件条例第１条に反しており認められない。

2　処分庁は、弁明書において主に次の主張をした。

本件対象文書１及び２はいずれも道路機能に関連して審査請求人から申し出のあった要望について、市職員が現地調査等によりその事実の確認を行い、適切な道路機能の維持管理のために対応した記録である。また、本件訂正請求箇所は、要望者である審査請求人とのやり取りの中で、市職員が審査請求人から聞き取った内容を記録した部分である。

審査請求人は、本件条例第２２条第１項の規定に基づき本件請求を行っており、同項は「市民は、自己に関する保有個人情報について、事実に誤り又は不正確な内容があると認めるときは、実施機関に対し、その保有する個人情報の訂正を請求す

ることができる。」と規定している。一般的に、事実に誤り又は不正確な内容があるか否かを判断するためには、正しい事実の内容を証する他の客観的記録が必要であるが、本件訂正請求箇所のいずれにおいても、発言内容の録音データその他の客観的記録は存在しない。

審査請求人が求める訂正の内容のとおりに発言をしたと客観的に示す記録物がない中で訂正に応じると、要望者の意のままに記録が訂正されることとなり、適切な道路機能の維持管理を目的とした要望対応の記録を行う意義が損なわれる。

以上のことから、本件処分は妥当である。

なお、本件対象文書１及び２はあくまで内部的な記録であり、その内容について、要望者に確認を求めることは特段行なっていないため、要望者の発言主旨と異なる記録がなされることは少なからず想定される。このため、要望者から発言内容について訂正依頼があった場合、元の記録を書き改めることはできないが、事後的な補足事項として、別途記録を行っている。

第５　審査会の判断

１　本件訂正請求について

（１）審査請求人が求める訂正

本件対象文書は、審査請求人が本件実施機関に道路管理に関し要望した内容及びその対応を記録した「要望対応票１６－１８８１」（以下、本件対象文書１）及び「要望対応個票１７－７９９７」（以下、本件対象文書２）である。

審査請求人は、本件対象文書１の記載のうち、以下の訂正を求めている。

ア　２０１６年７月２８日に審査請求人からなされた道路管理上の問題に係る要望内容（本件処分１）については、訂正請求内容に係る部分の客観的事実を示す証拠写真が存在するため、当該部分を削除し、その事実に基づく記載および審査請求人の要望の根拠となる法令違反の内容の記載

イ　同月２９日の道路管理課による現地調査の際の審査請求人からの説明内容（本件処分２）については、訂正請求内容に係る部分の客観的事実を示す証拠写真が存在し、該当部分の記載を削除し審査請求人が述べた提案内容の記載

ウ　同年１１月２４日の道路管理課による対応の記録のうち審査請求人の要望に言及している部分（本件処分３）は、一部を削除し法令違反の指導を求めたことの記載

エ　２０１７年６月１５日の審査請求人と面談した市民協働推進課から道路管理課に伝達された要望内容を記載した部分（本件処分４）は、一部を削除し、法令違反に係る指摘を行っていることの記載

オ　同年９月２１日の審査請求人と道路管理課の面談内容の記録の一部（本件処分５）は、審査請求人の要望等に係る発言について、一部を削除し、法令違反に係る指摘を行っていることの記載

また、本件対象文書２の記載のうち、以下の訂正を求めている。

カ　２０１８年３月１５日の審査請求人と道路管理課職員との間の電話内容のうち審査請求人の要望内容を記載した部分（本件処分６）は、請求内容にかかる客観的事実関係を示す証拠写真が存在しており、一部を削除し、それを踏まえた現況として審査請求人が述べた内容の記載

（２）処分庁の判断

本件訂正請求に対して、本件処分１から６についていずれも「市の記録に誤りがあ

ると確認しうる他の客観的記録が存在しないため」との理由で、本件処分庁は訂正をしないとの決定を行った。また、「一般的に、事実に誤り又は不正確な内容があるか否かを判断するためには、正しい事実の内容を証する他の客観的記録が必要であるが、…いずれにおいても、発言内容の録音データその他の客観的記録が存在しない」とし、「客観的記録物がない中で訂正に応じると、要望者の意のままに記録が訂正されることになり、適切な道路機能の維持管理を目的とした要望対応の記録を行う意義が損なわれる」と弁明している。

２　訂正に係る客観的記録の存否について

本件条例第２２条第１項は、「自己に関する保有個人情報について事実に誤り又は不正確な内容があると認めるときは、実施機関に対し、保有個人情報の訂正を請求することができる」と定めており、「事実の誤り」ないし「不正確な内容」がある場合に、実施機関に対し訂正を要しない正当な理由がある場合を除き訂正する義務を課すものである。

本件処分１から６で訂正請求が求められている内容は、審査請求人が要望等として述べた根拠とする事実関係及び経緯、法令違反との指摘、これらを前提として述べた要望内容に係る記載である。いずれも、審査請求人は道路管理課が記載する内容が事実の誤りないし不正確な内容で客観的事実の確認が可能であるとし、２０１７年８月１０日に行われた市民協働推進課、３Ｒ推進課、道路管理課と審査請求人による話し合いの録音記録が審査請求人より提出されている。さらに、審査請求人からは、撮影日時をファイルのメタデータで確認できる写真が提出されている。また、当審査会で確認したところ、本件対象文書１には、２０１７年６月１５日の審査請求人の来庁時、同年９月２１日の来庁時の話し合いの全部または一部を審査請求人が録音していたとの記載が認められた。

しかしながら、本件対象文書１で認められる録音は、いずれも審査請求人により録音が行われたものであり、本件実施機関が録音等を行っていた事実は認められず、本件処分１から６が行われた時点で客観的な記録を保有していたことを示す事実関係は認められなかった。また、審査請求人により提出された２０１７年８月１０日の録音物は、客観的な記録ではあるが、本件処分１から６に係るいずれの日付のものではないため、訂正請求に係る内容を直接確認できるものではなかった。さらに、提出された写真は現地の状況を示すものではあるものの、訂正請求を求める内容は後述のとおり現状の事実関係ではなく、道路管理課の現地状況に対する判断、審査請求人の説明内容や要望事項に関する記述の仕方であり、写真をもって訂正の判断ができるとは言い難いものであった。そのため、本件処分１から６に係る客観的記録とすることは直ちにできない。

ところで、本件条例第２２条第１項は訂正請求に際して客観的記録物を必ずしも求めておらず、保有個人情報の本人が「事実に誤り又は不正確な内容があると認めるとき」に訂正請求ができるとしている。そのため、「客観的記録物がない中で訂正に応じると、要望者の意のままに記録が訂正されることになる」とする本件処分庁の弁明は妥当とは言えない。

また、要望等の内容・対応に関してどのような記録を作成するかは、実施機関の事務事業の遂行上必要かつ十分な範囲で実施機関の認識あるいは理解が記録されるべきものであり、要望者等の求めるとおりに記録することまで要するとも言えない。

したがって、訂正請求があった場合は、客観的記録物がないことをもって請求を退

けるべきではない。記録が作成された経緯や要望等の記録に記載されている事実関係、請求者の示す事実関係や理由、資料等を踏まえ、「事実の誤り又は不正確な内容」の記載であるか否かについて判断するべきである。

そこで、次に本件処分１から６に係る訂正の要否について検討する。

３　訂正の要否について

（１）本件処分１について

訂正請求に係る記述は、審査請求人が道路管理にかかる問題として道路管理課に対応を求めた事項を簡潔にまとめたものである。これに対し審査請求人が求める訂正は、道路管理上の法令等に違反すると指摘したと主張する具体的な状況・認識の追加的記載を求めるものである。

本件処分１に係る要望等が行われた日の記録からは、道路管理課は要望の趣旨を「不明」としつつも、審査請求人が再相談することを告げたため本件対象文書１を作成した経緯が認められた。記録された内容は、審査請求人が道路管理上の問題とする事項を簡潔にまとめたものであり、この点は審査請求人が訂正を求めていないため、事実認識に齟齬はないと言える。審査請求人の求める訂正内容は、これに加えて過去の経緯、背景、要望理由、法令違反として指摘した事項を要望事項に加えて記載することを求めるものだが、本件処分１に係る記載は道路管理課が要望対応に必要な限度で記録したもので、「事実の誤り又は不正確な内容」とまでは言えず、審査請求人の求める訂正内容は訂正しないとの判断は妥当である。

なお、実施機関は、要望等として記録する内容を要望者に確認を求めるなどの対応を行っているわけではなく、要望者の発言趣旨と異なる記録がなされることは少なからず想定されるため、訂正依頼に対しては、事後的な補足事項として別途記録しているとも弁明しているところである。本件処分１に係る訂正内容は、これまでの経緯、生じている具体的状況、法令違反等を理由として要望を行ったという、審査請求人としては要望事項と一体となる重要な事実関係と主張しているところであるので、事後的な補足事項として記録し保管するよう対応されたい。

（２）本件処分２について

訂正請求に係る記録は、道路管理課が現地調査を行った際に審査請求人からき取った審査請求人自身の行為とその理由、審査請求人と道路管理に関して紛争となっている自治会に対し要求したい事項である。これに対し、審査請求人の行った行為に係る理由、道路管理上の問題について対応の要求ではなく現状認識を踏まえた提案であり、記録されているような主張はしておらず、事実の誤り及び不正確な内容であるとして審査請求人は訂正を求めている。

本件処分２に係る記載内容のうち、審査請求人の行った行為については道路管理課と審査請求人の間で相違はなく、現地での口頭でのやり取りで説明された「理由」に相違がある。訂正を求める内容は、審査請求人としての説明として理解できるものの、道路管理課が記載した内容が事実の誤り又は不正確な内容であるとまで裏付けるものとは言い難い。また、道路管理上の問題への対応は、審査請求人は実施することが望ましいことと、それを行わないまでも実施できることの提案を述べたと訂正を求めているが、本件処分２に係る記載は、実施の望ましい事項が自治会への対応要望事項として記載されており、何ら関連のないことが記載されているわけではなく、主訴と道路管理課が解したことを記載したものと認められる。したがって、本件処分２に係る記載

内容は、「事実の誤り」又は「不正確な内容」であるとまでは言えず、訂正しないとの判断は妥当である。
　なお、前記（１）と同様に、本件処分２に係る訂正内容は、経緯や要望・提案としてその趣旨を審査請求人としてその意図も含めて記載することを主張しているため、記録されるべきという訂正請求が出されている以上、事後的な補足事項として記録し保管するよう対応されたい。

（３）本件処分３について
　訂正請求に係る記録は、道路管理課が自治会関係者を訪問した際の記録のうち、訪問する理由となる審査請求人の要望事項を記録した部分である。
道路管理課の記載は自治会に対応を求めたい事項を記録しているが、審査請求人は法令違反への指導を求めたことからその旨への訂正を求めている。
　本件処分３に係る記載内容は、道路管理上の問題として審査請求人が対応を求めた内容を記載しているところ、これを「法令違反」と記載する訂正を求めるものである、道路管理課が記載している内容は、本件処分１で審査請求人が訂正を求めた内容に含まれる事項である。したがって、本件処分３に記載されている内容は、審査請求人が本件処分１で訂正を求めた内容と合致しているため、「事実の誤り」又は「不正確な内容」であるとは言えず、訂正しないとの判断は妥当である。
　なお、前記（１）と同様に、本件処分３に係る訂正内容は、審査請求人としては道路管理上の問題を法令違反と指摘したという主張で記録されるべきという訂正請求が出されている以上、事後的な補足事項として記録し保管するよう対応されたい。

（４）本件処分４について
　訂正請求に係る記録は、審査請求人が市民協働推進課に来庁した際に、道路管理課からの説明を求めたことを示す内容であるが、道路管理課に法令違反の認識があるかの確認を求めたとして訂正を求めている。
　本件処分４に係る記載内容は、道路管理課において対応を要すると解したことを記録したものであるが、審査請求人は道路管理課の同席を求めた趣旨は異なると主張している。この道路管理課の対応内容とは、自治会との道路管理上の問題に関するものであることは本件対象文書１全体の記録内容から明らかで、この説明を求められたと道路管理課が解して記録したことは、「事実の誤り」又は「不正確な内容」であるとまでは言えず、訂正しないとの判断は妥当である。
　なお、前記（１）と同様に、本件処分４に係る訂正内容は、審査請求人としては道路管理上の問題について法令違反の認識があるかの確認を求めたという主張であり、記録されるべきという訂正請求が出されている以上、事後的な補足事項として記録し保管するよう対応されたい。

（５）本件処分５について
　訂正請求に係る記録は、本件処分４にかかる審査請求人の来庁時の道路管理課の説明について確認を求める内容に対し、道路管理課に法令違反の認識があるかの確認を再度求めたとして訂正を求めている。
　本件処分５に係る記載内容は、本件処分４にかかる来庁時の道路管理課の発言の確認を求めている点では訂正を求める内容との齟齬はない。審査請求人が求める訂正は、確認したい事項として主張したことについて、具体的に記述を求めるものであり、「事

実の誤り」又は「不正確な内容」であるとは言えない。したがって、訂正しないとの判断は妥当である。

なお、前記（１）と同様に、本件処分５に係る訂正内容は、審査請求人としては道路管理上の問題について法令違反の認識があるかの確認を求めたという主張であり、記録されるべきという訂正請求が出されている以上、事後的な補足事項として記録し保管するよう対応されたい。

（６）本件処分６について

訂正請求に係る記録は、道路管理課への審査請求人からの電話の内容を記録したもので、自治会が対応しないため市として代わりに対応することを求めた内容であるのに対し、現地の具体的な状況や市として対応するべき理由について記載する訂正を求めている。

本件処分６に係る記載内容は電話での応対記録であり、自治会の管理上の問題に対応しないこと及び、それについて市として代わりに対応を求めた審査請求人の主訴は簡潔にではあるが記録されており、この点について審査請求人が訂正を求める内容との齟齬は見られない。審査請求人としては具体的に説明した状況や理由を記載することを求めているものであるが、本件処分６は道路管理課が要望対応に必要な限度で記録したもので、「事実の誤り又は不正確な内容」とまでは言えず、審査請求人の求める訂正をしないとの判断は妥当である。

なお、前記（１）と同様に、本件処分６に係る訂正内容は、審査請求人としては現状や対応を求める理由などを具体的に記録することを求めているのであり、記録されるべきという訂正請求が出されている以上、事後的な補足事項として記録し保管するよう対応されたい。

４　結論

以上のことから、本件処分１から６に係る記載内容は審査請求人の保有個人情報であり、訂正請求の対象ではあるが、訂正請求を行わないとした本件処分庁の判断は妥当である。

なお、本件処分１から６に関する判断部分で述べた通り、実施機関は、要望等として記録する内容を要望者に確認を求めるなどの対応を行っているわけではなく、要望者の発言趣旨と異なる記録がなされることは少なからず想定されるため、訂正依頼に対しては、事後的な補足事項として別途記録しているとも弁明しているところである。審査請求人は、要望にかかる実施機関とのやり取りに際して自ら述べたと主張する経緯や事実関係、審査請求人としての判断に係る内容の記載を求めており、これらは審査請求人としては記載されるべき事項としているところであるので、事後的な補足事項として記録にとどめて保管するよう対応されたい。

【別表１】訂正請求箇所

	訂正箇所	訂正内容
１８町道管第９６４号	要望対応票１６－１８８１ 要望内容	公園の東側に目隠しで植えられたカイヅカイブキは、敷地内の枝を打ち払い、道路に越境させて、長年法令に違反して管理されている。その上、他に保管余地があるにもかかわらず越境した生垣の中にちり取りを放り込んで保管しており、法令違反は悪質。敷地内に溝をほって、公園西側から道路に雨水とともに浸食した土砂が流出するようにすることでむやみに道路を汚して法令違反をしていると通報
１８町道管第９６５号	要望対応票１６－１８８１ 経過１、６行目	構造だった。雨が降ればむやみに道路を汚すことになるため埋めた。雨で土砂が浸食しないように南側公園のように芝を張るなどするのが望ましいが、田んぼの畔のように雑草の根を残して刈るだけでもいいのではないかと提案した
１８町道管第９６６号	要望対応票１６－１８８１ 経過２、１行目	数度来庁し、法令違反に対して指導してほしい
１８町道管第９６７号	要望対応票１６－１８８１ 経過４、１行目	来庁。管理課として〇〇〇〇自治会の法令違反と認識しているのかについて確認を求めた。
１８町道管第９６８号	要望対応票１６－１８８１ 経過６、２行目	・・・しつこい、法令違反行為を繰り返しており極めて悪質である。また、６月の大坪担当課長の発言について、〇〇〇〇自治会の管理行為を法令違反と認めているのかどうかの回答を求めた。
１８町道管第９６９号	要望対応票１７－７９９７ 経過２、３行目	・・・電話（徳橋）。市にむやみに道路を汚したり道路に越境させた生垣の中にちり取りを保管する等、〇〇〇〇自治会の法令違反を繰り返し指摘し指導を要望しても強く指導しないために、〇〇〇〇自治会は対応しないというより、むしろ土を掘り返し水路を拡大していっそう土砂の浸食と流出をしやすくして雨が降れば今回のように以前にも増してむやみに道路を汚すことの繰り返しになっているのだから、また法令上道路は市の管理下にあるのだから、可能なら市で清掃して欲しい。

【別表２】審査請求書における主張

	審査請求理由
１８町道管第９６４号	（１）請求内容に係る部分の客観的事実関係を示す証拠写真が存在するため（２０１８年８月１５日付１８町環推第３５２号）
１８町道管第９６５号	（１）請求内容に係る部分の客観的事実関係を示す証拠写真が存在するため（２０１８年８月１５日付１８町環推第３５２号） （２）請求内容に係る部分は客観的事実関係に従った主張であり、「腹が立ったので埋めたとの事。公園のように芝を張るなどさせたいとの事。」との主張はしていないので、事実に誤りがあり、不正確な内容なため （３）市の記録が正しいと確認しうる他の客観的記録が存在しないため
１８町道管第９６６号	（１）請求内容に係る部分は数度来庁し、一貫して繰り返し求めている主張であり、市の記録のように「カイヅカイブキの剪定をしてほしい」との記録では、事実に誤りがあり、不正確な内容のため （２）請求内容に係る部分は２０１７年６月１５日（２０１８年８月１４日付１８町環推第７０４号の個人情報記録１の要望対応票１６－１８８１の経過４）にも、強く一貫して繰り返し求めていたことを示す客観的事実関係を示す記録が存在するため （３）市の記録が正しいと確認しうる他の客観的記録が存在しないため
１８町道管第９６７号	（１）請求内容に係る部分は「管理課の対応内容についての説明を求めた」との記録では、事実に誤りがあり、不正確な内容なため （２）請求内容に係る部分は、例え話「市民と警察官が赤信号を無視した車を見たとき、市民が警察官に「信号無視した車は悪いですね、違反を犯していますね」と確認を求めたところ、警察官が「問題ない」と言っているのと同じようなもの」を引用して強く一貫して繰り返し求めているため （３）請求内容が正しいと確認しうる他の客観的記録が存在するため
１８町道管第９６８号	（１）請求内容に係る部分は「しつこい、との事。６月の大坪担当課長の発言について本人に確認したいという。」との記録では、不正確な内容なため （２）請求内容に係る部分は、強く一貫して繰り返し求めていることを示す客観的記録が存在しているため （３）同時に記録されたしつこい行為（ちりとりの道路側への越境保管等に訂正済み）の記録が不正確であり、市の記録が正確であると確認しうる他の客観的記録が存在しないため
１８町道管第９６９号	（１）請求内容に係る部分の客観的事実関係を示す証拠写真が存在するため（２０１８年８月１４日付１８町道管第７０４号の個人情報記録２の要望対応票１７－７９９７の写真、２０１８年８月１５日付１８町環推第３５２号の写真） （２）請求内容に係る部分の市の記録「自治会に要望しても対応しないため､」は請求者が自治会に要望したことなどなく、まったく事実関係に誤りがあり、請求者の趣旨が記録されておらず不正確なため （３）市の記録が正しい（請求者が自治会に要望したとする）とする客観的事実が存在しないため （４）個人情報保護条例の訂正請求の法令主旨を無視した処分のため

町田市行政不服審査会
２０１８年度第１５号事件
（審査請求人　○○　○○）

２０２１年１１月１８日

答　　申

町田市長　石阪　丈一　様

町田市行政不服審査会
会長　　野村　武司

２０１９年2月２６日付け１８町総法第１３６号（２０１８年度第１５号事件）でなされた諮問について、以下のとおり答申いたします。

第１　審査会の結論

審査請求人○○○○（以下「審査請求人」という。）が２０１８年１０月４日付けで処分庁町田市長（以下「処分庁」という。）に対して行った個人情報訂正請求に対して、処分庁が２０１８年１０月１８日付け１８町市協第２６２号の２をもって行った個人情報非訂正決定処分は、妥当である。

第２　審査請求の趣旨

審査請求人は処分庁が２０１８年１０月１８日付け１８町市協第２６２号の２をもって行った個人情報非訂正決定処分を取り消すとの決定を求めた。

第３　本件事案の経緯

１　審査請求人は、町田市個人情報保護条例（以下「本件条例」という。）第２２条の規定により、２０１８年１０月４日に「個人情報開示等請求書」で、処分庁に対し「２０１７年度要望相談受付簿」を対象文書とし、対応内容欄１４行目に記載された「了承」を「断る。話し合いの場で自ら要望者であることを名乗る。」に訂正を求めた。

２　処分庁は、市の記録に誤りがあると確認しうる他の客観的記録が存在しないことを理由として、非訂正とする決定をし、２０１８年１０月１８日付け１８町市協第２６２号の２「個人情報非開示等決定通知書」により、審査請求人に通知した。

３　審査請求人は、審査庁町田市長（以下「審査庁」という。）に対して、上記処分を不服として２０１８年１０月２５日に「審査請求書」により審査請求を行った。

４　処分庁は、２０１８年１２月６日付け１８町市協第３３６号「弁明書」により弁明した。

５　審査請求人は、２０１９年1月２６日に「反論書」により反論した。

６　審査庁は、本件条例第３０条第２項の規定に基づき、２０１９年2月２６日付け１８町総法第１３６号「審査請求について（諮問）」により、本件審査請求について当審査会に諮問した。

７　審査会は、次のとおり調査審議を行った。

２０２０年１２月２５日　審議

２０２１年1月２２日　処分庁への事情聴取
２０２１年2月４日　審査請求人による口頭意見陳述
２０２１年4月１２日　審議
２０２１年5月２８日　審議

第４　審査請求人と処分庁の主張
１　審査請求人は、審査請求書及び反論書において主に次の主張をした。
（１）審査請求書における主張
ア　市の記録が正しいとする客観的事実は存在せず、下記のイからクの複数の市の記録が不正確であるとする客観的事実が存在する。
イ　同時に記録された市の記録において、２０１８年9月１１日付１８町市協第２０３号の２と２０１８年9月１１日付１８町市協第２０４号の２で示された、市の記録が複数不正確である事実。
ウ　請求内容に係る部分は、請求者は２０１８年8月１０日付１８町市協第７２号の２の個人情報記録２の２０１７年度要望相談等受付簿の項２１枝８の対応内容欄で〇〇〇〇自治会との話合いは断っている事実。
エ　同時に記録された２０１７年度要望相談等受付簿の項２１枝９の相談内容欄１・２行目の市の記録は、「(市職員の)・・・・さんから提案のあった自治会の皆さんと直接お話しする場のセッティング」をお願いしたい。」と市の職員が主導した記録である事実。
オ　また、市の記録は、後日記録された２０１７年度要望相談等受付簿の項２１枝１０の相談内容欄１０行目の記録においても「→（(市職員)・・・・）会長に話を通さないで、他の方に連絡することはできない」と、請求者の要望（〇〇町内会の会長以外の役員や〇〇町内会のごみ集積所の利用者の出席が必須であること）を否定した、市の職員が主導した記録である事実。
カ　さらに、請求内容に係る部分を含め請求者の要望を再確認せず、個人情報を扱う上での慎重さを著しく欠いている事実。
キ　請求者が話し合いに出席する相手が誰であるかをはっきり知らないまま、請求内容に係る部分を了承したとすることは、個人情報の取り扱いにおいて配慮を著しく欠いている事実。
ク　その上、市の職員が２０１７年度要望相談等受付簿の項２１枝８の相談内容欄１６行目に記載されている事実「請求者が長年イヤガラセを〇〇〇〇自治会から受けていること」を知りながら請求者の名前を〇〇〇〇自治会の役員に伝えることは個人情報の扱いにおいて配慮を著しく欠いている事実。
（２）反論書における主張
「本件においては、発言内容の録音データその他の客観的記録は存在しない。」と主張するが、２０１８年１０月１８日付けで提起した審査請求において、請求人の発言内容を支持する客観的事実関係の記録の存在と根拠をすでに指摘している。処分庁は、請求人の発言内容を支持する客観的事実関係の記録の存在と根拠に対し、なんら弁明をすることができていない。繰り返しになるが、「請求人は長年イヤガラセを〇〇〇〇自治会から受けている」ため、〇〇〇〇自治会との話合いは断っている。請求人の要望は、〇〇町内会のごみ集積所の利用者と〇〇町内会の会長以外の役員の出席を含めたごみ集積所の利用者間の話し合いのセッティングであったが、市の記録は複数にわたって、市の職員が主導する形で請求人の要望と異なる

記録がされている。話し合いの相手が誰であるかはっきり知らないまま請求内容に係る部分を「了承」とすることは、個人情報を不特定の者に公開することであり、認められない。処分庁は、このような請求人の発言内容を支持する客観的事実関係と根拠に対し、全く弁明することなく、「本件審査請求を棄却する。」との裁決を求めている。そして、請求内容に係る個人情報を「訂正すると、相談者の意のままに記録が訂正されることとなり、相談業務の実施目的が損なわれる」として、市の相談業務に利用しようとしている。処分庁の非訂正決定処分は、請求人の発言主旨と異なる内容や不正確な内容の訂正・利用の中止等を求める権利を保障する本件条例の第１条に反している。

以上のことから、非訂正決定処分は不当である。

なお、補足の意見の「要望相談等受付簿はあくまで内部的な記録である」との意見は、本件対象文書は保有個人情報であるため、「市民が自己に関する個人情報の主体である」とする本件条例１条に反していることより認められない。

２　処分庁は、弁明書において主に次の主張をした。

本件対象文書のうち、審査請求人が訂正を求めた部分は、市民協働推進課の相談業務における審査請求人の発言内容を記録した箇所である。審査請求人は、本件条例第２２条第１項の規定に基づき本件請求を行っており、同項は、「市民は、自己に関する保有個人情報について事実に誤り又は不正確な内容であると認めるときは、実施機関に対し、その保有する個人情報の訂正を請求することができる。」と規定している。一般的に、事実に誤り又は不正確な内容があるか否かを判断するためには、正しい事実の内容を証する他の客観的記録が必要であるが、本件においては、発言内容の録音データその他の客観的記録は存在しない。

市民協働推進課における相談業務は、市と町内会・自治会が連携して地域課題を解決することを目的として実施している。当該相談の記録である要望相談等受付簿について、確たる証拠なしに訂正すると、相談者の意のままに記録が訂正されることとなり、相談業務の実施目的が損なわれる。

以上のことから、本件処分は妥当である。

なお、要望相談等受付簿はあくまで内部的な記録であり、その内容について、相談者に確認を求めることは特段行っていないため、相談者の発言主旨と異なる記録がなされることは少なからず想定される。このため、相談者から相談記録の内容について訂正依頼があった場合、元の記録を書き改めることはできないが、事後的な補足事項として、別途記録することは可能である。

第５　審査会の判断

１　本件訂正請求について

（１）審査請求人が求める訂正

訂正請求されている文書は、審査請求人が本件実施機関に行った相談及び要望内容とそれに対する対応内容を記録した「２０１７年度要望相談等受付簿」（以下、本件文書）である。本件文書の記載のうち２０１７年６月２９日の審査請求人が本件実施機関に電話で連絡した際の本件実施機関対応内容のうち、相談内容に係る自治会関係者との調整の場を設けることを提案し、調整に当たり関係者に対して氏名を伝えることを審査請求人が了承したと記録されている部分について、氏名を伝えることは断わり話し合いの場で自ら名乗ると述べたとして、訂正を求めている。

（２）処分庁の判断

処分庁は、「市の記録に誤りがあると確認しうる他の客観的記録が存在しないため」との理由で訂正しないとの決定を行った。また、「一般的に、事実に誤り又は不正確な内容があるか否かを判断するためには、正しい事実の内容を証する他の客観的記録が必要であるが、本件においては、発言内容の録音データその他の客観的記録は存在しない」とし、「確たる証拠なしに訂正すると、相談者の意のままに記録が訂正されることとなり、相談業務の実施目的が損なわれる」と弁明している

２　訂正に係る客観的記録の存否について

本件条例第２２条第１項は、「自己に関する保有個人情報について事実に誤り又は不正確な内容があると認めるときは、実施機関に対し、保有個人情報の訂正を請求することができる」と定めており、「事実の誤り」ないし「不正確な内容」がある場合に、実施機関に対し訂正を要しない正当な理由がある場合を除き訂正する義務を課すものである。

本件処分庁は、客観的記録がないことを理由に訂正を行っていないが、本件条例第２２条第１項は訂正請求に際して客観的記録を必ずしも求めておらず、保有個人情報の本人が「事実に誤り又は不正確な内容があると認めるとき」に訂正請求ができるとしている。そのため、「一般的に、事実に誤り又は不正確な内容があるか否かを判断するためには、正しい事実の内容を証する他の客観的記録が必要であるが、本件においては、発言内容の録音データその他の客観的記録は存在しない」ことを理由に訂正をしない処分庁の弁明は妥当とは言えない。

また、要望等の内容・対応に関してどのような記録を作成するかは、実施機関の事務事業の遂行上必要かつ十分な範囲で実施機関の認識あるいは理解が記録されるべきものであり、要望者等の求めるとおりに記録することまで要するとも言えない。

したがって、訂正請求があった場合は、客観的記録物がないことをもって請求を退けるべきではない。記録が作成された経緯や要望等の記録に記載されている事実関係、請求者の示す事実関係や理由、資料等を踏まえ、「事実の誤り又は不正確な内容」の記載であるか否かについて判断するべきである。

そこで、次に本件処分に係る訂正の要否について検討する。

３　訂正請求対象情報の該当性について

本件文書の訂正が求められている記載内容について当審査会で確認したところ、本件処分庁は相談内容が継続的な地域問題であることなどを踏まえて、相談対応については確実に記録しておく必要があるとの認識であったとのことである。また、対面で調整を行う場合、相手方に審査請求人の氏名を伝える必要があるためその了承を求めた経緯があり、了承を得られたので対面での話し合いの場の調整を行うこととしたとのことであった。

一方で、審査請求人は了承したと電話で述べた事実はなく、特定の自治会との話し合いは断っており、別の自治会役員及びごみ集積所利用者との話し合いを求めているところ、これと異なる要望が記載されていると反論書で主張している。また、口頭陳述によると、審査請求人が特定されない形式での話し合いの場の設定を求めたが、本件実施機関が審査請求人を特定した上での話し合いの場の調整を行うとしたため、話し合いを行うこと自体を断ったとのことであった。

双方の主張等を踏まえると、審査請求人は話し合いの場を求めること自体を断った

とするものの、相談記録内容は対面で関係者を集めた話し合いの場を設けることを前提として双方のやり取りが行われ、それについての訂正は求められていないため、話し合いが行われる前提であったこと解するのが妥当である。その上で、対面での話し合いを行う場合、自治会関係者等との調整を行うに際して、誰が一方の話し合いの当事者であるかを明らかにしないで調整を行うことは一般的に困難であると考えられるため、本件実施機関が氏名を伝えることについて了承を求めたことも常識的対応の範疇と解するのが相当である。さらに話し合いの場を調整することで当該記録が終了しているため、本件実施機関が記録した内容は総合的に見て事実と反するとまでは言えない。

4　見解の相違への対応について

しかしながら、訂正請求に係る内容について、本件処分庁と審査請求人の間で正反対の状況認識が示されており、また相談内容に係る問題は継続していることを踏まえると、今後の相談対応や調整を円滑に行うためには、事実関係を含めてどのような見解の相違が生じたのかを記録として残すことは有意義であると考えられる。

本件処分庁は弁明書において、内部用に作成される相談記録について「相談者の発言主旨と異なる記録がなされることは少なからず想定される。このため、相談者からの相談記録の内容について訂正依頼があった場合、元の記録を書き改めることはできないが、事後的な補足事項として、別途記録することは可能である」としているところであり、訂正請求に係る内容を対象文書に添付ないし付記して保管するよう対応されたい。また、その際、本答申で確認した経緯を踏まえて、本件実施機関と審査請求人で正反対の状況認識である経緯が明らかとなるよう、本件実施機関の「了承」を得たと認識した状況・理由、審査請求人の「断る」とした状況・理由がわかる記録を補足して保管するべきである。

5　結論

以上のことから、本件処分で訂正請求を行わないとした本件処分庁の判断は妥当であるが、4で述べた通り文書を添付し記録を補足することで一連の経緯が分かるよう行政文書として保管するよう対応されたい。

町田市行政不服審査会
２０１８年度第７号事件
（審査請求人○○　○○）

２０２２年1月１２日

答　　申

町田市長　石阪　丈一　様

町田市行政不服審査会
会長　　野村　武司

２０１８年１０月４日付け１８町総法第７４号（２０１８年度第７号事件）でなされた諮問について、以下のとおり答申いたします。

第１　審査会の結論

審査請求人○○○○（以下「審査請求人」という。）が２０１８年５月１８日付けで処分庁町田市長（以下「処分庁」という。）に対して行った個人情報開示請求に対して、処分庁が２０１８年６月１日付け１８町総職第２２２号の３をもって行った個人情報部分開示決定処分のうち、２０１７年度第７回町田市ハラスメント防止対策委員会の会議資料中、サンプルと表示された４種類の協議結果案のうち案の具体的内容を示す部分は開示すべきである。

第２　審査請求の趣旨

審査請求人は処分庁が２０１８年６月１日付け１８町総職第２２２号の３をもって行った個人情報部分開示決定処分を取り消すとの決定を求めた。

第３　本件事案の経緯

１　審査請求人は、町田市個人情報保護条例（以下「本件条例」という。）第２０条第１項の規定により、２０１８年５月１８日付け「個人情報開示等請求書」で、処分庁に対し「ハラスメントに係るヒアリング対象者よる内容及び経い及財務部回答に依までの経緯の資料と総務部も含めて」を対象とする個人情報開示請求を行った。

２　処分庁は、ハラスメント防止対策委員会についての文書「【１７付議０１】ハラスメントに係る苦情・相談受付票の申出への部内対応報告票について（収受）」、「２０１７年度第７回町田市ハラスメント防止対策委員会（次第及び添付資料）」、「２０１７年度第７回町田市ハラスメント防止対策委員会（議事録）」、「２０１７年度第８回町田市ハラスメント防止対策委員会（議事録）」を対象文書とし、一部について非開示とする決定をし、２０１８年６月１日付け１８町総職第２２２号の３「個人情報部分開示等決定通知書」により審査請求人に通知した。

３　審査請求人は、審査庁町田市長（以下「審査庁」という。）に対して、上記処分を不服として２０１８年６月４日に「審査請求書」により審査請求を行った。

４　処分庁は、２０１８年７月３１日付け１８町総職第４８９号「弁明書」により弁明した。

５　審査請求人は、２０１８年９月５日に「反論書」により反論した。

６　審査庁は、本件条例第３０条第２項の規定に基づき、２０１８年１０月４日付け１８町総法第７４号「審査請求について（諮問）」により、本件審査請求について当審査会に諮問した。

７　審査会は、次のとおり調査審議を行った。

２０２１年6月１８日　審議
２０２１年7月１６日　処分庁への事情聴取
２０２１年9月１７日　審査請求人による口頭意見陳述
２０２１年１０月１５日　審議
２０２１年１１月１２日　審議
２０２２年1月７日　審議

第４　審査請求人と処分庁の主張

１　審査請求人は、審査請求書において、相手方に対し、何が分かったのか　内容を知る権利があり、真実を確認したいとの主張をした。

２　処分庁は、弁明書において主に次の主張をした。

（１）「【１７付議０１】ハラスメントに係る苦情・相談受付票の申出への部内対応報告票について（収受）」及び「２０１７年度第７回町田市ハラスメント防止対策委員会（次第及び添付資料）」のヒアリングの内容部分について

ア　ハラスメントに係る苦情・相談への対応では、事実確認を行うために、申出職員と相手方職員のみならず、その内容に関わる第三者からも聞き取りを行う。

イ　ハラスメントを扱う特性上、これらの関係者には、上司と部下という関係があり、それぞれの主張や証言が対立することもあり得る。

ウ　証言内容が開示されると、それぞれの証言に職場の関係性による忖度が含まれ、率直な発言が得られなくなったり、関係者の精神的な負担が増大し、証言をためらわせるなど、ハラスメントにおける事実確認を行うことに支障が生じる。

（２）「２０１７年度第７回町田市ハラスメント防止対策委員会（次第及び添付資料）」の審議結果通知のサンプルの審議内容の説明部分、及び「２０１７年度第７回町田市ハラスメント防止対策委員会（議事録）」、「２０１７年度第８回町田市ハラスメント防止対策委員会（議事録）」の質疑の内容について

ア　町田市ハラスメント防止対策委員会は、審議において公正かつ率直に意見交換できるよう会議を非公開としている。

イ　審議内容が開示されると、委員が忌憚なく意見を述べることを困難にし、審議の形骸化を招きかねない。

第５　審査会の判断

１　本件文書について

（１）開示請求と本件文書の特定

本件は、審査請求人に係るハラスメント事件（以下「本件ハラスメント事件」という。）に関して実施機関が保有している個人情報の開示が請求されている事案である。実施機関は、この開示請求に対して、請求に係る個人情報が記載されている公文書（総務部職員課保有分）として、次の公文書を特定した。

① 起案書「【１７付議０１】ハラスメントに係る苦情・相談受付票の申出への部内対応報告票について（収受）」以下に綴られた財務部財政課から収受した審査請求人に係るハラスメント事件についての資料（以下「本件文書１」という。）

② ２０１８年２月１６日に開催された２０１７年度第７回町田市ハラスメント防止対策委員会の会議資料（以下「本件文書２」という。）
③ 同議事録（議事要旨）（以下「本件文書３」という。）
④ ２０１８年３月１６日に開催された第８回町田市ハラスメント防止対策委員会の議事録（議事要旨）（以下「本件文書４」という。）

（２）各本件文書の概要と不開示部分

ア　本件文書１

本件文書１は、町田市総務部職員課が財務部財政課から収受した本件ハラスメント事件に関する文書一式である。収受を示す起案書に続いて、資料一覧が添付されており、以下、資料一覧記載の１２の文書（文書名省略）が綴られている。

このうちの①「事実確認調査票(相手方確認聞き取りシート)」及び４件の「事実確認調査票(第３者確認聞き取りシート）」の対象職員（又はヒアリング職員）の質問に対する回答部分のすべて、②２０１８年１月１７日付の「ハラスメントに係る部内協議」として協議内容が記載されている文書に添付された【資料１】の①を引用して転記された部分のすべてが不開示とされている。

イ　本件文書２

本件文書２は、２０１８年２月１６日に開催された町田市ハラスメント防止対策委員会の会議資料で、「次第」に続いて、資料１補足資料、「事務局による事例概要」、サンプルと表示された４種類の協議結果案が綴られており、さらに本件文書１が添付されている。

このうち、①「事務局による事例概要」中の「ヒアリング内容抜粋」の対象職員又はヒアリング職員の抜粋により記載された回答部分のすべて、②４種類分の各協議結果案のうち、案の具体的内容を示した部分のすべてが不開示とされている。なお、添付された本件文書１の不開示部分についてはアと同様である。

ウ　本件文書３

本件文書３は、第７回町田市ハラスメント防止対策委員会（議事要旨）（案）に係る２０１８年３月２日付け「起案書」及びこれに添付された議事要旨案である。

このうち、議事要旨案の質疑の発言者の委員長、副委員長、委員、事務局といった肩書き及び発言部分のすべてが不開示とされている。

エ　本件文書４

本件文書４は、第８回町田市ハラスメント防止対策委員会（議事要旨）（案）に係る２０１８年３月１９日付け「起案書」及びこれに添付された議事要旨案である。

このうち、議事要旨案の質疑の発言者の委員長、副委員長、委員、事務局といった肩書き及び発言部分のすべてが不開示とされている。

２　本件文書１中の①及び②、本件文書２中の①について

（１）不開示部分について

本件請求に対して不開示とされた本件文書１中の①及び②、本件文書２中の①はいずれも、本件ハラスメント事件について、相手方及び相手方以外の第三者からの事実確認調査（ヒアリング）における質問に対するヒアリング対象者の回答内容又はその抜粋である。いずれも回答を行った対象者の氏名を開示した上で、発言内容であることを理由に、条例第２１条第１項第６号を根拠として、回答内容を示す部分が不開示とされている。

（２）本件条例第２１条第１項第６号該当性について

本件条例第２１条第１項第６号は、「市又は国等の事務又は事業の運営に関する情報であって、開示をすることにより当該事務又は事業の実施の目的を失わせ、又は公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるもの」を不開示とするものである。

町田市では、ハラスメント事案について、町田市ハラスメント防止対策委員会を設置するとともに、『【町田市職員】ハラスメント防止体制に係る部内対応マニュアル』（総務部職員課、２０１７年７月１日）を作成し、ハラスメントに係る苦情・相談の対応についてその体制を整備している。同マニュアルでは、ハラスメントに関する苦情・相談があった場合、申出職員からの申出内容の確認、さらに事実確認としてハラスメントを行ったとされる相手方、複数の第三者からの聞き取りを予定しており、その運用に当たっては、ことがらの性質上、関係者が事実確認に協力したことによる不利益の回避などに留意した慎重な手順又は手続が求められている。そして、こうしたしくみが機能するためには、聞き取り（ヒアリング）において、「誰が、何を言ったか」については、こうした不利益を回避する点において保護される必要があり、また、これらが保護されているということを前提として、正確で過不足のない聞き取りが保証されることになる。

したがって、本件ハラスメント事件に係る個人情報の開示不開示の判断が本件事務又は事業のみならず、これ以降に行われるハラスメント事件の運用に決定的に影響を与えることになることから、この場合の「当該事務又は事業」とは、少なくとも本件においては、本件ハラスメント事件についての事務だけではなく、同種の事務又は事業を含むと考えるのが相当である。

（３）不開示の判断の妥当性について

本件文書１中の①及び②、本件文書２中の①の不開示部分は、相手方及び第三者の聞き取り（ヒアリング）の各発言内容であり、聞き取り（ヒアリング）対象者名が開示されていることを踏まえると、当該不開示部分を開示することにより、「誰が、何を言ったか」を明らかにすることとなる。その結果、本件事務又は事業において、上記不利益を回避できなくなることはもとより、同種の事務又は事業において、正確で過不足のない聞き取り（ヒアリング）を実施することが著しく困難となり、ハラスメント防止対策の目的を
失わせることは明らかである。したがって、当該部分を、本件条例第２１条第１項第６号に基づいて不開示とした実施機関の判断は妥当である。

３　本件文書２②について

（１）不開示部分について

本件文書２②の不開示部分は、「サンプル」と記載された文書に関するものではあるが、町田市ハラスメント防止対策委員会が、財務部長宛に行う審査請求人の申出に対する部内対応についての４種類の協議結果案であり、案の具体的内容を示す部分について、付議案件を精査する内容であることを理由に、条例第２１条第１項第６号を根拠として不開示とされている。

これらについて当審査会において見分したところによれば、サンプル①及び③とされた文書は、対応について適当であるか否かといった結論のみを協議結果案として簡易に記載するものであり、他方、サンプル②及び④とされた文書は、聞き取り（ヒアリング）の内容に言及し協議結果案を記載するものとなっている。

（２）不開示の判断の妥当性について

上記２（２）で述べた点を踏まえて、当該不開示部分について判断する。当該不開示部

分は、本件申出に対する部内対応について、町田市ハラスメント防止対策委員会が協議した結果を担当部長宛てに示すための案として作成された４種類の案である。

詳細に示された案の中には、聞き取り（ヒアリング）における相手方及び第三者の発言内容に言及する部分があり、聞き取り（ヒアリング）対象者の氏名が明らかになっているものの、複数の対象者がおり、「誰が、何を言ったか」について明らかになる可能性はないものと認められる。

また、当該不開示部分は、付議案件を判断するための案であるが、開示請求時点ですでに審議は終えており、開示をすることにより公正かつ適正な意思決定に著しい支障が生じるおそれはなく、同種の事務又は事業への影響を考慮しても、ハラスメント防止対策委員会業務の実施の目的を失わせ、又は公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められない。とりわけ当該不開示部分は、同委員会に提示された案であり、これをめぐる個々の委員の意見又は発言ではないことを踏まえると、不開示部分が開示されたとしても、心理的圧力等を理由として発言を抑制するなど、審議に支障があるとは認められない。

さらに、本来こうした申出に対する結果については、報告書などを通じて、「何が認定され、何が認定されなかったか」について、本人に知らされるのが通例であるところ、本件においては、結論のみを口頭で伝えられたに過ぎないという現状を踏まえると、何が検討の俎上に上ったかを示す案については本人開示の要請が強いものといわざるを得ない。

したがって、当該不開示部分を開示することについて、本件条例第２１条第１項第６号を根拠とした著しい支障は認められない。

４　本件文書３及び４について

（１）不開示部分について

本件文書３及び４の不開示部分は、第７回及び第８回の町田市ハラスメント防止対策委員会（議事要旨）（案）のうち、質疑にかかる発言部分であり、当審査会で見分したところによれば、委員長、副委員長、委員、事務局といった肩書き及び発言内容が記載されている。

（２）不開示の判断の妥当性について

上記２（２）で述べた点を踏まえて、当該不開示部分について判断する。当該不開示部分は、発言者の氏名は記載されていないものの、開示部分の出席者の氏名から、特定又は概ね特定できる。

ハラスメント防止対策委員会は、実施機関内部に置かれた委員会であるが、外部の有識者も含めた委員構成になっている。ハラスメント防止対策委員会という委員会の性格上、聞き取り（ヒアリング）対象者の具体的発言も踏まえ、さまざまな立場の職員が、公正かつ率直に、また忌憚なく意見交換することが必要である。

そして、本件ハラスメント事件に係る個人情報の開示不開示の判断が、本件事務又は事業のみならず、これ以降に行われるハラスメント事件の運用に決定的に影響を与えることになることを踏まえると、この場合の「当該事務又は事業」とは、本件ハラスメント事件についての事務だけではなく、同種の事務又は事業を含むと考えるのが相当である。

以上を踏まえると、当該不開示部分を開示することにより、同種の事務又は事業を含む当該事務又は事務事業において、聞き取り（ヒアリング）対象者の具体的発言も踏まえた、率直で忌憚のない意見交換をすることが著しく困難となり、ハラスメント防止対策の目的を失わせることとなる。

したがって、会議の非公開が、会議録の開示不開示と一致するものでないことは、最高裁判例に徴して明らかであるが、当該部分を、条例第２１条第１項第６号に基づいて不開

示とした実施機関の判断は妥当である。

５　結論

以上のとおりであるから、本件文書１、本件文書２中の①、本件文書３及び４の対象部分を不開示とした実施機関の判断は妥当であるが、本件文書２中の②で不開示とした部分は開示すべきである。

第６　付言

ハラスメント防止対策を含め、被害等を申し出、これに基づいて、事実を確認して申出に係る事実の存否、妥当性を審議する委員会において、関係者からの聞き取り（ヒアリング）は不可欠なものとして実施されるのが通例である。

その場合、係る調査に強制力がないこと、証言のみが裏付けとなる場合も少なくないことから、聞き取り（ヒアリング）対象者に不利益が生じないことを含め、忌憚なく、率直に、又過不足なく証言できる環境を整えることは必要不可欠なことである。

こうした環境整備において必要なのは、「誰が、何を言ったか」について保護するということであると思われるが、他方、被害を申し出た者の利益からすると、「誰が、何を行ったか」又は「行わなかったか」については少なくとも本人に明らかにされる必要がある。

ところが、本件において、本来、保護すべき証言をした者（ヒアリングに応じた者）について氏名を明らかにする一方で、発言内容について不開示としている。しかしながら、被害を申し出た者が、申出に係る事実について知る利益があることを踏まえると、発言者の氏名を伏せた上で（したがって、誰がヒアリングに応じたかを伏せた形で）、支障のない限りで、発言者の発言内容を開示することはあり得たはずである。

また、申し出た職員に対して示された結論が、結論を言い渡したにとどまるという現状を踏まえると、係る事件が生じるたびに、「誰が、何を行い、それがどのように認定されたか」について開示請求がなされることが危惧されるところである。

いったん、開示したものは不開示にできないという情報の開示の性質から、本件において、不開示の判断を妥当としたが、不開示の方法については、今後の開示請求への影響を踏まえ大いに疑問の残るところである。改善されたい。

町田市行政不服審査会
２０１８年度第８号事件
（審査請求人○○　○○）

２０２２年1月１２日

答　　申

町田市長　石阪　丈一　様

町田市行政不服審査会
会長　　野村　武司

２０１８年１０月４日付け１８町総法第７３号（２０１８年度第８号事件）でなされた諮問について、以下のとおり答申いたします。

第１　審査会の結論

審査請求人○○○○（以下「審査請求人」という。）が２０１８年5月１８日付けで処分庁町田市長（以下「処分庁」という。）に対して行った個人情報開示請求に対して、処分庁が２０１８年5月３１日付け１８町財財第１４１号をもって行った個人情報部分開示決定処分は、妥当である。

第２　審査請求の趣旨

審査請求人は処分庁が２０１８年5月３１日付け１８町財財第１４１号をもって行った個人情報部分開示決定処分を取り消すとの決定を求めた。

第３　本件事案の経緯

１　審査請求人は、町田市個人情報保護条例（以下「本件条例」という。）第２０条第１項の規定により、２０１８年5月１８日付け「個人情報開示等請求書」で、処分庁に対し「ハラスメントに係るヒアリング対象者よる内容及び経い及財務部回答に依までの経緯の資料と総務部も含めて」を対象とする個人情報開示請求を行った。

２　処分庁は、「ハラスメントに係る苦情・相談の申出への部内対応報告票について（提出）【２０１７年9月１５日申出分】」を対象文書とし、一部について非開示とする決定をし、２０１８年5月３１日付け１８財財第１４１号「個人情報部分開示等決定通知書」により審査請求人に通知した。

３　審査請求人は、審査庁町田市長（以下「審査庁」という。）に対して、上記処分を不服として２０１８年6月４日に「審査請求書」により審査請求を行った。

４　処分庁は、２０１８年7月３０日付け１８町財財第２８０号「弁明書」により弁明した。

５　審査請求人は、２０１８年9月５日に「反論書」により反論した。

６　審査庁は、本件条例第３０条第２項の規定に基づき、２０１８年１０月４日付け１８町総法第７３号「審査請求について（諮問）」により、本件審査請求について当審査会に諮問した。

７　審査会は、次のとおり調査審議を行った。

２０２１年6月１８日　審議

２０２１年７月１６日　処分庁への事情聴取
２０２１年９月１７日　審査請求人による口頭意見陳述
２０２１年１０月１５日　審議
２０２１年１１月１２日　審議
２０２２年１月７日　審議

第４　審査請求人と処分庁の主張

１　審査請求人は、審査請求書において、相手方に対し、何が分かったのか　内容を知る権利があり、真実を確認したいとの主張をした。

２　処分庁は、弁明書において主に次の主張をした。

（１）ハラスメントに係る苦情・相談への対応では、事実確認を行うために、申出職員と相手方職員のみならず、その内容に関わる第三者からも聞き取りを行う。

（２）ハラスメントを扱う特性上、これらの関係者には、上司と部下という関係があり、それぞれの主張や証言が対立することもあり得る。

（３）証言内容が開示されると、それぞれの証言に職場の関係性による忖度が含まれ、率直な発言が得られなくなったり、関係者の精神的な負担が増大し、証言をためらわせるなど、ハラスメントにおける事実確認を行うことに支障が生じる。

第５　審査会の判断

１　本件文書について

本件対象文書は、審査請求人に係るハラスメント事件（以下「本件ハラスメント事件」という。）に関して実施機関が保有している個人情報のうち、財務部財政課が総務部職員課に提出するために作成した起案書に綴られた公文書一式であり、「ハラスメントに係る苦情・相談受付票の申出への部内対応報告票について（提出）【２０１７年９月１５日申出分】」を件名とする起案文に続いて、提出文書の一覧と一覧に記載されている文書からなっている。

このうち、本件ハラスメント事件に関する相手方及び相手方以外の第三者からの事実確認調査（ヒアリング）における質問に対するヒアリング対象者の回答内容又はその抜粋部分（①「事実確認調査票(相手方確認聞き取りシート）」及び４件の「事実確認調査票(第３者確認聞き取りシート）」の対象職員（又はヒアリング職員）の質問に対する回答部分のすべて、②２０１８年１月１７日付の「ハラスメントに係る部内協議」として協議内容が記載されている文書に添付された【資料１】の①を引用して転記された部分のすべて）が、いずれも回答を行った対象者の氏名を開示した上で、発言内容であることを理由に、本件条例第２１条第１項第６号を根拠として、回答内容を示す部分が不開示とされている。

２　本件条例第２１条第１項第６号該当性について

（１）本件条例第２１条第１項第６号について

本件条例第２１条第１項第６号は、「市又は国等の事務又は事業の運営に関する情報であって、開示をすることにより当該事務又は事業の実施の目的を失わせ、又は公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるもの」を不開示とするものである。

町田市では、ハラスメント事案について、町田市ハラスメント防止対策委員会を設置するとともに、『【町田市職員】ハラスメント防止体制に係る部内対応マニュアル』（総務部職員課、２０１７年７月１日）を作成し、ハラスメントに係る苦情・相談の対

応についてその体制を整備している。同マニュアルでは、ハラスメントに関する苦情・相談があった場合、申出職員からの申出内容の確認、さらに事実確認としてハラスメントを行ったとされる相手方、複数の第三者からの聞き取りを予定しており、その運用に当たっては、ことがらの性質上、関係者が事実確認に協力したことによる不利益の回避などに留意した慎重な手順又は手続が求められている。そして、こうしたしくみが機能するためには、聞き取り（ヒアリング）において、「誰が、何を言ったか」については、こうした不利益を回避する点において保護される必要があり、また、これらが保護されているということを前提として、正確で過不足のない聞き取りが保証されることになる。

したがって、本件ハラスメント事件に係る個人情報の開示不開示の判断が、本件事務又は事業のみならず、これ以降に行われるハラスメント事件の運用に決定的に影響を与えることになることから、この場合の「当該事務又は事業」とは、少なくとも本件においては、本件ハラスメント事件についての事務だけではなく、同種の事務又は事業を含むと考えるのが相当である。

（２）不開示の判断の妥当性について

本件文書の不開示部分は、相手方及び第三者の聞き取り（ヒアリング）の各発言内容であり、聞き取り（ヒアリング）対象者名が開示されていることを踏まえると、当該不開示部分を開示することにより、「誰が、何を言ったか」を明らかにすることとなる。その結果、本件事務又は事業において、上記不利益を回避できなくなることはもとより、同種の事務又は事業において、正確で過不足のない聞き取り（ヒアリング）を実施することが著しく困難となり、ハラスメント防止対策の目的を失わせることは明らかである。したがって、当該部分を、本件条例第２１条第１項第６号に基づいて不開示とした実施機関の判断は妥当である。

３　結論

以上のとおりであるから、本件ハラスメント事件に関する相手方及び相手方以外の第三者からの事実確認調査（ヒアリング）における質問に対するヒアリング対象者の回答内容又はその抜粋部分を不開示とした実施機関の判断は妥当である。

第６　付言

ハラスメント防止対策を含め、被害等を申し出、これに基づいて、事実を確認して申出に係る事実の存否、妥当性の審議に際して、関係者からの聞き取り（ヒアリング）は不可欠なものとして実施されるのが通例である。

その場合、係る調査に強制力がないこと、証言のみが裏付けとなる場合も少なくないことから、聞き取り（ヒアリング）対象者に不利益が生じないことを含め、忌憚なく、率直に、又過不足なく証言できる環境を整えることは必要不可欠なことである。

こうした環境整備において必要なのは、「誰が、何を言ったか」について保護するということであると思われるが、他方、被害を申し出た者の利益からすると、「誰が、何を行ったか」又は「行わなかったか」については少なくとも本人に明らかにされる必要がある。

ところが、本件において、本来、保護すべき証言をした者（ヒアリングに応じた者）について氏名を明らかにする一方で、発言内容について不開示としている。しかしながら、被害を申し出た者が、申出に係る事実について知る利益があることを踏まえると、発言者の氏名を伏せた上で（したがって、誰がヒアリングに応じたかを伏せた形で）、支障のな

い限りで、発言者の発言内容を開示することはあり得たはずである。
　また、申し出た職員に対して示された結論が、結論を言い渡したにとどまるという現状を踏まえると、係る事件が生じるたびに、「誰が、何を行い、それがどのように認定されたか」について開示請求がなされることが危惧されるところである。
　いったん、開示したものは不開示にできないという情報の開示の性質から、本件において、不開示の判断を妥当としたが、不開示の方法については、今後の開示請求への影響を踏まえ大いに疑問の残るところである。改善されたい。

町田市行政不服審査会
２０１８年度第１２号事件
（審査請求人　○○　○○）

２０２１年１１月２５日

答　　申

町田市長　石阪　丈一　様

町田市行政不服審査会
会長　　野村　武司

２０１９年1月２３日付け１８町総法第１１８号（２０１８年度第１２号事件）でなされた諮問について、以下のとおり答申いたします。

第１　審査会の結論

審査請求人○○○○（以下「審査請求人」という）が２０１８年9月２０日に処分庁町田市長に対して行った公文書公開請求に対して、処分庁が２０１８年１０月４日付け１８町子推第２１４９号の２で行った公文書不存在決定処分は、妥当である。

第２　審査請求の趣旨

審査請求人は、処分庁が２０１８年１０月４日付け１８町子推第２１４９号の２をもって行った公文書不存在決定処分（以下「本件処分」という。）を取り消すとの裁決を求めた。

第３　本件事案の経緯

１　審査請求人は、町田市情報公開条例（以下「本件条例」という。）第６条の規定により、２０１８年9月２０日に「公文書公開請求書」で、処分庁に対し、「町田市の公立保育園５園各園の平成２９年度の決算書もしくは決算書に準じた書類及びそれらの添付書類、仕訳科目は小分類まで記載したもの」を対象とする公文書公開請求を行った。

２　処分庁は、審査請求人に対して、２０１８年１０月４日付け１８町子推第２１４９号の２「公文書不存在決定通知書」により、公立保育園各園の決算状況が判別できる形式の文書は作成していないことを理由として、本件処分を行った。

３　審査請求人は、審査庁町田市長に対して、本件処分を不服として２０１８年１０月７日付け「審査請求書」により本件審査請求を行った。

４　処分庁は、２０１８年１１月１５日付け１８町子推第２５４７号の２「弁明書」により弁明した。

５　審査庁は、本件条例第１０条第２項の規定に基づき、２０１９年1月２３日付け１８町総法第１１８号「審査請求について（諮問）」により、本件審査請求について当審査会に諮問した。

６　審査会は、次のとおり調査審議を行った。

２０２１年2月２６日　審議
２０２１年3月１９日　処分庁への事情聴取
２０２１年6月１８日　審議

２０２１年８月６日　審議
２０２１年１０月１５日　審議
２０２１年１１月１２日　審議

第４　審査請求人と処分庁の主張
１　審査請求人の主張
審査請求人は、審査請求書において、次のとおり主張している。
（１）平成２８年度包括外部監査報告書「町田市の子ども・子育て支援事業に関する財務事務の執行について」の８８頁において、平成２５年度から平成２７年度の各園の運営費の推移が示されていることから、不存在とする理由はない。
２　処分庁の主張
処分庁は、弁明書において、次のとおり主張している。
（１）平成２８年度包括外部監査報告書「町田市の子ども・子育て支援事業に関する財務事務の執行について」の８８頁に記載している事業費は、公立保育園各園の予算書上の運営費と集中管理をしている経費や人件費の総額を一覧表にしたものである。（２）で述べるとおり、この一覧表にある数値は公立保育園各園の保育に係る費用の決算額とは言えない。
（２）公立保育園の運営に係る費用については、予算書の構成上、公立保育園各園の運営費として計上しているものと、それ以外に集中管理している経費や人件費の事業費があり、市では、各園の仕訳をしたものは作成していない。また、各園の運営費には公立保育園に併設されている地域子育て相談センターに係る経費も含まれており、運営上の経費が全体的に合算されている状態である。
このような区分による事業費ごとの執行状況は決算として把握しているが、審査請求人の求めるような保育に係る部分だけを抜粋しているものは存在しない。

第５　審査会の判断
１　本件審査請求の対象文書について
審査請求人が公開を求める対象文書は「町田市の公立保育園５園各園の平成２９年度の決算書もしくは決算書に準じた書類及びそれらの添付書類」であり「仕分け科目は小分類まで記載したもの」である（２０１８年９月２０日付け公文書公開請求書）。
これに対し、処分庁は「公立保育園各園の決算状況が判別できる形式の文書は作成していないため」、審査請求人の求める公文書は不存在とした（２０１８年１０月４日付け公文書不存在決定通知書）。
一方、審査請求人は「平成２８年度包括外部監査報告書『町田市の子ども・子育て支援事業に関する財務事務の執行について』においては、平成２５～２７年度の各園の運営費の推移が示されているため不存在の理由はない」とする（平成３０年１０月７日付け審査請求書）。
他方、処分庁は「包括外部監査報告書（中略）に記載されている事業費は、公立保育園各園の予算書上の運営費と集中管理をしている経費や人件費の総額を一覧表にしたもの」であり、「審査請求人が求めているものとは相違がある」（２０１８年１１月１５日付け弁明書）とする。

２　本件請求文書の存否について
（１）対象文書の内容

審査請求人が求めた「決算書もしくは決算書に準じた書類及びそれらの添付書類であり仕分け科目は小分類まで記載したもの」とは、具体的には、市が市内の民間（法人立の）保育園に対して毎年作成及び提出を求めている、「拠点区分資金収支計算書」と同じか、同等の仕分けが市内に５つある公立保育園ごとに行われているものである。

このことは、情報公開請求書には明記されていないが、２０２１年３月１９日の子育て推進課に対するヒアリングによると、２０１８年９月７日に開催された法人立保育園園長会の後、情報公開請求のあった９月２０日までの間に、審査請求人から子育て推進課に電話があった際に口頭で申し出があった、ということである。

その電話の際、子育て推進課からは事業別行政評価シートを案内したが、審査請求人はそれでは納得しなかったことからも、審査請求人が求めるものは、「拠点区分資金収支計算書」と同じか、同等の仕分けが園ごとに行われているものであることが推察される。

（２）対象文書の存否

ア　本審査会で調査したところ、審査請求人の求める「拠点区分資金収支計算書」と同じか、同等の仕分けが園ごとに行われている文書は存在しなかった。

イ　普通地方公共団体の歳入歳出予算は、地方自治法に基づき、組織別、目的別に区分され、議会の議決を経て成立、執行される。決算についても、年度内に当該予算の範囲内で各事業への支出が行われたかどうか議会の認定を受けなければならない。これは、議会制民主主義の統制下で、予算の適正・確実な執行を図るという観点から、現金収支の確定性、客観性、透明性を確保するための仕組みである。

町田市から提供を受けた資料によると、市の公立保育園５園に係る経費については、その歳出予算において、大きく分けて、①職員人件費、②子育て推進課人事事務、③保育園管理事務、④各園保育事業という名称の事業（中事業）に区分されている。

このうち、①職員人件費については、各園及び保育園業務に携わる子育て推進課の正規職員の人件費を、総務部職員課が一括して計上している。②子育て推進課人事事務については、各園の嘱託員及び臨時職員の人件費を、子育て推進課において一括計上している。③保育園管理事務については、各園を通じた一括契約による委託料、各園の職員の旅費、修繕費用などを、子育て推進課において一括計上している。④各園保育事業については、園ごとに契約、調達される光熱水費、賃借料、消耗品費などが、園ごとに計上されている。

決算についても、歳出予算と同じ中事業の区分によって作成される。

このように、園ごとに予算決算が区分されているのは、④各園保育事業のみであり、他の経費については、多くの項目で公立保育園５園分が一括計上されている。

ウ　また、公立保育園の決算内容を含む文書としては、市は、決算書を補完する資料として、企業会計に近い形式の「町田市課別・事業別行政評価シート」を作成している。市の公立保育園については、「公立保育所運営事業」という名称のシートで、公立保育園５園の運営に係る収支額が掲載されている。このシートに掲載されている行政費用や行政収入の勘定科目は、審査請求人が求める仕分科目に近いと推察されるが、これについても計上されている金額は５園全体のものであり、園ごとの収支を把握することはできない。

エ　さらに、平成２８年度包括外部監査報告書８８ページ表９０「市立保育園運営関連費の推移」について検討すると、平成２５年度から２７年度について記載されて

いるが、包括外部監査人の集計により、主に光熱水費等の公共料金、消耗品費、保守点検委託料等の積み上げで算出されており、保育園事業とは別の併設の地域子育てセンター経費も含まれているほか、全体事業費の約７３％に当たる管理事務の項目については、臨時職員の人件費、小口修繕費、リース代等が５園一括してまとめられており、さらに、市の正規職員の人件費は含まれていないものであり、審査請求人の求める仕分け項目とは大きく異なる。

オ　これら以外にも、実施機関に他の形で「決算書もしくは決算書に準じた書類及びそれらの添付書類であり仕分け科目は小分類まで記載したもの」がないか、本審査会において子育て推進課から「歳入決算額充当先一覧表」、「歳出予算執行状況表（明細）」、「全職員給与集計表」の提供を受け検討を行ったが、これらの文書によっても園ごとの収入及び支出の内訳は判別できなかった。「歳入決算額充当先一覧表」については、収入の部の合計数値は読み取れるが、園ごとの収入は判別できない。「歳出予算執行状況表（明細）」については、支出のうち、医薬材料費、光熱水費などは園ごとの執行済額が明記されているが、人件費・共済費、修繕料、業務委託料などは合計額しか記載がないか、各園共通で支出されていて分割できない部分の占める割合が大きい。「全職員給与集計表」については、市立保育園の嘱託員・臨時職員の出退勤を管理するシステムで毎月作成している職員全員の給与を集計したものであり、園ごとの金額を把握することはできない。

３　結論

以上をまとめると、審査請求人が公開を求める公文書の内容は「拠点区分資金収支計算書」と同じか、同等の仕分けが園ごとに行われているものであること、それに該当する公文書は実施機関に存在しないことがわかる。

したがって「公立保育園各園の決算状況が判別できる形式の文書は作成していないため」公文書不存在とした処分庁の判断は妥当である。

町田市行政不服審査会
２０１８年度第１６号事件
（審査請求人　○○　○○）

２０２２年3月２３日

答　　申

町田市長　石阪　丈一　様

町田市行政不服審査会
会長　　野村　武司

２０１９年3月１３日付け１８町総法第１４０号（２０１８年度第１６号事件）でなされた諮問について、以下のとおり答申いたします。

第１　審査会の結論

審査請求人○○○○（以下「審査請求人」という。）が２０１８年１１月８日付けで処分庁町田市長（以下「処分庁」という。）に対して行った個人情報訂正請求に対して、処分庁が２０１８年１１月２７日付け１８町政聴第４５－１号をもって行った個人情報非訂正決定処分は、妥当である。

第２　審査請求の趣旨

審査請求人は処分庁が２０１８年１１月２７日付け１８町政聴第４５－１号をもって行った個人情報非訂正決定処分を取り消すとの決定を求めた。

第３　本件事案の経緯

１　審査請求人は、町田市個人情報保護条例（以下「本件条例」という。）第２２条第１項の規定により、２０１８年１１月８日付け「個人情報開示等請求書」で、処分庁に対し「合同相談会について（２０１８年１１月７日付け１８町政聴第４２号)」を対象文書とし、以下２つの訂正を求めた。

（1）タイトル「合同相談会」を「アーバンネットと町田市との合同相談会」とする訂正（以下本件訂正請求①という）

（2）本文４行目に記載された「解決に向けた専門的見地から意見を話しています。あくまでも助言になります」を「相談員が町田市の責任において適正なアドバイスをして責任を明確にして解決に導くものとする。」とする訂正（以下本件訂正請求②という）

２　処分庁は、本件訂正請求①はメールフォームによる問い合わせの際に請求者が記載した件名をそのまま引用したものであることを理由として、本件訂正請求②は市の事業についての説明であり、請求者について言及したものではないことを理由として、それぞれ非訂正とする決定をし、２０１８年１１月２７日付け１８町政聴第４５－１号「個人情報非開示等決定通知書」により審査請求人に通知した。

３　審査請求人は、審査庁町田市長（以下「審査庁」という。）に対して、上記処分を不服として２０１８年１２月４日に「審査請求書」により審査請求を行った。

４　処分庁は、２０１９年1月２４日付け１８町政聴第５４号「弁明書」により弁明し

た。
5　審査庁は、本件条例第３０条第２項の規定に基づき、２０１９年３月１３日付け１８町総法第１４０号「審査請求について（諮問）」により、本件審査請求について当審査会に諮問した。
6　審査会は、次のとおり調査審議を行った。
２０２１年１１月１２日　審議
２０２１年１２月１０日　処分庁への事情聴取
２０２２年１月７日　審議
２０２２年２月４日　審議
２０２２年３月８日　審議

第４　審査請求人と処分庁の主張
1　審査請求人は、審査請求書において、相談内容についても宅建協会は町田市に問い合わせとの返事なので、町田が責任を負う立場でもある。第２２条事実に誤りと不正確な内容であるとの主張をした。
2　処分庁は、弁明書において、本件訂正請求①は、町田市ホームページにおけるメールフォームを利用して、政策経営部広聴課に対して行った問い合わせの際に審査請求人が記載した件名をそのまま引用したものであり、事実に誤り又は不正確な内容があるとは言えないとし、本件訂正請求②は、市の事業についての説明であり、審査請求人に関して言及した部分ではないため、条例第２２条に基づく訂正の請求の対象となるものではないとし、以上のことから、非訂正決定は妥当であるとの主張をした。

第５　審査会の判断
1　本件対象文書について
（1）本件対象文書の概要
本件対象文書は、町田市が主催し、東京都社会保険労務士会多摩統括支部町田地区、(公社)東京都宅地建物取引業協会町田支部、東京司法書士会町田支部、東京都建築士事務所協会町田支部、東京土地家屋調査士会町田支部、行政相談委員、(公社)東京都不動産鑑定士協会、東京都行政書士会町田支部の相談会参加団体８者によって組織された権利能力なき社団である「未来を創るアーバンネットまちだ」によって２０１７（平成２９）年１０月１日に実施された合同相談会において、審査請求人がその個人の生活において生じた問題に関して行った相談に対するアドバイスが適切でなかったとして、その実施の約１年後（２０１８（平成３０）年１１月２日）に、審査請求人が町田市ホームページにおけるメールフォームを利用して実施機関（担当部署：政策経営部広聴課）に対して行った問い合わせに回答するために作成された文書である。
（2）訂正請求の内容と実施機関の判断について
実施機関は、本件対象文書の表題とされている「合同相談会」の記載を「アーバンネットと町田市との合同説明会」に訂正することの請求（本件訂正請求①）を、審査請求人が町田市ホームページにおけるメールフォームを利用して行った問い合わせの際に記載した件名をそのまま引用したものであることを理由として、拒否している。
また、実施機関は、本件対象文書における回答の本文中の「解決に向けた専門的見地から意見を話しています。あくまでも助言になります」との記載を「相談員が町田市の責任において適切なアドバイスをして責任を明確にして解決に導くものとする」に訂正することの請求（本件訂正請求②）を、当該記載の内容が市の事業についての説明であり、審査

請求人について言及したものでないことを理由として、拒否している。
　そこで、実施機関のそれらの判断の適否について判断する。

２　実施機関の判断の当否について
（１）本件訂正請求①の部分についての判断
　本件条例は、「市民は、自己に関する保有個人情報について事実に誤り又は不正確な内容があると認めるときは、実施機関に対し、保有する個人情報の訂正を請求することができる。」（本件条例第２２条第１項）と定める。そして、ここにいう「事実に誤り」とは実施機関の管理する保有個人情報が事実に照らして誤っていることをいい、誤った事実の認識に基づいた不正確な評価が記載されている場合を除き、保有個人情報の本人に関する他者の評価・意見等の価値判断を含む記録については、それが本人の価値判断と異なるものは、「事実に誤り」があるとは認められない。また、「不正確な内容」とは、必ずしも誤りであるとまではいえないが、事実について誤解を与えるなど事実の記載として不十分なものであることをいう。
　ところで、本件訂正請求①は、２０１８（平成３０）年１１月２日に町田市ホームページにおけるメールフォームを利用して実施機関（担当部署：政策経営部広聴課）に対して行った問い合わせの「件名（タイトル）」欄に、審査請求人自身が入力した記載と同一であることが認められる。本件対象文書が、当該問い合わせに対応して作成されたものであると認められることから、そのことを明確にするために、当該問い合わせの「件名（タイトル）」欄の記載と同一の文言を使用することは、問い合わせ対応業務における文書作成上、当然かつ自然であるということができる。したがって、本件訂正請求①に関する記載内容には事実に誤り又は不正確な内容があるとは認めることができない。よって、実施機関の処分は妥当である。
（２）本件訂正請求②の部分についての判断
　本件条例に基づく訂正請求の対象は、実施機関の保有する個人情報であり、この個人情報は、「特定の個人が識別され得る情報（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」（本件条例第２条第２号）であることから、訂正請求のなされている記述部分が特定の個人に言及したものである必要はないのであり、当該記述部分が他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなる情報となっていれば、それは本件条例にいう個人情報である。
　ところで、本件対象文書は、前述のとおり、町田市が主催し、権利能力なき社団である「未来を創るアーバンネットまちだ」によって２０１７（平成２９）年１０月１日に実施された合同相談会において、審査請求人がその個人の生活において生じた問題に関して行った相談に対するアドバイスが適切でなかったとして、その実施の約１年後（２０１８年１１月２日）に、審査請求人が町田市ホームページにおけるメールフォームを利用して実施機関（担当部署：政策経営部広聴課）に対して行った問い合わせに回答するために作成された文書であり、その名宛人記載欄には審査請求人の氏名および住所が記載されている。したがって、本件訂正請求②の記載部分が、町田市の当該合同相談会の事業内容を説明するものであるとともに、特定の個人たる審査請求人の行った相談に対する回答（アドバイス）の性質を表現したものであるのだから、当該合同相談会の事業内容の説明であるとの面だけを捉えて本件条例第２２条に基づく請求の対象となるものではないとする実施機関の主張は独自の見解であって、妥当でない。
　そこで、さらに、本件訂正請求②の記載内容に事実に誤り又は不正確な内容があるか否

を判断する。
　前述のとおり、本件条例第２２条第１項にいう「事実に誤り」とは実施機関の管理する保有個人情報が事実に照らして誤っていることをいい、誤った事実の認識に基づいた不正確な評価が記載されている場合を除き、保有個人情報の本人に関する他者の評価・意見等の価値判断を含む記録については、それが本人の価値判断と異なるものは、「事実に誤り」があるとは認められない。また、「不正確な内容」とは、必ずしも誤りであるとまではいえないが、事実の記載として不十分なものであることをいう。
　本件に関する合同説明会実施に当たり配布された当時のチラシはすでに保存期間満了の故に廃棄されているため、当審査会において実際に当該チラシの記載内容を確認することはできない一方、直近の２０２１（令和３）年１０月１７日に実施された当該合同説明会のチラシには、たしかに、「あくまでも専門家によるアドバイス・助言につき、解決を保証するものではありません。」と明確に記載されていることから、当審査会において調査したところ、当該記載は、本件審査請求の提起後に追加されたものであることが確認された。しかしながら、今回の合同説明会のように、相談会それ自体は町田市が主催したとしても、市民が実際に行うその生活上の法的問題を含む各種の相談を専門士業者らの関係団体に所属する者が、その相談を受け付けた上で、その専門知識を用いて相談者の市民にアドバイスを回答する場合には、通常、その回答だけで相談内容の解決に常に至るものとなるわけではないと考えられる。また、このように、市民からの各種相談に対する回答は専門士業者らによって行われるものであり、かつ、当該合同説明会の主催者がその回答内容に何ら関与しているものでもなく、また、関与することが予定されているものでもないことから考えても、主催者が相談内容について責任を持って解決することが保証されているものと考えることもできない。
　したがって、当時配布された合同説明会のチラシに、直近の２０２１（令和３）年１０月１７日に実施された当該合同説明会のチラシにあるとおりの「あくまでも専門家によるアドバイス・助言につき、解決を保証するものではありません。」の記載がなかったとしても、当該合同説明会の性格上、本件対象文書における「解決に向けた専門的見地から意見を話しています。あくまでも助言になります」との記載について、事実に誤り又は不正確な内容があるとは認められない。
　よって、本件訂正請求②を拒否した実施機関の処分は、その結論において妥当である。

３　結論
　以上のとおりであるから、実施機関の判断は妥当である。

町田市行政不服審査会
２０１８年度第１７号事件
（審査請求人　○○　○○）

２０２２年3月２３日

答　　申

町田市長　石阪　丈一　様

町田市行政不服審査会
会長　　野村　武司

２０１９年3月１３日付け１８町総法第１４１号（２０１８年度第１７号事件）でなされた諮問について、以下のとおり答申いたします。

第１　審査会の結論

審査請求人○○○○（以下「審査請求人」という。）が２０１８年１１月２７日付けで処分庁町田市長（以下「処分庁」という。）に対して行った個人情報訂正請求に対して、処分庁が２０１８年１２月１７日付け１８町政聴第４８号をもって行った個人情報非訂正決定処分は、妥当である。

第２　審査請求の趣旨

審査請求人は処分庁が２０１８年１２月１７日付け１８町政聴第４８号をもって行った個人情報非訂正決定処分を取り消すとの決定を求めた。

第３　本件事案の経緯

１　審査請求人は、町田市個人情報保護条例（以下「本件条例」という。）第２２条第１項の規定により、２０１８年１１月２７日付け「個人情報開示等請求書」で、処分庁に対し「共催の件について（２０１８年１１月２２日付け１８町政聴第４４号)」を対象文書とし、「すでに争いになっている案件なので関わることはできません。弁護士に相談してはどうですか。」を「訴訟については相談していない。宅建協会が相談を受けたので宅建協会に連絡をしなさいとのアドバイス主張であった共催でもあるので市が責任をもって対応解決する。」に訂正を求めた。

２　処分庁は、請求内容に係る記載は、請求者の相談に対する行政書士の助言の概要であるが、当該助言の内容に関する市の記録に誤りがあると確認しうる他の客観的記録が存在しないことを理由として非訂正とする決定をし、２０１８年１２月１７日付け１８町政聴第４８号「個人情報非開示等決定通知書」により審査請求人に通知した。

３　審査請求人は、審査庁町田市長（以下「審査庁」という。）に対して、上記処分を不服として２０１８年１２月２０日に「審査請求書」により審査請求を行った。

４　処分庁は、２０１９年1月２４日付け１８町政聴第５５号「弁明書」により弁明した。

５　審査庁は、本件条例第３０条第２項の規定に基づき、２０１９年3月１３日付け１８町総法第１４１号「審査請求について（諮問)」により、本件審査請求について当審査会に諮問した。

６　審査会は、次のとおり調査審議を行った。
２０２１年１１月１２日　審議
２０２１年１２月１０日　処分庁への事情聴取
２０２２年1月７日　審議
２０２２年2月４日　審議
２０２２年3月８日　審議

第４　審査請求人と処分庁の主張
１　審査請求人は、審査請求書において、２０１８年１１月２２日付け１８町政聴第４４号は行政書士に聞いただけの客観性に欠けた記録であるとの主張をした。
２　処分庁は、弁明書において、本件対象文書のうち、審査請求人が訂正を求めた部分は、審査請求人の相談に対する行政書士の助言の概要である。
一般的に、事実に誤り又は不正確な内容があるか否かを判断するためには、正しい事実の内容を証する他の客観的記録が必要であるが、本件においては、発言内容の録音データその他の客観的記録は存在しないとし、以上のことから、非訂正決定は妥当であるとの主張をした。
第５　審査会の判断
１　本件対象文書について
（１）本件対象文書の概要
本件文書は、町田市と東京都行政書士会町田支部との共催によって２０１８（平成３０）年１０月２２日に忠生市民センター１階第１会議室を会場として実施された出張無料相談会において、審査請求人がその個人の生活において生じた問題に関して行った相談を担当した行政書士のアドバイスが適切でなかったとして、同年１１月９日に審査請求人が町田市ホームページにおけるメールフォームを利用して実施機関（担当部署：政策経営部広聴課）に対して行った問い合わせに回答するために作成された文書である。
（２）訂正請求の内容と実施機関の判断について
実施機関は、本件対象文書における回答本文中の「すでに争いになっている案件なので関わることはできません。弁護士に相談してはどうですか。」との記載を、「訴訟については相談していない。宅建協会が相談を受けたので宅建協会に連絡しなさいとのアドバイス主張であった共催でもあるので市が責任を持って対応解決する。」に訂正することの請求（本件訂正請求）を、当該記載が審査請求人の相談に対する担当行政書士の助言の概要であり、当該助言の内容に関する市の記録に誤りがあると確認しうる他の客観的記録が存在しないことを理由として、本件訂正請求を拒否しているので、この適否について判断する。

２　実施機関の判断の当否について
（１）判断基準について
本件条例は、「市民は、自己に関する保有個人情報について事実に誤り又は不正確な内容があると認めるときは、実施機関に対し、保有する個人情報の訂正を請求することができる。」（本件条例第２２条第１項）と定める。
ここにいう「事実に誤り」とは実施機関の管理する保有個人情報が事実に照らして誤っていることをいい、誤った事実の認識に基づいた不正確な評価が記載されている場合を除き、保有個人情報の本人に関する他者の評価・意見等の価値判断を含む記録については、それが本人の価値判断と異なるものは、「事実に誤り」があるとは認められない。また、

「不正確な内容」とは、必ずしも誤りであるとまではいえないが、事実について誤解を与えるなど事実の記載として不十分なものであることをいう。
（２）本件訂正請求の部分について
　本件訂正請求の対象となっている記載部分に関して、当日の相談を担当した行政書士が、相談者の氏名・住所等、相談内容、対応の経過と結果等を記載して作成した相談票を当審査会において調査したところ、「対応の経過と結果」の記載欄には、「争いになっている案件なので、回答はできず後日連絡とした」と記載されており、本件訂正請求の対象となっている記載部分（前記１（２））と完全に同一の記載がなされているわけではないが、その一部と同趣旨の記載がなされていることが認められた。そこで、当審査会において、当該調査票に「回答はできず後日連絡とした」と記載されている点についてさらに調査したところ、当該相談を担当した行政書士が、弁護士や法テラスにいくことを勧める発言をしたこと、また、審査請求人への連絡は当該相談日の翌日に電話で行ったことが確認された。
　したがって、本件訂正請求の対象となっている記載部分は、当該相談会における相談当日に作成された相談票の「対応の経過と結果」欄における記載、そのときの担当行政書士の発言及び当該行政書士のその後の対応の事実に基づき記載がなされていると認められ、その記載に事実に誤り又は不正確な内容があるとは認めることができない。
　よって、本件訂正請求に対する実施機関の処分は妥当である。

３　結論
　以上のとおりであるから、実施機関の判断は妥当である。

第４章　情報公開・個人情報保護運営審議会の状況

第４章　情報公開・個人情報保護運営審議会の状況

１　情報公開・個人情報保護運営審議会

情報公開・個人情報保護運営審議会は、「情報公開制度」と「個人情報保護制度」の適正な運用を図るために実施機関の諮問に応じて審議し、答申する機関です。委員は１５名で、内訳は学識経験者５名、市民代表１０名（うち２名は公募）となっています。

町田市情報公開・個人情報保護運営審議会委員名簿

（２０２２年3月３１日現在）

	選出区分	所属・推薦団体名	氏　名
会　長	学識経験者	玉川大学名誉教授	川　野　秀　之
職務代理	学識経験者	東京都立科学技術大学名誉教授	島　田　達　巳
委　員	学識経験者	東海大学教授	服　部　篤　美
委　員	学識経験者	弁護士	鶴　田　信　紀
委　員	学識経験者	神奈川大学教授	嘉　藤　　亮
委　員	地 域 団 体	町田市町内会・自治会連合会	中　　一　登
委　員	消費者団体	町田市消費生活センター運営協議会	小　林　好　教
委　員	女 性 団 体	国際ソロプチミスト町田－さつき	岡　本　直　子
委　員	労 働 団 体	連合東京都連合会三多摩地域協議会連合南多摩地区協議会	向 中 野　　真
委　員	労 働 団 体	町田地区労働組合協議会	八　柳　ひろ子
委　員	福 祉 団 体	町田市身体障害者福祉協会	風　間　博　明
委　員	商 工 団 体	町田商工会議所	佐　藤　正　志
委　員	教 育 団 体	町田市立中学校ＰＴＡ連合会	宇賀神　直　子
委　員	公　　募		石 井　由利子
委　員	公　　募		水　町　良　太

※２０２１年度中の着任の状況

（国際ソロプチミスト町田－さつき）

櫛　渕　万　里　委員（5月９日退任）　→　岡　本　直　子　委員（5月１０日着任）

（公募委員）

岩　田　桂　子　委員（5月９日退任）　→　石　井　由利子　委員（5月１０日着任）

（公募委員）

山　内　史　雄　委員（5月９日退任）　→　水　町　良　太　委員（5月１０日着任）

２　２０２１年度　情報公開・個人情報保護運営審議会の開催状況

２０２１年度は１１回開催し、（通算では３７８回）、実施機関が扱う個人情報の「業務登録」の他、「目的外利用」、「外部提供」、「コンピュータ処理等」、「外部結合」、「外部委託等」の諮問事項についての審議を行い、答申しました。また、軽易な変更、廃止等の報告を受けました。

（１）　実施機関別諮問件数（個人情報登録関係）

市　　長	８９件
教育委員会	１１件
選挙管理委員会	２件
監査委員	０件
農業委員会	０件
固定資産評価審査委員会	０件
議会	０件
病院事業管理者	２件
各課共通(各実施機関共通の諮問)	４件
合計	１０８件

（２）　審議会開催状況

第１回　２０２１年　４月１２日　開催 ……

〇町田市個人情報保護条例の規定に基づく諮問について

１．「図書館資料の受渡し」業務の業務登録について　＜生涯学習部図書館＞

２．「男女平等推進市民意識調査」業務における外部委託等について　＜市民部市民協働推進課＞

３．「町内会・自治会」業務における外部委託等について　＜市民部市民協働推進課＞

４．「子ども１１０番の家」業務における個人情報外部提供登録票の変更について　＜子ども生活部児童青少年課＞

５．①「感染症対策」業務におけるコンピュータ処理等について

②「東京都出産応援事業」業務の業務登録について　＜保健所保健予防課＞

６．①「認知症高齢者総合施策推進事業」業務における個人情報外部委託等登録票の変更について

②「高齢者虐待対応」業務における目的外利用について

③「高齢者在宅サービス」業務における個人情報業務登録票の変更及び個人情報目的外利用登録票の変更について　＜いきいき生活部高齢者福祉課＞

７．「固定資産税・都市計画税賦課」業務における個人情報外部提供登録票の変更及びコンピュータ処理等について　＜財務部資産税課＞

〇町田市個人情報保護条例の規定に基づく報告について

１．「青少年巡回相談」業務の廃止について　＜子ども生活部児童青少年課＞

２．「認知症高齢者総合施策推進事業」業務における個人情報外部委託等登録票の廃止について　＜いきいき生活部高齢者福祉課＞

〇町田市個人情報保護条例の規定に基づく報告について【非公開】

１．個人情報開示請求に対する存否応答拒否について　＜市民部市民課＞

〇LINE ユーザーの個人情報の取り扱いに関する報道について（報告）

第２回　２０２１年　５月１７日　開催 ……

〇会長及び職務代理者の選任について

〇審議会の運営について

〇町田市個人情報保護条例の規定に基づく諮問について

１．①「文学館学習事業」業務における個人情報コンピュータ処理等登録票の変更について

②「文学館展示事業」業務における個人情報外部提供登録票及び個人情報コンピュータ

処理等登録票の変更について　＜生涯学習部図書館＞

２．「児童扶養手当受給世帯等に対する臨時特別給付金」業務の業務登録について
＜子ども生活部子ども総務課＞

３．「受動喫煙防止対策」業務における外部委託等について　＜保健所健康推進課＞

４．「建築等確認審査」業務における外部提供について　＜都市づくり部建築開発審査課＞

５．「契約」業務における個人情報業務登録票の変更について　＜各課共通＞

６．「指定管理者候補者選考委員会」業務における個人情報業務登録票、個人情報コンピュータ処理等登録票の変更及び目的外利用について　＜総務部総務課＞

７．「教育委員会指定管理者候補者選考・評価委員会」業務の業務登録について
＜生涯学習部生涯学習総務課＞

８．①「市税徴収（滞納整理）」業務における個人情報業務登録票の変更及び外部提供について

②「国民健康保険税徴収（滞納）」業務における個人情報業務登録票の変更及び外部提供、コンピュータ処理等について

③「市債権徴収一元化」業務における外部委託等について　＜財務部納税課＞

９．「芹ヶ谷公園芸術の杜プロジェクト」業務における個人情報業務登録票、個人情報外部供録票、個人情報コンピュータ処理等登録票の変更及びコンピュータ処理等につい
＜文化スポーツ振興部文化振興課＞

10．①「町田市中小企業者家賃補助」、「飲食事業者支援」業務の業務登録について

②「キャッシュレス決済プレミアムポイント事業」業務における個人情報業務登録票の変更及び外部委託等について　＜経済観光部産業政策課＞

〇町田市個人情報保護条例の規定に基づく報告について

1.「創作童話公募」業務の廃止について　＜子ども生活部児童青少年課＞

第３回　２０２１年　６月１４日　リモート開催 ……

〇町田市個人情報保護条例の規定に基づく諮問について

１．「学級・講座」業務における個人情報業務登録票の変更及び外部委託等について
＜生涯学習部生涯学習センター＞

２．「介護保険施設等の指導監督」業務における個人情報業務登録票の変更及び目的外利用について　＜地域福祉部指導監査課＞

３．「交通安全啓発」業務における個人情報業務登録票の変更及び外部提供、コンピュータ処理等について　＜防災安全部市民生活安全課＞

４．「マイナンバー制度カード管理」業務における外部委託等について
＜市民部市民課及び各市民センター＞

５．「町田市地域福祉計画策定及び推進」業務における外部委託等について
＜地域福祉部福祉総務課＞

６．「代表電話」業務における外部提供について　＜政策経営部広聴課＞

７．「感染症対策」業務における個人情報業務登録票の変更について　＜保健所保健予防課＞

８．「予防接種」業務における外部委託等について　＜保健所保健予防課＞

９．「職員人事」、「車両管理」業務における外部提供について　＜各課共通＞

第４回　２０２１年 ７月１２日　開催 ……

〇町田市個人情報保護条例の規定に基づく諮問について

１．「博物館展覧会」業務における個人情報業務登録票、個人情報外部提供登録票、個人情報コンピュータ処理等登録票の変更について　＜文化スポーツ振興部文化振興課＞

２．①「生活保護」業務における個人情報業務登録票の変更及び目的外利用について

②「生活困窮者自立支援」業務における個人情報業務登録票、個人情報目的外利用登録票個人情報外部提供登録票、個人情報コンピュータ処理等登録票の変更及び目的外利用、コンピュータ処理等、外部委託等について　＜地域福祉部生活援護課＞

３．「子育て支援ネットワーク」業務における個人情報目的外利用登録票の変更及びコンピュータ処理等について　＜子ども生活部子ども家庭支援センター＞

４．「子育て世帯生活支援特別給付金」業務の業務登録について

＜子ども生活部子ども総務課＞

５．「芹ヶ谷公園芸術の杜プロジェクト」業務における個人情報業務登録票、個人情報外部提供登録票、個人情報コンピュータ処理等登録票の変更及び外部提供、コンピュータ処理等について　＜文化スポーツ振興部文化振興課＞

６．「シティプロモーション事業」業務における個人情報業務登録票、個人情報外部提供登録票、個人情報コンピュータ処理等登録票、個人情報外部委託等登録票の変更及び目的外利用について　＜政策経営部広報課＞

７．「選挙」業務における個人情報業務登録票の変更及び目的外利用について

＜選挙管理委員会事務局＞

８．「寄附受理」業務における、個人情報コンピュータ処理等登録票の変更及びコンピュータ処理等、外部委託等について　＜財務部財政課＞

９．「給与」業務における個人情報外部提供登録票の変更及び外部提供について

＜総務部職員課＞

10.「地域保健普及啓発（健康推進課）」業務における個人情報業務登録票の変更及び外部委託等について　＜保健所健康推進課＞

11.「中学校給食センター整備」業務の業務登録について　＜学校教育部保健給食課＞

12.①「予防接種」業務における外部委託等について

②「感染症対策」業務における外部提供、コンピュータ処理等について

③「感染症対策」業務における個人情報業務登録票の変更及び目的外利用、外部提供について

④「難病保健」業務における個人情報目的外利用登録票の変更及び目的外利用、コンピュータ処理等について　＜保健所保健予防課＞

13.「感染症対策」業務における外部提供、コンピュータ処理等について

＜保健所保健予防課＞

〇町田市個人情報保護条例の規定に基づく報告について

「シティプロモーション事業」業務における個人情報外部委託等登録票の廃止について

＜政策経営部広報課＞

〇町田市住民基本台帳ネットワークシステムに係る個人情報の保護に関する条例に基づく報告について

１．　町田市における住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況について（２０２０年度）

＜市民部市民課＞

〇町田市情報公開・個人情報保護運営審議会条例に基づく報告について

個人情報外部提供先及び種類別件数について（２０２０年度）　＜市民部市民課＞

第５回　２０２１年　９月１３日　リモート開催 ……

〇町田市個人情報保護条例の規定に基づく諮問について

１．①「交通事業者運行継続支援」業務の業務登録について

②「町田市民バス利用啓発事業」業務における個人情報業務登録票、個人情報外部提供登録票の変更及び目的外利用、コンピュータ処理等について

＜都市づくり部交通事業推進課＞

２．「就学援助」業務における外部委託等について　＜学校教育部学務課＞

３．個人情報開示請求に対する存否応答拒否について【非公開】　＜学校教育部学務課＞

４．「選挙」業務における個人情報業務登録票、個人情報外部提供登録票の変更及び目的外利用、外部提供について　＜選挙管理委員会事務局＞

５．「文書収受・発送」業務における個人情報業務登録票の変更及び目的外利用、コンピュータ処理等について　＜各課共通＞

６．「書留収受」業務における個人情報業務登録票、個人情報目的外利用登録票の変更及び外部委託等について　＜総務部総務課＞

７．①「高齢者虐待対応」業務における個人情報業務登録票の変更及び外部提供について

②「認知症サポーター100万人キャラバン」業務における個人情報業務登録票、個人情報外部委託等登録票の変更及び外部委託等について

③「高齢者在宅サービス」業務における個人情報業務登録票、個人情報外部提供登録票の変更について　＜いきいき生活部高齢者福祉課＞

８．①「予防接種」業務における目的外利用、外部提供、コンピュータ処理等について

②「感染症対策」業務における外部提供、コンピュータ処理等について

＜保健所保健予防課＞

９．①「市立保育園（管理・指導）」業務における外部提供について

②「児童処遇」業務における外部提供について　＜子ども生活部子育て推進課＞

10．①「国民健康保険運営協議会」業務の業務登録について

②「国民年金保険料」業務における個人情報外部提供登録票の変更について

＜いきいき生活部保険年金課＞

11.「小・中学校適正規模・適正配置推進」業務における個人情報業務登録票、個人情報目的外利用登録票、個人情報コンピュータ処理等登録票の変更及び目的外利用、外部委託等について　＜学校教育部教育総務課＞

○町田市個人情報保護条例の規定に基づく報告について

1．「小・中学校適正規模・適正配置推進」業務における個人情報外部委託等登録票の廃止について　＜学校教育部教育総務課＞

2．「消費生活相談」業務における個人情報外部委託等登録票の軽易な変更について　＜市民部市民協働推進課＞

○「情報公開制度、個人情報保護制度及び会議公開制度の運用状況―２０２０年度―」について

第６回　２０２１年１０月１１日　開催　……

○町田市個人情報保護条例の規定に基づく諮問について

1.「総合治水対策」業務における個人情報業務登録票の変更及び外部提供、コンピュータ処理等について　＜下水道部下水道経営総務課＞

2．「道路機能の適正管理」、「道路・水路等の境界確定」、「道路、水路用地の処理」、「私道・狭あい道路拡幅整備」業務における個人情報目的外利用登録票の変更について　＜道路部道路管理課＞

3．①「児童処遇」業務における個人情報業務登録票の変更及びコンピュータ処理等について

②「地域子育て相談センター」業務におけるコンピュータ処理等について　＜子ども生活部子育て推進課＞

4．「町田市特定の幼児施設等利用支援事業補助金」業務の業務登録について　＜子ども生活部子ども総務課＞

5．「教育・保育施設の確認」業務における個人情報業務登録票の変更及び目的外利用、外部提供、コンピュータ処理等について　＜子ども生活部保育・幼稚園課＞

6．「保育給付に係る支給認定及び保育所等入所」業務における個人情報業務登録票の変更及びコンピュータ処理等、外部委託等について　＜子ども生活部保育・幼稚園課＞

7．「いじめ問題調査委員会」業務の業務登録について　＜政策経営部企画政策課＞

○町田市個人情報保護条例の規定に基づく報告について

1．「移動支援事業」業務における個人情報外部委託等登録票の廃止について　＜地域福祉部障がい福祉課＞

○町田市情報公開条例の規定に基づく報告について【非公開】

1．公文書公開請求に対する存否応答拒否について　＜都市づくり部建築開発審査課＞

第７回　２０２０年１１月 ８日　開催　……

○町田市個人情報保護条例の規定に基づく諮問について

1．「自然休暇村施設利用」業務における個人情報業務登録票の変更について　＜子ども生活部大地沢青少年センター＞

2．「医療」業務における外部提供、コンピュータ処理等について　＜市民病院事務部医事課＞

3．「各種スポーツ教室」業務における個人情報業務登録票の変更及び外部提供、外部委託等について　＜文化スポーツ振興部スポーツ振興課＞

4．①「児童手当（２０１２年創設）」業務における個人情報目的外利用登録票の変更及びコンピュータ処理等について

②「乳幼児医療費助成」、「義務教育就学児医療費助成」業務におけるコンピュータ処理

等について　＜子ども生活部子ども総務課＞

5．「国民健康保険　医療給付」、「国民健康保険　不当利得」業務における個人情報業務登録票の変更について　＜いきいき生活部保険年金課＞

6．①「特定開発審査」業務の業務登録について

②「開発審査」業務における個人情報業務登録票、個人情報目的外利用登録票、個人情報コンピュータ処理等登録票の変更及び外部提供について

＜都市づくり部建築開発審査課＞

7．①「感染症対策」業務における個人情報業務登録票の変更及びコンピュータ処理等について

②「精神保健」、「難病保健」、「災害時要配慮者支援(保健予防)」業務における個人情報業務登録票の変更及びコンピュータ処理等について

③「難病講演会」におけるコンピュータ処理等について　＜保健所保健予防課＞

〇町田市情報公開・個人情報保護運営審議会条例の規定に基づく諮問について

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づく特定個人情報保護評価（予防接種事務）について　＜保健所保健予防課＞

〇町田市個人情報保護条例の規定に基づく報告について

1．「専門相談」業務における個人情報外部委託等登録票の廃止について

＜政策経営部広聴課＞

2．「臨時福祉給付金」業務における個人情報外部委託等登録票の廃止について

＜地域福祉部福祉総務課＞

〇個人情報保護法改正について

第８回　２０２１年１２月１３日　開催　……

〇町田市個人情報保護条例の規定に基づく諮問について

1．①「バイオエネルギーセンター等施設管理」業務の業務登録について

②「一般廃棄物処理手数料減免」、「家庭系臨時ごみ搬入受付」業務における個人情報業務登録票の変更及び外部委託等について

③「粗大ごみ等持込み受付」業務における個人情報業務登録票、個人情報コンピュータ処理等登録票、個人情報外部委託等登録票の変更及び外部委託等について

＜環境資源部資源循環課＞

2．「リサイクル文化センター施設管理」、「リサイクル文化センター施設運営」、「一般廃棄物処理手数料」業務の廃止について　＜環境資源部資源循環課＞

3．「市民部施設マネジメント」業務における個人情報業務登録票、個人情報外部提供登録票、個人情報コンピュータ処理等登録票、個人情報外部委託等登録票の変更について

＜市民部市民総務課＞

4．「オリンピック・パラリンピック文化プログラム推進事業」業務における個人情報業務登録票、外部提供登録票、コンピュータ処理等登録票の変更について

＜文化スポーツ振興部文化振興課＞

5．①「自立支援プログラム策定」業務における個人情報業務登録票の変更及び外部提供について

②「ひとり親家庭ホームヘルパー派遣」業務における個人情報業務登録票、個人情報目的外利用登録票の変更について

③「ひとり親家庭自立支援給付金」、「育児支援ヘルパー事業」、「町田市子ども家庭在宅サービス事業」業務における個人情報目的外利用登録票の変更及びコンピュータ処理等について

④「入院助産」、「母子生活支援施設入所」業務における個人情報目的外利用登録票、個人情報コンピュータ処理等登録票の変更について

⑤「母子及び父子・女性福祉資金貸付」業務における個人情報目的外利用登録票の変更

について　＜子ども生活部子ども家庭支援センター＞
6．「いじめ問題調査委員会」業務における外部委託等について＜政策経営部企画政策課＞
7．「公園・保全緑地等の管理」業務における個人情報業務登録票の変更について
＜都市づくり部公園緑地課＞
8．「寄附受理」業務における個人情報外部提供登録票の変更及びコンピュータ処理等について　＜財務部財政課＞
9．「子育て世帯への臨時特別給付金」業務の業務登録について
＜子ども生活部子ども総務課＞
10. ①「住民基本台帳」業務における個人情報コンピュータ処理等登録票の変更について
②「マイナンバー制度カード管理」業務における個人情報業務登録票の変更について
＜市民部市民課＞
11. 「番号連携」業務における目的外利用について　＜各課共通＞

〇町田市情報公開・個人情報保護運営審議会条例の規定に基づく報告について

「犯歴」業務における外部提供先及び種類別件数について　＜市民部市民課＞

〇町田市個人情報保護条例の規定に基づく報告について【非公開】

個人情報開示請求に対する存否応答拒否について　＜市民部市民課＞

〇2020年度個人情報外部委託等登録票の委託先について　＜事務局＞

〇「年報　やまびこ３２」の概要について　＜事務局＞

第９回　２０２２年　１月１７日　開催 ……

〇町田市個人情報保護条例の規定に基づく諮問について

1．「療育」業務における外部提供について　＜地域福祉部ひかり療育園＞
2．「図書貸出・登録」業務における個人情報コンピュータ処理等登録票の変更及び外部委託等について　＜生涯学習部図書館＞
3．「医療」業務における個人情報コンピュータ処理等登録票の変更について
＜市民病院事務部医事課＞
4．「小・中学校適応指導教室」業務における個人情報業務登録票、個人情報外部委託等登録票の変更について　＜学校教育部教育センター＞
5．「後援」業務における個人情報業務登録票の変更及びコンピュータ処理等について
＜政策経営部広聴課＞
6．「教育委員会後援名義」業務における個人情報業務登録票の変更及びコンピュータ処理等について　＜学校教育部教育総務課＞
7．「国民健康保険　被保険者資格」業務における個人情報業務登録票の変更及びコンピュータ処理等について　いきいき生活部保険年金課＞
8．「みどりの活用促進」業務の業務登録について　＜都市づくり部公園緑地課＞
9．「創業支援事業計画（町田創業プロジェクト）」業務における個人情報業務登録票の変更及び外部委託等について　＜経済観光部産業政策課＞
10. 「寄附受理」業務における個人情報外部提供登録票の変更及びコンピュータ処理等について　＜財務部財政課＞
11. 「石綿適正処理監視・指導」業務の業務登録について　＜環境資源部環境保全課＞
12. 「学童保育」業務におけるコンピュータ処理等、外部委託等について
＜子ども生活部児童青少年課＞
13. 「予防接種」業務における外部委託等について　＜保健所保健予防課＞

〇町田市個人情報保護条例の規定に基づく報告について

「生活困窮者自立支援」業務における個人情報外部委託等登録票の軽易な変更について

＜地域福祉部生活援護課＞

◯町田市防犯カメラの設置及び管理に関する要綱に基づく報告について

町田市における防犯カメラの設置及び管理状況について　＜事務局＞

第１０回　２０２２年　２月１４日　開催 ……

◯町田市個人情報保護条例の規定に基づく諮問について

１.「文学館学習事業」業務における個人情報業務登録票、個人情報コンピュータ処理等登録票の変更及び外部提供について　＜生涯学習部図書館＞

２.①「図書館利用普及事業」業務における個人情報業務登録票、個人情報外部提供登録票の変更及びコンピュータ処理等について

②「子ども読書活動推進計画推進会議」業務における個人情報業務登録票の変更及びコンピュータ処理等について　＜生涯学習部図書館＞

３.「スクールソーシャルワーク」業務の業務登録について　＜学校教育部教育センター＞

４.「療育・相談」業務における個人情報業務登録票の変更及外部提供について　＜子ども生活部子ども発達支援課＞

５.「国民健康保険　被保険者資格」、「後期高齢者医療」業務における個人情報業務登録票の変更及び目的外利用について　＜いきいき生活部保険年金課＞

６.「介護保険被保険者管理」業務における個人情報業務登録票の変更及び目的外利用、外部提供について　＜いきいき生活部介護保険課＞

７.「高齢者在宅サービス」業務における個人情報業務登録票、個人情報外部提供登録票、個人情報外部委託等登録票の変更及び外部提供、コンピュータ処理等、外部委託等について　＜いきいき生活部高齢者福祉課＞

８.「住民税非課税世帯等臨時特別給付金」業務の業務登録について　＜地域福祉部生活援護課＞

９.「体育施設等管理」、「体育施設等貸出」業務における個人情報外部委託等登録票の変更について　＜文化スポーツ振興部スポーツ振興課＞

10.「感染症対策」業務におけるコンピュータ処理等について　＜保健所保健予防課＞

◯町田市個人情報保護条例の規定に基づく報告について

１.①「家具転倒防止器具等取付事業（高齢者対象）」業務の廃止について

②「高齢者在宅サービス」業務における個人情報外部提供登録票、個人情報外部委託等登録票の廃止について　＜いきいき生活部高齢者福祉課＞

２.「子どもセンター」業務における個人情報外部委託等登録票の軽易な変更について　＜子ども生活部児童青少年課＞

３.「七国山ファーマーズセンター管理」業務における個人情報外部委託等登録票の軽易な変更について　＜経済観光部農業振興課＞

４.「市税徴収（滞納整理）」業務における個人情報外部委託等登録票の廃止について　＜財務部納税課＞

第１１回　２０２２年　３月１４日　開催 ……

◯町田市個人情報保護条例の規定に基づく諮問について

１.①「ファーストバースデーサポート事業」業務の業務登録について

②「妊産婦・乳幼児健康診査及び相談支援」業務及び「母子訪問指導」業務における個人情報業務登録票について

③「予防接種」業務における個人情報業務登録票の変更及びコンピュータ処理等につ

いて　　＜保健所保健予防課＞

２．①「町田市フォトサロン」業務における個人情報業務登録票、個人情報外部提供票、個人情報外部委託等登録票の変更及び外部提供、コンピュータ処理等について

②「市民ホール施設貸出し及び管理」業務における個人情報業務登録票、個人情報コンピュータ処理等登録票、個人情報外部委託等登録票の変更について

③「町田市鶴川緑の交流館施設貸出し及び管理」業務における個人情報業務登録票、個人情報コンピュータ処理等登録票、個人情報外部委託等登録票の変更について

＜文化スポーツ振興部文化振興課＞

３．「がん検診」業務におけるコンピュータ処理等、外部委託等について

＜保健所健康推進課＞

４．「自主防災組織」業務における個人情報業務登録票の変更及びコンピュータ処理等について　　＜防災安全部防災課＞

５．①「街づくりアドバイザー」業務における個人情報業務登録票、個人情報外部提供登録票の変更及びコンピュータ処理等について

②「地区街づくり」業務における個人情報業務登録票、個人情報外部提供登録票、個人情報コンピュータ処理等登録票、個人情報外部委託等登録票の変更及び目的外利用について

③「街づくり審査会」業務における個人情報業務登録票の変更について

＜都市づくり部地区街づくり課＞

６．①「病児・病後児保育」業務における外部委託等について

②「地域子育て相談センター」業務における個人情報業務登録票、個人情報コンピュータ処理等登録票の変更及び目的外利用について　　＜子ども生活部子育て推進課＞

７．①「手話講習会事業」業務の業務登録について

②「障がい者就労・生活支援」業務における目的外利用、コンピュータ処理等、外部委託等について

③「災害時要配慮者支援（障がい福祉）」業務における外部委託等について

＜地域福祉部障がい福祉課＞

８．「ひとり親家庭等子どもの生活・学習支援事業」業務における個人情報業務登録票、個人情報外部委託等登録票の変更及び目的外利用について

＜子ども生活部子ども家庭支援センター＞

９．①「都市づくりのマスタープラン関連（都市政策課）」業務の業務登録について

②「都市づくりのマスタープラン関連（交通事業推進課）」業務の業務登録について

③「都市づくりのマスタープラン関連（住宅課）」業務の業務登録について

④「都市づくりのマスタープラン関連（公園緑地課）」業務の業務登録につい

＜都市づくり部都市政策課・交通事業推進課・住宅課・公園緑地課＞

○町田市個人情報保護条例の規定に基づく報告について

１．「受動喫煙防止対策」業務における個人情報外部委託等登録票の軽易な変更について

＜保健所健康推進課＞

２．「街づくり市民活動」業務の廃止について　　＜都市づくり部地区街づくり課＞

３．「災害時要配慮者支援（障がい福祉）」業務における個人情報目的外利用登録票の廃止について　　＜地域福祉部障がい福祉課＞

４．①「都市計画マスタープラン関連」業務の廃止について（都市づくり部都市政策課）

②「交通マスタープラン」業務の廃止について（都市づくり部交通事業推進課）

③「住宅マスタープラン」業務の廃止について（都市づくり部住宅課）

＜都市づくり部都市政策課・交通事業推進課・住宅課＞

５．「葬祭」業務の廃止について　　＜地域福祉部福祉総務課＞

○個人情報保護及び情報セキュリティに関する職場研修（ｅ−ラーニング）の実施について（報告）　　＜事務局＞

○個人情報保護法の改正に伴う個人情報及び情報公開制度の変更について　　＜事務局＞

（３）個人情報の登録状況（２０２２年３月３１日現在）

業務の登録件数	1,642件
目的外利用の登録件数	15,722件
外部提供の登録件数	3,374件
コンピュータ処理等の登録件数	3,253件
外部結合の登録件数	4件
外部委託等の登録件数	1,259件
合計の登録件数	25,254件

第５章　審議会等の会議公開の状況

第５章　審議会等の会議公開の状況

１　２０２１年度の経過

審議会等の会議の公開制度は、市政に対する市民の参画を促進し、さらなる開かれた市政を実現するため、２０００年４月から施行された制度です。市民、学識経験者を構成員として、市長その他の執行機関に設置された審議会、審査会等を対象としています。

これらの会議は、非公開の会議も含め、総務部市政情報課及び町田市ホームページにおいて開催予定を事前公表しています。

２０２１年度は、９１の会議体で延べ９２６回の会議が開催されました。

公開している会議で使用された資料及び議事録は、総務部市政情報課で、閲覧や写しをとることができます。

２０２１年度の会議の公開状況は以下のとおりです。

区分	公開	一部公開	非公開	合計
開催回数	１７１回	８回	７４７回	９２６回
傍聴者数	４７人	２人	－	４９人

２　２０２１年度　審議会等の会議の開催状況

所管部	所管課	会議の名称	開催数計	公開	一部公開	非公開	傍聴者数	中止
政策経営部	企画政策課	町田市長期計画審議会	1	1			0	
		町田市いじめ問題調査委員会	9			9	－	
	秘書課	町田市名誉市民選考委員会	2			2	－	
総務部	総務課	町田市指定管理者管理運営状況評価委員会	3	3			4	
		町田市指定管理者候補者選考委員会	3			3	－	
		町田市外郭団体監理委員会	2	2			0	
		町田市教育委員会指定管理者候補者選考委員会	1			1	－	
	市政情報課	町田市行政不服審査会	12			12	－	
		町田市情報公開・個人情報保護運営審議会	11	7	4	0	2	
防災安全部	防災課	町田市防災会議	1	1			0	
	市民生活安全課	町田市交通安全行動計画策定及び推進委員会	3	3			0	
		町田市交通安全推進協議会	2	2			0	
市民部	市民総務課	町田市市民センター等の未来ビジョン推進委員会	2	2			0	
	市民協働推進課	町田市男女平等参画協議会	3	3			0	
		町田市男女平等推進センター運営委員会	11	11			3	
文化スポーツ振興部	文化振興課	博物館運営委員会	2	2			0	
		博物館資料収集委員会	1			1	－	
	スポーツ振興課	町田市スポーツ推進審議会	1	1			0	
	国際版画美術館	町田市立国際版画美術館運営協議会	3	3			3	
		町田市立国際版画美術館美術資料収集委員会	2			2	－	
地域福祉部	福祉総務課	町田市福祉有償運送運営協議会	1	1			0	
		町田市民生委員推薦会	4			4	－	
		町田市地域福祉計画審議会	5	5			0	
		町田市福祉のまちづくり推進協議会	2	2			0	
	障がい福祉課	町田市障がい者施策推進協議会	4	4			0	
		町田市障がい者施策推進協議会（就労・生活支援部会）	2	2			0	
		町田市障がい者施策推進協議会（障がい者計画部会）	2	2			0	
		町田市障がい者施策推進協議会（相談支援部会）	3	3			1	
		町田市障害支援区分認定審査会	56			56	－	1
		町田市地域精神保健福祉連絡協議会専門部会・障がい福祉部会	1	1			0	
いきいき生活部	いきいき総務課	町田市地域密着型サービス運営委員会	1	1			0	
		町田市介護保険事業計画・高齢者福祉計画審議会	1	1			2	
		町田市介護保険施設等整備運営事業者の候補者評価委員会	2			2	－	
	保険年金課	町田市国民健康保険運営協議会	1	1			1	
	高齢者福祉課	町田市地域包括支援センター運営協議会	3	3			0	
		町田市認知症施策推進協議会	2	2			0	
		町田市老人ホーム入所判定委員会	1			1	－	
	介護保険課	町田市介護認定審査会	587			587	－	154
		町田市介護保険苦情相談調整会議	1	1			0	
保健所	保健総務課	町田市医療安全推進協議会	1			1	－	
		町田市保健所運営協議会	1	1			0	
	健康推進課	町田市自殺対策推進協議会	2	2			0	
	保健予防課	町田市感染症の診査に関する協議会	24			24	－	
		町田市食育推進計画策定及び推進委員会	2	2			0	
		町田市大気汚染障がい者認定審査会	12			12	－	
		町田市予防接種健康被害調査委員会	1			1	－	

所管部	所管課	会議の名称	開催数計	公開	一部公開	非公開	傍聴者数	中止
子ども生活部	子ども総務課	町田市子ども・子育て会議	4	4			0	
	児童青少年課	町田市こどもセンターただＯＮ運営委員会	3	3			0	
		町田市子どもセンターつるっこ運営委員会	3	3			0	
		町田市子どもセンターばあん運営委員会	3	3			0	
		町田市子どもセンターぱお運営委員会	3	3			0	
		町田市子どもセンターまあち運営委員会	3	3			0	
	子ども発達支援課	町田市医療的ケア児・重症心身障がい児支援協議会	4			4	－	
		町田市医療的ケア児・重症心身障がい児支援協議会・退所検討会	3			3	－	
	大地沢青少年センター	町田市大地沢青少年センター運営委員会	2	2			0	
経済観光部	産業政策課	町田市産業振興計画推進委員会	2	2			0	
		町田市トライアル発注認定制度選考懇談会	1			1	－	
		新商品・新サービス開発事業補助金選考懇談会	1			1	－	
	観光まちづくり課	町田市観光まちづくり推進委員会	2	2			0	
	農業振興課	町田市農業振興計画推進委員会	4	4			0	
		町田市認定農業者・認定就農者認定検討会	1			1	－	
		町田市認定農業者認定検討会	1			1	－	
		町田市人・農地プラン策定検討委員会	1			1	－	
		（仮称）町田市里山環境活用保全計画策定検討委員会	5	5			2	
環境資源部	環境政策課	町田市環境マネジメントシステム外部評価委員会	2	2			0	
		町田市環境審議会	5	5			8	
		町田市廃棄物減量等推進審議会	2	2			0	
	循環型施設整備課	町田市ごみの資源化施設地区連絡会 (町田リサイクル文化センター周辺地区連絡会)	2	2			0	
都市づくり部	都市政策課	町田市建築審査会	9		2	7	0	
		町田市都市計画審議会	4	4			1	
		「（仮称）町田市都市づくりのマスタープラン」策定に関する特別委員会	2	2			1	
		「町田市土地利用に関する基本方針及び制度活用の方策」改定に関する特別委員会	3	3			0	
	土地利用調整課	町田市町区域の新設に関する市民懇談会（南大谷及び東玉川学園三丁目・四丁目地区）	3	3			0	
	交通事業推進課	町田市地域公共交通会議	1	1			0	
	地区街づくり課	町田市街づくり審査会	2	2			0	
		町田市住みよい街づくり条例改定検討委員会（町田市街づくり審査会専門部会）	1	1			0	
		町田市景観審議会	2	2			0	
		町田都市計画事業鶴川駅南土地区画整理審議会	3	1	1	1	4	
	住宅課	町田市特定空家等対策審議会	2			2	－	
会計課		町田市会計基準委員会	1	1			0	
学校教育部	指導課	町田市教育委員会いじめ問題対策委員会	7			7	－	
		町田市教育委員会いじめ問題対策委員会（２０２１年度第１回定例会）	1		1		0	
生涯学習部	生涯学習総務課	町田市生涯学習審議会	5	5			0	
		町田市文化財保護審議会	4	4			0	
	生涯学習センター	町田市生涯学習センター運営協議会	6	6			4	
		町田市生涯学習センター運営協議会・臨時会	1	1			2	
	図書館	町田市子ども読書活動推進計画推進会議	2	2			0	
		町田市立図書館協議会	5	5			9	
		町田市民文学館運営協議会	2	2			2	
市民病院事務部	経営企画室	町田市病院事業運営評価委員会	2	2			0	
	医事課	町田市民病院　地域医療に関する委員会	4	4			0	
合計			926	171	8	747	49	155

第６章　市長の資産等公開の状況

第６章　市長の資産等公開の状況

１　２０２１年度の経過

「政治倫理の確立のための町田市長の資産等の公開に関する条例」は、１９９５年１０月１日から施行されました。

これは、国会議員が行う資産等の公開に準じた措置として、次の３点を公開するものです。

①市長が所有する土地、建物、有価証券等の資産を資産の区分に応じ記載した資産等報告書及び資産等補充報告書

②市長の前年中の総所得金額等及び贈与により取得した財産にかかる課税価格を記載した所得等報告書

③市長が報酬を得て会社等の役員等に就いている場合の当該会社名等を記載した関連会社等報告書

これらの報告書は、総務部市政情報課に備えてあり、情報公開制度と同様、何人もその閲覧を請求することができます。

２０２１年度は、請求がありませんでした。

第７章　情報提供の状況

第７章　情報提供の状況

市政情報課は、１９８９年１０月に情報提供施設として開設され、市政を身近なものとしていただくために、市政資料を網羅的に収集・提供し、また市の刊行物を販売する場としての機能を果たしてきました。

２０２１年度は、資料の閲覧や複写サービス、市の刊行物の購入、庁内の案内などで延べ約３，０７０人の方々にご利用いただきました。

１　情報公開と情報提供

「情報提供」では、形式的な手続きが不要であったり、提供のための新たな文書の作成も可能である等、「（狭義の）情報公開」に比べ、簡単かつより需要に見合った柔軟・迅速な対応が可能です。

町田市では市民から情報の公開を求められた場合には、一義的に「公文書公開請求」として受け付けるよりも、出来る限り「情報提供」を行うことで、積極的な情報の公開と提供に努めています。開かれた市政の実現のため、「情報提供」は市役所各課においても積極的に行っています。

情報公開制度の体系図

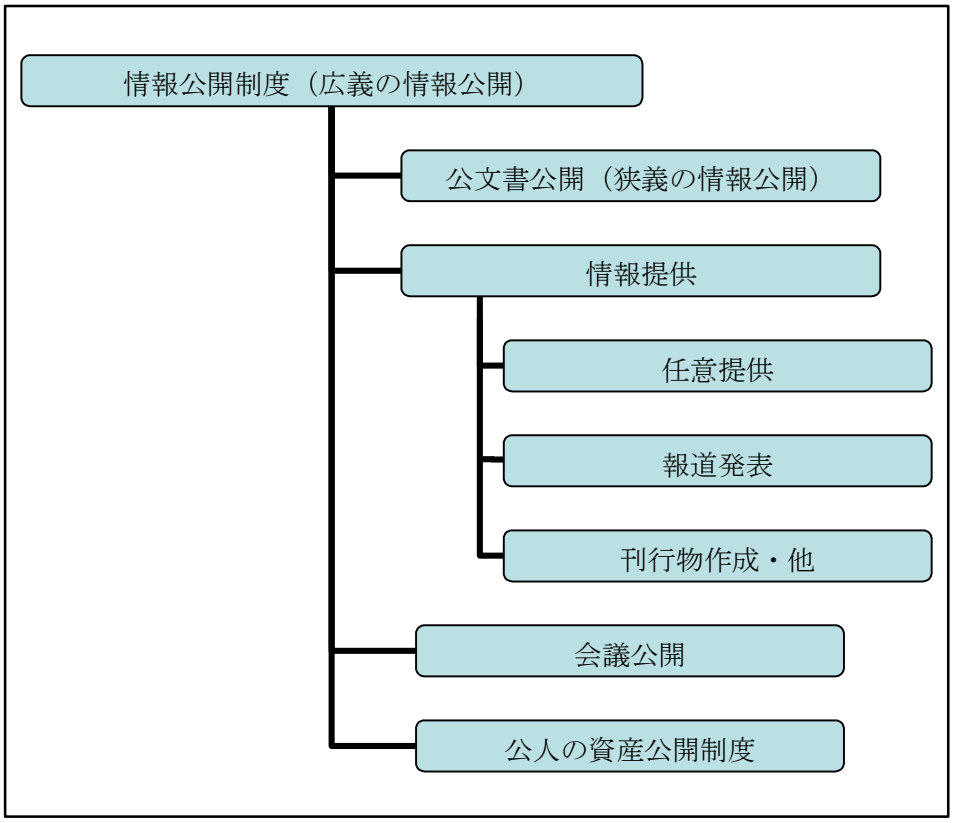

２　刊行物の販売

２０２１年度の販売実績は、以下のとおりです。

（１）　一般会計

課名	刊行物の名称	単価（円）	冊数	金額（円）
企画政策課	平和への祈りをこめて	1,000	1	1,000
	ふたたびくりかえすまい	1,000	1	1,000
	戦争時代の体験記　平和ブック１	100	3	300
	戦争時代の体験記　平和ブック２	200	2	400
	戦争時代の体験記　平和ブック３	200	2	400
	戦争時代の体験記　平和ブック４	200	2	400
	戦争時代の体験記　平和ブック５	200	2	400
	戦争時代の体験記　平和ブック６	200	2	400
	昭和３９年米軍機墜落事故災害誌（復刻版）	100	13	1,300
	町田市基本計画「まちだ未来づくりプラン」	800	4	3,200
	町田市５ヵ年計画１７－２１	400	9	3,600
	まちだニューパラダイム２０３０年に向けた町田の転換	1,100	6	6,600
	２０２０年度町田市市民意識調査報告書	1,000	1	1,000
	町田市データブック（２０２１年度）	1,200	1	1,200
広報課	ひっそり生きる町田の自然	1,200	4	4,800
市政情報課	町田市統計書　第５４号	1,200	2	2,400
	町田市統計書　第５５号	700	1	700
財政課	令和元年度（２０１９年度）町田市課別・事業別行政評価ｼｰﾄ（主な施策の成果に関する	2,800	1	2,800
	令和元年度　町田市の財政	200	3	600
	令和３年度（２０２１年度）予算書	1,300	4	5,200
	令和３年度（２０２１年度）予算概要説明書	1,800	6	10,800
	令和２年度（２０２０年度）町田市課別・事業別行政評価ｼｰﾄ（主な施策の成果に関する説明書）	1,700	3	5,100
	予算書（２０２２年度）	700	3	2,100
	予算概要説明書（２０２２年度）	1,100	6	6,600
防災課	地域防災計画（２０２０年度修正）	2,100	3	6,300
	地域防災計画　資料編　（２０２０年度修正）	1,400	2	2,800
市民協働推進課	一人ひとりがその人らしく生きるまちだプラン（第４次町田市男女平等推進計画）	700	1	700
福祉総務課	町田市福祉のまちづくり総合推進条例整備基準マニュアル―建築	2,300	1	2,300
	町田市福祉のまちづくり総合推進条例整備基準マニュアル―道路・公園・公共交通施設・路外駐車場―	2,300	1	2,300
いきいき総務課	町田市いきいき長寿プラン２１－２３（町田市高齢者福祉計画・介護	1,000	6	6,000
保健予防課	第２次町田市食育推進計画	600	2	1,200
子ども総務課	新・町田市子どもマスタープラン（後期）～子どもにやさしいまちづく	1,400	4	5,600

課名	刊行物の名称	単価（円）	冊数	金額（円）
児童青少年課	童話の木（２０１７年度）	300	1	300
	童話の木（２０１８年度）	300	3	900
	童話の木（２０２０年度）	400	30	12,000
産業政策課	町田市商店街実態調査報告書	800	1	800
農業振興課	第４次町田市農業振興計画	300	1	300
	町田市北部丘陵活性化計画	1,800	1	1,800
	町田市北部丘陵活性化計画アクションプラン	1,000	1	1,000
環境政策課	第２次町田市一般廃棄物資源化基本計画	1,900	1	1,900
	町田市環境白書２０２１(データ集)	200	3	600
	３Ｒかるた	1,000	12	12,000
環境共生課	町田生きもの共生プラン	2,100	1	2100
道路政策課	土木工事標準構造図集（２０１９．１０）	1,400	2	2800
都市政策課	町田市まちづくり５０年史	1,200	7	8,400
土地利用調整課	地形図　全図（２万分の１）	200	5	1,000
	地形図　北部（１万分の１）	200	16	3,200
	地形図　南部（１万分の１）	200	14	2,800
	地形図　西部（１万分の１）	200	11	2,200
	住宅団地分布図（２万分の１）	1,000	1	1,000
	町田市都市計画図（参考図）	700	36	25,200
地区街づくり課	町田市景観色彩ガイドライン	500	1	500
	町田市景観みちしるべ　景観づくりガイドライン	900	1	900
	町田市公共事業景観形成指針（景観指南書）	900	1	900
	町田市屋外広告物ガイドライン（景観編）	300	2	600
住宅課	町田市分譲マンション実態基礎調査報告書	400	1	400
	町田市団地再生基本方針	1,700	1	1,700
公園緑地課	名木百選	3,000	1	3,000
	町田市緑の基本計画２０２０一部改訂	3,300	2	6,600
教育総務課	町田市教育プラン２０１９－２０２３	1,100	1	1,100
	「町田市新たな学校づくり推進計画」の策定について(答申)	400	1	400
	町田の教育２０２１	400	1	400
	町田市立学校の適正規模･適正配置の基本的な考え方について(答申)	200	1	200
生涯学習総務課	町田の民話と伝承　第１集	500	3	1,500
	町田の民話と伝承　第２集	500	3	1,500
	町田の伝承　こどもの遊び	300	1	300
	町田の伝承　町田の方言と俗信・俗謡	500	2	1,000
	町田の伝承　年中行事	300	2	600
	発掘された町田の遺跡	700	17	11,900
	町田市文化財調査報告書 町田市の石造物	2600	3	7,800
	自由民権３４	500	3	1,500
	町田市史料集２－１　佐藤甚右衛門「晴雨日記」	500	1	500
生涯学習総務課（自由民権資料館）	図説自由民権	1,000	1	1,000
	町田の歴史をたどる	500	16	8,000
	民権ブックス２６　武相自由民権運動関係年表	500	1	500
	民権ブックス２８　風刺漫画に見る明治	500	1	500

課名	刊行物の名称	単価（円）	冊数	金額（円）
生涯学習総務課（自由民権資料館）	民権ブックス３２　幕末・維新期の町田	500	4	2,000
	民権ブックス３３　町田の近代と青年	500	3	1,500
	武相自由民権史料集（全六巻）	14,000	1	14,000
	原町田村　武藤（日向武藤）家文書目録	800	1	800
	武相近代資料集１－１　村野日記１	700	2	1,400
生涯学習センター	町田市生涯学習推進計画２０１９－２０２３	300	1	300
図書館（文学館）	八木重吉 －さいわいの詩人-展	1,000	2	2,000
	翻刻　筑井紀行	300	1	300
合　　計			332	245,400

（２）　下水道事業会計

課名	刊行物の名称	単価（円）	冊数	金額（円）
下水道経営総務課	未来につなぐ下水道事業プラン　町田市下水道事業経営戦略（本編）	2,800	2	5,600
下水道経営総務課	令和２年度（２０２０年度）町田市下水道事業会計予算書	200	2	400
合　　計			4	6,000

市の刊行物の郵送購入を希望される方へ

市の刊行物は、郵送でもお求めになることができます。
書籍代に相当する現金またはゆうちょ銀行発行の普通為替（定額小為替を推奨しています）と送料分の切手をご用意いただき、下記住所までお送りください（詳細は町田市ホームページに掲載しております。複数お求めになる場合の送料は冊数等により変わってくるため、こちらでお調べいたします。そのほか、ご不明な点がございましたらお気軽にご連絡ください）。
なお、お名前・ご住所・お電話番号・希望される書籍名を記載したメモを同封してください。

〒194-8520　町田市森野２－２－２２　市政情報課　　電話：042-724-8407

３　インターネットによる案内

町田市ホームページの共通表示メニュー（グローバルナビゲーション）中に「情報公開・個人情報保護」をメインページとして、「情報公開制度」「個人情報保護制度」「会議公開制度」「年報やまびこ」「特定個人情報保護制度（マイナンバー制度）」「開示決定等に不服があるとき（審査請求）」「行政不服審査会答申一覧」のページを設け情報提供を行っています。

このうち、「情報公開制度」「個人情報保護制度」にはそれぞれの制度の概要と条例を掲載しており、こちらから請求書をダウンロードいただくことが可能です。「会議公開制度」には制度の概要と条例に加え、「会議開催のお知らせ」のページを設けて、市が開催する直近の会議予定をご案内しています。

また、「刊行物ライブラリー」のうち、「市政情報課で販売している刊行物」についても随時新着図書情報を加えて更新し、町田市で刊行・販売している資料をご紹介しています。

町田市ホームページ（トップページ）からのアクセス・イメージ

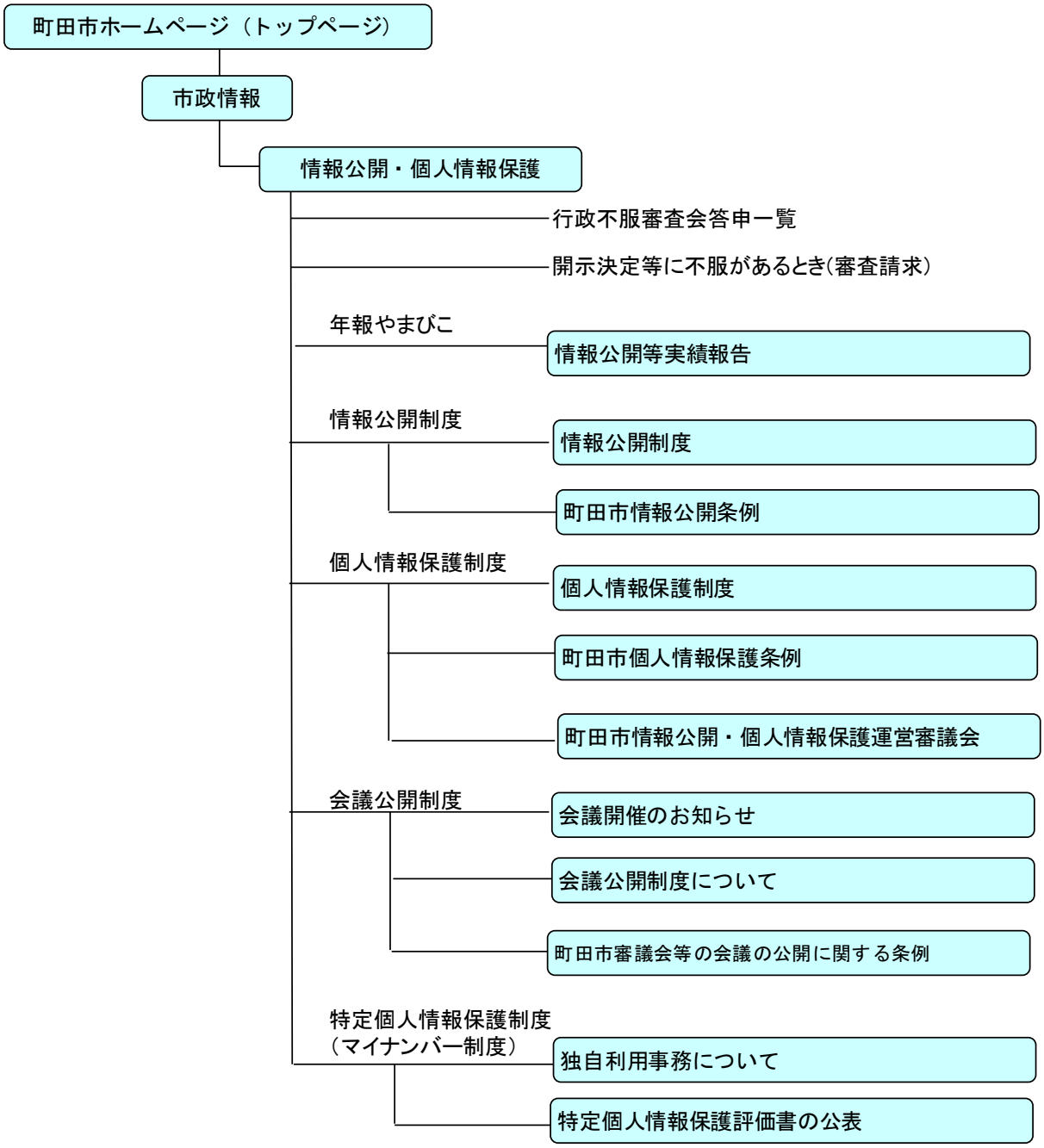

４　複写サービス

市政情報課に開架してある資料や、情報公開された公文書は１枚につき１０円（白黒コピー/Ａ３まで）または２０円（カラーコピー/Ａ３まで）で複写できます。

また、コンピュータ等に電磁的に記録されている資料等については、コンパクトディスクなどの光学記録媒体等による複写サービスも行っております。

第８章　その他

第８章　その他

１　予算執行状況

単位：千円

	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
歳入	781	1,082	537	432	378
歳出	4,992	4,709	4,625	5,185	4,853

〈2021 年度歳入内訳〉

複写機等使用料	133 千円（前年度　　240 千円）
市有償刊行物頒布代	245 千円（前年度　　192 千円）

〈2021 年度歳出内訳〉　　単位：千円

区分	用途	執行額（前年度）
報酬	審議会・審査会委員報酬	3,662　(3,113)
旅費	事務打合せ、研修	4　(8)
消耗品費	図書、事務用品	383　(469)
印刷製本費	製本等	35　(44)
筆耕翻訳料	審議会速記	300　(329)
保険料	個人情報賠償責任保険料	399　(390)
使用料	コピー機借上	50　(84)
負担金	職員研修	20　(15)

２　個人情報の漏えいについて

２０２１年度は個人情報の漏えい事故はありませんでした。

３　職員等を対象とした研修会・説明会等の開催

２０２１年度研修会・説明会等実施一覧

実施年月日	内容	受講者数
2021．4．1	新規採用職員研修（市民病院医療職） （情報公開制度と個人情報保護制度について）	25
2021．4．2	新規採用職員研修（行政職） （情報公開制度と個人情報保護制度について）	44
2021．4．16	会計年度任用職員等個人情報保護研修（定期） （個人情報保護制度について）	69
2021．5．7	会計年度任用職員等個人情報保護研修（定期） （個人情報保護制度について）	22
2021．6．8	会計年度任用職員等個人情報保護研修（定期） （個人情報保護制度について）	33
2021．6．30	新任民生委員・児童委員個人情報保護研修 （個人情報保護制度について）	4
2021．7．2	会計年度任用職員等個人情報保護研修（定期） （個人情報保護制度について）	4
2021．7．7	市民課　委託・派遣職員研修	30
2021．7．9	市民課　委託・派遣職員研修	30
2021．8．5	会計年度任用職員等個人情報保護研修（定期） （個人情報保護制度について）	11
2021．9．3	会計年度任用職員等個人情報保護研修（定期） （個人情報保護制度について）	4
2021．10．1	新規採用職員研修（行政職） （情報公開制度と個人情報保護制度について）	3
2021．10．7	会計年度任用職員等個人情報保護研修（定期） （個人情報保護制度について）	11
2021．11．10	会計年度任用職員等個人情報保護研修（定期） （個人情報保護制度について）	10
2021．12．2	会計年度任用職員等個人情報保護研修（定期） （個人情報保護制度について）	3
2021．12．17	ころころ児童館に勤務する学童保育指導員研修 （個人情報保護制度について）	16
2021．12．27	新任民生委員・児童委員個人情報保護研修 （個人情報保護制度について）	2
2022．1．7	市民税課　委託・派遣職員研修	4
2022．1．19	市民税課　委託・派遣職員研修	46

2022. １.26	市民税課　委託・派遣職員研修	20
2022. ２.10	会計年度任用職員等個人情報保護研修(定期) （個人情報保護制度について）	3
2022. ３. ４	会計年度任用職員等個人情報保護研修(定期) （個人情報保護制度について）	5
2022. ３.11	市民税課　委託・派遣職員研修	11
2022. ３.31	新任民生委員・児童委員個人情報保護研修 (個人情報保護制度について)	3

その他、２０２２年１月に個人情報保護及び情報セキュリティに関する職場研修（ｅ－ラーニング）を各職場において全職員を対象に実施し、９５課３，１３７名が受講しました。

４　ＰＩニュースの発行

情報公開制度・個人情報保護制度・会議公開制度、また情報提供に関連するタイムリーな話題を掲載した職員向けの啓発紙「ＰＩニュース」を発行しています。

２０２１年度は発行ありませんでした。

５　出資等団体の情報公開・個人情報保護制度化の取り組み状況

町田市では１９９９年度から市の出資等団体をはじめとする関係団体に対して、情報公開・個人情報保護の制度化の要請を行い、多くの団体で制度化が図られてきました。

また、２００２年度からは町田市情報公開条例において、さらに２００５年度からは個人情報保護条例においてもこれらの取り組みが明文化され、①対象となる出資等団体を規定上明らかにし、②当該団体は、両条例の趣旨にのっとり情報公開を行うための措置及び個人情報保護に関する措置を講ずるよう努めるものとし、③市は、これらの団体に対して必要な措置を講ずるよう指導を行うものとされています。

町田市の出資等団体の情報公開・個人情報保護制度施行状況

（２０２２年３月３１日現在）

名　　称 (設立年)	各団体の情報公開・個人情報保護制度(施行年月日)
社会福祉法人 町田市社会福祉協議会 (1958 年)	社会福祉法人町田市社会福祉協議会情報公開規程(2000 年 6 月 1 日) 社会福祉法人町田市社会福祉協議会個人情報保護規程 (2000 年 6 月 1 日)
町田市土地開発公社 (1974 年)	町田市土地開発公社情報公開規程(2000 年 4 月 1 日) 町田市土地開発公社個人情報保護規程(2000 年 4 月 1 日)
一般財団法人 町田市勤労者福祉サービスセンター　(1993 年)	一般財団法人町田市勤労者福祉ｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ情報公開規程 (1999 年 12 月 1 日) 一般財団法人町田市勤労者福祉ｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ個人情報保護規程 (1999 年 12 月 1 日)
株式会社 町田まちづくり公社 (1999 年)	株式会社町田まちづくり公社情報公開規程(2004 年 5 月 28 日) 株式会社町田まちづくり公社個人情報保護規程(2004 年 5 月 28 日)
社会福祉法人 町田市福祉サービス協会 (2002 年)	社会福祉法人町田市福祉サービス協会情報公開規程(2002 年 4 月 1 日) 社会福祉法人町田市福祉サービス協会個人情報保護規程 (2002 年 4 月 1 日)

一般財団法人 町田市文化･国際交流財団 (2004 年)	一般財団法人町田市文化・国際交流財団情報公開規程 (2004 年 4 月 1 日) 一般財団法人町田市文化・国際交流財団個人情報保護規程 (2004 年 4 月 1 日)
一般社団法人 町田市観光コンベンション協会　(2010 年)	一般社団法人町田市観光コンベンション協会情報公開規程(2010 年 8 月 1 日) 一般社団法人町田市観光コンベンション協会個人情報保護規程 (2010年12月21日)
一般財団法人 まちだエコライフ推進公社(2012 年)	一般財団法人まちだエコライフ推進公社情報公開規程(2012 年 4 月 2 日) 一般財団法人まちだエコライフ推進公社個人情報保護規程 (2012 年 4 月 2 日)
株式会社 町田新産業創造センター (2013 年)	株式会社町田新産業創造センター情報公開規程(2013 年 1 月 30 日) 株式会社町田新産業創造センター個人情報保護規程(2013 年 1 月 30 日)
一般財団法人 町田市地域活動サポートオフィス　(2019 年)	一般社団法人町田市地域活動サポートオフィス情報公開規程 (2019 年 4 月 18 日) 一般社団法人町田市地域活動サポートオフィス個人情報保護規程 (2019年4月18日)

６　他の自治体等からの視察

２０２１年度は、他の自治体等からの視察はありませんでした。

年報　やまびこ ３３
―― ２０２１年度情報公開・個人情報保護・会議公開制度運用実績報告書 ――
２０２３年３月発行
刊行物番号　２２－９７
編集・発行　町田市総務部市政情報課
〒１９４－８５２０　町田市森野２－２－２２
電話　０４２－７２４－８４０７（直通）
印　　刷　庁内印刷